

2025年度
自己点検・評価年報

2026年9月
同志社大学

2025年度 自己点検・評価年報

目 次

I. 2025年度 自己点検・評価活動について	2
II. 学部・研究科及び各項目に係る担当組織に関する点検・評価結果及び 内部質保証推進会議の所見	3
基準1 大学の理念・目的	3
基準2 内部質保証	4
基準3 教育研究組織	6
基準4 教育課程・学習成果	6
基準5 学生の受け入れ	9
基準6 教員・教員組織	11
基準7 学生支援	12
基準8 教育研究等環境	14
基準9 社会連携・社会貢献	16
基準10 大学運営・財務	17
(1) 大学運営	17
(2) 財務	17
基準11 国際連携	18
基準12 研究開発	19
基準13 ダイバーシティ	21
III. 学部・研究科以外の組織における組織目標と達成状況	23
IV. 2025年度の内部質保証推進活動	84
V. 総評	86
VI. 参考資料	87
①自己点検・評価実施要項<2025年度版>	87
②自己点検・評価結果の項目ごとの詳細(基準1～基準13)	134
③同志社大学自己点検・評価規程、同志社大学内部質保証推進規程	264
④2025年度同志社大学内部質保証推進会議委員名簿	269
⑤大学基礎データ集(2025年度版)	リンク先へ

I. 2025年度 自己点検・評価活動について

本学は、同志社大学内部質保証推進規程第3条第2項に則り、学長が同志社大学内部質保証推進会議（以下「会議」という。）を通して、学部・研究科及びその他組織の取組状況の確認、取組結果の集約を行い、これらを検証している。

2025年度は、第1回会議（2025年4月25日）において、当年度の自己点検・評価に係る実施方針の検討を経て、第2回会議（2025年6月6日）に2025年度自己点検・評価実施要項を決定した。第8回部長会（2025年6月26日）にてこれを周知し、点検・評価に係るワークシートを全ての組織に配付した。あわせて、エビデンスベースでの点検評価を進めるために、学生数や休退学者数の推移、授業時間外の学習の状況等の資料もワークシートと共に配付した。

自己点検・評価は、2025年度自己点検・評価実施要領に即して「学部・研究科」、「学部・研究科以外の組織」に分類のうえ実施した。

学部・研究科その他関係組織にあつては、「同志社大学自己点検・評価規程」第3条に基づき、大学の理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務、国際連携、研究開発及びダイバーシティの各項目について点検・評価を実施した。とりわけ 2025 年度は、2027 年度の機関別認証評価の受審を見据え、各評価項目に係る現状と課題を全学的に確認するとともに、内部質保証システムがPDCAサイクルにより適切に機能しているかについても総合的に点検した。

学部・研究科以外の組織にあつては、教育の質保証等にかかわる大学の諸活動に係る各種方針や「同志社大学ビジョン2025中期行動計画（第3版）」等を踏まえた各組織の 2025 年度の組織目標及び行動計画に基づいて実施された取組に対する点検・評価を実施した。加えて 2025 年度は、「同志社大学ビジョン2025」の最終年度であることを踏まえ、中期的な組織目標に対する2021年度から2025年度までの達成状況についても総括し、成果と課題の分析を通じて、次年度以降の組織運営及び改善に向けた方向性を確認した。

学部・研究科においては、それぞれの自己点検・評価委員会が自己点検・評価を実施し、それぞれの質保証委員会が自己点検・評価結果に基づいて改善策及び向上策を策定のうえ、これらを実行した。学部・研究科及び学部・研究科以外の組織は、自己点検・評価及びその結果を踏まえた改善策等を、2026年1月30日を締切として会議に提出した。すべての組織の自己点検・評価結果を取りまとめ、第6回会議（2026年3月10日）において、全学の自己点検・評価活動を検証し、検証内容に基づく改善策、向上策を学長への提言としてまとめ、これを 2026 年 3 月 31 日に学長に提出した。

以 上

Ⅱ. 学部・研究科及び各項目に係る担当組織に関する点検・評価結果及び 内部質保証推進会議の所見

本学では、大学の諸活動に関する自己点検・評価を通じて教育研究活動等の改善・向上を図るとともに、「同志社大学内部質保証推進規程」に基づき、自己点検・評価を基盤とした内部質保証を推進している。同規程に基づき、内部質保証推進会議を中心とする内部質保証体制を整備し、各学部・研究科では質保証委員会が教育の質に関する点検・評価を実施している。また、自己点検・評価規程に定める評価項目については、各項目に係る担当組織においても点検・評価を行っている。2025年度は、14学部・16研究科の全てにおいて教育の質に関する点検・評価が実施されるとともに、自己点検・評価規程に定める全ての評価項目について教育・研究・管理部門等の各担当組織による点検・評価が行われた。

内部質保証推進会議では、これらの点検・評価結果を全学的な観点から検証した。以下、その結果を報告する。

基準Ⅰ 大学の理念・目的

■全学的な状況

- 大学の理念・目的については、同志社建学の精神及び大学の教育理念・教育目標に基づき、大学、大学院及び専門職大学院の人材養成目的を適切に設定できていることを確認した。また、全ての学部・研究科において、人材養成目的と大学の理念・目的との整合性がとれており、各ホームページ、履修要項、大学案内等を通じて、学生・教職員及び受験生を含む社会に対して適切に公表できている。
- キリスト教文化センター、国際連携推進機構(ILA)、同志社社史資料センター及び歴史資料館においても、それぞれの活動を通じて建学の精神や大学の理念を適切に周知・発信できている。
- 大学の将来構想については、「同志社大学ビジョン2025」及びその実現に向けた中期行動計画に基づき、重点課題を設定し、進捗管理及び達成状況を継続的に検証している。特に、「中期行動計画(第3版)」の最終年度として、2021年度から2025年度までの取組状況を総括し、次期計画への継承を見据えた検証を進めている。

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○大学の理念・目的並びに人材養成目的について、大学全体から学部・研究科まで一貫した体系を構築しており、その整合性が適切に確保できている。また、各種媒体を通じて学内外に公表・周知できている、情報発信の仕組が適切に機能している。 ○大学の理念・目的の共有、浸透を図るため、建学の精神の継承に関わる関係組織が、それぞれの役割に応じた取組を継続的に実施している。 ○「同志社大学ビジョン2025」及び中期行動計画に基づき、重点課題の設定や進捗状況の検証を継続的に行うなど、大学の理念・目的の実現に向けたマネジメントサイクルを適切に運用できている。
2. 課題	特になし
3. 今後に向けて	○大学の理念・目的及び人材養成目的について、学生や教職員への一層の理解促進を図るとともに、社会環境や大学を取り巻く状況の変化を踏まえ、これらと教育研究活動との関連性をより明確に示していくことを期待する。 ○「同志社大学ビジョン2025」及び中期行動計画の総括を踏まえ、今後の大

	学運営においても、理念・目的の実現状況を継続的に点検・評価し、その結果に基づく改善に取り組むことを期待する。
--	--

基準2 内部質保証

■全学的な状況

- 本学では、「同志社大学内部質保証推進規程」に基づき、内部質保証に関する基本的な考え方、内部質保証推進会議の権限と役割、学部・研究科及び関係組織との役割分担並びにPDCAサイクルの運用プロセスを明確にし、全学的な内部質保証体制を整備している。
- 学部・研究科においては、自己点検・評価委員会が自己点検・評価を担い、質保証委員会が中心となつて、自己点検・評価結果を踏まえた改善・向上に継続的に取り組んでいる。学部・研究科以外の組織においても、自己点検・評価結果を単年度の課題の改善、並びに中長期的な課題の把握及び改善活動につなげる仕組みを整備できている。
- 内部質保証推進会議が基軸となり、自己点検・評価活動の統括、教育課程の改善支援、3つのポリシー及びアセスメント・ポリシーの運用支援、学習成果の把握・可視化に向けた取組、外部評価や認証評価結果を踏まえた改善活動などを推進している。
- 教育研究活動、自己点検・評価結果及び財務情報等は、大学ホームページや大学ポर्टレート等を通じて適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

【参考URL】

- ☞ [内部質保証推進体制\(大学ホームページ\)](#)
- ☞ [同志社大学基礎データ集\(大学ホームページ\)](#)
- ☞ [同志社大学の情報の公開\(大学ホームページ\)](#)

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1.評価できる点	○内部質保証推進会議を中心とした全学的な内部質保証体制を整備しており、自己点検・評価、改善・向上及び結果の検証が全学的、組織的に実施できている。 ○学部・研究科において、自己点検・評価委員会及び質保証委員会による点検・評価と改善活動を概ね適切に運用できしており、内部質保証の取組が定着している。 ○2024年度から、本学の内部質保証推進体制及び自己点検・評価を基軸とした内部質保証の推進活動に対する外部評価を実施し、その結果を踏まえた改善・向上に取り組んでいることは、内部質保証システムの客観性及び妥当性の向上に資する取組となっている。 ○学習支援・教育開発センターを中心に教育支援機構、入学センター等の関係組織が、教育課程編成、学習成果の把握、入学者受け入れに係る方針の策定支援等を通じて、全学的な質保証活動を支援している。 ○教育研究活動や自己点検・評価結果等の情報を適切に公表し、透明性の確保と説明責任の遂行に努めている。
----------	---

2. 課題	○一部の学部・研究科では、自己点検・評価を実施する組織と、その結果を検証する組織の委員長、構成員が完全に重複しており、それぞれの役割が十分に区別されていることを明確に示しにくい状況となっている。学部・研究科の規模や教員数、役職者の状況から一定の委員兼任は避けられない面があるものの、内部質保証システムの実効性を一層高める観点から、各組織の役割及び責任の整理を進めることが望まれる。 ○改善プロセスにおいて、実質的な改善は確認できるものの、一部において内部質保証プロセスとの関係が十分に確認できない事例が見受けられるため、学部・研究科の質保証委員会を中心とした点検・評価及び改善の取組を明確に位置付け、その過程を適切に記録していくことが望まれる。 ○試験問題に関する情報提供については、解答例等を含めた公表内容の充実について、引き続き検討及び学内調整を続けることが望まれる。
3. 今後に向けて	○一部の組織において、自己点検・評価結果を中長期的な改善・向上に結び付けるための課題の継承や進捗管理について、充実の余地が認められるため、中長期的な課題を組織として継続的に共有・管理する仕組の充実を期待する。 ○学部・研究科においては、中長期的な課題や改善事項の共有・継承を着実に行うとともに、学生の意見や外部の視点を活用した点検・評価活動の充実を図ることを期待する。 ○教育研究活動や学習成果に関する情報について、引き続き正確かつ分かりやすい情報発信に努めるとともに、社会に対する説明責任の一層の充実を期待する。

■内部質保証体制の充実に向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○自己点検・評価委員会と質保証委員会を活用した改善プロセスの運用例

文化情報学部では、中長期計画については学部長から自己点検・評価委員会に諮問を行い、自己点検・評価委員会で検討した結果を、質保証委員会、教授会等で確認し、主任会にて実行計画を策定している。近年では学部のカリキュラム改編、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改編を行っており、現在、大学院カリキュラムの改編計画を策定中である。また、エビデンス資料として自己点検・評価委員会12回と質保証委員会15回の議事録が確認でき、それぞれの委員会において所管する事項について継続的かつ実質的な議論が行われている。

各委員会がそれぞれの役割を明確にしながら連携することで、点検・評価、検証、改善計画の策定及び実施までのプロセスが組織的に運用されており、両委員会による段階的な検討を通じて、改善方策の妥当性や実効性を確認する仕組が構築されているため学部・研究科における内部質保証システムの実効的な運用事例として評価できる。

基準3 教育研究組織

■全学的な状況

- 同志社建学の精神及び大学の教育理念を踏まえ、14学部16研究科を設置するとともに、キリスト教文化センター、ハリス理化学研究所、歴史資料館、全学共通教養教育センター、国際教育インスティテュート、免許資格課程センター、学習支援・教育開発センター、国際教養教育院等を設置し、多様な教育研究活動を推進する体制を整備している。
- 新制大学設置以前から展開している学問領域を継承しつつ、2004年度から2013年度にかけて学問の動向や社会的要請を踏まえて学部・研究科を改組・新設し、現在の教育研究組織編制を構築している。
- 近年は人口減少社会の進展や私立大学を取り巻く環境変化を踏まえ、規模の拡大よりも教育研究の質の維持・向上と持続可能な大学運営を重視した教育研究組織の運営を行っている。

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○同志社建学の精神及び大学の教育理念を踏まえ、長年にわたり培ってきた学問領域を継承するとともに、学問の動向や社会的要請を勘案しながら教育研究組織を整備している。
2. 課題	特になし
3. 今後に向けて	○人口減少や高等教育を取り巻く環境変化を踏まえ、本学の特色や強みを生かした教育研究組織の発展に引き続き取り組むことを期待する。 ○学問の動向や社会的要請を継続的に把握し、必要に応じて教育研究組織の機能や役割を検証するとともに、その改善を機動的につなげていくことを期待する。 ○エビデンスに基づく教学マネジメントを推進し、学習成果や教育研究活動に関するデータを活用した教育研究組織の検証・改善の取組が一層充実することを期待する。

基準4 教育課程・学習成果

■全学的な状況

- 本学では「同志社大学教育の3つのポリシーを策定するための基本方針」に基づき、「人材養成の目的」を踏まえて、各学部・研究科等において学位ごとに学位授与方針(DP)、教育課程編成・実施方針(CP)及び学生受け入れ方針(AP)を策定し、教育課程を編成して教育活動を展開している。
- 学位を授与しない教育プログラムや複数学部・研究科横断型の教育プログラム等(例:全学共通教養教育センター、国際教養教育院等)においても「同志社大学教育目標」の内容を身に付けるべき資質・能力として実施方針(CP)を定め、教育課程を編成して教育活動を展開している。

【参考URL】

[📄 同志社大学教育目標と学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針
\(大学ホームページ\)](#)

[📄 カリキュラムマップ・カリキュラムツリー \(大学ホームページ\)](#)

- 学士課程段階では全学共通教養教育を通じて幅広い教養と知識の涵養を図るとともに、博士及び修士

課程段階においても、高等研究教育院にてアドバンスト・リベラルアーツ (ALA) 科目群を設置するなど、専門教育に加え教養教育の充実に取り組んでいる。

【参考URL】

☞ [全学共通教養教育科目 \(大学ホームページ\)](#)

☞ [高等研究教育院 \(大学ホームページ\)](#)

○学習支援・教育開発センターを中心として、授業評価アンケート、学生調査、FD研修、LMSを活用した学習成果の可視化等の取組を推進し、教育改善に向けた支援体制を整備している。

【参考URL】

☞ [入学時調査 \(大学ホームページ\)](#)

☞ [学びの実態調査 \(大学ホームページ\)](#)

☞ [「学びのふり返し」卒業時調査 \(大学ホームページ\)](#)

○学習成果の把握・測定、評価・改善活動については、全学的に学部・研究科等においてアセスメント・ポリシーを改正し、質保証委員会委員長(学部・研究科長)を責任者とする体制を整備した。また、学位授与方針に掲げる資質・能力の獲得状況に関する評価方法、その他多面的な評価方法、評価の実施時期及び結果の活用方法を明確化し、学習成果の把握・評価・改善の仕組の実効性が向上した。

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○2025年6月の「アセスメント・ポリシーの策定に関する基本方針」の改正を受け、年度内に各学部・研究科等においてアセスメント・ポリシーの改正を完了した。これにより、学位授与方針に掲げる資質・能力と学習成果の把握・評価方法との対応関係が明確になるとともに、評価結果の改善への活用方策も整理できた。学習成果の把握・評価に関する全学的な基盤整備は着実に進展している。 ○学生調査のフィードバックや学修成果可視化システム(DO-MAP)の導入検討等、学修者本位の教育の実現のため学習成果に関するデータを活用した教学マネジメントの推進に向けた取組を進めている。
2. 課題	○学生による授業評価アンケートの結果は、各授業科目の改善に活用されている。一方で、その結果を組織的に分析・共有し、継続的に教育改善の状況を確認する仕組については、更なる充実が望まれる。 ○履修指導、学習支援及び授業外学習の促進に関しては、学部・研究科間で取組状況に差異がみられることから、学生が所属組織によらず適切な支援を受けられるよう、全学的な支援体制の更なる充実が望まれる。 ○授業評価アンケート、学生調査、学習成果評価等に関するデータは収集されているものの、それらがFD活動や教育改善にどのように活用され、その結果としてどのような改善につながったのかが十分に可視化されていない組織も見受けられる。データの収集から分析、改善及び検証に至る一連のプロセスの明確化が望まれる。
3. 今後に向けて	○アセスメント・ポリシーの整備により学習成果の把握・評価の枠組みは明確化されている。一方で、その結果を教育課程や教育方法の改善へ組織的に活用する取組については、学部・研究科間で進捗に差が見られる。2026年

	度から運用が開始される新たなポリシーのもと、学習成果の分析結果を教育改善へ結びつける取組を継続的に発展させることを期待する。 ○自己点検・評価の客観性を一層高めるためには、学生の意見や外部の視点を組織的に収集するとともに、その結果を活用した教育改善の取組へ反映する仕組の確立が期待される。
--	--

■教育の質向上に向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○全学的な学習成果可視化の推進取組例

本学では、数年にわたる計画的な取組を通じて、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーの整備・公表、アセスメント・ポリシーの改正を進めるとともに、それらを実質的に機能させる教学マネジメントシステムを構築した（2026年度運用開始）。[学修成果可視化システムDO-MAP](#)を通して、学生がDPに掲げる各資質・能力の獲得状況を学生が可視的に確認しながら主体的に学修を振り返ることができるよう、学部・研究科等においても学位プログラム単位で学習成果を把握・分析することが可能となっている。このように、学習成果の把握・評価に係る方針の整備と、その実質化を支える仕組の構築を一体的に実現した点は、全学的な教学マネジメントの推進に資する取組である。

○各科目担当者が授業評価アンケートの結果を活用して授業改善に取り組む組織的な仕組例

文化情報学部では、授業評価アンケート結果を教授会で共有するとともに、各科目担当者がアンケート結果をシラバスへどのように反映するかについて、所定の様式（1科目当たり約200字）により報告する仕組を整備している。授業評価結果を個々の教員による改善にとどめず、学部として把握・共有することで、組織的な教育改善へ結びついている点は注目される。

○アセスメント・ポリシーに基づき、ルーブリックを活用した点検・評価の例

文化情報学部では、2024年度卒業研究について、ルーブリックに基づき、DP1、DP2、DP3及び総合の各項目を5段階で評価している。また、その結果を集計・分析し、総合評価区分ごとのDP達成状況を検証することにより、ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果の達成状況を組織的に確認している。このように、ルーブリックを学習成果の把握・評価に実質的に活用し、その結果を点検・評価へ結び付ける仕組が機能している。

○アセスメント・ポリシーに基づき、カリキュラムマップを活用した点検・評価の例

法学部では、科目ごとにDP1～3との対応関係を示したカリキュラムマップをもとに独自の「重み付きGPA 成績評価の可視化」を実施している。学科、学年ごとの平均値を算出し、重み付きGPAと累積GPAを比較することにより、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力の達成状況を把握している。また、その結果について自己点検評価委員会及び質保証委員会において検証を行い、知識・技能（DP1）、思考力・判断力・表現力（DP2）、主体性・多様性・協働性（DP3）の達成状況を確認している。このように、学習成果の把握と教育課程の点検・評価を有機的に結び付ける取組を構築している。

○大学院における学生の意見を取り入れる工夫の例

心理学部では、「学びの実態調査」の自由記述を教員間で共有し、FDIにおいて学部教育の振り返りを行っている。また同大学院では、大学院生を対象とした教育環境評価アンケートを実施し、自由記述による意見や要望を収集するとともに、その結果を研究科委員会で共有し、指導改善に活用している。このように、学生の意見を組織的に把握し、その結果を教育内容や指導方法の改善に活用している取組が進められている。

○全学共通教養教育を基盤とした体系的な教養教育の推進

全学共通教養教育においては、「同志社科目群」「基礎学術科目群」「グローバル教養科目群」「イノベ

ーション創出科目群」により構成される体系的な教養教育課程を整備し、建学の精神である「良心教育」を基盤として、幅広い知識と教養、多様な価値観への理解、課題発見・解決能力及び創造力の育成に取り組んでいる。特に、グローバル・リベラルアーツ副専攻、同志社イノベーション・ゲートウェイ（DIG）、同志社データサイエンス・AI教育プログラム（DDASH）を展開することにより、学生が所属学部の専門教育に加え、分野横断的な学びを体系的に修得できる環境を整備している。また、副専攻や教育プログラムの修了者に対してオープンバッジを発行し、学習成果の可視化も図っている。このように良心教育を基盤としつつ、グローバル教育、イノベーション教育及びデータサイエンス教育を有機的に結び付けた全学的な教養教育を展開するとともに、その学習成果を可視化する取組を整備している点は、本学の特色ある取組となっている。

○高等研究教育院における分野・領域横断型教育（アドバンスト・リベラルアーツ）の推進の例

大学院教育においても、各自の専門性を社会の現場で活かしていくうえでの高度な教養の体得を目指し、高等研究教育院が分野・領域横断型教育であるアドバンスト・リベラルアーツ（ALA）科目群を提供し、その枠組みのもとでグローバル・リソース・マネジメント（GRM）コース、「次の環境」協創コースを展開している（2026年度からはサイエンスコミュニケーションコースも増設）。また、研究科横断副専攻プログラムとして、Comm5.0- AI・データサイエンス副専攻プログラムも提供し、当該科目の一部科目をALA科目群に組み込み、専門分野の深化に加え、複数の専門知を横断的に結び付けながら社会課題の本質を捉える俯瞰力・総合力・創造力・提案力の育成の実現に向けた教育課程を体系的に整備している。

基準5 学生の受け入れ

■全学的な状況

- 本学では、「同志社大学教育の3つのポリシーを策定するための基本方針」に基づき、学位授与方針及び教育課程編成・実施方針との整合性を図りながら、各学部・研究科等において学生受け入れ方針（AP）を定め、学生募集及び入学者選抜を実施している。

【参考URL】

- ☞ [学部アドミッション・ポリシーについて（大学ホームページ）](#)
- ☞ [研究科アドミッション・ポリシーについて（大学ホームページ）](#)

- 学生募集及び入学者選抜にあたっては、入学者に求める能力や適性を明示するとともに、多様な入学者選抜制度を設け、公平性及び公正性の確保に努めている。
- 学力審査等の内容、合否判定の方法及び基準等を入学試験要項、ホームページ等を通じて公表するとともに、障がい等のある受験生に対する合理的配慮についても情報提供を行っている。
- 入学者数、志願者数、定員充足状況等について継続的に点検を行い、各学部・研究科等において学生の受け入れに関する状況の把握及び改善に取り組んでいる。

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○各学部・研究科等において、学生受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜を適切に実施しており、入学者選抜の公平性及び公正性の確保する体制を整備している。
-----------	---

	○外国人留学生入学試験においては、海外試験会場の活用や遠隔による口頭試問を実施するなど、多様な志願者が受験しやすい環境整備を進めている。 ○学生受け入れに関する状況については、自己点検・評価を通じて継続的に検証しており、学生募集及び入学者選抜の改善につなげる体制を構築している。
2. 課題	○試験問題に関する情報提供については、解答例等を含めた公表内容の充実に向けて、引き続き検討及び学内調整を続けることが求められる。 ○一部の研究科・専攻においては定員充足状況に課題がみられる。社会的ニーズや志願者動向を継続的に分析し、その結果を教育内容や学生募集方策の見直しへ適切に反映していくことが望まれる。
3. 今後に向けて	○学生受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜の適切な運営を継続するとともに、多様な志願者に開かれた受入体制の充実を通じて、学生受け入れの更なる発展につなげていくことを期待する。

■学生の受け入れの充実に向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○外国人留学生入学試験における受験機会拡大の取組

学部外国人留学生入学試験において、受験機会の拡大を目的として、今出川・京田辺両キャンパスに加え、韓国・ソウル（延世大学）にも試験会場を設置している。ソウル会場では、筆記試験に加え、テレビ会議システムを活用した口頭試問を実施しており、受験者は日本へ渡航することなく受験できるとともに、学部教員も海外出張を伴うことなく面接を実施することが可能となっている。また、公平性及び公正性の確保に向けて、入試要項及び関連情報を全受験者に同一条件で公開するとともに、国内外を問わず同一日程及び基準のもとで体制を整備している。このように、ICTを活用した遠隔口頭試問や海外試験会場の設置を組み合わせることにより、受験生の地理的・経済的負担の軽減を図りながら、公平かつ公正な入学者選抜を実現しており、多様な志願者に対する受験機会の拡大に寄与している。

○定員充足状況を踏まえた入学者確保の取組

経済学研究科では、定員未充足に対する対応として、一般入試志願者に加え、社会人や留学生等も対象とした大学院入試説明会を開催するとともに、学部奨励学生説明会を行い、推薦入試による入学者の確保にも取り組んでいる。また、同研究科の大学院運営委員会において、自己点検・評価結果を活用して入試制度を検証し、必要に応じて出願資格や選抜方法の見直しを進めている。さらに、入試運営上の課題についても原因を分析の上、その結果を入試要項の改善や運営方法の見直しへ反映している。このように、学生募集から入学者選抜の実施・検証に至るまで、自己点検・評価の結果を活用した改善サイクルが機能しており、継続的な質向上に結び付けられている。

○合理的配慮に基づく受験環境整備の取組

一般選抜入試、及び大学入学共通テストの実施においては、受験特別措置申請者に対して、問題用紙・解答用紙の拡大印刷や座席指定、別室受験など、受験生の状況に応じた配慮を行い、多様な受験生の受け入れを行った。このように、受験生一人ひとりのニーズに応じた受験環境を整備することにより、受験機会の公平な確保に努めている点は、多様な志願者の受け入れを推進する取組である。

基準6 教員・教員組織

■全学的な状況

- 本学では、「同志社大学教員組織の編制方針」に基づき、大学及び各学部・研究科等の教育研究上の目的を実現するため、適切な教員組織を編制している。
- 教員の募集、採用及び昇任については、各学部・研究科等において規程及び基準を定め、公正かつ適切な手続に基づいて実施している。
- 教育上主要と認められる授業科目については、専任教員を中心とした担当体制を整備し、教育の質の維持・向上に努めている。
- 教育研究活動の改善・向上を目的として、全学及び各組織においてFD活動を実施するとともに、researchmapを活用した教育研究業績の公表を推進している。
- 教員組織の点検・評価において、教育研究上の必要性に加え、教員構成の多様性についても確認を行いながら、適切な教員組織の維持に努めている。

【参考URL】

[☞ 同志社大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針\(大学ホームページ\)](#)

[☞ 同志社大学教育倫理規準、同志社大学研究倫理規準\(大学ホームページ\)](#)

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○各学部・研究科等において、教員の募集・採用・昇任に関する基準及び手続のもと、教育研究上目的の実現に資する教員組織を計画的に編制している。 ○教育研究倫理の遵守やFD活動への参加を通じて、教育研究活動の質向上に向けた取組を継続的に展開している。 ○researchmapを活用した教育研究業績の公表を全学方針として推進し、教育研究活動の透明性向上及び社会への説明責任の充実につなげている。
2. 課題	○教員組織の適切性に関する点検・評価は実施されているものの、その結果を教育研究活動の改善や組織運営の活性化に結び付ける取組について、更なる充実が望まれる。
3. 今後に向けて	○教育研究活動を支える多様な教員組織の維持・発展に努めるとともに、女性教員や外国人教員を含む多様な人材の確保を引き続き推進することを期待する。

■教員・教員組織の充実にに向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○FD活動の例

- ①神学部では、FD研修会を継続的に実施しており、2025年度は「卒業時調査に見る授業満足度とその要因について－アンケートの活用を中心として－」をテーマとして取りあげ、教員の参加率も100%となっている。卒業時調査の結果を教員間で共有し、学部教育の課題や学生の学習状況について検討することにより、授業改善に取り組んでいる。このように、調査結果を組織的なFD活動に活用し、教育課題の共有と授業改善につなげている点は、教員の資質向上及び教育の質向上に資する取組となっている。

- ②アセスメント・ポリシーの見直し・再策定を支援するため、学習支援・教育開発センターがFD研修会「どうする？アセスメント・ポリシー ～学習成果の実質化をめざして～」(2025年10月2日)を実施した。アセスメント・ポリシーの再策定が求められる時期に、認証評価における大学の説明責任や内部質保証推進について理解を深めるとともに、学習成果の評価に関する実践的な知見を共有したことは、各学部・研究科等におけるアセスメント・ポリシーの見直し・再策定を支援する有効なFD活動となった。

基準7 学生支援

■全学的な状況

[修学支援(学習面)]

- 学習支援・教育開発センターを中心として、ラーニング・アシスタント(LA)制度、学習相談、アカデミックスキル支援等を実施し、学生の主体的な学びを支援している。学部・研究科においても、履修相談、オフィスアワー、成績不振学生への個別指導等、多様な修学支援を行っている。

[修学支援(経済面)]

- 本学では、日本学生支援機構奨学金に加え、同志社大学奨学金、修学特別支援奨学金、大学院特別奨学金等の独自奨学金制度を整備するとともに、授業料減免、学費延納・分納制度等により、学生の経済的支援に取り組んでいる。

[生活支援]

- 保健センター、カウンセリングセンター、SDA室、学生支援センター等が連携し、健康支援、心理支援、障がい学生支援、多様性に配慮した支援等を実施している。また、学生寮やピアサポート等を通じて学生生活全般を支援している。

[進路支援]

- キャリアセンターを中心として、キャリア相談、就職支援プログラム、インターンシップ支援、UIJターン支援等を実施し、学生の進路選択及びキャリア形成を支援している。

[学生の基本的人権の保障(ダイバーシティの推進)]

- 「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、男女共同参画、多文化共生、障がい者支援及びSOGI理解・啓発を推進している。また、合理的配慮の提供やハラスメント防止体制の整備を通じて、学生一人ひとりが安心して学ぶことができる環境の整備に取り組んでいる。

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	[修学支援(学習面)] ○学習支援・教育開発センターにおけるラーニング・アシスタント制度のほか、各学部・研究科等においても個別の学習相談体制を整備しており、学生の主体的な学びを支える支援体制を構築している。 ○各学部・研究科等において、履修指導、学習相談、成績不振学生への個別支援等を実施しており、学生一人ひとりの学習状況に応じた支援を行っている。 [修学支援(経済面)] ○多様な奨学金制度や経済支援制度を整備することにより、学生が経済的事情に左右されことなく学業を継続できる環境を整えている。 [生活支援]
-----------	---

	○保健センター、カウンセリングセンター、SDA室等の関係部署が連携し、多様な背景や支援ニーズを有する学生に対応する支援体制を構築している。 [進路支援] ○キャリアセンターを中心に、就職支援、キャリア形成支援及び地域連携による進路支援が展開されており、学生の進路選択及びキャリア形成を支える体制を整備している。 [学生の基本的人権の保障(ダイバーシティの推進)] ○ダイバーシティ推進宣言に基づき、男女共同参画、多文化共生、障がい学生支援及びSOGI理解・啓発に関する取組を全学的に推進しており、多様な構成員が尊重される教育研究環境の実現に取り組んでいる。
2. 課題	○履修相談、学習支援及び成績不振学生支援については、学部・研究科によって運用方法に差異が見られるため、学生が所属組織によらず適切な支援を受けられるよう優れた取組を共有し、充実を図ることが望まれる。
3. 今後に向けて	[修学支援(学習面)] ○学習支援に関する各種データや学生の意見を活用しながら、多様な学生の修学を支える支援体制の更なる充実を期待する。 [修学支援(経済面)] ○経済支援制度は充実しているものの、制度の利用状況や支援効果について継続的に検証し、必要に応じた見直しを行うことを期待する。 [生活支援] ○学生支援に係る様々な取組について、その成果や課題を組織的に把握し、改善につなげる仕組の充実を期待する。 [進路支援] ○社会環境の変化や学生ニーズの多様化に対応した進路支援及びキャリア形成支援の充実を期待する。 [学生の基本的人権の保障(ダイバーシティの推進)] ○ダイバーシティ推進、合理的配慮及びハラスメント防止に関する取組を継続するとともに、学生への周知及び理解促進を一層進めることを期待する。

■ 学生支援の充実に向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○ 修学支援(学習面)の例

大学院生を学習支援・教育開発センターのラーニング・アシスタント(LA)として配置する制度を設け、学部学生に対する学習相談やアカデミックスキル支援を実施している。また、LAに対して事前研修や定期的な全体会議を実施することにより、支援の質向上にも取り組んでいる。学部学生の主体的な学びを支援するとともに、大学院生に教育支援の実践機会を提供している点に特色があり、修学支援(学習面)と大学院生の教育力向上を有機的に結び付けた取組となっている。

○ 学び直しや正課外活動の例

経済学部では、分析や統計で必要となる数学の学び直しの機会として「数学補習講座」を開設している。また、正課の学びを通じて身に付けた経済学的思考力や分析能力を実践する場として「学生プロジェクト」「ビジネスアイデア大会」「ディベート大会」「海外インターンシップ」等の課外活動を実施している。正課教育と正課外教育を有機的に連携させた取組を通して、基礎学力の補完から発展的な実践活

動までを体系的に提供することで、学生の主体的な学びを促進するとともに、専門知識の定着及び課題解決能力の向上につなげている。

基準8 教育研究等環境

■全学的な状況

- 本学では、「同志社大学教育研究等における環境・条件の整備に関する方針」に基づき、教育研究活動を支える校地・校舎、図書館、情報通信環境等を適切に整備するとともに、その維持・向上に努めている。
- 学生の授業時間外学習の促進、多様な学びの形態の支援の観点から、ラーニング・コモンズを設置し（今出川キャンパス（良心館）、新町キャンパス（新創館）、京田辺キャンパス（ラーネット記念図書館））、学生が様々なヒト・モノ・コト・情報と出会い、それらを仲間とともに議論することを通して、情報を知識に、知識を創造に変えていく「学びの広場」を提供している。
- ラーニング・コモンズでは、学生が「ひらめき」を「実現」に変えていくための仕掛けとして、グループワークエリアやPCコーナー、国際交流の場としてのグローバルビレッジといった様々な環境を整えている。また、良心館とラーネット記念図書館のラーニング・コモンズでは、ラーニング・アシスタント(LA)を配置し、学部学生の授業外学習に関する助言や相談対応を行っている。
- 情報セキュリティポリシーの整備、ネットワーク環境及びICT機器の充実、DoKoDeMoPCサービスや遠隔PC接続サービスの提供等の情報環境を整備し、教育研究活動を支援している。
- 図書館では、豊富な蔵書や電子資料を整備するとともに、講習会やレファレンスサービス等を通じて教育研究活動を支援している。また、点字・朗読室の設置をはじめ、多様な利用者が必要な資料や情報を利用できる環境の整備に取り組んでいる。
- 研究活動を円滑に遂行できるよう、研究費支援、研究倫理教育、倫理審査体制、利益相反マネジメント体制等を整備するとともに、公正な研究活動の推進と研究環境の充実に努めている。
- 若手研究者の育成に向けて、博士後期課程学生を対象としたJST次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）による経済的支援・キャリア形成支援や、ポスドクターを対象とした研究環境整備及びキャリア支援を実施し、次世代の研究人材育成に取り組んでいる。
- 障がいのある学生への合理的配慮や施設のバリアフリー化を推進するとともに、「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、多様な構成員が学び、研究できる教育研究環境の整備を進めている。
- 実験・実習及び研究活動における安全・衛生を確保するため、薬品管理、実験廃液処理、高圧ガス、放射線、遺伝子組換え実験及び動物実験等に関する各種説明会・講習会等を実施し、安全かつ適切な教育研究環境の維持に努めている。

【参考URL】

- ☞ [同志社大学教育研究等における環境・条件の整備に関する方針\(大学ホームページ\)](#)
- ☞ [教育研究活動の公正な実施について\(大学ホームページ\)](#)
- ☞ [同志社大学次世代研究者支援パッケージ\(大学ホームページ\)](#)

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○学生の自主的な学習を支援するため、多様な学習空間を整備するだけでなく、ラーニング・コモンズ、オンライン学習相談、ラーニング・アシスタント
-----------	---

	ト(LA)制度等を整備し、多様な学習ニーズに対応している。 ○図書館の施設環境は、バリアフリー環境の整備として、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等を両校地図書館で613点所蔵するとともに、両校地とも対面朗読室を設置し、障がいのある利用者の学習・研究を支援している。 ○「研究倫理向上月間」を設け、学外講師による講演会や研究倫理関連図書フェア、オンデマンド教材の紹介等の啓発活動を実施することで、研究者のみならず学部生及び大学院生を含めた全学的な研究倫理意識の醸成に継続的に取り組んでいる。
2. 課題	○AIの活用など研究活動を取り巻く環境が急速に変化する中、研究倫理上の新たな課題への対応について、組織的な検討体制の明確化及び更なる充実が望まれる。
3. 今後に向けて	○2026年度開館予定の今出川校地新図書館を契機として、学習・研究環境及び資料保存環境の更なる充実を図るとともに、オンラインサービスやICTタグを活用した図書館サービスの高度化を推進し、利用者の利便性向上につなげることを期待する。

■教育研究等環境の充実に向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○ラーニング・コモンズを核とした学習環境の充実の例

ラーニング・コモンズでは、協働学習スペース、ICT環境、国際交流機能及び学習相談体制を一体的に整備し、主体的・協働的な学びを支える学習環境の充実を図っている。また、図書館新設工事のため図書館での学習スペースが制限される期間中は、サイレントエリアを設け、個人学習へのニーズにも対応した。こうした取組は、各施設の役割を踏まえながらも、学習者本位の観点から学習環境全体の最適化を図ったものであり、本学の教育研究等環境の充実を象徴する事例といえる。

○若手研究者の成長段階に応じた総合的支援体制の構築の例

本学では、博士後期課程学生からポストドクターまでを対象とした一貫した若手研究者育成・支援体制を整備している。博士後期課程学生に対しては、科学技術振興機構(JST)の次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)の採択を受け、「同志社大学大学院博士後期課程次世代研究者挑戦的研究プロジェクト」を実施し、経済的支援とキャリア形成支援を行い、研究に専念できる環境を整えている。ポストドクターに対しては、特別任用助教(有期研究員)及び特別任用助手(有期研究員)制度を設けるとともに、日本学術振興会特別研究員制度における「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を活用し、安定した研究環境を提供している。また、第一三共株式会社の「『はばたく次世代』応援寄付プログラム」の採択を受けた「同志社大学次世代研究者支援パッケージ」により、国際的な研究活動や研究者としてのキャリア形成を支援している。博士後期課程学生から若手研究者までの成長段階に応じた支援を体系的に整備し、研究力向上と次世代研究人材の育成を推進している。

基準9 社会連携・社会貢献

■全学的な状況

- 本学では、「同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針」に基づき、教育研究活動を通じて得られた知的成果を社会に還元するとともに、多文化共生や地域協働の取組を通じて、社会の発展に寄与する活動を継続している。
- 地方自治体、企業、教育機関、地域団体等との連携を推進し、教育研究活動の成果を活かした課題解決や価値創造に取り組むとともに、産学官連携や地域連携を通じて社会的要請に応えている。
- 公開講座や講演会、シンポジウム等の開催をはじめ、研究成果や大学の知的資源を広く社会へ発信し、地域社会及び国際社会との交流・連携の促進に努めている。
- 各学部・研究科及び学部・研究科以外の組織において、フィールドワーク、インターンシップ、共同研究、地域連携事業等を展開し、学生が社会との関わりの中で学びを深める機会を創出している。
- 国際交流や留学生支援、多文化共生の推進を通じて、多様な価値観を尊重する教育研究環境を整備し、グローバル社会の発展に貢献する人材の育成に取り組んでいる。

【参考URL】

[同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針\(大学ホームページ\)](#)

[同志社大学研究・産官学連携\(大学ホームページ\)](#)

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○各学部・研究科及び学部・研究科以外の組織において、自治体、企業、地域団体等との連携による教育研究活動を展開しており、教育研究成果の社会還元に積極的に取り組んでいる。特に、共同研究、地域課題解決への参画、フィールドワーク、インターンシップ等を通じて、学生が社会と関わりながら学ぶ機会を創出している。 ○国際交流事業や留学生支援、国内外の大学との協定に基づく教育研究活動等を通じて、多文化共生や国際理解の促進に取り組み、グローバル社会の発展に貢献する人材の育成を進めている。
2. 課題	特になし
3. 今後に向けて	○社会連携・社会貢献活動を教育研究活動と有機的に結び付け、学生が実社会との関わりの中で学びを深める機会を引き続き充実させることを期待する。 ○国際交流、多文化共生及び地域協働に関する取組を継続・発展させ、本学の建学の精神及び社会連携・社会貢献に関する方針の実現に向けて更なる展開を図ることを期待する。

■社会連携・社会貢献の充実にに向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○京田辺市と連携した多文化共生イベントの実施の例

グローバル・コミュニケーション学部では、留学生が立案した企画を学生自らが実践する科目を京田辺市と連携のうえ設置している。当該科目では、文化の多様性を感じることができるとともに、文化を越えて協力し合い、多文化共生を実感できる機会を地域住民等に提供している。教育活動を通じて地域社会との交流を促進し、多文化共生への理解を深める取組となっている。

基準10 大学運営・財務

(1) 大学運営

■全学的な状況

- 本学では、「同志社大学の大学運営に関する方針」に基づき、学長の下に教育研究組織及び管理運営に係る事務機構を組織し、教学及び管理運営を一元的に統括する大学運営体制を整備している。
- 学長、副学長、学部長、研究科長等の権限及び役割を諸規程において定めるとともに、大学評議会、部長会及び各種主任会議を通じて、全学的な意思決定及び組織間の連携・調整を適切に行っている。
- 大学運営に関する諸規程を整備し、教授会及び研究科教授会との連携のもと、適切かつ透明性の高い意思決定を行う体制を構築している。監事監査、会計監査人による監査及び内部監査（(1) 会計監査、(2) 業務監査（業務運営に関する監査））を実施するとともに、監査結果を理事会等へ報告し、業務運営の適切性及び財務の健全性の確保に努めている。

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○大学運営に関する諸規程の整備や権限・責任の明確化を図っており、適切かつ透明性の高い大学運営に努めている。 ○教職協働による大学運営を推進するとともに、教職員の資質向上を目的としたSD活動を全学的に実施している。とりわけ、SD研修の参加率は職員が100%、教員もほぼ100%となっており、大学運営を担う教職員の能力向上に組織的に取り組んでいる。 ○業務監査においては、対象部署への事前ヒアリングやリスク評価を踏まえて重点監査項目を設定するなど、実効性の高い監査を実施し、大学運営の改善・向上につなげている。
2. 課題	特になし
3. 今後に向けて	○大学を取り巻く環境の変化や高等教育に対する社会的要請を踏まえ、教職協働による大学運営を一層推進するとともに、大学運営を担う教職員の能力及び資質の向上に向けたSD活動を引き続き充実させることを期待する。

(2) 財務

■全学的な状況

- 本学では、中・長期財政計画及び財務関係比率上の指標・目標を設定し、教育研究活動を安定的かつ継続的に遂行するための健全な財政基盤の維持・強化に努めている。
- 学校法人同志社では、各学校の自主性を尊重した財政運営を行うとともに、「法人内資金調達制度」を活用しながら、外部借入金に依存しない財政運営を実施している。
- 事業活動収支差額比率及び減価償却累計額に対する自己資金充足率を財務指標として設定し、毎年度その達成状況を検証している。2024年度決算では、大学の事業活動収支差額比率が10.8%となるなど、所定の財政目標を達成している。
- 教育研究活動と財政確保の両立を図るため、一般会計を「経常勘定」と「建設勘定」に区分して管理したうえで、事業計画に基づき予算を編成するとともに、積算基準を設けて教育研究費予算を配分している。
- 科学研究費助成事業、受託研究費、共同研究費、奨学寄付金等の外部資金の獲得を推進するとともに、「同志社大学2025 ALL DOSHISHA募金」を通じて学生生徒等納付金以外の財源確保に取り組ん

でいる。

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○中・長期財政計画に基づき財務関係比率上の指標・目標を設定するとともに、その達成状況を継続的に検証している。また、2024年度決算において、大学の事業活動収支差額比率は10.8%、減価償却累計額に対する自己資金充足率は85.0%となっており、設定した財政目標を達成している。 ○外部借入金に依存しない財政運営を維持するとともに、法人内資金調達制度や計画的な基本金組入れを通じて、中長期的な視点に立った財政基盤の確立に努めている。 ○科学研究費助成事業、受託研究費、共同研究費等の外部資金を安定的に確保しており、教育研究活動を支える多様な財源の確保に取り組んでいる。
2. 課題	特になし
3. 今後に向けて	○財務指標は良好な水準を維持しているものの、寄付金比率及び補助金比率は全国平均をやや下回っており、学生生徒等納付金への依存度が比較的高い財務構造となっていることから、財源の多様化を一層推進することを期待する。 ○競争的研究費、受託研究、共同研究、寄付金等の外部資金獲得を引き続き推進し、学生生徒等納付金以外の収入源の拡充による財政構造の安定化を期待する。 ○「同志社大学2025 ALL DOSHISHA募金」(2017年10月1日～2026年3月31日)は最終実績として約28億100万円となった。目標達成率56.2%となっており、卒業生とのつながりの強化や企業との組織的連携の更なる推進を通じた寄付基盤の拡充を期待する。

基準11 国際連携

■全学的な状況

- 本学では、「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、多様な教育分野の提供と多様な背景を有する学生・研究者との交流を通じて、国際的な教育研究環境の充実に取り組んでいる。
- 各学部・研究科では、海外の大学との学部・研究科間協定や学生交換協定を締結するとともに、ダブル・ディグリー・プログラム等を展開し、学生交流及び学術交流を推進しているところもある。
- 国際教養教育院やILAでは、国内学生と外国人留学生が共に学ぶ授業科目を提供するとともに、多様な国籍の学生が学ぶ教育環境を整備し、相互理解や異文化理解を深める機会を創出している。
- 国際センターを中心として、日本人学生と外国人留学生の共修・交流機会を提供するとともに、課外活動や学生主体の国際交流活動を通じて、多文化共生及び国際理解の促進に取り組んでいる。
- 研究活動においては、海外の大学・研究機関との国際共同研究や研究者交流を推進するとともに、日本学術振興会事業等を活用した外国人研究者の招聘や研究者派遣を通じて、研究の国際化を進めている。
- 海外協定校との連携による留学プログラムや海外拠点を活用した教育研究活動を展開するとともに、チュービンゲンEUキャンパスにおける教育プログラムや国際シンポジウムの実施を通じて、国際的な学習・研究機会の充実に図っている。

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○複数の各学部・研究科において、海外大学との学部・研究科間協定や学生交換協定を締結するとともに、ダブル・ディグリー・プログラム等を展開し、学生交流及び学術交流の機会を提供している。 ○国際センターを中心に、Go Global Assistant (GGA)、SIED、日本語授業ボランティア等の正課外活動を通じて、国内学生と外国人留学生の交流機会を創出し、多文化共生や異文化理解の促進に取り組んでいる。 ○海外大学・研究機関との国際共同研究や研究者交流を推進するとともに、日本学術振興会の事業等を活用した外国人研究者の招聘や研究者派遣を実施するなど、研究活動の国際化に取り組んでいる。
2. 課題	特になし
3. 今後に向けて	○一部の学部・研究科において、協定校との学生交流実績が限定的であることや、派遣と受入のバランスに偏りが見られる協定があることから、協定の実効性向上に向けた取組を期待する。 ○国際共同研究、研究者交流及び海外研究機関との連携を推進し、本学の教育研究活動の国際的な発信力及び研究力の向上につなげることを期待する。 ○チュービンゲンEUキャンパスや海外拠点の特色を活かした教育研究活動を継続し、本学の国際連携を牽引する拠点として更なる活用を期待する。

■国際連携の充実に向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○同志社大学チュービンゲンEUキャンパスを活用した教育・研究の国際展開の例

ドイツのチュービンゲン大学内に設置したEUキャンパスを活用し、学生交流、教員交流、共同研究及び国際シンポジウムを継続的に実施している。特に、海外キャンパスを拠点として教育活動と研究活動を一体的に展開するとともに、EUキャンパスプログラムを通じて学生が多国籍の学生と学ぶ機会を提供している。また、両大学の強固な連携関係を基盤として継続的な国際交流を行っており、欧州における本学の教育研究拠点として機能している点は、国際連携の充実を図る特色ある取組となっている。

○継志寮における一般学生と留学生の共生環境の整備の例

継志寮では、一般学生3名と留学生2名による共有ユニットを基本として生活空間を構成し、キッチンやコミュニティ라운ジの共同利用を通して多文化共生、異文化理解を促進する環境を整備している。日常生活の中で、食文化や生活習慣の違いについて意見交換や話し合いを行う機会が生まれ、文化的背景や価値観の違いへの理解を深めている。また、寮生は多様な価値観を前提として他者と関わり、違いを調整・受容しながら生活する経験を積むことで、共修・共生・交流を実践的に学んでいる。国際連携に関する方針に掲げる多文化共生の実現に資する取組となっている。

基準12 研究開発

■全学的な状況

○本学では、「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づき、学長のリーダーシップの下、全学的な研究推進体制及び研究事業に係るPDCAサイクルを整備し、大学の特色を活かした研究活動の推進

に取り組んでいる。

- 学内研究助成制度や在外研究制度等を通じて研究活動を支援するとともに、成果報告書や研究活動実績の確認により、研究活動の状況把握及び分析を行っている。
- 科学研究費助成事業については、申請状況及び採択状況を継続的に把握・分析している。応募件数は増加傾向にある一方で、採択件数は概ね同水準で推移している。
- 科学研究費以外についても、JST、AMED、NEDOをはじめとする学外競争的研究費の獲得を推進しており、国や公的機関等との連携による研究活動を活発に展開している。
- 文理融合及び領域横断型研究の創出を支援するとともに、国内外の大学、研究機関、企業、自治体等との共同研究や産官学連携を推進し、多様な社会課題の解決に資する研究活動を展開している。
- 附置研究所（人文科学研究所、アメリカ研究所及びハリス理化学研究所）では、研究成果を学術誌や研究叢書として公表するとともに、公開講演会やコロキウム、研究発表会等を開催し、研究成果を広く社会へ発信している。また、ウェブサイトや学術リポジトリ、動画配信等も活用し、研究活動の社会的発信と学術交流の促進に取り組んでいる。
- 研究成果の社会還元及び本学の研究力の可視化を図るため、研究開発推進機構ウェブサイト、研究者データベース、学術リポジトリ、公開講演会、シンポジウム、オウンドメディア、SNS、プレスリリース等を活用し、国内外へ積極的な情報発信を行っている。

【参考URL】

- [🔗 同志社大学研究事業の実施に関する方針\(大学ホームページ\)](#)
- [🔗 リサーチ・イノベーション推進機構\(大学ホームページ\)](#)
- [🔗 研究者データベース\(教員情報\)](#)
- [🔗 公的研究費の不正防止体制と不正防止計画の策定について\(大学ホームページ\)](#)

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○文理融合・領域横断型研究の推進や、大学、企業、自治体等との組織的連携を通じて、社会課題の解決や新たな価値創造につながる研究活動を展開している。 ○研究インテグリティの確保、公的研究費の適正管理及び安全保障輸出管理等について適切な体制を整備し、研究活動の健全性・公正性を確保している。 ○研究成果について、ウェブサイト、研究者データベース、公開講演会、オウンドメディア、各種メディア等を通じて積極的な情報発信を行い、本学の研究活動の社会的認知向上に努めている。
2. 課題	○科学研究費助成事業の年間保有課題件数及び産官学連携プロジェクトの契約締結件数について、2025年度目標を達成できていない。科学研究費については新規応募者の拡大、産官学連携については研究シーズの発信強化や企業とのマッチング促進等を進め、外部資金獲得及び共同研究の更なる拡大に取り組むことが望まれる。
3. 今後に向けて	○科学研究費助成事業について、若手研究者を中心とした新規応募者の掘り起こしや申請支援の充実を図り、研究力向上と外部研究資金の獲得拡大につなげることを期待する。 ○文理融合及び領域横断型研究を継続的に推進し、多様な学問分野を有す

	る総合大学としての強みを活かした特色ある研究成果の創出を期待する。 ○産官学連携及び研究成果の社会発信を更に発展させ、研究成果の社会実装や社会的価値の創出、本学の研究活動に対する理解促進とプレゼンス向上につなげることを期待する。
--	--

■研究開発の充実に向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○自治体・企業・大学の三者連携による社会実装型研究推進の例

本学は「[同志社大学産官学連携ポリシー](#)」を定め、研究成果の社会還元及び新たな価値創造を目指した産官学連携を推進している。その具体例として、京田辺市及び日産自動車株式会社との三者連携協定に基づき、モビリティ及びエネルギーマネジメントに関する研究開発を推進している。本取組では、大学が有する研究シーズ、自治体が有する地域課題や実証フィールド、企業が有する先端技術及び事業化ノウハウを結び付けることで、カーボンニュートラルや地域交通等の社会課題解決に向けた研究及び社会実装を展開している。自治体・企業・大学がそれぞれの強みを活かしながら、研究成果の社会実装を目指した組織的連携を推進している点は、産官学連携による特色ある取組となっている。

○研究成果の社会発信を目的としたオウンドメディア活用の例

広報部では、オウンドメディア「[D iscover](#)」を通じて、本学教員による最先端の研究や社会課題に対する見解・提言を分かりやすく発信している。研究成果のみならず、研究に至る背景や研究者自身の思考過程、社会的意義についても紹介することで、研究活動への理解促進と本学研究力の可視化につなげている。また、他媒体への転載やSNSと連動した発信により、学内外に向けた広範な情報発信を実現しており、研究ブランディングに寄与している。

基準13 ダイバーシティ推進

■全学的な状況

- 本学では、「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」を策定し、全学的な分析・改善・施策検討のためにダイバーシティ推進委員会を設置して組織的推進体制を構築している。また、「同志社大学ダイバーシティ推進に関する方針」に基づき、多様な価値観や背景を持つ構成員が互いを尊重し、共生できる教育研究環境及び職場環境の整備を推進している。
- 各学部・研究科では、男女共同参画・ライフサポート、多文化共生・国際理解、障がい者支援、SOGI理解・啓発を中心課題として、多様な学生や教職員への配慮、留学生支援、海外協定校との交流、ダイバーシティに関する授業及び研修の実施など、それぞれの教育研究分野の特性を活かした取組を展開している。
- 合理的配慮を要する学生に対しては、SDA室を中心として、保健センター、カウンセリングセンター、キャリアセンター及び各学部・研究科が連携し、障がいの状況や個々のニーズに応じた支援を行う体制を整備している。
- 本学構成員が必要な情報に平等にアクセスできるよう、大学の意思決定に関する情報や学生生活に関する重要な情報を適切に共有するための環境整備を行っている。
- シンポジウム、講演会、研修及び正課教育等を通じて、ダイバーシティに対する理解促進及び人権意識の醸成に取り組み、多様性を尊重し共生社会の実現に貢献できる人物の養成を進めている。

【参考URL】

[同志社大学ダイバーシティ推進宣言\(大学ホームページ\)](#)

[同志社大学ダイバーシティ推進に関する方針\(大学ホームページ\)](#)

■点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の所見

1. 評価できる点	○「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、4つの中心課題に関する制度整備、教育、啓発及び支援体制を全学的に推進するとともに、各学部・研究科においても具体的な取組を展開し、ダイバーシティ推進を組織的に実践している。 ○継志寮における国内学生と外国人留学生の混住や、正課教育・講演会・研修等を通じたダイバーシティ意識の啓発により、多様性を尊重し共生社会の実現に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。 ○SDA室を中心として関係部局が連携し、合理的配慮を必要とする学生への支援体制を整備するとともに、2024年度からは合理的配慮義務化と同時に「合理的配慮としての遠隔授業」も導入するなど、社会的障壁の除去に向けた取組を進めている。
2. 課題	特になし
3. 今後に向けて	○合理的配慮を必要とする学生及び教職員への支援体制を継続的に点検・改善し、誰もが学び、働きやすい環境整備を一層推進することを期待する。

■ダイバーシティの充実にに向けた個別の具体的好事例

【具体的好事例】

○SOGI理解・啓発の推進の例

SOGI理解・啓発について、「性の多様性に対する基本方針」の策定や相談体制を整備するとともに、「[性の多様性に関するガイド](#)」を日本語・英語で作成して公表することに加え、当事者に向けた「[LGBTQ+の学生のための大学生活ガイド](#)」を作成して公表する等、構成員の理解促進と包摂的なキャンパス環境の実現に向けた実践的かつ先進的な取組を展開している。

○研究者のライフイベントと研究活動の両立を支援するリサーチダイバーシティの推進の例

育児・介護休業後の研究活動の円滑な再開を支援する「研究者に対する復帰支援制度（同志社大学国内研究員）」を設け、一定期間、通常の職務を離れて研究に専念できる機会を提供している。また、「リサーチライフ支援助成事業」により、出産・育児に伴い研究時間の確保が困難となった教員に対して、リサーチ・アシスタント(RA)等による支援を行い、研究活動の継続を支援している。さらに、妊娠・出産・育児・介護に関する各種休暇制度や勤務支援制度を整備し、研究者のキャリア形成とワーク・ライフ・バランスの両立を支援している。ライフイベントによる研究活動の中断防止だけでなく、研究現場への復帰や研究力の維持・向上までを視野に入れたリサーチダイバーシティの取組を推進している点は、本学の特色ある取組となっている。

○多様な研究者が協働する研究環境の整備の例

本学では、研究者が自らの発想と問題意識に基づいて研究センターを設置できる制度を整備している。この制度により、所属や専門分野の異なる研究者が柔軟に連携し、学際的・領域横断的な研究を推進している。多様な研究者が相互の専門性や価値観を尊重しながら協働できる環境を整えることで、新たな研究領域の開拓や複雑化する社会課題への対応を進めている。

以上

Ⅲ. 学部・研究科以外の組織における組織目標と達成状況

本学は、「VISION2025」において優先的に取り組む次の6つのテーマを掲げている。

- Ⅰ. 学びのかたちの新展開
- Ⅱ. キャンパスライフの質的向上
- Ⅲ. 創造と共同による研究力の向上
- Ⅳ. 「志」ある人物の受入れ
- Ⅴ. 「国際主義」の更なる深化
- Ⅵ. ブランド戦略の展開

また、2021年度から2025年度までの5年間に取り組む施策を「中期行動計画（第3版）」として取りまとめ、年度ごとに中期行動計画を踏まえての重点的に取り組む課題を策定し、これらを公表している。

学部・研究科以外の全ての組織においては、「中期行動計画、教育の質保証等にかかわる大学の諸活動に係る各種方針等を踏まえた2025年度の組織目標及び行動計画に基づく各種取組について点検評価を行った。

学部・研究科以外の組織における自己点検・評価については、各組織の目標とVISION2025との関連性がわかるようにしており、各組織が年度の目標達成を通して中期行動計画の進捗状況を把握し、ビジョンの実現を実感できる未来志向型となっている。

本学の自己点検・評価では、「1. 中期的な組織目標」「2. 2025年度の組織目標」「3. 今年度の組織目標を達成するための行動計画」「4. 今年度の達成状況（2021年度～2025年度の総括）」「5. 行動結果の分析」「6. 次年度の組織目標」を項目として確認しているが、本年報では各組織の1のうち中期的な組織目標と、2、4及び6を抜粋して掲載している。

また、「中期行動計画（第3版）」のテーマごとの計画に対する進捗結果については、「中期行動計画（第3版）総括報告書 2021～2025 年度を取組と成果」として取りまとめている。

【参考URL】

[☞ 同志社大学 VISION2025（大学ホームページ）](#)

[☞ 「同志社大学ビジョン 2025」中期行動計画（第3版）（大学ホームページ）](#)

[☞ 2025年度に重点的に取り組む課題](#)

[☞ 2025年度に重点的に取り組んだ課題の達成状況](#)

Ⅰ. 【キリスト教文化センター】

中期的な組織目標

1. キリスト教文化センター所管の諸事業の円滑で持続的な実施
2. 国際主義とキリスト教主義の連携によるグローバル化の推進
3. 限られた人員による業務の円滑な実施体制の検討および実施

組織目標 No. V	1. 学生・教職員の関心を喚起する事業の検討および実施 本センター所管の事業について、その評価・検証を行い、多くの学生・教職員に関心をもってもらえる有効な活動内容を検討し、具体策を提案する。 2. 国際主義とキリスト教主義の連携によるグローバル化の推進 「同志社大学ネクスト・ビジョン」も踏まえ、本センター所管の事業の評価・検証を行い、キリスト教主義の理解促進への応用や利活用を検討する。 3. 限られた人員による業務の円滑な実施体制の検討および実施 各種事業を担当する教員・職員の負担を可能な限り軽減しながら、事業の円滑で持続的な実施を実現するために、特定個人に依存することのない実施体制づくりを行う。
---------------	--

達成状況 (2021年度 ～2025年度 の総括)	1. 学生・教職員の関心を喚起する事業の検討および実施 行動計画にもとづき、基幹事業であるチャペル・アワーの実施状況を踏まえ、参加希望者が会場に入室できない状況を改善するため、今出川校地において木曜日のランチタイム(12:35～13:00)にチャペル・アワーを新設した。また、同志社創立150周年を迎える年度にあたることから、記念奨励を行った。さらに、学生の関心を喚起する取組として、同志社大学アウトリーチや同志社科目特論を新設するとともに、本センター所管事業の評価・検証を適宜行い、改善を行った。 チャペル・アワーにおいては、2024年度より開始した能登半島地震被災地支援ボランティア・サポート制度を通じて得られた経験などを他の学生と共有する機会を設けた他、教職員クリスマス会を2023年度より実施し、2025年度からは専任職員以外にも門戸を拡大した。 2. 国際主義とキリスト教主義の連携によるグローバル化の推進 行動計画にもとづき、上で述べた同志社大学アウトリーチで韓国を訪問し、明洞聖堂、倉洞塩光教会、延世大学などを訪れ、各訪問先で人的および文化的な交流の機会を持った。また、ACUCA(アジア・キリスト教大学協会)の日本幹事校としてStudent Campを実施した他、チャペル・アワーにおいてはEnglish Chapelも実施した。 3. 限られた人員による業務の円滑な実施体制の検討および実施 行動計画にもとづき、業務の実施体制を適宜見直すことで、事業を持続的に実施できる体制を整備した。また、マンパワーの充実を目的として、2026年4月1日付けで採用予定の特定業務職員B(チャプレン)について、勤務日数および勤務時間を拡充した。 なお、いずれも「同志社大学ビジョン2025中期行動計画(第3版)」の前書きに記されている「同志社大学設立の旨意」において、新島襄が宣言している「自治自立の精神に富み、自由を尊び、良心を手腕に運用する志高き人物の養成」をはじめとする、本学が守り続けてきた建学の精神を学内に浸透させ、啓発するための取組である。
次年度の 組織目標	①前年度の実績を踏まえ、基幹業務を持続的に遂行するための事務体制の整備が急務であることから、教職協働を一層推進し、事業の整理を含めた抜本的な見直しを行う。 ②教職員のみならず学生に対しても「キリスト教主義」を啓発するための多様な方策を講じることにより、キリスト教文化センターの認知度を高め、大学および法人における位置付けを明確にする。

2.【学生支援機構】

中期的な組織目標

1. 正課外活動支援

学生の自治自立の精神の涵養を目的とした課外活動団体及びスポーツ活動への支援による成長促進

2. 地域連携施策

地域社会との協働を通じた学生の人間的成長と地域連携の推進

3. 学生生活支援

経済支援・学生寮運営・福利厚生環境整備による学生生活基盤の充実

4. 学生相談・修学支援

ダイバーシティを尊重した総合的な学生相談・修学支援体制の整備

5. キャリア支援

社会環境の変化に対応したキャリア形成支援と進路選択支援の充実

6. 健康管理支援

心身の健康保持・増進とヘルシーキャンパスの実現に向けた支援の推進

組織目標 No. II	1. 正課外活動支援 (1) 正課外活動の活性化 ・学友団ならびに文化系公認団体の組織再構築に向けて施策を進める。約100団体ある文化系公認団体を、「練習を必要とし、発表を行う文化団体連合」「同好会的な団体」に分け、さらに「現登録団体」との3段階程度のカテゴリに分けて、効果的かつ実質支援をしていく。また、京田辺学生支援課とも連携し、公認でない登録団体についても「活動そのものに対する支援」を行なうことで、既得権ではなく「頑張る学生を大学が応援していく仕組み」を確立していきたい。 ・オリエンテーション実行委員会と学友団との捻じれ構造についても整理し、学生支援機構の各課とも連携しながら、「学生支援機構としてのオリエンテーションの在り方、学生生活への導き方」についても検討し直す。
------------------------	--

	・引き続き、寒梅館を中心とした課外プログラムを活性化させ、課外活動団体との相乗効果を生み出せるように工夫する。 ・2024 年度に行った同志社スポーツ検討ワーキンググループの検討内容をもとにスポーツ専門組織の設置に向けた情報収集を行う。特にスポーツ支援施策の審議機関であるスポーツ支援委員会（旧課外体育委員会）の変遷、審議内容等について調査する ・2019 年に制定された同志社大学スポーツ憲章に掲げられる内容の実現を目指した施策を検討する。例えば、スポーツを通じた「同志社アイデンティティの醸成」、「地域連携」について、地域の子供たちや法人内の中高生への競技指導や京田辺キャンパスで様々な競技を観戦してもらう機会を増やすことを検討していく。地域や法人内各学校との活動を増やすことで「する」「観る」「支える」のつながりを生み、体育会学生の活躍の場の創出を目指す。 ・競技力向上については、デイヴィス記念館地下トレーニングルームの改修工事を行う。トレーニングエリアの拡大、コンディショニングエリアの新設、そしてトレーニングルーム運営・管理の業務委託化による開室時間の延長によりこれまで以上に充実したトレーニング環境を整備する。 (2) 地域連携推進室機能の回復 ・クレーム対応に一応の区切りがつく見通しであるため、2025 年度は、ポジティブな地域連携施策を打っていききたい（上京区民ふれあいまつりの共催等）。また、日ごろから学生と地域社会の接点を増やし、「地域ぐるみで学生を育て、育った学生が地域へ還元していく」仕組での連携施策を実現させるため、「地域連携カフェ」の開室についても検討したい。加えて、ボランティア支援室で行っていた単発の地域ボランティア活動等を統合整理し、地域連携推進室の枠組みの中で構築するとともに、課外活動団体等を介した地域貢献や新たな地域連携施策へ展開させたい。 ・教育寮である「継志寮」での地域連携活動を整理し、寮施策や地域連携推進にフィードバックさせる仕組を工夫したい。 2. 学生生活支援 (1) 各奨学金制度の安定的かつ確実な事業運営 ・高等教育の修学支援新制度、学外の機関等による奨学金制度及び学内奨学金制度について、引き続き遅延、過誤なく安定した事業運営を行う。 ・2025 年度からの高等教育の修学支援新制度の改正事項である「多子世帯の授業料等無償化」について、安定した運営が可能となるように必要な準備を整え確実に実施する。 (2) 学生寮事業の円滑な運営 ・同志社大学ビジョン2025及び「寮政策の基本方針と本学が自己所有する学生寮の今後のあり方」（2017年10月5日部長会決定）に基づき、学生寮の円滑な運営を行う。 ・教育寮及び自治寮において、各寮のコンセプトに基づいた寮運営及びサポートを実施する。 (3) 福利厚生環境の整備による学生の利便性及び満足度の向上 ・福利厚生環境を学生にとってより快適かつ充実したものにするために、必要な整備を実施する。 ・京田辺キャンパスリニューアル事業計画に基づいた福利厚生環境の整備を着実に実施する。 3. 学生相談・修学支援 (1) スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ(SDA) 支援体制の強化 【アクセシビリティ支援体制の強化】 ・継続的に障がい学生に対する理解不足から発生する問題を未然に防止し、スムーズな支援体制を構築する。 ・発達障がいのある学生が安心して過ごせる修学環境を整える。 ・「合理的配慮」事務手続に関わる負担を軽減し、効果的な支援体制を構築する。 【SOGI に対する理解促進のための体制整備】 ・SOGI への理解をより一層促進し、互いに多様性を認め、他者の立場になって考えることのできる学生の育成、教職員の意識向上を促し、寛容に満ちたキャンパスを実現する。 (2) カウンセリングセンターの学生相談体制のさらなる充実 ・来談学生への個別面接に加えて、教職員に向けたコンサルテーションを実施するとともに、教職員対象の学生相談啓発活動を実施する。 ・継続して居場所づくりプログラムを企画、運営し、学生同士の自発的な交流を促進する。特に京田辺校地では2026年度のキャンパスリニューアルを見据え、ソフト面の充実を目指す。
--	--

	4. キャリア支援 (1) 就職環境の変化や学生の動向に柔軟に対応した年間支援プログラムの実施 ・早期化・長期化・多様化する就職環境の中で、売り手市場にもかかわらず、疲弊し悩む学生が増えている。学生一人一人が納得して進路選択できるよう、企業の採用動向や学生の動きを常に注視し、変化に柔軟に対応し、効果的かつ機動的に各種支援プログラムを企画・実施していく。学生が主体的に取り組むプログラムの拡充を図るとともに、学部等との連携も強化していく。 (2) 優良企業等との戦略的な連携強化 ・本学学生のキャリア形成支援を目的として構築した「キャリア形成支援ネットワーク」への参画企業をはじめ、本学と連携協定を締結している企業や関西5大学インターンシップ研究会への参画企業等との顔の見える関係性構築を強化する。 ・求人数の少ない障がい学生や外国人留学生、10月以降の4年次生について、採用に意欲的な企業の新規開拓を継続して行う。 5. 健康管理支援 ・「学生健康診断」「スポーツ健康診断」「特殊健康診断」等、安定的に実施する。 ・保健所や企業、他部署などとも連携し、卒煙促進、AED利用啓発など、ヘルシーキャンパス実現に向けた健康増進の啓発活動を実施する。
達成状況 (2021年度 ～2025年度 の総括)	1. 正課外活動支援 2021年度から2025年度の正課外活動支援（文化系団体支援）の状況は以下の通りである。 (1) 文化系公認団体の活動支援 ①新町別館使用制限の緩和 コロナ禍においてクラブ・サークルを中心とする活動は制限をかけざるを得ない状態であり、それにより、多くの文化系の活動が大きな痛手を被っている。スポーツ系のクラブのように推薦制度を持たないため、4月の新歓活動等に制限を加えられることで、全体的に新規加入メンバーが激減した。そのため2023年度以後は出来るだけ早期での制限解除をしたり、活動を奨励するため別館練習場の柔軟運営等に努めた。ただ、制限解除後もコロナ禍で受けた影響は大きく、先輩から後輩への運営面や技術面での継承や引継ぎが途絶えており、コロナ禍前の状態への完全回復はまだ遂げられていない。 ②補助金制度の見直し 上記①のような様子が見られたことから、補助金制度の限度額引き上げや、運用してもらいやすいような丁寧な説明会の開催、申請上の柔軟対応などに努めた。また、以後、硬直的にならず、学生の活動やニーズに則した補助金制度、活動内容を向上させることに寄与する補助金制度への柔軟な移行を心がけ、毎年見直していくこととしている。 ③リーダーズキャンプ、リーダーズセミナー 学友団を構成する公認団体の機能回復と再活性化のために途絶えていたリーダーズキャンプ(2023年度に実施)、リーダーズセミナー(2024年度に実施)を回復させ、大学から様々な組織運営上のレクチャーを行った。また、公認団体の横の繋がりと縦の繋がりをサポートするための企画を遂行した。ただし、公認団体の状況が千差万別であり、少なくとも3階層程度に分かれていることが分かり、思うような結果が出ているとは言い難い。現時点では統一的な方法論が有効ではないと判断しているため、今後の施策の中では階層別の対応を検討している。 ④クラブ説明会、会計説明会 上記③と同様に、本来的には先輩から引き継がれている事項等に対して大学からのサポート説明を行った。ルールの順守だけではなく、組織として部員に向けてのアカウンタビリティを重視すべきことや、リーダーや執行部としての考え方や運営上のコツのようなこともレクチャーしている。 ⑤クラブ活動表彰制度の復活 補助金制度とは別に、顕著な活動をした団体について、申請主義による表彰制度を復活させた。まだ文化系公認団体の活動回復が不十分なため、コンクールで優秀な成績を残した団体を表彰するにとどまっているが、地域連携やユニーク企画での申請があることを想定した制度設計をしている。 ⑥クラブ・サークルヒアリングの強化 コロナ禍においてオンライン申請や非接触申請が中心になっていたが、文化系公認団体の活動の中身を掌握することが支援の第一歩であるということを再認識し、業務を「利便を優先する場面」と「活動の内容について直接的に指導・ヒアリング出来る場面」とに分けて対応してきている。そのことによ

	て、それまで数値的、表面的にしか把握出来ていなかった団体の活動が少しずつ明らかになってきている。 ⑦ボランティア団体の統括化 大学が直接的に経験値のない学生スタッフを指導してボランティア活動を展開することに限界(労力と効果の観点から非効率的)が来ていたため、もともとボランティアを活動の軸に据えている学生団体(公認団体、登録団体ともに)をピックアップし、大学がその中心になってネットワークを形成することとした。これにより団体からの情報の吸い上げや大学からの情報提供等、相互に情報共有することが可能となった。 (2) 同志社EVE ①実行委員会との連携 これまでは内輪に閉じていた実行委員会形式であったが、ブラックボックス化し過ぎたうえに、多額の資金を扱うには脆弱な組織になり過ぎていたため、まずは実行委員を学友団執行委員会メンバーに公募する等、広く人材を募集しそれを学生支援課がサポートするという形式を取った。 ②アカデミック企画の実施 コロナ禍の前も、EVEはほぼバンドの発表会と模擬店だけの状態に陥っていた。これは1970年代の学園祭の形式の名残でしかなく、EVE実行委員会とともにそのことに対する共通認識を持ち、他大学や地域イベント等を調査し、学部教員やゼミが積極的に参画することを想定したアカデミック企画を開催することとした。そのことにより、EVEそのものにゼミの研究発表やユニークな取組の紹介が増え、バンドの発表会と模擬店に留まらない内容に変質した。 ③地域連携施策とのコラボレーション 地域連携推進室の誘導とアドバイスによりEVE内で伝統産業や地域企業とのコラボレーション企画を行った。それまでは、近隣からは「大音量で電子音が轟くやかましい祭」と思われており苦情が絶えなかったが、内容のシフトチェンジを図ることにより、バンドの出演も夕方までに収め、苦情はゼロになった。また、地域の方にEnjoy Ticketを配付することによって、地域住民のEVEへの参加が激増した。今後の学園祭の在り方を示唆する結果となった。 (3) 課外プログラム ①函館キャンプ 正課外教育や課外プログラムの内容について、今出川校地学生支援課が担っている役割やエデュケーションな指針作りのレベルから再検討していく中で、2023年度からグループワークを充実させる函館キャンプを復活させた。 ②能登半島被災地支援ボランティアプログラム 2024年1月に発生した能登半島地震及び奥能登豪雨災害から未だ復興途中の能登半島において、県外からの支援が緩やかに終了し始めた一方で、「被災地のために何かできないか」「現地でボランティア活動に参加したい」という学生の声が多く寄せられたことを受けてキリスト教文化センターと協力、連携する形でボランティアプログラムを遂行した。プログラムには震災及び豪雨被害の復興支援にとどまらず、関連地域に在住の本学卒業生との交流も組み込むことで、参加する学生一人ひとりが考え、被災者及び被災地域に寄り添った活動につながるよう企画した。 ③CLAP発表の場としてのサマーコンサート、クリスマスコンサートの実施 個人参加のアクションプログラムであるCLAPの発表の場と、クラブ・サークルの発表の場を統合させる形で、春学期と秋学期の末に寒梅館主宰のコンサートを実施した。クラブ・サークルに入らなかったCLAP参加者とクラブ・サークルが地域連携施策の中でコラボレーションすることで、集客も増加し大きな相乗効果を上げることが出来た。 ④アッセンブリーアワーの復活 大学生の知的好奇心を刺激するという目的から2024年度にはアッセンブリーアワーを復活させ、作家である綿矢りさ氏を招聘した。2025年度は各種行事が多くアッセンブリーアワーの実施に至っていないが、2026年度は今出川校地新図書館とコラボレーションする形で継続していく。 ⑤WOT、CTのラインナップ強化 大学生の知的好奇心を刺激するという目的からプログラムを見直しテーマ性を持たせることやアフタートークを設定することによって集客数がアップした。地域からの集客も増え、定期的な会員であるハーディエンスも増加中である。このハーディエンスにクラブ・サークル活動を周知することでの循環効果もあがった。
--	---

	次に、2021 年度から 2025 年度の正課外活動支援（スポーツ支援）の達成状況は以下の通りである。 （４）大学スポーツの環境整備 ①コロナ禍での活動制限から徐々にコロナ前の状況に戻すべく、状況に応じた感染対策を講じながら施設の利用制限を解除していき、2023 年のコロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行した時にはほぼコロナ禍前の状態で活動を行うことができた。 ②2021 年秋から創立 150 周年記念建設事業である「スポーツ・コンプレックス建設事業検討委員会」がスタートした。地域連携や産学連携などスポーツの複合施設として委員会で検討を進めたが、物価高騰等の影響でコンセプトにあった建設計画を策定できなかった。 ③2023 年 7 月にはスポーツ・コンプレックス建設事業で予定されていたトレーニングルーム、コンディショニングルームの開設が不可能となり、デイヴィス記念館地下トレーニングルームをスポーツ支援委員会主導で実施することとなった。学生、指導者のニーズや他大学の調査を行い、スポーツ施設設計に係るコンサルティング業者の知見を得ながら、本学の現状に沿った設計にでき、無事に改修工事に移ることができた。またトレーニングルームの開室時間の延長に伴い、運営・管理については、業務委託することとなり、トレーナーの安定的な雇用を実現することができた。 （５）同志社スポーツ検討ワーキンググループでのスポーツに係る諸問題の検討 2024 年度は常務企画会議の下に「同志社スポーツ検討ワーキンググループ」が設置され、①今出川校地における体育施設について、②一般学生、教職員の健康増進に資する取組、③体育会と同志社スポーツユニオンの現状と課題という 3 つのテーマについて 5 回の会議を開いた。2019 年 10 月に制定された「同志社大学スポーツ憲章」に基づき、現状分析と課題解決に向けた方策をまとめることができた。課題解決についてはスポーツを統括する専門部局の設置、スポーツを通じた法人内連携、総合型地域スポーツクラブの法人化による地域連携の推進などが挙げられた。 （６）体育会本部および体育会クラブと連携した大学スポーツの応援文化の醸成に向けた取組 ①体育会キービジュアルの撮影およびタペストリーの設置 2024 年度より体育会から数クラブを選出し体育会アピール用のキービジュアルを作成した。キャンパス再編により体育会活動に触れる機会が少なくなっているため、撮影したビジュアルでタペストリーを作成し、2024 年度は京田辺キャンパスに設置、2025 年度は今出川キャンパスにも設置した。 ②30 年ぶりに同志社・立命館総合定期戦を開催 両校体育会本部の学生による提案を両大学がサポートする形で実施に向け準備を行った。スポーツのもつ「する」、「観る」、「支える」、「集まる」、「繋がる」という 5 つの要素を生かし、応援イベントやプロモーション活動を展開した。この取組はメディアにも取り上げられ、SNS を駆使して多くの方への伝統の定期戦をアピールすることができた。 ③立教大学とのスポーツ連携 創立 150 周年に向け協力協定を締結した立教大学との定期戦のうち、ラグビー部と女子ラクロス部の試合を記念試合として京田辺キャンパスで行った。 2. 地域連携施策 2021 年度から 2025 年度の地域連携施策は以下の通りである。 （１）継志寮 R L P コロナ禍においてスタートした R L P は様々な問題を抱えていたが、地域住民からの理解と入寮者の地域への浸透を意図して、地域理解促進を目的としたプログラムおよび継志寮まつりについては積極的に遂行した。また、2025 年には継志寮まつりは上京区民ふれあいまつりと共催することにより、行政の企画と地域住民の参加、学生の取組との相乗効果が発揮できるように工夫した。ただし、R L P 全体については、2024 年度に学生主任会議の中に設置されたワーキンググループにおいて、現状分析と今後のあり方について議論が行われた。ワーキンググループでは、当初の目的と実情とにギャップが生じているという分析結果が示され、R L P については休止方向に舵を切り始めている。 （２）地域からの苦情への対応施策 コロナ禍明けといえる 2023 年度には多くの学生がキャンパスに戻ってくると同時に地域住民（特に今出川校地周辺）からの苦情が激増した。そこで、苦情の分類と原因分析を行い、その対策を練った。その結果、「夜間騒音対策」「自転車対策（自転車マナー、無施錠自転車の盗難）」「卒煙スポットの移設（スポット近辺での喫煙による副流煙による被害）」の 3 点に力点を置いて対策した。 まず「夜間騒音対策」については、2023 年 12 月に教職員に協力要請し、目立つ白いジャンパーを着用して近隣の夜間パトロールを実施した。その後も継続的に夜間営業を行う店舗には会計時に「路
--	--

	上で大声を出さない」等の注意喚起チラシを渡してもらうこと、学生が深夜に集いそうなコンビニには学生支援センター名での注意掲示をすること等の工夫をし、苦情は激減した。これらの取組は近隣から大学が無策ではなく積極的に対策を講じているという印象を与えることにも繋がった。 次に「自転車対策」については、一般的な啓発だけではなく自転車駐輪許可シールにユニークな番号を振り、自転車の所持者を特定出来るようにした。また無施錠自転車については、法的な根拠を確認しつつ学生支援課側から強制的に施錠をする施策を行った。その結果、自転車に対する苦情や自転車盗難は激減し、本学の取組が京都府警内でも共有されることとなった。 さらに「卒煙スポットの移設」については、室町駐輪場内に設置した卒煙スポットの不備（風により近隣家屋に受動喫煙被害を与えていた）について調査と分析を実施し、地域住民との話し合いや学内調整を経て、構内に移設した。そのことにより当該苦情についてはなくなった。 (3) 地域政策 ①隣接学区長との懇談 問題が生じてからの対応では後手に回ってしまうため、上京区役所を通して地域の学区長との定期的な懇談の場面を設け、顔の見えるやり取りを可能とした。 ②地域ボランティアの統括 本学のボランティアを活動の軸に据えている学生団体統合することと、本学が中核となり上京区との連携を強化することで、個別多発的に行われ、点在していたボランティア活動が一覧的に確認出来るようになった。 (4) 地域連携推進室の再開 ①地域連携コーディネーターの雇用とボランティア支援室との有機的連携 実質的に休止していた今出川校地における地域連携推進室の看板を再度掲げ直すだけではなく、そのことに業務特化出来る職員を2025年9月から雇用し、従来のボランティア支援室のボランティアコーディネーターと連携することで、学生支援センター（今出川校地学生支援課）に地域連携推進室があることの意味を再確認し、今後の一元的かつ積極的な地域連携施策を可能とした。 ②上京区との連携（上京区民ふれあいまつり） 大学における地域連携を企画した各種イベントや上京区が地域連携を企画した各種行事が個別多発的に行われていることにより、それぞれの企画において集客に苦勞したり、エネルギーが分散してしまうという懸念点が見られたが、大学と区役所が連携して取り組むことで集客面や波及効果の創出など、スケールメリットを作り出した。 ③寒梅館夏まつり 大学における地蔵盆ともいうべきイベントを復活させた。本学のクラブ・サークルのスキルを使っでの企画と地域活動をコラボさせたものである。2025年には近隣地域から総勢1,000名を超える一般来場者で賑わい、同志社大学のブランド力向上にも貢献した。 ④寒梅館クリスマスウィーク 2023年度から大学におけるクリスマスイベントを創出し、本学のクラブ・サークルの発表の場面と重ねることで、上記同様に近隣から多数の来場者を得た。 ⑤EVEでの地域連携 上記1.2)のとおり、EVEという視点での地域連携施策についても2024年度からEVE実行委員会と連携する中で、これまでのEVEにとらわれない新たな企画を実施し、来場者の多様化にも繋がった。 3. 学生生活支援 (1) 各奨学金制度の安定的かつ確実な事業運営 「高等教育の修学支援新制度」（日本学生支援機構）、学外機関等による奨学金制度及び同志社大学奨学金制度について、遅延・過誤なく安定した運営を行った。返還不要の給付奨学金と入学金・授業料の減免を柱とした「高等教育の修学支援新制度」が2020年度に開始され、年々制度が拡充している。2024年度は世帯年収の上限拡大等に伴う同志社大学奨学金制度の見直しを行い、経済的な支援を必要とする学生への支援制度を充実させた。2025年度は多子世帯の所得制限撤廃等により、申請件数が前年度の約5倍に増加したが安定した運営を行った。今後も持続可能な事務体制の構築と着実に安定した運営を目的に、2026年度以降の業務委託契約の実施を決定した。 (2) 学生寮事業の円滑な運営 「寮政策の基本方針と本学が自己所有する学生寮の今後のあり方」（2017年10月5日部長会決定）に基づき、小規模な学生寮を整理した。学生自治寮として此春寮（男子学生）・松蔭寮（女子学生）
--	---

では、各寮の伝統・文化を大切にしながら舎費（寮費）を低額に抑えた運営を支援した。継志寮では、人種、性別、障がいの有無、文化等の様々な違いや背景を持つ学生が、混住・交流する環境のもと、多文化共生を实践する生活を通して多様な価値観を理解し合う力の養成を可能とする運営を実施した。2025 年度に寮管理業務を担う事業者と業務提携契約を締結し、他大学の寮運営に関する情報を把握し、学生のニーズに沿った学生寮の運営を実現する礎を築いた。

（３）福利厚生環境の整備による学生の利便性及び満足度の向上

昼食時の食堂・購買施設等の混雑緩和のため、今出川校地及び京田辺校地にてキッチンカーによる食事の提供を実施した。加えて、食堂・購買施設等休業時の不便な状態を改善するため、各校地の学生ラウンジ等に食品の自動販売機を設置し、学生の食事利用環境を充実させた。また、京田辺キャンパスリニューアル工事では新たな食堂テナント業者を誘致し、スポーツ・コンプレックス建設事業では無人コンビニの設置を計画した。大規模建設事業に伴い、福利厚生環境を整備することで、学生の利便性及び満足度の向上に寄与する計画を策定した。

4. 学生相談・修学支援

（１）スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ（SDA）支援体制の強化

2021 年度に開室したスチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA 室）は 2025 年度で 5 年目を迎える。学生のダイバーシティの尊重という観点から、学生支援機構では、身体・精神・発達等の障がいの種別を問わず、シームレスに対応する総合窓口が必要と判断し、これまでの障がい学生支援室とカウンセリングセンター特別支援オフィスの機能を統合し、2021 年 4 月に SDA 室を設置した。

SDA 室の目的は二つあり、一つ目は、身体・精神・発達等に障がいのある学生の支援、二つ目は、多様な性的指向・性自認を持つ学生の支援である。

アクセシビリティ部門においては、開室当初の合理的配慮申請者数は約 90 名であったが、2024 年 4 月 1 日からの合理的配慮の法的義務化を挟み、2025 年度においては、3 倍の約 250 名となっている。

配慮手続をスムーズに行うことを目的に、開室初年度から継続して、学部・研究科事務室の事務スタッフとの懇談会の機会を持ち、日常的な学生、教員との手続における問題点等をヒアリングによって、取り組むべき課題の把握と改善に繋げてきた。

また、2022 年度からは、毎秋学期に教職員を対象とした「合理的配慮に関する」研修会を開催している。年度ごとにその年のトピックとなる項目に焦点を当て、適切な時期を逃さない研修内容となるようテーマ設定には常に留意してきた。

2024 年 4 月より法的に合理的配慮が義務化され、合理的配慮としての「遠隔授業」の提供については、文科省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」を受け、2024 年度より関西 4 大学の中でも、本学は先んじて、実施している。障がい学生に対する理解啓発にも注力し、当初は教職員を対象としていた身体障がい体験講習会を学生まで範囲を広げ、毎秋学期の昼休み時間帯に、車いすでの移動体験やアイマスクでの食事体験などを実施しており、多くの参加者を得ている。他にも発達障がいのある学生への理解啓発のため、今年度は、パネル展という形式で参加のしやすい形式で実施を試みるなど工夫を重ねてきた。

2025 年度は、発達障がいのある学生を対象としたランチミーティングの機会を設けた。学内で同じ状況の者との繋がりを作り、合理的配慮の具体的な使い方、時間管理のコツなど、互いの情報、状況を共有することで、自己理解、他者理解を深め、キャンパスで安心して過ごせるコミュニティ形成の一助とした。

他にも事前的改善措置としての環境整備にも積極的に取り組んだ。1 点目は、長年更新されていなかった HP で公開しているバリアフリーマップを再点検し、現時点の情報を正確にマップに反映させた。さらには、現地に訪れなくても、現場の状況が確認できるように写真を掲載して視覚情報を付加することで利便性を向上させた。この作業に付随して、両校地のバリアフリー調査を実施し、修繕箇所の必要な箇所を洗い出し、可能な範囲での修繕を完了した。2 点目は、支援機器の調査、見直しである。3 点目は、休み時間の移動で混み合う良心館エレベーターの障がい者優先ピクトグラムの施工である。

SOGI 部門においては、教職員・学生への理解啓発を目的に、「映画」という親しみやすいツールを使い、「レインボー映画祭」と題し、開室初年度から継続して開催してきた。映画の選定については、親しみやすい日本映画を集めたり、海外の有名な作品、アニメなど、毎年度工夫を施している。

	2024 年度からは映画鑑賞後に学生間で意見交換のできる場として「感想シェアティーパーティ」という仕掛けを組み、コーディネーターの進行のもと、SOGI 理解を深める機会を設けた。参加者からは好評を得、継続的に取り組んでいる。 2024 年度からは、教職員を対象とした「LGBTQ+の学生への理解と対応」と題し、理解啓発を目的とした研修会を継続して実施した。 2022 年度からは、SOGI における大学の施策の参考とするため、全学生を対象とした「性の多様性に関する調査」を実施、経年の学生意識の調査とともに、自由記述によって当事者やアライの意見を可視化させた。これを元に啓発プログラムの工夫や教職員向けの「LGBTQ+学生への配慮・対応について」と題したガイドラインの配付などの環境改善を実現した。中でも、意見の多かった SOGI に配慮したトイレを構えるため、両校地の一部の既存の障がい者用トイレに男女のピクトグラムを追加することにより、「ユニバーサルトイレ」として整備したことは、環境改善に大きく寄与したと考える。 2025 年度は、LGBTQ+学生への支援を目的とした本学の学生団体の協力を得て、理解啓発パネル展を実施し、学生視点を取り入れた内容で実施できた。 (2) カウンセリングセンターの学生相談体制のさらなる充実 カウンセリングセンター内に精神・発達障がい学生の相談窓口として「特別支援オフィス」を設置し、コーディネーターが合理的配慮申請業務を担当してきたが、2021 年 4 月にスチューデント・ダイバーシティアクセシビリティ支援室 (SDA 室) が開設されたことにより、障害の種別によらず、SDA 室が合理的配慮を所管することになった。学生への影響を最小限に留めるべく段階的に業務移管し、2022 年度からは今出川校地分を、2023 年度には京田辺校地分を全面的に SDA 室に移管した。これにより、障がい学生に対するワンストップサービスが実現した。 新型コロナ禍以降、全国的に学生相談件数が爆発的に増え、本学においても 2021 年度は年間相談件数が過去最高の 4,272 件を記録し、相談予約がひっ迫する事態に陥った。そこで、予約ひっ迫時の応対ルールを明文化し、専任カウンセラーによるガイダンス実施や、留学生担当カウンセラーによる一時的な日本人学生の面談を導入し、相談時間の確保に努めた。併せて、学生相談体制の強化を図るために、2022 年 4 月に学生支援機構長を座長とする「学生相談体制ワーキンググループ」を発足させ、学生相談体制の改善策を検討した結果、2023 年 4 月からは京田辺校地の危機対応を担当する京田辺校地チーフカウンセラー 1 名と、今出川校地、京田辺校地にそれぞれ 1 名の非常勤カウンセラーを増員配置するに至った。また、2024 年 10 月には今出川校地に 1 名、非常勤カウンセラーを増員配置した。 これにより、学生の初回相談に至る平均待ち時間を大幅に短縮させ、例として今出川校地では 2021 年度 5 月では 12.4 日 (土日含む) であったものが、2024 年 5 月には 6.35 日 (土日含む) まで半減させることができた。 学生の個別面談に加えて、相談予備軍に対するレジリエンス強化や居場所づくりを目的として、各種ワークショップ、心理教育プログラム、居場所づくりプログラムの企画、運営にも注力してきた。2021 年度はコロナ禍ということもあり、年 1 回のワークショップ実施にとどまったが、2025 年度 (12 月現在) においては、両校地合わせて 51 件 (連続セミナーは 1 件とカウント) のプログラムを実施し、参加学生から「心身のリフレッシュになった」「他の学生と交流ができた」と好評を得ている。 2024 年度からはこれまで着手してこなかった新入学生向けのキャンパスツアーや茶話会を実施し、新入学生の不安を和らげる取組を行った。また、ラーニング・コモンズや理工学部の学生スタッフを対象とした学生対応研修や、文学部哲学科やグローバル・コミュニケーション学部におけるゲスト講義、課外活動団体向けの心理教育など、アウトリーチプログラムも実施した。 京田辺校地においては、2023 年度からラウンジを整備し、学生が頻繁に休息や自習に訪れており、物理的な居場所機能も果たしている。 また教職員向けの啓発活動にも注力し、年 1 回開催の教職員向け講演会開催に加えて、2022 年度からは窓口担当者向け学相談研修会を実施。2023 年度には、教職員のための学生相談ハンドブックを現状に即した内容に改訂すると共に英訳版も発行した。教職員に対しては、専任カウンセラーおよび京田辺校地チーフカウンセラーがコンサルテーションも実施し、必要に応じて学部・研究科と連携しながら学生相談対応を行っている。2025 年度には、危機対応やイレギュラーケースについてまとめた「危機管理マニュアル」を整備した。 2023 年 3 月からは AI チャットボット相談も導入し、学生生活に関する質問に 24 時間 365 日応じるサービスを開始した。AI チャットボットにおいては、正答率が 50%あれば第点と言われているが、本サービスにおいては時期においては自己解決率が 80%を超えることもあり、また、利用学生の
--	---

	40%が夜間、休日など大学窓口が閉室している時にアクセスしており、学生サービスの向上に寄与しているといえる。 カウンセリングセンター学内向けの周知としては、カウンセリングセンターオリジナルサイトを2024年11月に開設し、センター利用方法の案内、各種イベント紹介の他、カウンセラーのおすすめ本の紹介や、心理教育動画の公開を行った。 5. キャリア支援 コロナ禍を経て、学生の個別相談については、従来の対面のみ（先着順）での実施から事前予約制へと移行し、予約時に対面・オンライン・電話のいずれかを選択できる体制へと改善した。また、早期化・長期化・多極化する就職環境に対応するため、年間を4期（2025年度からは3期）に区分した上で、各時期にガイダンス、セミナー、ワークショップ等のプログラムを体系的にセット化して実施した。さらに、ほぼ全ての開催プログラムについて動画をアーカイブ配信することで、学生がいつから就職活動を開始しても必要な情報を得られる環境を整備した。 1・2年次生を対象に企業・団体を訪問する「キャリア体感プログラム」は、2020年度はコロナ禍の影響により中止したものの、2021年度からはオンライン形式を含めて再開した。2024年度には4年ぶりに東京での1泊2日コースを復活するとともに、日帰りプログラムについても協力企業を拡充のうえ実施した（2025年度実績：23社・延べ418名参加）。 また、2024年度からは新たに獲得した「DX人材育成プログラム」に係る年間700万円の助成金を活用し、クラウドトレーニングプログラムや数学の学び直し講座など、学生ニーズに対応した新規プログラムを実施することができた。 企業との連携強化の観点では、本学学生のキャリア形成支援を目的として構築した「キャリア形成支援ネットワーク」への参画企業（2024年10月開始・京都のグローバル企業6社）をはじめ、関西5大学インターンシップ研究会（2023年11月開始・業界トップ企業8社）への参画企業、本学と連携協定を締結している企業等と協働企画を実施した。これらを通じて、顔の見える関係性を構築しつつ、戦略的に企業連携を強化することができた。 6. 健康管理支援 2021年度の新型コロナワクチン職域接種においては、法人部、庶務課と連携しながら、保健センターとしてワクチン接種業務を担った。学生定期健康診断においては、感染拡大防止に努めながら、学校安全保健法で定められた項目を実施した。併せて、「スポーツ健康診断」「特殊健康診断」等も安定的に実施した。 本学では2020年4月にキャンパス全面禁煙になったが、近隣におけるポイ捨てや歩きタバコへの対策として、2022年6月よりキャンパス内に卒煙スポットが設置された。これを受け、仲間とともに卒煙を目指す「卒煙プロジェクト」を実施した。同年には南京都病院の呼吸器センター診療部長によるオンライン講演会「あなたの呼吸器大丈夫？」を開催。禁煙外来を受診し、プログラムを完遂した学生に対する診療費・薬代補助事業については、2019年度に単年度で実施したが、2022年度以降復活させ継続している。 学生に対する健康啓発事業にも積極的に取り組み、2024年度は今出川校地において、上京区役所健康福祉センターの協力の下、健康応援フェアを実施、135名の参加を得た。その後も、京田辺校地においては、京都府こども・子育て支援室、山城北保健所、京滋ヤクルト株式会社、京田辺校地学生支援課らと協力してのヘルシーキャンパスフェアの実施、今出川校地においては、上京区役所のほか、京都府こども・子育て支援室、京滋ヤクルト株式会社、カウンセリングセンター、商学部瓜生原ゼミ等の協力を得て行う啓発事業などを実施している。啓発事業では、卒煙のほか、HIV、性感染症、食生活、きょうとブレコン、心肺蘇生法などについて周知している。いずれもイベント時においては200名以上の学生参加があり、学生の健康に関する知識や意識の向上に寄与したと言える。
次年度の組織目標	1. 正課外活動支援 （1）正課外活動の活性化 ・学友団ならびに文化系公認団体の組織再構築に向けて施策を進める。約100団体ある文化系公認団体を、「練習を必要とし、発表を行う文化団体連合」「同好会的な団体」「ボランティア団体」に分け、3段階程度のカテゴリに分けて、効果的かつ実質支援をしていく。また、京田辺校地学生支援課とも連携し、公認でない登録団体についても「活動そのものに対する支援」を行なうことで、既得権ではなく「頑張る学生を大学が応援していく仕組み」を確立する。

	・EVEにおいては従来型のサポート体制を見直し、課外プログラム型、インターンシップ型とも言える大学誘導による抜本的な運営改革を行う。 ・寒梅館を中心とした課外プログラムを活性化させ、地域にも積極展開するとともに課外活動団体との相乗効果を生み出せるように工夫する。 —スポーツ支援課 ・同志社大学スポーツ憲章に基づくスポーツ支援策の検討。具体的には地域連携を推進するための組織作りとスポーツ専門部局設置に向けた課題整理を行う。 ・スポーツを行う環境の充実を目指し、2026年度にリニューアルするデイヴィス記念館地下トレーニングルームの安定した運営体制の確立と2028年度以降の体育・スポーツ施設の整備計画の策定を行う。 ・組織改編に伴う学生支援・スポーツ支援体制の整備。京田辺キャンパスで活動する文化系、スポーツ系団体の支援体制や登録団体のあり方についての検証作業、クローバー祭とスポーツフェスティバルの充実策について検討を行う。 (2) 地域連携推進室機能の回復 ・今後、「学生による地域カフェ運営」「学生による地域行事の新展開」「クラブ・サークルのスキルを使った放課後子どもクラブ」「異世代混淆井戸端会議」等、上記（でまちや）での経験と成果を生かしながら、アイデアをリバイズして積極的に地域連携事業を展開していくことを検討する。また、古都京都の中心地と言える上京区が持っている「歴史（寺社仏閣、歴史的建造物）、芸術文化（能狂言、雅楽、絵画）、伝統産業（和菓子、油、味噌、クラフト酒造、西陣織）」といった諸資源に注目するとともに、学部や他セクションを巻き込みながら、「国際化・デジタル化・事業化」の観点で地域を再活性化させポイントを分析する。日ごろから学生と地域社会の接点を増やし、「地域ぐるみで学生を育て、育った学生が地域へ還元していく」仕組を視野に推進する。 2. 学生生活支援 (1) 各奨学金制度の安定的かつ確実な事業運営 高等教育の修学支援新制度、学外の機関等による奨学金制度及び学内奨学金制度について、過誤なく安定した事業運営を行う。日本学生支援機構奨学金業務について業務委託契約を開始し持続可能な事務体制を構築する。 (2) 学生寮事業の円滑な運営 施設の老朽化や運営をめぐる様々な課題に対応し、全国から集う学生の受入促進に向けて、経済的な負担を考慮の上、安心・快適な居住環境を安定的に提供するために整備・運営体制を強化する。時代の要請を考慮した上で、既存寮のあり方及び方針の見直しの検討を開始する。 (3) 福利厚生環境の整備による学生の利便性と満足度の向上 安定的かつ質の高い食事提供を目指し、学生・教職員の福利厚生環境を充実させ、利便性と満足度の向上を図る。大規模建設事業に伴う福利厚生環境の整備により、学生・教職員の満足度をより一層向上させる。 3. 学生相談・修学支援 (1) スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ(SDA) 支援体制の強化 【アクセシビリティ支援体制の強化】 ・継続的に合理的配慮に関する理解不足から発生する問題を未然に防止し、スムーズな支援体制を構築する。 ・発達障がいのある学生が安心して過ごせる修学環境を整える。 ・「合理的配慮」について、効果的な支援体制を構築する。 【SOGI に対する理解促進のための体制整備】 ・SOGI への理解をより一層促進し、互いに多様性を認め、他者の立場になって考えることのできる学生の育成、教職員の意識向上を促し、寛容に満ちたキャンパスを実現する。 (2) カウンセリングセンターの学生相談体制のさらなる充実 ・引き続き、来談学生への個別面接に加えて、教職員に向けたコンサルテーションを実施するとともに、教職員対象の学生相談啓発活動を実施する。 ・学生相談AIチャットボット相談については導入から3年を経たことを契機に、サービス内容を見直し、一層の利用者増を図り、正答率80%を目指す。
--	---

	・継続して居場所づくりプログラムを企画、運営し、学生同士の自発的な交流を促進する。京田辺校地では 2026 年秋に移転し、ラウンジやセミナー室が完備されることを見据え、キャンパス特性に応じたプログラムを展開する。 4. キャリア支援 (1) 低年次からのキャリア形成支援の強化と、多様な学生ニーズに応える個別最適化支援体制の構築 ・急速に変化する就職環境の中で、学生が早期から自らの可能性を理解し、主体的に将来を選択できるよう、低年次からのキャリア形成支援を体系的に整備する。また、学生の価値観やバックグラウンドの多様化に対応するため、学生ニーズを的確に把握し、個々の状況に寄り添った柔軟な支援体制を構築する。さらに、障がい学生や外国人留学生への支援については、外部機関との連携や学内部署との協働を通じて支援の質を高め、多様なキャリアを実現できる環境を整備する。 (2) 企業・大学・卒業生と連携したキャリア形成・就職支援プログラムの展開 ・キャリア形成支援ネットワーク参画企業や連携協定企業等との関係性をさらに深化させ、顔の見える継続的な連携を推進する。企業や他大学との共同企画プログラムに加え、卒業生を巻き込んだ実践的なプログラムを展開し、学生がリアルな社会と接点を持ちながら成長できる環境を整える。 ・求人数の少ない障がい学生や外国人留学生、10 月以降の 4 年次生について、採用に意欲的な企業の新規開拓を継続して行う。 5. 健康管理支援 ・「学生健康診断」「スポーツ健康診断」「特殊健康診断」等、安定的に実施する。 ・保健所や企業、他部署などとも連携し、卒煙促進、AED 利用啓発など、ヘルシーキャンパス実現に向けた健康増進の啓発活動を実施する。併せて、飲酒問題についても啓発に取り組む。
--	--

3.【教育支援機構】

中期的な組織目標

- (1) 学生の多様な学びを実現する新たな教育のかたちの構築
- (2) 学修成果・教育成果の把握・可視化
- (3) 時代に即した質の高い教養教育の展開
- (4) 免許資格課程におけるカリキュラムの充実と本学出身教員とのネットワーク構築

組織目標 No. I	(1) 学生の多様な学びを実現する新たな教育のかたちの構築 デジタル技術の進展に遅れることなく、利活用する教育の方向性を継続しつつ、質保証に努め、学生が多様な学びを実現する基盤として、「自由に設計できる時間」の創出を目指す。 研究科を問わず、博士後期課程のうちアカデミアを目指す者を対象としたブレFD講座を実施する。併せて指導補助者制度の導入に向けた検討を行い、2026年導入を目指す。 (2) 学修成果・教育成果の把握・可視化 学生の学修目標の達成につながる教育の実現を目指し、学生が意欲的かつ主体的、効果的に学習を進め、期待される成果を修めることができるように、学修成果の可視化機能を滞りなく導入する。 (3) 時代に即した質の高い教養教育の展開 全学共通教養教育科目の再編成と体系化に併せて、外部の e-learning システムの積極的な活用、ICT 活用による授業運営支援・学修の可視化に取り組み、授業、自学自習環境の充実とキャリア形成支援を図る。そこで2025年度は、以下の2点に取り組む中で、課題を整理し、今後の全学教育のあり方を考える一年にする。 ① 質保証、効果検証の強化 外部のe-learningシステムを活用した教育、大規模クラス、遠隔授業、ICTを活用した学習支援を対象として質保証、効果検証に取り組む。 ② 科目精選の継続 全学共通教養教育科目や全学共通プログラムが、学部教育ニーズに適合している点と乖離している点を明らかにするのは難しい。しかし、ここを追求すると、大学全体として科目精選が進む可能性はある。また、全学教育を標準化か部分最適化かの二元論で捉えたと、今の全学共通教養教育センターの方針は、全学部の学生が履修することを前提とした標準化である。必然的に大規模クラスの運営にコストがかかるこ
---------------	--

	とになり、特定の教員や学生の教育・学習ニーズに応じた部分最適なプログラムの開発・運用に時間を割くのが難しい状況にある。2025年度は、これらの課題感をもって、継続的に科目精選に取り組むと同時に全学教育のあり方を検討する。 (4) 免許資格課程におけるカリキュラムの充実と本学出身教員とのネットワーク構築 教職課程においては、学習指導要領改訂や教員養成課程見直しの議論が進む中、それを見据えた今後の課程の在り方に関する検討を前に、現状の見直し・課題整理に取り組む。図書館司書課程や博物館学芸員課程においては、法令改正等はないものの、各課程の運営に長らく携わった教員の交替を円滑に行い、課程の質の維持・向上に努める。
達成状況 (2021年度 ～2025年度 の総括)	(1) 学生の多様な学びを実現する新たな教育のかたちの構築 【総括】 コロナ禍での経験(教室コロナ定員、ネット配信授業併用方針、オンライン試験の試行実施、Wi-Fi 環境強化、授業収録カメラ設置教室増強等)とネット配信授業の効果検証を踏まえ、2回分(180分)の授業のオンデマンド配信(「面接授業(基本型)」)を可能とする、新たな学年暦編成の提案プロセスを進め、2024年度に「DO Week」の設定と「面接授業(基本型)」による授業を開始し、その定着を図った。同時にICTの利活用を推し進め、新たな学びの提案と教育の質保証の両立に取り組んだ。また開設10年目を迎えたラーニング・コモンズの利用状況や効果の検証に着手し、学生の学びのスタイルや行動、ニーズの変容の把握を進めた。 【主要成果】 ・「「新たな学び」のための授業実施方針」と「授業実施のためのガイドライン」を策定し、授業の質の保証に資する基準を定めた。 ・授業動画作成・配信マニュアルを作成し、オンデマンド授業の品質基準を明示した。 ・学年暦に完全オンデマンドの授業期間「DO Week」を設け、年度始めの諸行事(科目登録や課外活動・団体への参加、加入検討等)を考えるゆとりを持たせることができた。 ・フォローアップのオンデマンド授業(振り返り・集中型、定着・分散型等)を活用した柔軟な授業計画と運営が可能となった。 ・オンライン試験システムの試行導入と段階的使用拡充により、大規模オンライン授業の試験の厳格性と公平性の確保に取り組んだ。 ・「面接授業(基本型)」以外の授業科目開設の手続化(条件、申請方法等)により、授業の到達目標に応じた授業の実施形態の選択ができるようになった。 ・新学年暦導入の社会的インパクト(教育系書誌、学協会調査研究報告書、新聞等による記事化)として、グッドプラクティスとなる可能性の示唆と他大学への波及が見られた。 ・教務部に教学システム運用管理課を新設し、教育・学習に欠くことのできない情報システムの計画的な開発、更新の体制を構築できた。 ・LMSを全授業で使用することとし、計画通りリプレイスした。学修成果可視化システムとあわせて、個別に最適化された学習支援への展開が期待できる。 ・証明書発行システムを計画通りリプレイスし、学外での発行や電子媒体での送達を可能とする等、利便性を向上させることができた。 ・生成AIの普及を踏まえ、期末試験として実施するレポートにおける生成AIの取扱いを見直し、授業担当者の指示に従う運用に変更した。 ・各キャンパスの機能に応じたラーニング・コモンズを運用しつつも、オンラインを利用し、両校地のラーニング・コモンズを繋ぎ、校地をまたいだ学習相談や、自宅等からの学習相談対応も実施できた。 ・京田辺キャンパスのリニューアルに合わせ、教室からシームレスに自学自習エリアに移れる学習エリアの設計に寄与した。 ・施設予約管理システムを新たに導入し、教室使用手続に係る教職員の利便性を向上させた。 (2) 学修成果・教育成果の把握・可視化 【総括】 学生調査(入学時調査、学びの実態調査、「学びのふり振り返り」卒業時調査)の実施の時期と学年の見直しをすることで、学生の学びの実態把握を強化した。2024年度調査分より毎年度の結果公表に「学びのふり振り返り」卒業時調査を加え、入学時から卒業時にわたる成果の可視化が進んだ。同時に回答率の向上にも取り組み、カリキュラムの効果検証や改善に資するデータを学部等へ提供する作業をルーチン化した。

	またカリキュラムマップ、ツリーの作成や、学修ポートフォリオを構想することで、学位プログラムを可視化し、教学マネジメントの基盤を整備することができた。さらに内部質保証の要件として、全学位プログラムを対象にアセスメント・ポリシーを再策定できたことは、学修成果の可視化を進める上で大きな前進となった。 【主要成果】 • 学びの実態調査の実施対象年次(2年次)の追加により、学生調査の連続性を確保できた。 • 学生調査の回答率向上(入学時調査 70%超、学びの実態調査 30%超)により、調査結果の信頼性が向上した。 • これらの取組により、文部科学省による全国学生調査にスムーズに参画することができた。 • 博士後期課程を除く全学位プログラムを対象としたカリキュラムマップ、学士課程の全学位プログラムを対象としたカリキュラムツリーが完成した。 • DPごとの単位の修得状況や学期ごとの GPA を認識できるシステムの開発に着手し、2026年度からの学修成果の可視化を実現した。 (3)時代に即した質の高い教養教育の展開 【総括】 全学共通教養教育の再編を進め、各学部が広く履修する全学共通教養教育のカリキュラム・ポリシーと区分単位の到達目標による科目開設のマネジメントに取り組んだ。また社会や時代のニーズの高い教養教育プログラムを開発し、ICTや外部e-learningシステムを積極的に活用することで、プログラムへのアクセスの向上と質の保証に取り組んだ。 【主要成果】 • 再編によりイノベーション創出科目群、人間科学系科目区分とライフデザイン科目区分を新設した。 • 同志社データサイエンス・AI 教育プログラム(DDASH)をリリースし、自身の知識・スキルや学修段階に応じた学習を可能とした。 • DDASHでは、本学と NTT 西日本、NTT EDX との三者による生成 AI 活用実証事業に取り組む、ハルシネーションを起こさないセキュアな生成 AI による学習環境(DAIB)の開発と製品化に取り組んだ。 • DAIBの運用は、学生の自律的な学びと教員業務の効率化に寄与した。 • 「paizaラーニング」や「LinkedInラーニング」を試行的に導入することにより、外部e-learningシステムが個々の学習ニーズを捕捉する自学自習教材として、また学習環境の個別最適化に資することを確認することができた。 • 到達目標による科目開設のマネジメントが機能し、スクラップ&ビルドによる科目の改廃、新設、既存科目の組み合わせによるプログラム化が検討され、同志社イノベーション・ゲートウェイ(DIG)をリリースし、全学規模でのアントレプレナーシップ教育を開始することができた。 • DIGでは専用のオンラインコミュニティプラットフォーム「Commune」を運用し、デジタルネイティブ世代のコミュニティ形成に係る知見が蓄積できている。 • アセスメントツール「GPS-Academic」の試行的導入では、DIG 履修生の特徴、行動特性、ウィークポイントを他大学との比較により把握することができ、DIG による教育効果の測定値として使用するかどうかの判断期間として次年度も継続利用することとした。 • オンデマンド授業やハイブリッド授業を活用することで教養教育科目へのアクセスが向上し、全学生に履修を望む科目(ex 同志社の良心とダイバーシティ)の運営が可能となった。 • 大規模オンデマンドクラス運営におけるオンライン試験システムの試行的導入により、不正に対する抑止力と試験の公平性が一定程度高まることを確認した。 • 学修成果やスキルを可視化するツールとして「オープンバッジ」を学びの意欲の向上を見込み、試行的運用から学内各組織における自律分散運用に移行する計画をまとめた。 (4)免許資格課程におけるカリキュラムの充実と本学出身教員とのネットワーク構築 【総括】 免許資格課程の自己点検・評価の枠組みを整備し、教員採用試験早期化への対応強化に取り組んだ。本学出身教員・卒業生ネットワークを構築し、講演会や懇談会を通じて現場知の循環を促進した。 【主要成果】 • 免許資格課程の自己点検要領を策定し、規定に基づく運用を開始した。 • 教員採用試験対策を再考し、面接・実技・論文の支援を強化した。
--	---

	・ 本学出身教員とのネットワークを拡充するため、「教職内定者交流会」の定期開催を定着させることができた。 ・ 教員採用試験の合格者増に向けたデータ連携・フォローアップの仕組みを整備した。
次年度の組織目標	2026年度は、新たな「同志社大学ビジョン」の始動年度であり、教育支援機構では、これまでに整備してきた教育基盤やツールを教学マネジメントのフレームに内在化し、教育の質のさらなる向上に取り組む。このため次年度の組織目標は、以下の4点を自己点検・評価の柱として、「中期計画2030の行動計画」において定めた。その目標の遂行には、内部質保証と新たな事業の推進をバランスよく運用できる体制を必要とすることから、全学的な教学組織やそれを支える事務体制のあり方についての検討を再開する。 ① 学年暦および多様な授業形態の運用状況の把握と検証 ② 学修成果可視化を活用した学位課程の点検・改善の支援 ③ 学位課程の一部として全学共通教養教育科目の運営と質保証のあり方の検討 ④ 全学規模での科目精選の推進と実行

4.【入学センター】

中期的な組織目標

(1) 高大接続プログラムの戦略的展開

(2) 新たな入学者選抜方法の導入

組織目標 No.IV	2024年度に常務企画会議の下に設置されていた高大接続推進部会にて「本学が取り組むべき高大接続プログラム」について「社会的背景から求められる大学の役割」と「本学が抱える課題」の二つの視点から議論が行われた。この議論を受けて、本学が求められている役割や本学が抱える課題に対する取組について、具体的に進めていく。 【本学が取り組むべき高大接続プログラム】 (1) 大学の学びに触れる機会の創出、本学で学ぶことについての魅力発信、学部・学科の学びを知る・触れる機会の創出 ① 授業公開：学部・学科の学びがイメージできる授業の科目を高校生に公開する。 ② 在学生との交流：本学を訪問した高校生を対象に入学広報アンバサダー等との交流・質疑応答を行う。 ③ 卒業生からのメッセージ：夏のオープンキャンパスにおいて、卒業生から本学の魅力の1つである卒業後の進路について教員等との対話形式で話をしてもらい、仕事のことや大学の学びと社会（仕事）との結び付きについて高校生にイメージしてもらう。 ④ 同志社学生アンバサダー（仮称）の新設：学生が帰省した際に母校の高校を訪問し、本学の魅力を伝える同志社大学学生アンバサダーを置く。 (2) 探究学習へのサポート ① アカデミックスキルセミナーの受講：学習支援・教育開発センターが在学生向けに実施しているアカデミックスキルセミナーの一部を本学に来校した高校生に受講してもらい、大学で学ぶために必要な基礎的な学習スキルとなるレポートの書き方やプレゼンテーションの方法等について学んで探究学習に役立ててもらう。 ② 探究学習に関する交流：探究学習のテーマに近い分野のゼミ・研究室の教員・学生と高校生との交流を行う。
達成状況 (2021年度～2025年度の総括)	(1) 高大接続プログラムの戦略的展開 ① 2022年度～2024年度の高大接続推進部会にて「高大接続プログラムの戦略的展開」について検討を行った。2021年度はコロナ禍における安全かつ確実な入試実施を最優先とするため部会の開催をとりやめたが、2022年度には中期行動計画（第3版）を踏まえた「今後検討すべき高大接続の施策等」について検討し、それを受けて2023年度には「京都府教育委員会と連携した高大接続の取組」等について検討を行った。残念ながら2023年度の検討結果については、他部署との調整の中で課題が山積であることが判明したため、あらためて検討した結果、2024年度には本学が取り組むべき高大接続としては「大学の学びに触れる機会の創出」「本学で学ぶことについての魅力発信」「学部・学科の学びを知る・触れる機会の創出」「探究学習へのサポート」「多様な学生の受け入れに繋がる高大接続プログラム」の5つの取組であるという結論に至った。この部会での議論を受けて、高大接続プログラム具体的な内容について入学センターで検討し、2025年度から学部等の協力を得ながら「授業公開」「卒業生からのメッセージ」「アカデミックスキルセミナーの高校生受講」を実施している。 ② 学習意欲があり主体性を持つ高校生を本学に受け入れるべく、アクティブ・ラーニング型の高大接続プ

	プログラムを「キリスト教主義学校の連携ネットワーク校」と連携しながら実施した。2021年度からZoomを介したオンライン形式で実施することで複数校の参加が可能になり、2022年度からは対面形式で受講する会場（会場提供校）とZoomを介したオンライン形式で受講する会場（その他連携校）の双方を組み合わせたハイフレックス型プログラムの形式で実施した。参加校が徐々に増え、現在では7校全てが参加するプログラムになっている。このプログラムを通じて、地理的な違いや生活環境等の違いを含めて多様な価値観を持つ多くの高校生がオンラインで繋がり、参加者同士の相互交流・相互啓発を促進させるとともに、参加者一人ひとりが大学で学ぶ意味、学問の持つ奥深さと幅広さを体験できる機会を提供している。 ③「法人内高校生の大学科目履修」について2021年度からヒアリングや検討を行い、4高校との協議・調整を行った結果、法人内高校生を対象とした大学開設科目履修制度を2023年度から試行として開始することができた。毎年40名前後の高校生が対象科目の「データサイエンス概論」を履修しており、試行期間を1年延長して2026年度に検証を行う見込みである。 (2) 新たな入学者選抜方法の導入 大学教育の先取り履修を活用した入試について、教職課程科目における先取り履修の実現可能性を免許資格課程センターにヒアリングを行い検討した。授業形態がオンデマンドには適さず、授業科目の内容も現役生である高校生が受講するにはふさわしくない題材もあることから、教職課程科目を高校生が先取り履修することは難しいという結論になった。 一方で、本学が受け入れている学生の多様性の現状を確認したところ、いずれの入試種別においても確認可能な多様性の要素である出身地と性別に加えて、総合型選抜（AO入試、自己推薦入試）、学校推薦型選抜（推薦入試）の出願資格には幅広い課外活動や出身校、宗教等の学部・学科が求める多様性の要素が設定されていた。本学の現状としては多様な学生を受け入れることができていると言え、これは本学の強みとなることから、無理に入試制度を増やすのではなく、現状の強みを拡充していくべきとの結論に至った。
次年度の組織目標	① 本学の学びを体感してもらえる多くの機会の提供 2025年度から開始した授業公開について、一般入試等の志願者がいる高校に対して授業公開の周知等を行い、高校生のプログラム認知度を向上させ参加者数の増加を目指す。科目公開学部が増えるよう学部と調整等を行う。 ② 大学全体の広報と連携し効果的な入学広報を展開 資料請求者やイベント参加者等の属性分析を行い、志願者との比較を通し新たな広報活動を試行的に展開する。 ③ 各種データに基づいた戦略的な入試実施体制の構築を検討 志願者の出身校だけでなく居住地等を分析し、一般選抜入試の地方会場の入れ替えを含めて、志願者の多様性（出身地）の維持・拡充を図る。

5.【国際連携推進機構】

中期的な組織目標

1. 真のグローバルマインドを持つ人物の養成
2. 海外拠点の戦略的強化

組織目標 No. V	1. 1 真のグローバルマインドを持つ人物の養成:海外派遣の観点から 1) 協定締結の方針の見直し 協定校との交流実態を省察しつつ、今後重点的に連携を深めていくべき国・地域について検討する。そのなかで、新規に協定を締結する場合の基本的な方針を定め、協定大学との実質的な交流の継続と関係強化を図る。 2) ACUCA の活動と今後を見据えた課題整理 ACUCA 幹事校として、今年度実施する主要行事を計画どおりに実施する。また、幹事校の任期満了にあたり、次期幹事校への業務の円滑な引き継ぎを行い、継続的かつ安定的な運営体制の構築に寄与する。また、これまでの取組の振り返りと活動成果の整理を行い、得られた知見を今後の本学の教育・国際連携施策に還元していく。 1. 2 真のグローバルマインドを持つ人物の養成:外国人留学生受け入れの観点から 1) 正規留学生の安定的確保に向けた外国人留学生入試の適正な実施及び入試制度・体制の見直しの検討
---------------	---

	外国人留学生入試を通じて適正な留学生受け入れを行う。加えて出願手続のオンライン化を推進するとともに、海外指定校推薦入学試験の実質化に向けた改善策を検討・提示し、実現可能な方策から段階的に試行する。 2) 留学生支援制度の見直し 留学生への支援制度及び大学給付の奨学金を対象に、具体的な効果分析と制度運営上の課題を洗い出し、今後の方向性について報告書をまとめる。 3) 留学生用宿舎の確保、滞在支援業務の整理 老朽化した宿舎の順次入れ替えに向けた新規宿舎の確保など、留学生の住生活環境の改善に関する提案を行い、予算化に繋げる。 1.3 真のグローバルマインドを持つ人物の養成・共修環境と国際教育の観点から — 国際教育インスティテュート 1) 幅広い国・地域からの優秀な学生の受け入れ・確保 学生の多様性を重視する観点に立って、幅広い国や地域から優秀な学生を受け入れることを目標とし、出願者数の増加及び継続的な定員確保を目指し、入試広報活動に積極的に取り組む。 2) 国内学生との共修環境の提供 国内学生が、多様な世界と学びを経験できるよう、所属学生と共修できる環境を提供する。 — 国際教養教育院 3) 組織再編後の院内諸会議の運営方法に関する見直し 4) 複数の所属教員の退職に伴う後任教員の採用 5) サマーセッションの実施 海外の大学に在学中の学生等を受け入れ、日本語と日本文化を学ぶ短期留学生向けの教育プログラムを実施する。 6) 海外フィールドワーク科目の実施と検証 全学共通教養教育科目として提供する海外フィールドワーク科目について、担当教員や参加学生からのフィードバックをもとに改善を進め、参加人数の増加と科目の活性化につなげる。 2. 海外拠点の戦略的強化 1) 海外組織との連携・協働 海外拠点の活動内容の再点検を行い、安定した運営体制の整備を行う。また、アジアにおける新規拠点の設置についても事業内容を精査のうえ検討する。 2) テュービンゲンEUキャンパスで実施する教育事業と研究交流事業の強化 ドイツ語・異文化理解EUキャンパスプログラム及びヨーロッパ・スタディーズEUキャンパスプログラムについて、テュービンゲン大学の教育担当部門からのフィードバックと協力も得て、拠点を活用した共修環境の充実と質のさらなる向上をもたらす。また、ドイツ・EU での本学プレゼンス向上を目的とした Doshisha Week 等、拠点での主要行事を通じて、若手研究者育成を焦点にした研究交流の深化を図る。
達成状況 (2021年度～2025年度の総括)	1. 真のグローバルマインドを持つ人物の養成 1.1 海外派遣の観点から 標記の期間、本学は海外渡航型および国内型の双方で多様な国際学修機会を確保し、コロナ禍による制約の中でも学生の国際的視野の涵養に取り組んできた。 2020年度春学期からコロナ禍の影響により、海外渡航を伴う学生モビリティは一時的に全面停止としたが、その期間中も海外協定校が提供するオンラインプログラム等を活用し、可能な範囲で国際的な学修環境を維持した。コロナ禍の改善に伴い、2021年度秋学期からは一定の渡航条件のもとで派遣を再開し、各留学プログラムによる多様な学修機会を段階的に回復させた。 一方で、円安や国際情勢の変動により渡航負担が増大した時期も続いているため、従来から提供してきた国内型の国際学修機会を活用することで、海外渡航が難しい学生にも国際的な学びを得られる環境を維持している。具体的には、本学今出川校地に設置された SAP センターにおける共修科目、外国人交換留学生と英語で学ぶグローバル教育プログラム (GEM) 科目など、国内での国際学修機会の活用に加え、正課外となるが、アジア・キリスト教大学協会 (ACUCA) によるオンライン講座など、新たな学修機会も確保している。

また、環境が完全回復してからは、Go Global Assistant やアーモストフェロー・オフィシアワールといった正課外支援についても、学生が国際学修に関する相談や英語運用機会を得られるよう継続的に運用し、留学生との日常的な交流が途切れることなく行われるよう努めている。

モビリティ停止期間を含む困難な状況の中でも、学生の国際学修機会を途切れさせることなく維持し、派遣再開後は海外渡航型と国内型を複線的に組み合わせる体制を提供している。派遣学生数はコロナ禍前の水準を完全には回復していないものの、これらの制約下にあっても着実な回復を実現している点は、大きな成果であると認識している。これらの取組は、ダイバーシティキャンパスの実現や、多様性を受容し他者を尊重するグローバルマインドの育成に向けた基盤形成として進展があったと評価できる。

1.2 外国人留学生受け入れの観点から

2021～2022年度はコロナ禍により、国費留学生と JICA 研修員を除き新規入国が停止し、交換留学や短期受入プログラムも中止となった。入国制限や渡航不安の影響を受け、外国人留学生入試の志願者は 2022 年度に従来の半数に減少し、在籍留学生数はコロナ前の約6割まで落ち込んだ。

2023年度以降、入国制限緩和に伴い韓国現地入試を再開し、2024年度には志願者数がコロナ前水準に回復し、2025年度はⅠ期・Ⅱ期合わせて過去最大の約1,200名となり、志願者数はコロナ前水準を超えて安定的な増加傾向にある。2025年度現在、在籍留学生は約1,400名で、全学生に対する留学生比率は 4.8%である。2020年度は 4.6%であったため、この5年間で大幅な増加には至らなかったものの、本学における現状の教育プログラムや受入可能数から見て適正水準であると評価できる。

この間、国内外の日本語学校を対象とした入試説明会やJASSOの留学フェアへの参加、現地事務所を通じた高校訪問などの海外リクルーティング活動を継続し、さらにオンラインを活用し、渡日せずとも受験可能な入試の実施など、状況に即した多様な受験機会の提供により、質の高い志願者層を安定的に確保した。加えて、海外指定校推薦入試制度の見直し、留学生宿舍の確保、奨学金制度（私費外国人留学生成績優秀者授業料減免奨学金・特定国からの外国人留学生に対する支援奨学金）の継続実施、学習支援制度の見直しなど、随時、受入制度の改善と充実を図った。

コロナ禍は留学生の受け入れに大きな影響を及ぼし、本学の受け入れ増加が順調に進んでいた段階での打撃となったため、コロナ禍以降の約3年間は回復期となり、大幅な増加には至らなかった。しかし、こうした厳しい状況下にもかかわらず、外国人留学生入試制度や受入支援策の見直しと安定的な運用により、志願者数と在籍者数は回復し、コロナ前水準に近い状態まで持ち直すことができた点は評価できる。ただし、依然として中国、韓国からの留学生が 8 割を占めており、真のダイバーシティキャンパスの実現に向けて、留学生の出身国の多様化は今後の重要課題である。

(1.1 および 1.2 の補足)

2025年度の組織目標である「協定締結の方針の見直し」および「ACUCA 活動の整理と知見の還元」については、グローバル化推進部会の協議を通じて、取りまとめている。協定校の交流状況や地域戦略の再点検には、十分なデータの収集や実績の分析が不可欠であるため、基礎的情報を整理し、部会での議論の質を高めるための準備を進めている段階にある。これまで継続してきた協定校の中には、長期間にわたり実質的な交流実績がない、あるいは先方からの連絡が得られないケースも存在する。協定関係の健全性を確保する観点で、交流実績のない協定の終結や整理を計画的に進め、実質的な効果が見込める協定校との連携に集中させるための基盤整備として位置づけている。

ACUCAに関しては、幹事校としての役割を2025年度中に無事に完了した。8月には Student Camp を、10月には Management Conference & General Assembly を計画どおり実施し、次期幹事校への引き継ぎも滞りなく完了した。運営を通じて得られた経験や加盟校との連携の成果については、今後の本学の国際教育施策に活かすべき重要な知見であり、次の段階として、それらを体系的に整理し、部会での議論に資する形で提示する。

1.3 共修環境と国際教育の観点から：安定的な外国人留学生確保に向けた教育プログラムの質向上 —国際教育インスティテュートでの活動

国際教育インスティテュートにおいては、中長期的に安定した留学生の定員充足、優秀な入学者の確保に向け検討を重ね、2024年に実施した2025年度入試から新たなオンライン入試システムを導入し、志願者増を達成した。

また、入試広報についても、毎年パンフレットの見直しは行いつつ、現在も新たなパンフレットやビデオの作成に着手するとともに、SNSを用いた広報活動にも力を入れ、広く志願者の獲得に努めている。

	2025年4月からは、大学がアーモスト大学との間に締結したセメスター教員交換制度により、アーモスト大学から教員を受け入れ「Special Lecture Series」の新クラスを開講し、リベラルアーツ教育の充実を実現している。 —国際教養教育院での活動 コロナ禍の影響により、海外協定大学等の外国人留学生（特別学生）を受け入れる組織である国際教養教育院にも、大きな影響が発生したが、オンライン授業などを活用しながら、外国人留学生への教育に当たった。 また、全学共通教養教育科目として提供する海外渡航をとまなう海外フィールドワーク科目、海外からの学生を受け入れ日本語・日本文化についての研修を行うサマーセッション（課外短期受入プログラム）も、オンラインを活用しながら実施した。2022年秋学期からは、外国人留学生の受け入れが再開され、対面での授業やサマーセッションも順次再開することができ、コロナ禍前の状態に戻りつつある。 近年、協定大学からの外国人留学生の教育・学習ニーズの多様化が進み、日本の社会・文化を学ぶ前提として、日本語の学習を希望する学生だけではなく、日本語学習を留学の主目的としない学生も日本への留学を希望するようになってきている。そのため、英語で日本の社会・文化を教授するグローバル教育センターと、日本語でそれを行う日本語・日本文化教育センターでの教育が必ずしも外国人留学生のニーズと合致していないケースもでてきた。 こうしたニーズの多様化へ対応するため、2024 年度にグローバル教育センターと日本語・日本文化教育センターをまとめる組織としてバーチャルな形で存在していた国際教養教育院を、グローバル教育プログラムと日本語・日本文化教育プログラムの2つのプログラムを傘下に持つ1つの国際教養教育院として再編した。再編にあたって、院内会議のあり方を見直し、両方のセンター所属の教員が一堂に会する会議を新設したため、従来は別々に会議運営されていた2つのセンター間での意思疎通が図られた。そのため、教員人件を所属プログラムに関係なく審議することが可能となり、また所属学生の科目履修の柔軟化やプログラム間の移動（変更）も可能となり、外国人留学生のニーズに沿う形になったことは再編による効果であったと認識している。 2. 海外拠点の戦略的強化 —チュービンゲンEUキャンパスで実施する教育事業と研究交流事業の強化 チュービンゲン大学内に設置したEUキャンパスをヨーロッパ地域における重要拠点と位置づけ、教育事業・研究交流事業の双方の充実に取り組んできた。 まず教育プログラムでは、ドイツ語・異文化理解 EU キャンパスプログラムとヨーロッパ・スタディーズ EU キャンパスプログラムを2022年度から再開し、両プログラムあわせて毎年約30名規模の学生が参加した。ヨーロッパ・スタディーズEUキャンパスプログラムでは、T-IES教員からの語学力に関する指摘を踏まえ、2023 年度以降は派遣前6か月間の「留学前準備プログラム」を導入し、T-IES教員によるオンライン指導や外部の英語プログラム等を通じて参加学生の語学力向上を図る体制を整備した。これにより、現地での学修・交流がより円滑に行われる基盤が構築された。また、チュービンゲン大学の教育担当部門との協議を継続し、プログラム改善に向けたフィードバックを得る仕組みが定着した。 2023年度のヨーロッパ・スタディーズ EU キャンパスプログラムから、プログラム構成科目を履修することでチュービンゲン大学の学生が単位を取得できる仕組みを新たに導入した。これにより、当該科目を履修するチュービンゲン大学学生が増加し、本学学生との共修環境が一層充実した。 研究交流事業については、コロナ禍にあった2021年度は学生支援機構と連携し、「漫画・アニメ」、2022年度は「書道」をテーマにオンラインで文化交流を軸にDoshisha Weekを開催した。2023年度は不開催となったが、2024年度および 2025 年度には研究開発推進機構と連携し、本学 SPRING（次世代研究者挑戦的研究プログラム）生を現地に派遣し、チュービンゲン大学の若手研究者との交流を実施する形態に発展させた。また、両大学で共催する国際シンポジウムについては、2022年度にチュービンゲン大学において第 4 回国際シンポジウムをハイブリッド形式で開催し、2025年度には本学にて第5回国際シンポジウムを共催するなど、教育・研究の両面での連携が深化した。 派遣実績としては、コロナ禍からの段階的回復期にありながら、2021年度～2025年度の対面派遣実績は計 112 名となり、EU キャンパスが学生の国際学修拠点として継続的に機能してきたことが確認できる。 一方で、EU キャンパスを本学の国際戦略の中でどのように位置付けるか、また学内への成果共有や学生募集への活用など、拠点の機能をより一体的に強化するための課題も残されている。 拠点機能の強化にも進展があった。これまでEUキャンパスには本学専任職員を1年単位で派遣していたが、現地でのオペレーションの安定化とチュービンゲン大学との継続的な関係構築を重視し、常駐するパ
--	--

	ーマネント職員（現地在住者）を配置する体制へ移行することができた。この変更により、拠点運営の安定性・継続性が高まり、教育・研究活動双方を支える基盤整備が進んだ。 総じて、この5年間の取組により、EUキャンパスは本学の欧州における教育・研究拠点として確かな進展を遂げ、教育プログラムの質向上、派遣前準備体制の整備、若手研究者交流の促進、国際シンポジウムの継続開催など、複数の領域で大きな成果が得られたと評価できる。
次年度の組織目標	1. 真のグローバルマインドを持つ人物の養成 1.1 海外派遣の観点から ・次期ビジョンに掲げる「隣人愛に基づく国際主義」の理念を踏まえ、学生が国や文化の違いを超えて共に学び、相互理解を深める環境を強化することを次年度の重点目標とする。 - 具体的には、海外渡航型と国内型を複線的に組み合わせた国際学修機会の提供を継続しつつ、協定校との交流実態を踏まえた地域別の整理や連携のあり方の検討を進め、2027年度以降のグローバル化の方針を定める。また、正課・正課外の国際交流支援を活用し、学内における多文化協働の環境を一層高め、多文化共生キャンパスの形成を推進する。あわせて、海外拠点（とりわけEUキャンパス）の機能強化や研究交流の深化に取り組み、教育と研究を一体的に促進する国際連携の枠組みを強化する。 1.2 外国人留学生受け入れの観点から ・正規留学生の安定的確保に向け、外国人留学生入試の適正実施を図るとともに、入試制度および実施体制の見直しを行う。 ・留学生支援制度について、特に奨学金の効果検証等を行い、制度の適正化に向けた検討を行う。 ・留学生用宿舍の確保および滞在支援業務の整理を行い、次期計画の策定を進める。 1.3 共修環境と国際教育の観点から —国際教育インスティテュートでの活動 ・様々な学びの実現に向け、分野の拡充、「スペシャライゼーション」制度の導入を含む、新カリキュラムの導入に向けて、検討を開始する。 ・他学部学生に対しては、併行して、広報の強化、学部が実施する履修相談との連携に取り組み、より魅力的で履修しやすい制度を目指す。 ・優秀な外国人留学生（正規）の積極的受け入れの推進のために、新たなオンライン入試システムを導入後、複数年が経過することから、その間に浮上した課題を洗い出し、さらなる優秀な学生の安定的な確保に向けて、課題解決を図る。 —国際教養教育院での活動 ・国内学生と外国人留学生（正規留学生）の国際共修が可能で、講義だけでなく海外での実習体験も経験する海外フィールドワーク科目について、参加者増のための方策や、科目の運営方法やあり方について検討を行う。 ・サマーセッションについて、定員通りの参加者で実施できるよう募集および選考方法の改善について、担当教員とも検討を行う。 ・全学的なリベラルアーツ教育のさらなる発展と、多様な学びの実現に向け、現行のカリキュラムの見直しの必要性について検討を行う。 2. 海外拠点の戦略的強化 チュービンゲンEUキャンパスで実施する教育事業と研究交流事業の強化 ①教育プログラムの改善・広報強化 ・チュービンゲン大学との協議を継続し、両プログラム（ドイツ語・異文化理解／ヨーロッパ・スタディーズ）の改善点を定期的に整理し、授業内容・学生支援に反映する。 ・ドイツ語・異文化理解EUキャンパスプログラムの出願者数が伸び悩んでいる点を踏まえ、広報手法の見直しと周知の強化を図る。 ②若手研究者交流の拡充 ・研究開発推進機構と連携し、Doshisha Week を継続的に実施するとともに、SPRING生を含む若手研究者の交流機会を拡大する。 ・研究分野に応じた小規模研究会の開催を促進し、両大学間の共同研究につながるテーマ形成を支援する。 ③拠点機能の強化と学内共有の推進

	・国際課、研究開発推進機構、EU キャンパス常駐職員の連携体制を強化し、教育・研究・学生支援を一体として運営する仕組みを整える。 ・EUキャンパスでの成果（学生の学修例、研究交流の成果、シンポジウムの記録等）を学内で共有し、学生募集および教員参加の促進につなげる。
--	---

6.【学長室】

中期的な組織目標

- (1) 多様な人物が様々な活動を通して共生できるキャンパスの実現
- (2) 内部質保証システムの確立
- (3) 同志社創立150周年記念事業（大学事業・大学建設事業）の推進
- (4) ICT技術を活用した事務業務の効率化
- (5) 校友との連携推進
- (6) 同志社校友会と連携した募金推進と今後の募金体制確立

組織目標 No.VI	(1) 次期ビジョンおよび中期行動計画の策定 現在のビジョンである「同志社大学ビジョン 2025 一躍動する同志社大学」が今年度に最終年度を迎える。次年度以降の新ビジョンおよび中期行動計画を今年度中に策定し、本学が取り組む計画を示しつつ、その将来像を社会に対して発信する。 (2) 第4期機関別認証評価を見据えた内部質保証推進体制の更なる充実 2027年度の第4期機関別認証評価受審を見据え、受審の前年度となる2026年度を照準とする取組目標とそれに伴う行動計画を策定し、毎年度自己点検・評価に関する方針を定めている。本行動計画に従い、当該年度の内部質保証推進会議の取組及び自己点検・評価に関する実施方針を定め、実行する。 (3) 同志社創立150周年記念事業（大学建設事業）の遂行 同志社創立150周年記念事業（大学建設事業）として位置づけられている「今出川校地新図書館建設事業」、「京田辺キャンパスリニューアル建設事業」、「スポーツ・コンプレックス建設事業」を着実に遂行する。 (4) 申請書類の電子決裁化の促進 派遣社員のワークフローシステム利用申請フォーム及び試験的に先行検討した各種申請書フォームのうち未実施分を順次作成し、利用に供する。 (5) デジタル文書の保存に係る指針原案の策定 事務用ファイルサーバーの際限ない拡大を要する事態に陥らないよう、また、将来文書管理システムが導入された場合も見据え、情報化推進部と連携してデジタル文書の適切な保存指針を検討し、指針原案を策定する。 (6) 校友との連携推進 若手校友の継続的な関与を促進しつつ、大学の価値や魅力を広く社会に発信していくため、校友を「つなぐ存在」から「ともに発信する存在」へと進化させる。それにより大学のプレゼンス向上を目指す。 (7) 同志社校友会と連携した募金推進と今後の募金体制確立 「同志社大学ALL DOSHISHA募金」の推進については、同志社校友会をはじめとした校友との連携のもと、本部を含めて組織として協力をいただける体制を確立し、更なる募金事業の推進を図る。一方、「同志社大学ALL DOSHISHA募金」の最終年度にあたり、本事業の課題の抽出及び分析を行い、募金以外の外部資金獲得も含めた2026年度以降の計画を策定する。
達成状況 (2021年度～2025年度の総括)	【2021年度～2025年度の総括】 (1) 多様な人物が様々な活動を通して共生できるキャンパスの実現 2021年度に全学的なダイバーシティ推進状況を把握するための各種調査を実施し、課題整理を進めた。2022年度には調査結果を踏まえて中長期計画の策定に着手し、2023年度にはダイバーシティ推進委員会運営のもと、シンポジウム開催や情報発信などにより施策を着実に実施した。2024年度には環境マネジメント推進委員会を新設し、環境配慮を含む多様性の推進体制を整備。温室効果ガス削減目標等を設定し、持続可能で多様性を尊重する「深山大沢」としてのキャンパス形成に向けた基盤整備を進めた。 (2) 内部質保証システムの確立 2022年度には2027年度機関別認証評価を見据え、行動計画と年度方針に基づき実施体制を強化し、毎年度の自己点検・評価を通じてPDCAを着実に運用した。確立した内部質保証のマネジメント機能を強化することで、改善を実質化し制度の充実を図った。2023年度には学習成果の可視化支援や外部評価の準備を進め、2024年度には外部評価委員会を設置し、第三者評価により自己点検・評価の客観性と妥当性を担保した。

(3) 同志社創立150周年記念事業(大学事業・大学建設事業)の推進

2022年度より今出川校地新図書館、京田辺キャンパスリニューアル、スポーツ・コンプレックスの各建設事業を計画通りに推進した。2023年度は物価高騰の影響を受けつつも委員会を重ねて調整を行い、事業を着実に進捗。2024年度には京田辺の基本計画承認や関係部署との調整を進め、その他の事業も備品調達等を含めて順調に推進した。2025年度も3事業を継続して遂行し、150周年に向けた大学基盤の強化を着実に進めた。

(4) ICT技術を活用した事務業務の効率化

①主要会議のオンライン開催又はオンライン併用開催の定着と、会議資料の原則ペーパーレス化

毎週木曜日の部長会前後に真義館で開催するほぼ全ての全学的な会議について、関係部課の協力を得て、この間順次オンライン併用開催及び会議資料の原則ペーパーレス化を達成し、会議運営に係る業務の効率化を図ることができた。

②ワークフローシステムを活用しての各種申請書類の電子決裁化

2022年度のワークフローシステム稼働時に対象とした電子決裁の主たる書類である「起案書」「稟議書」に加え、2025年度までの間、順次「第1種発信文書・公印押印申請票」「報告・申請書(大学及び法人)」「教務システムデータ・帳票使用願」を新たにワークフロー化することにより、各種申請書類の電子決裁化をほぼ達成することができた。なお、2025年度の行動計画に掲げている、「派遣社員のワークフローシステム利用申請フォーム」は利用申請受付開始を到達点としていたが、業務優先度の関係上、到達点には至らなかった。

③文書管理のデジタル化と記録文書のアーカイブ化の推進による、業務の効率化と高度化、セキュリティの強化

電磁的方法による文書の送受信や保存、ワークフローシステムを用いた電子決裁等、これを適正に行うための拠り所となる規定が必要不可欠となる中、2022年度に従前の「同志社大学文書取扱基準等」を抜本的に見直し、「同志社大学文書取扱内規」及び「同志社大学文書作成要領」を新たに制定した。これにより、文書業務のデジタル化の進展に伴う業務の効率化等の基盤づくりを一定程度達成することができた。他方、2025年度の行動計画に掲げている、デジタル文書の保存に係る指針原案の策定については、指針内容の検討を引き続き進めている状況で、指針原案の作成を到達点としていたが、到達点には至らなかった。

④文書管理デジタル化の効果としての文書保存のためのロッカーの削減による、事務室スペースのより機能的な活用

2024年度に情報化推進部が実施した「情報格付け・リスク評価」は、デジタル化の進展を踏まえた文書管理のあり方を各部課が具体的に検討するよい機会となったが、紙媒体資料の整理はデジタル文書の保存に係る指針原案の策定が前提であり、当該が主導して各部課がロッカーを削減できるまでの具体的な提案を出来る状況への到達にはなお時間を要する状況である。

(5) 校友との連携推進

卒業後も校友が大学との繋がりを感じ、生涯にわたり関わり続けられる関係構築を目指し、交流の場づくりと情報発信を軸に取組を進めてきた。39歳以下の「若手卒業生の集い」を同志社校友会とともに計画し、当初は大学キャンパス内で開催していたが、2024年度は卒業時就職先の60%近くが首都圏(本社所在地)であることを考慮し、東京で実施して大盛況となった。そのことを受けて、2025年度は東京に加え、大都市である名古屋・大阪にも拡大した。いずれも盛況となり、若手校友との接点創出や、校友会活動への誘導ができた。これらの取組を通じて、若手校友の大学への帰属意識の高まりを感じることができた。

(6) 同志社校友会と連携した募金推進と今後の募金体制確立

2025年12月末現在、「同志社大学ALL DOSHISHA募金」の累計寄付金額は26.5億円となり、目標金額50億円に対し達成率は53.1%となっている。同志社校友会との連携を通じて、全国の支部総会等での支援の呼びかけを強化するとともに、各地の校友が持つネットワークを利用させていただき企業訪問を実施した。とりわけ、2025年度は寄付実績のない卒業生を中心に、寄付の手続が容易なコンビニエンスストア専用の払込取扱票を添えて、寄付を依頼したことが利便性を高め、単年度の新規寄付者は2,614名と大幅に増え、卒業生の支援者が実人数で累計1万人を越えた。企業等法人への寄付依頼については、企業訪問を重点強化したことで、今年度は新たに49社からの寄付に繋がり、累計470社からの支援に至った。そのことに加えて、今後の企業との連携強化のために、大口の寄付を受けているダイキン工業、TOYO TIRE、ロゴスコーポレーションとの包括連携協定を締結し、部門の連携にとどまらず、新たなアライアンス計画を推進している。これらが、研究、教育や学生の採用にも寄与し、外部資金獲得のプラットフォーム構築に繋がるものである。

	前述の募金事業が2026年3月で終了することから、「同志社大学ALL DOSHISHA募金」を継承した2026年度同志社大学募金の枠組みを構築し、2026年4月の募集開始に向けて準備を進めている。 【2025年度のみ限定される目標と達成について】 (1) 次期ビジョンおよび中期行動計画の策定 次年度以降の新ビジョンおよび中期計画2030を策定し、本学が取り組む計画を示しつつ、その将来像を社会に対して発信した。
次年度の組織目標	●次世代キャンパス創造に向けた整備計画 新島が理想とした「深山大沢」の精神を現代に再解釈し、「人・自然環境・デジタル技術」が調和する学びの場を創造することを目指す。ICTの活用や多目的空間、図書館機能の拡充によって主体的な学習を促す環境を整備する。また、個々の学生の潜在力を伸ばすべく、キャリア支援・学生生活支援を強化し、女性・外国人・障がい者を含むすべての学生の活躍を支える文化を醸成する。さらに、両校地の建設事業において環境負荷低減を進め、持続可能で魅力あるキャンパス形成を目指す。これらを通じて、次世代に向けた柔軟で持続可能なキャンパス基盤を構築し、教育・研究・社会貢献の発展を支える建築・施設整備を推進する。 ●エビデンスに基づく内部質保証の推進 学生調査や基礎データを活用してEBPMの考え方に基づいた自己点検・評価と改善のサイクルを全学でさらに推進する。学位プログラムにおけるエビデンス型の教学体制を確立し、学習成果の可視化とアセスメントの活用を通じて教育の質を継続的に向上させる。 ●申請書類の電子決裁化の促進 派遣社員のワークフローシステム利用申請フォームについて、電子決裁手段も見極めた上で2026年度中の利用申請受付開始を到達点として作成を進める。 ●電子署名の取扱いに対する基準策定 現在は契約相手方から要請があった場合の都度対応となっている電子署名について、契約及び文書保存に係るコスト等の観点上、将来的には本学から契約相手方に積極的に電子署名による契約を提案することも想定の上、同志社大学文書取扱内規の一部改正等、基準策定を進める。 ●デジタル文書の保存に係る指針原案の策定 事務用ファイルサーバーの際限ない拡大を要する事態に陥らないよう、また、将来文書管理システムが導入された場合も見据え、情報化推進部と連携してデジタル文書の適切な保存指針を検討し、指針原案を策定する。 ●校友との連携推進 若手卒業生のネットワークを展開して、同志社校友会の支部に若手が加わり支部活動が活性化されることで、校友と大学が協働して大学の事業とも連携させる仕組を策定する。そのことを通じて、同志社大学のさらなるプレゼンス向上を目指す。 ●同志社校友会と連携した募金推進と今後の募金体制確立 2026年度は「同志社大学 ALL DOSHISHA 募金」の寄付者に対して本募金事業の報告を行い、感謝を伝えるとともに今後も継続的のある支援の意識醸成を図る。また、新たに中期行動計画として2027年度以降の新たな募金事業を策定する。さらには募金事業以外の新たな外部資金獲得策として、企業等法人に向けたネーミングライツ事業の導入や企業版ふるさと納税事業(京田辺市)を推進する。

7.【広報部】

中期的な組織目標

- (1) 公式オフィシャルサイトを基盤とした情報発信力の強化
- (2) 公式SNSの活用による大学ファンの拡大
- (3) シングルソース・マルチユースによる広報資源の有効活用
- (4) 国内外におけるブランド戦略及びプレゼンス向上の推進

組織目標 No.Ⅵ	(1) 公式ホームページのオリジナルサイトのリニューアルを支援する。円滑な運営をはかるため、CMS (Content Management System) の不具合を解消し、利用者の利便性の向上をはかる。サウンドメディアでは、引き続き、様々な社会課題に対する本学からの独自メッセージを豊かな教育・研究のリソースに基づいて発信し、加えて学生の活動(キャンパスライフ)に焦点をあてた本学の現在(いま)やこれまでに紡いできた本学の歴史や資産・業績等の魅力についても計画的に発信し、プレゼンスの向上及び「ブランディングの強化」、さらにはインターナル・コミュニケーションの活性化に繋げる。
--------------	--

	(2) 公式SNSの更なる同志社大学ファン（フォロワー）の獲得を目指す。また、既設の公式Facebookや公式 X (旧 Twitter)、オウンドメディアを含む公式ホームページ等のコンテンツも活用・連動し、相互補完による相乗効果を狙う。加えて、学長・副学長が同志社大学の今そして未来を語る「Doshisha University Now!」動画や「150周年記念事業（大学事業）『志』その先へ」動画による発信も継続し、学内外のステークホルダーとのコミュニケーションの活性化に繋げる。 (3) これまで同様、広告媒体（紙媒体や Web・SNS、デジタル・サイネージ等）の特性やメリットを活かした広報を展開する。大学案内等については、冊子と WEB／スマホアプリとの連動を強化し、更なるシングルソース・マルチユースを推進して、効率的かつ効果的な広報を展開する。紙代や印刷製本代、郵送料コストの高騰を踏まえ、紙媒体冊子の Web 化を推進する。 (4) 「2025年度に重点的に取り組む課題」に掲げられている各事業の意欲的・挑戦的な取組やその成果を、公式ホームページやオウンドメディア、各種 SNS（発信回数の増加）、冊子媒体等の多様なメディアを活用して学内外に発信し、本学のプレゼンス及びブランディングの向上に資する。特に今年度は、学外だけでなく、新たに設置されたデジタル・サイネージ（今出川キャンパス 正門）等も活用し、学内のコミュニケーション（インターナル・コミュニケーション）の強化を意識した広報を展開する。 東京サテライト・キャンパスの更なる活用を促進し、東京メディアセミナーを開催する等、首都圏におけるブランドイメージの確立に向けた認知度の向上に繋がる広報活動の拠点とする。 その他、高校生向けに、各新聞の特集号やインターハイの開催期間等の機会を狙った広報活動を展開する。国際連携推進機構の意向や他大学の海外展開の動向も踏まえ、国外向けの広報の充実をはかる。「ブランディング・デザインブック」（ブランドの価値観についての共通認識を深め、一貫性を維持するためのガイドブック）を公式オフィシャルサイトに公開し、ブランディング活動の活性化に資する。
達成状況 （2021年度～2025年度の総括）	1. 公式 Web サイトのリニューアル・安定的な管理・運用 公式ホームページのリニューアル事業については、事前調査に始まり、2021年度のCMS委託事業者選定、2022年度のデザイン委託事業者選定を経て開発をスタートし、2023年度にリニューアルを完遂した。完成後も引き続き、利便性の向上や不具合への対応、学外サイトからの移行のサポート、安定的な運用のためのサーバ増強（ライセンス追加）、障害対策・セキュリティの強化をはかり、「学長室だより」や「同志社創立150周年記念（大学事業）」、「立教大学との連携事業」、「オリンピック」等の特設サイトの新設などを実施、現在に至っている。なお、未解消の不具合が残っており、今後も課題解決や利便性の向上のための改修を継続的に実施する必要がある。2023年度のリニューアルのタイミングで新しく開設したオウンドメディアは、コンテンツの質の向上・発信回数の増強をはかり、2025年度は41本公開しており、カテゴリ間のバラつきも是正している。 2. 同志社ブランドの強化 進学ブランド調査や世界ランキング等の様々な指標を分析・可視化し、それらを踏まえてブランド強化に向けた各種取組を実施した。 新聞広告では、大学セクション（読売新聞）・大学力（朝日新聞）の枠組みを活用し、本学の最新の取組や特徴的な教育のトピックス等を探り上げ、受験生や保護者などのステークホルダーに訴求した。 研究力の発信では、プレスリリースを強化し、ダイキン工業や TOYO TIRE、日産自動車（電気運転技術）、ログス・コーポレーション、ENEOS、NTT 西日本（AI）との協定やコマツ（「カベピタ」アプリ開発）、JAXA（月面探査 SORA-Q）等の共同記者会見を開催したり、メディア懇談会でカーボンサイクルや宇宙開発に係る研究等を紹介したりして、先進的な研究成果をマスコミ各社に発信、本学の研究力の豊潤さを強くアピールした。また、オウンドメディアを活用し、専任教員のみならず、SPRING に採用された大学院生の意欲的な研究成果を広く紹介した。その他、高校の授業で活用されている東洋経済 ACADEMIC での本学の SDGs 研究プロジェクトの紹介、KBS 京都ラジオ「さらピン!キョウト」への研究者の出演、京都のフリーマガジン「ハンケイ 500m」での研究者の紹介（冊子・動画）等を通じて、広く受験生や一般市民にも本学の研究者・研究力の魅力を発信した。 公式 SNS では、2024年度より開設した公式Instagramと既設の公式 X (旧 Twitter)・Facebook・YouTube チャンネルとを連動させ、コンテンツの発信頻度やショート動画を増加させて、本学の教育・研究の取組や課外活動の様子、在学生・卒業生の活躍などを積極的に発信した。2024年度に開設した特設サイト「学長室だより」は、日英の2言語に対応、新たな YouTube チャンネル「Doshisha University Now! 学長・副学長が同志社大学の今そして未来を語る」も開設し、配信に関わる支援を行った。 「同志社創立150周年記念事業（大学事業）」では、『志～その先へ』をテーマに対談動画を制作し、2023 年度は学部長・研究科長と卒業生・修了生の対談動画を19本、2024年度以降は学長と卒業生・修

	了生の対談形式に変更し、2024年度に3本、2025年度に2本を制作した。これらの動画は特設サイト(テキスト・画像)や公式 YouTube チャンネル(動画)で公開し、同志社が育ててきた多才な「人物」の「豊潤さ」を発信した。 2025年の創立記念日には、読売新聞(2面、カラー刷り、関西地区)と朝日新聞(「天声人語」横のバナー広告、全国)に、創立記念日の翌日には日経新聞(2面、カラー刷り、全国)に新聞広告を出稿した。加えて、150周年記念事業を記念するシンポジウムの新聞広告や建設事業(継志寮、新図書館、スポーツ・コンプレックス、京田辺キャンパスリニューアル等)の新聞(読売新聞の「大学セレクション」、朝日新聞の「大学力」等)・受験冊子等での紹介、建設現場に新図書館完成図の看板を設置(キャンパスツアーでの説明に活用)、立教大学と同志社大学の150周年記念合同ポスターの制作(AIの活用、学内外に掲出)を行った。 高校生に向けては、2014年度から2023年度の10年間(10回)に亘って「志コンテスト」(作文募集、審査、表彰式ツアーの実施)や高校総体(インターハイ)開催地の主要駅(JR博多駅、JR広島駅)でのサインージ・ジャック、当該地域限定のコンビニ音声広告、東海地区のお天気フィラーなどを実施し、同志社大学の認知度・ブランドイメージの醸成に寄与した。 2級職の職員メンバーによる同志社大学広報ブランディング戦略検討部会を6回開催し、これまでに行ってきたブランディングの総括(これまでに築き、引き続き継承すべきブランド価値を再確認)を行うとともに、今後の展開の方向性(将来に向けた新たなブランドメッセージ・スローガンの模索、若手社員で構成するワーキンググループによるブランドブックやブランディング行動指針の作成など)をとりまとめ、広報担当副学長に報告書を提出、2025年2月28日開催の部課事務打合せ会においても報告書の内容を説明した。 2026年1月現在において、Facebookのフォロワー数は約81,000、X(旧Twitter)のフォロワー数は18,482、Instagramのフォロワー数は5,081、YouTubeのフォロワー数は約9,740となっている。 2025年度より導入したデジタル・サイネージ(広報課の所管は今出川キャンパスの正門付近の2台)に57本(2025年12月現在)を掲出し、インターナル・コミュニケーションの活性化にも寄与している。 コロナ禍で中断を余儀なくされていたメディア懇談会(メディアセミナー)は、2024年度より再開し、2024年度は、東京・大阪・京都で、2025年度は、京都・東京でそれぞれ開催し、メディア関係者に向けて大学トップが直接同志社大学の魅力、最新の話題を提供することで本学のプレゼンスの向上につなげる足掛かりとした。 立教大学との連携事業については、2024年度に合同で両大学の150周年を祝うポスター(AIを活用)を制作、2025年度に協定の内容や実施された各種取組・今後のイベント情報を発信する特設サイト「立教大学との連携事業」を開設した。また、2024年度以降、年始の新聞広告に連携事業の文言を双方で盛り込むなどの連携も行った。 国外への広報展開については、国際連携推進機構(国際課・留学生課)と相談しながら推進、海外におけるプレゼンスの向上及び受験生の獲得を企図したグローバル・アドバタイジングを実施した。具体的には、国外向けの特設サイト「Living in Doshisha」の制作や Facebook 広告(ドイツ、インドネシア、ベトナム)、中華人民共和国の SNS である「Weibo」へのコンテンツの掲載等により、本学に関する様々な情報を発信した。2025年2月16日に挙行された「詩人・尹東柱」「同志社大学名誉学位贈呈式」に関するニュースリリースでは、庶務課・学事課・国際課等と緻密に調整・連携し、多くの韓国メディアからの取材依頼を受け、韓国の主要な新聞やWebサイトに掲載されたり、国営放送局で放送されたりする等、韓国における本学のプレゼンスの向上に大きく貢献した。 2025年度にハリス理化学館同志社ギャラリーの常設展示室「同志社のいま」をリニューアルし、「インタラクティブ AIサイネージ」を設置、最先端の研究や大学の各種イベント、学生の取組など、広報課が制作した画像や動画等も提供して、魅力ある「同志社の今」を発信している。 その他、「ダイバーシティ・キャンパスの実現」については、「男女共学100周年」の特設サイトの公開やシンポジウムの開催を間接的にサポート、「環境活動の推進」については、カーボンリサイクルの取組やSDGs研究プロジェクトの取組を公式 Web サイトや冊子等で紹介した。 3. シングルソース・マルチユースを推進、効率的かつ効果的な広報を展開 大学案内及び大学案内アプリについては、受験生のニーズ(知りたい情報)を踏まえた内容に焦点をあて、二次元バーコードを活用し、冊子とWEB/スマホアプリとの連動の強化を図り、大学案内アプリで紙媒体冊子の大学案内の中では紹介し切れなかった情報や発行後の最新情報・タイムリーな情報(お知らせやコンテンツ)を追加して、本学をアピールした。 紙媒体のコンテンツも含め、公式ホームページのお知らせやオウンドメディア、公式の X、Facebook、Instagram 等の SNS や YouTube 動画による発信の併用を意識し、コンテンツへの相互リンク(二次元
--	---

	バーコード等でリンク)で誘導するなど、ステークホルダーへのリーチの向上を図った。同志社大学ポータルサイトとの連動も意識・強化し、ポータルサイトによるニュースクリッピングの発信や公式 Instagram アイコンの設置などで工夫した。 継続して広報業務の見直しを適宜実施し、志コンテストや梅田駅の構内に設置していた看板、中華人民共和国の SNS「Weibo」を廃止した。また、臨時大学広報をペーパーレス化し、情報伝達の迅速化を図るとともに、紙代・印刷代の削減、配付に伴う作業手間の削減に寄与した。その他、同志社時報の発行部数の削減、大学案内のページ数削減を敢行し、これらの業務に代わり、新たに Instagram のショート動画の制作、伊東柱詩碑リーフレットの制作や近鉄電車車両ディスプレイ動画広告の掲出、大学案内アプリの開発などにも着手し、新たな事業も意欲的に実施した。 コロナ禍によって一時中断を余儀なくされた「同志社講座」について、オンラインやオンデマンドを取り入れながら徐々に再起動させることに力を注いだ。「同志社講座」は、市民を対象に平日の昼間に開講し、東京オフィス(東京サテライト・キャンパス)に足を運んでいただくことに主眼をおいた講座である。そのため、技術的な課題とは別に、対面以外の形式を取り入れることへの抵抗感はあったが、これを機会として「同志社講座」自体の新たな可能性を考える機会になったと評価することができる。また、回数は決して多くはないが、東京メディア懇談会は比較的コンスタントに実施できた。
次年度の組織目標	同志社大学ビジョン「With a Good Conscience」の「中期計画2030」や DDX 中期行動計画で提案されている計画、学長の方針や次年度に重点的に取り組む課題の各事業の展開内容を踏まえた上で、以下の各事業を推進する。 ①公式ホームページやオウンドメディア、公式 SNS の更なる充実、安定的な管理・運営をはかる。 公式ホームページについては、新規に学外のサイトから公式ホームページに変更する学部や研究科、センター等のオリジナルサイトのリニューアルを支援し、確実に完遂させる他、CMS (Content Management System) の不具合を解消、利便性の向上を図り、セキュリティ対策、障害対策についても強化する。 5年サイクルで実施してきたリニューアルに向けた検討を開始し、全体の構成やデザイン、検索機能、AI の活用、サイクル等の見直しを行うとともに、契約期間満了を迎える委託事業者の選定作業に向けた準備を開始する。公式 SNS については、既設の公式 SNS の発信を強化(外部業者に SNS コンテンツの一部の制作を業務委託し、在学生や高校生の目線を意識したコンテンツを発信し増強する予定にしており、Instagram においてはフォロワー数1万人超えを目指す)するとともに、新たな SNS の活用を検討する。 動画コンテンツ(大学紹介動画、ショート動画等)を拡充し、地域、年齢、属性等に基づく PR 効果測定ツールの活用やレピュテーションマネジメントにより、ステークホルダーを意識した内容や発信方法・頻度の最適化を図る。これにより、フォロワー数の拡大と同志社大学のファン層の形成を促進する。 情報の完全性を担保し、発信している情報の信憑性を高めるとともに、重篤なセキュリティインシデント発生時のダウンタイム短縮のために、タイムスタンプや電子署名等、実在証明、改ざん検知が可能な形での情報発信を推し進める。 ②広報における情報基盤の最適化をはかる。 広報に関わる冊子(テキストデータ)やフィルム(画像)、動画データ等の宣材資料をデジタルアーカイブし、適切なインデックスを付与することで体系的に整理・蓄積・管理して、二次利用可能な情報基盤を整備する。また、将来的には、AI 等の技術も活用し、必要な情報を主体的に抽出・加工できる環境を整える。ポータルサイトやデジタル配信の活用により、広報冊子等のペーパーレス化を進め、業務効率化およびコスト削減を図る。 学外のサイトから公式ホームページに変更する学部や研究科、センター等のオリジナルサイトのリニューアルを支援し、完遂させる他、各学部・研究科やセンター等との連携を強化し、ユーザのニーズや関心に応うコンテンツ(見せ方も含め)の充実や情報発信を強化する。オウンドメディア「”D”iscover」では、引き続き、本学の教育・研究等を牽引する教職員の意見表明(「Opinion」カテゴリ)や学生のキャンパスライフ(「Campus」カテゴリ)、本学の豊かな歴史(「History」カテゴリ)等のコンテンツを定期的な取材・発信を継続するとともに、取材内容も精査し、より読み応えのあるコンテンツを企画・発信し、本学のプレゼンスの向上に寄与する。 情報発信担当者会を定期的に開催(6月の人事異動等で担当者が変更になることも考慮し、操作説明会を開催)し、各情報発信担当者が、滞りなく自律的にタイムリーな情報発信が行えるよう、サポート体制を強化する。更に、これらの充実したコンテンツへ誘導し、認知度の向上に繋げるため、引き続き公式 SNS の積極的な活用を推進する。

	Instagram については、まずは、同規模大学のフォロワー数に肩を並べられるよう、入学前・直後(入学前サポートサイトや入学式、オリエンテーションなど)やオープンキャンパス等と連動した強化キャンペーンを実施して、フォロワー数の拡大を狙うとともに、アクティブユーザとして閲覧してもらえるようなコンテンツを提供する。 ③シングルソース・マルチユースを推進し、効率的かつ効果的な広報を展開する。 デジタル広告(技術)とアナログ広告の媒体の特性を活かしつつ、費用対効果に鑑み、両者を戦略的かつ効率的に組み合わせた情報発信を行い、シングルソース・マルチユースを推進する。また、既存の関連コンテンツと制作した各コンテンツ(静止画像や動画、テキスト、音声等)を連動させることで相乗効果を生み出し、ターゲットを明確にしたタイムリーかつ効果的な広報を実現、より多くの学内外のステークホルダー・ターゲット層に質・量ともに豊かなコンテンツを届ける。 具体的には、Web(ホームページ、SNS、YouTube 動画等)とスマホアプリとの連動、紙媒体冊子との相互リンク(二次元バーコードの活用等により、大学案内や One Purpose 等の紙媒体コンテンツから動画コンテンツに誘導)による閲覧機会の拡大(過去に発信してきたコンテンツとの連動も含め)をはかるなど、利用者のニーズに適った各種コンテンツを提供する。 また、既設のポータルサイトを更に活用(最新号の One Purpose 等の広報誌の周知等)し、広報のデジタル化やペーパーレス化を推進しつつも、従来のアナログ形式(冊子・紙媒体、看板等)の広報の良さも並行して活かせるように、マルチユースとメディアミックス・メディア媒体のバランスを考慮の上、最大限の成果が得られるように工夫する。 ④国内外における本学のプレゼンスの更なる向上を図る。 引き続き、国際連携推進機構と連携し、新 VISION の中期行動計画や DDX 行動計画に基づき、本学のグローバル展開の方針・方向性に沿った広報活動を推進する。具体的には、強化する分野や国・地域、対象セグメントを再整理し、多様なメディアや機会を活用した広報活動を展開し、国内外(国外はアジアを重点地域と位置付ける)への情報発信を強化する。学長室と入学センター、リサーチ・イノベーション推進機構、国際連携推進機構等とのシームレスな連携を強化し、一貫したメッセージを発信する。 デジタル技術を活用して情報の共有・活用・発信を促進し、活力ある同志社コミュニティの形成を支援し、教職員・学生・校友等の愛校心と帰属意識を高める。具体的には、学生・教職員ポータルの高度化に寄与するとともに、キャンパス設置型のサイネージシステムによる情報発信に加え、クラウド型サイネージ等のコミュニケーションシステムを導入して学内外への情報の共有・発信や相互交流を促進する。学生・教職員・校友等間の情報共有や教育・研究・課外活動等の可視化に活用する。 学長と卒業生・修了生との対談動画「『志』その先へ」は、2026 年度も事業継続し、卒業生・修了生以外の方も対談相手にした動画を制作し、広く公開する。メディア懇談会は、引き続き、東京や関西で実施するほか、他の地域での開催も検討する。 同志社大学のブランド価値の再確認・共有を推進し、核として、社員相互のよりよい関係性を築くための広報活動による支援を通じ、学内の士気(エンゲージメント、意識共有)を高めるインターナル広報の重点化にも取り組む。 「大学案内」の業務委託業者の選定を行い、各コンテンツについてステークホルダーの目線から、継続・廃止・追加・修正すべき内容を精査し、デザインも含めたりリニューアルを検討する。また、冊子と大学案内アプリのデジタル媒体の広告との連動性の向上をはかる。 なお、2026年度より、広報部は廃止され、東京サテライト・キャンパスは企画課の所管となるが、これまでも首都圏のプレゼンスの向上の拠点として、同志社講座や卒業生の交流、中学生向けのサマースクール、よみうりカルチャーとのコラボレーション講座、メディア懇談会の会場として活用しており、広報課の連携を強化し、各事業の推進に貢献する。
--	---

8.【情報化推進部】

中期的な組織目標

- (1) 全学的な情報化推進方針の策定と体制整備
- (2) 日本の私立大学で一番の ICT インフラの整備・提供
- (3) 全体最適化を実現するシステム、サービスの導入
- (4) 強固な教育研究活動支援体制の構築
- (5) ICT を活用した効率的な業務遂行への転換とそれを担う人材の養成

組織目標	I. Doshisha Digital Transformation (DDX) の行動計画の策定
No. I	

	DDX 宣言が掛け声だけで終わらないよう、2026 年度～2029 年度を対象とした、重点施策と具体的な事業を記載した行動計画を年度内に策定する。合わせて、全学情報化統括責任者（CIO）、全学情報セキュリティ統括責任者（CISO）の役割が共に情報セキュリティポリシーの最上位規程で定められているという、いわばアクセルとブレーキが混在している規程を見直し、整理を行うとともに、文書規程面において DDX の継続的な推進を担保する体制の整備を年度内に終える。 2. データ活用のあり方の検討 組織全体でデータをより活発に活用できるよう、現行統合データベース・分析基盤システムの課題を分析し、次世代のデータ分析基盤の導入について検討を開始し、年度内に更新方針の概略を策定する。また、従来収集してきたデータのみならず、本学構成員やオープンキャンパス参加者等、同志社に係る「人」に関する情報をデータ化し活用する教学・経営の分析ツール、いわゆるエンrollment・マネジメントシステムの導入について、可能性や課題を検討する。さらに、本学の活動を通じて生成されたデータが極めて重要な資源であることを理解し、一次データや本学で分析した二次データに加え、学習に利用した各種ツールの中間データや問合せ対応履歴等についても貴重な情報資産と捉え、その保全と活用を意識したシステムの導入も検討する。 3. 教学システム更新の着実な実施 教育支援機構と連携し、各事業を着実に推進する。リプレース作業推進中の証明書発行システム及び LMS については、ユーザ周知等を行い、新システムへの移行を完了させる。また、教務システム等の更新については、教学システム運用管理課による更新計画策定を支援すべく、情報提供と技術的支援を行う。 4. 次期インフラ系情報システムリプレースの着実な遂行 ネットワークシステム、ユーザ管理システム、サーバ基盤システムについて構築事業者選定を行う。その後、年内には、システム構築プロジェクトを立ち上げ、構築作業を本格化させる。システム利用終了時期が 2027 年9月となる教育研究支援システムについては、システム更新内容の議論を進め、年度内に基本仕様書を完成させる。 5. 業務 DX の更なる推進 昨年度に引き続き、業務 DX 推進プロジェクトの活動を継続する。情報化推進部による教導の度合いを薄め、職員による自発的かつ継続的な活動となるように制度設計を行うとともに、各種手続の電子化を強力に推進する。本年度から利用可能となった Adobe Creative Cloud についても、利用拡大を目指す。生成 AI の活用については検証活動を継続する。窓口対応管理システムについては、IT サポートオフィスの利用者対応において試験運用を進め、最適な設定や活用方法を模索する。この検証をもとに、全学展開の可能性や導入の条件を検討する。 6. DDX 推進人材の育成 DDX の推進や、情報セキュリティ水準の向上のためには、システム管理者のみならず利用者個々の情報リテラシー向上が不可欠であり、そのために組織的かつ継続的に人材育成に取り組む。
達成状況 (2021 年度～2025 年度の総括)	ビジョン2025で示された6つの目標いずれにおいても ICT の活用が必要不可欠という観点から、情報化推進部では教育研究活動への直接的な支援のみならず多面的な環境整備、事務を含めた大学運営の DX 推進 (DDX) に取り組んだ。中期目標として設定した各項目の達成状況は以下の通りである。 (1) 全学的な情報化推進方針の策定と体制整備 2023年度の教務部情報支援課と総務部情報企画課の再編・統合による情報化推進部の発足を踏まえて、情報化を着実に推進する体制整備に取り組んだ。まず、2022年度に、「同志社大学情報システム運用・管理内規」を改定し、学内各種システムの管理体制を明確化するとともに、「同志社大学情報取扱内規」を改定し、全学情報システムで保存・保管される情報のうち、個人を特定することができない情報については、CISOの判断で全学的に利用することができることとした。また、2024 年度には本学の情報化推進の基本方針を「同志社大学 DDX 宣言」として取りまとめ、2025 年度には情報セキュリティポリシーの見直しにより、CIO の役割を明確にし、情報化推進に強いリーダーシップをもって対応することを目的として、「同志社大学情報化推進基本規程」を制定し、情報化推進に係る諸事項を審議する常設の委員会として、同志社大学情報化推進委員会を新たに発足させた。一方、情報セキュリティ対策の観点では、基本計画 (2022年度までは「サイバーセキュリティ対策等基本計画 2019」、2023年度からは「情報セキュリティ対策基本計画 2023」) を策定し、本計画に従って、情報セキュリティ対策を着実に実施した。代表的な取組として、毎年度の情報セキュリティ監査の実施、システム管理者向け自己点検の実施、学生向け「情報倫理・ネットワーク利用資格認定試験」の実施、教職員向け「教職員のための情報倫理とセキュリティ」講座の実施、2024年度の情報格付け・リスク評価の実施、2025 年度の標的型攻撃メール対策訓練及びインシデント対応訓練の実施等がある。

	(2)日本の私立大学で一番のICTインフラの整備・提供 これまでから、インフラ系情報システムの更新にあたっては、日本の私立大学を牽引するようなシステム整備を目標に掲げてきた。2022年度実施のシステムリプレイスでは、システム毎の垂直調達を改め、システムを構成する機能単位での水平調達に組み替えることで、より効果的な投資を目指すとともに、サーバ基盤システムとして全学的に利用するサーバ資源を統合し、同時にクラウド対応を進めることで、BCP/DRの観点から、より高い可用性を備えることができた。また、ネットワークシステムでは、トポロジ(全体構成)を見直し、京田辺校地に集約していた対外接続機器を、上位ネットワークのノードと同一箇所であるデータセンターに設置し、今出川、京田辺両校地からそれぞれ対外接続を行う構成とし、通信の負荷分散と安定した対外接続を実現することができた。ユーザ管理システムでは、昨今の情報セキュリティを巡る状況に鑑み、全システムを対象とした多要素認証を導入し、パスワード漏えいに伴う情報セキュリティインシデントを結果として根絶することができた。インフラ系情報システムの次期更新は、2026年度及び2027年度を予定しており、2023年からその更新計画の立案に着手し、2024年度にリプレイスの基本方針とネットワークシステム、ユーザ管理システム、サーバ基盤システムの基本仕様を確定させた後、2025年度にはRFPを作成し、導入事業者の選定作業を完了することができた。更新時期が2027年度となる教育研究支援システムについても、2025年度中に基本仕様を固め、2026年度当初に確定させる目処がついた。 (3)全体最適化を実現するシステム、サービスの導入 2021年度のICT推進改革部会最終報告書で提言された各種施策が進展している。2022年度インフラ系情報システムリプレイスにおける調達区分の見直しにより、スケールメリットがより発揮できる内容となった。これに伴い学内で稼働する業務系システムの動作プラットフォームについて、共通クラウド基盤移行3か年計画を2025年度に完了させ、業務の可用性向上や管理一元化を実現した。2025年度には情報化推進委員会を発足させ、より全学的な視点に立つ情報化推進を可能とした。データ活用の点では、統合データベース・分析基盤システムを継続的に安定稼働させ、各システムに対するデータハブとして本学の情報基盤全体の基礎を支えるとともに、システム横断的なデータ分析システムとして機能提供した。また、2024年度にMicrosoft Power Platformを導入し、全学的にシステムの内製開発を可能とする体制を整えた。 (4)強固な教育研究活動支援体制の構築 教育支援の面では、教務システムの運用について教務部と総務部で密に連携するために設けられていた「教務システム運用会議」を2023年度に「教務系システム運用会議」へ、2025年度に「教学システム運用会議」へと発展させ、検討対象を教学系のシステム全体へ拡大し、更新計画等を検討してきた。この5年間で特筆すべき点として、新学年暦の導入がある。動画収録・配信システムを2022年度に刷新し、授業収録の利便性を向上させ、LMSを連動させることで授業等動画配信の基盤を構築し、新学年暦において大きな役割を果たした。LMSについては、2022年度に次期LMS検討部会を設置してリプレイスに関する検討を行い、2025年度にリプレイスを完了した。証明書発行システムについては、2025年度に全面刷新し、コンビニ発行や電子証明書、卒業生対応強化等を実現することで、学生等の利便性向上と共に発行業務を支援した。研究支援の面からは、オープンサイエンスの流れを受けて研究開発推進機構が導入するRDMシステムの導入にあたり、GakuninRDMの導入支援を行い、本学のSSOと連携して運用可能な体制を構築するなど、実績を上げている。また、生成AIの活用について、ライセンス制度の制約から個々の教員が個別に契約することが困難なケースでは、本学を代表とする契約窓口業務を担い、費用については学内振替処理による導入を一般化させることができた。 (5)ICTを活用した効率的な業務遂行への転換とそれを担う人材の養成 2023年度に、情報化推進部会の下に「業務効率化を目指すDXのあり方検討部会」を設置し、事務部門でのICT活用とDX推進のあり方について検討を行った。同部会の報告では、事務全体のDXを進めるにあたり、当初は情報化推進部による先導が必要とされたことを受けて、2024年度に業務DX推進プロジェクトを立ち上げた。DXの推進には、構成員全員の意識改革が必要との観点に立ち、全ての職員を対象としたセミナーを開催し、先進的な事例を学ぶとともに、有志メンバーによるグループワークで、DX推進とともに部門毎のDX推進リーダーの養成を目指した。2024年度は試行期として情報化推進部が運営を主導し、Power Platformを活用したツールの自作に取り組み、4つの汎用的なツールを作成、公開した。2025年度は本番第1期として、ツールの自作チームに加えBIツール活用の可能性を探るとともに、仕様サンプルの作成とハンズオントレーニングを実施した。また、プロジェクト活動の一環として、他大学や学外団体が主催するDX推進のセミナーに担当者を派遣し、知見を深めるとともに、自らDXを推進するという意識を高めることができた。
--	--

次年度の組織目標	①DDX 行動計画の着実な遂行 ②データの利活用を実現するシステム・制度の整備 ・統合データベース・分析基盤システムの更新準備 ・エンロールメント・マネジメントシステムの検討 ③次期インフラ系情報システムリプレースの着実な遂行 ・ネットワークシステム、ユーザ管理システム、サーバ基盤システムの安定リリース ・教育研究支援システムの基本設計完了 ④情報セキュリティ対策の強化 ・MFA(多要素認証)の強化、顔認証の普及 ・情報セキュリティ対策計画の改定 ⑤業務 DX の推進
----------	--

9.【人事部】

中期的な組織目標

1. 効率的な労務管理体制の整備、人材育成及びワーク・ライフ・バランスの実現
 - (1) 業務の見直し及びペーパーレス化による人事業務の効率化
 - (2) 計画的な職員採用・人員配置及び人材育成の推進
 - (3) 時間外労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスを踏まえた職場環境の整備
2. 多様な教職員が活躍できる組織づくり
 - (1) 役割と能力に応じた公平・公正な処遇の推進
 - (2) ダイバーシティ推進に資する環境整備及び制度設計
 - (3) 労働関係法令の遵守徹底

組織目標 No. II	①人事部業務の外部委託の遂行と安定的な業務運営 2025年度～2026年度にかけて委託対象業務について段階的に移行予定である。今年度、移行を予定している委託業務については遺漏なく遂行し、並行して人事部における業務の効率化や教職員の利便性の向上を目的として運営方法の見直しを行う。 ②同志社香里中学校・高等学校職員の採用等の一元化に向けた規程改正等 2024年5月から本学職員と香里中学校・高等学校職員の人事交流が開始され、次年度からは香里中学校・高等学校職員の職員評価制度への組み込みと異動意向調査、勤怠システム、関連規程の改正及び情報環境の整備等が必要となる。これらの課題について香里中学校・高等学校事務室と連携し、次年度からの一元化に向けた課題を解消する。 ③給与・福利厚生制度に関するインターナル広報 法定福利厚生制度、法定外福利厚生制度に対する理解を深めることにより教職員に在職中および退職後の生活について安心感を持ってもらい、エンゲージメントを向上させる。また、各種手続における問合せや不備を減らし業務負担の軽減にもつなげる。 ④給与所得とみなされる謝礼の勤務管理方法改善 業務監査において指摘を受けている給与扱いの謝礼(いわゆる定時謝礼)の勤務管理を紙での管理からシステム対応に変更し、不正防止体制の強化につなげる。
達成状況 (2021年度～2025年度の総括)	1. 関連法令知識に基づき効率的な労務管理体制を整備するとともに、各部課の生産性の向上を目的とした人材育成のための研修制度等の整備及びワーク・ライフ・バランスの実現 (1) 職員評価制度、研修関連、採用活動及び学生の勤怠管理等においてシステムを導入するなどペーパーレス化及び所管業務の効率化を推進している。また2025年度からは人事部業務の全体像を改めて把握し、中核業務・定型業務・サポート業務等の定義づけやデジタル化の更なる推進も含めた業務プロセスの見直しを行い、業務の効率化と負担軽減を目的として、業務委託を推進している。なお、当該業務委託は段階的に移管を進め、2027年度末をもって業務移管を完了する予定である。 (2) 職員採用については2024年度～2027年度の採用計画を策定し、計画的に採用を行った。この結果、2025年度時点では必要要員数を上回る専任職員の採用につながっている。また職員評価制度については2022年度に京田辺校地総務部長を委員長として職員評価委員会の下に職員評価検討ワーキンググループを設置し、2012年以来、見直しを行っていなかった職員評価制度について見直しを行った。また研修制度についてもマネージャー集合研修の見直し、在外研修制度の再開、一般社団法人日本私立大学連盟が主催する各種研修へ組織的な送り出し等を実践している。

	(3) 専任職員の平均時間外労働時間の抑制が大きく進んでいるとは言えないが、ダイバーシティ推進の観点から2024年度からは法人において「同志社パートナーシップ制度に関する規程」が制定されパートナーシップ関係を婚姻相当とみなす制度が整備された。また2025年度には近年の育児・介護休業法の改正をふまえ制度を見直すとともに誰もが安心して産休・育休を取得できるようにすることを目的として仕事と育児を両立できる職場づくりに関するリーフレットを管理職向けに作成している。 2. 多様な教職員が安心感や職場への愛着を持って働き、それぞれの能力を生かして大学の社会的価値の向上に貢献する好循環を作るための取組 (1) 2022年度以降、専任および非専任の教職員を対象に物価上昇や優秀な人材確保の観点から見直しを行ってきた。終身雇用制度を前提とする賃金体系における課題は認識できているが、当該体系から合理性のある待遇への検討には至っていない。 (2) I-(3)の内容に加えて、ナニー（ベビーシッター）サービスの法人契約を締結し利用料への補助も行うことで、有期雇用者も含めたすべての教職員に対して仕事と育児の両立をサポートしている。2026年度からは内閣府のベビーシッター派遣事業の対象者をナニーサービスと同様に有期雇用者に拡げることとした。 (3) 法令順守の観点から時間外労働の抑制、年5日の確実な年次有給休暇の取得、振替休日の確実な取得等については人事課において確認をした上で法令順守に努めている。特に2025年度からは管理職についても始業・終業時間の把握は行っているが、労働時間が著しく長時間に及ばないよう留意している。
次年度の組織目標	大学事務の高度化・複雑化に対応し得る人材の育成に向け、求められる職員像と必要な能力・スキルの明確化を目的としたワーキンググループを設置し、各組織に求められる能力、スキルを可視化する。また人事部業務委託については当初計画に基づき、着実に業務委託を遂行する。

10.【財務部】

中期的な組織目標

1. 法人全体の視点による財政運営体制の強化

- (1) 法人及び大学において、事業活動収支差額比率8%以上を確保し、10%を目指すこと。
- (2) 法人においては、減価償却額の累計額に対する自己資金の充足率について、80%以上を確保し、将来は繰越支出超過額の解消を目指すこと。また、大学においては、とりわけ経常勘定について、支出超過にならないようにすること。

組織目標 No. VI	1. 法人全体の視点による財政運営体制の強化 (1) 法人全体の中期財政目標及び中期財政計画の策定 法人の中期財政計画は、2025年度までとなっている。大学基準協会の次期認証評価や改訂されたガバナンスコードで求められる視点を意識し、昨年度に承認された大学の「中・長期財政計画（2026年度～2030年度）及び当該期間中の財務関係比率上の指標・目標」を主軸としつつ、法人全体の中期財政目標及び中期財政計画を策定する。 (2) 私立学校法及び学校法人会計基準改正に係る対応 2025年度から私立学校法及び学校法人会計基準が改正された。これに伴い、必要となる計算書類等が変更となるが、法人内各学校が円滑に計算書類等を作成できるように対応し、法人内の審議と手続が円滑に進むように取り組む。 (3) 2026～2030年度資金運用中期計画の策定 過去5年間の委託運用の実績について点検し、2024年度に定めた委託運用次期計画の骨子に基づいて2026年度～2030年度の中期計画を策定する。新たな計画を盛り込むため「同志社 資金運用基本方針」を改正し、体制を整えるとともに2026年度の委託運用拡大実行に向けた準備を進める。 2. 収入・支出のバランスを見渡した、円滑な財政運営の推進 (1) 2027年度入学生以降の学費検討 本年度の財務部会において、2027年度及び2028年度入学生学費の検討を行う。具体的には、本学の財政状況と今後の収支見通し、他大学の学費改定状況等、様々な視点から検討を行った上で、学長へ答申する。 (2) 国家公務員等の旅費制度見直しに伴う運用変更の検討 国家公務員等の旅費制度見直しを契機に、法人の規程である「旅費規程」が改定される見込みであり、大学においても、交通費・日当・宿泊費、旅費計算の起点・終点、旅行代理店への直接手配等に関す
----------------	---

	る検討を行い、2026年4月1日を目途に新たな運用に変更する。 (3) 基本金の充実に関する方針決定及び関連業務の遂行 現状の財政状況と今後の収支見通しを点検し、①第3号基本金(同志社大学奨学金基金)の組入額、②第2号基本金(研究装置設備等整備資金、大学教学施設設備整備資金)の組入額に関する検討を進め、組入計画に変更が生じた場合は、必要な手続を進める。 (4) 収支均衡を意識した2026年度予算編成 物価高、人件費の高騰等、支出増となる要因が多い社会情勢にあるが、工夫を凝らし、収支均衡を意識した予算編成を行う。具体的には、昨年度の執行状況や事業計画の成果検証の結果を踏まえ、重点的な予算措置や特定支出準備金の積極的な活用を推奨し、限られた予算の中で最大限の効果が上がるように努める。 また、入学定員の確保を前提としつつ、「①事業活動収支差額比率 8%を目標とし、将来的には 10%を目指す。②減価償却の累計額に対する自己資金の充足率 90%以上を目標とする。」という中期財政目標を達成できるように予算編成業務を遂行する。 (5) 私立大学等経常費補助金の増収に向けた取組 2025年度は少なくとも2024年度の実績を維持し、更なる増収を目指す。具体的には、一般補助における「教育の質に係る客観的指標」の増減率△3%の維持及び特別補助のうち私立大学等改革総合支援事業の「タイプ 2(特色ある高度な研究の展開)」、「タイプ 3(地域社会の発展への貢献・プラットフォーム型)」、「タイプ 4(社会実装の推進)」の選定を目標とする。また、関連部署との積極的な情報共有等により、特別補助の新規項目やこれまで申請していない項目での新たな獲得を目指す。																																				
達成状況 (2021年度 ～2025年度 の総括)	■中期的な組織目標 (1) 法人及び大学において、事業活動収支差額比率 8%以上を確保し、10%を目指すこと。 (2) 法人においては、減価償却額の累計額に対する自己資金の充足率について、80%以上を確保し、将来は繰越支出超過額の解消を目指すこと。また、大学においては、とりわけ経常勘定について、支出超過にならないようにすること。 上記 2 点を組織目標に掲げ、財政運営を行い、いずれの目標も以下のとおり達成した。 事業活動収支差額比率 (単位:%) <table><tr><td></td><td>2020 年度</td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td></tr><tr><td>大学</td><td>9.0</td><td>8.9</td><td>6.5</td><td>6.1</td><td>10.8</td></tr><tr><td>法人</td><td>7.5</td><td>7.9</td><td>4.9</td><td>5.2</td><td>8.4</td></tr></table> 減価償却額の累計額に対する自己資金の充足率 (単位:%) <table><tr><td></td><td>2020 年度</td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td></tr><tr><td>大学 (参考)</td><td>68.6</td><td>73.5</td><td>77.4</td><td>80.9</td><td>85.0</td></tr><tr><td>法人</td><td>72.7</td><td>76.7</td><td>79.3</td><td>81.9</td><td>85.1</td></tr></table> ※2025年度決算は終了していないため、2020年度～2024年度の 5 年間で掲載している。 ■2025年度の組織目標 1. 法人全体の視点による財政運営体制の強化 (1) 法人全体の中期財政目標及び中期財政計画の策定 法人では、2025年9月27日理事会において、「学校法人同志社の中期財政計画(2026年度～2030年度)」についてが審議され、「事業活動収支差額比率 8%を目標とし、将来的には 10%を目指す。減価償却額の累計額に対する自己資金の充足率 90%を目標とする。」が承認された。 (2) 私立学校法及び学校法人会計基準改正に係る対応 2025年度から私立学校法及び学校法人会計基準が改正され、必要となる計算書類等が変更となるが、法人内各学校が円滑に計算書類等を作成できるように対応し、法人内の審議と手続が円滑に進むように準備することができた。 (3) 2026-2030 年度資金運用中期計画の策定		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	大学	9.0	8.9	6.5	6.1	10.8	法人	7.5	7.9	4.9	5.2	8.4		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	大学 (参考)	68.6	73.5	77.4	80.9	85.0	法人	72.7	76.7	79.3	81.9	85.1
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度																																
大学	9.0	8.9	6.5	6.1	10.8																																
法人	7.5	7.9	4.9	5.2	8.4																																
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度																																
大学 (参考)	68.6	73.5	77.4	80.9	85.0																																
法人	72.7	76.7	79.3	81.9	85.1																																

	「同志社 資金運用基本方針」に基づき、2020年度に開始した後、2024年度までの5年間に毎年60億円を拠出し、合計300億円となった委託運用の資産配分や運用商品構成、運用実績等について、運用助言会社の助言の下で点検した。 点検結果および2024年度に承認された2026-2030年度の委託運用の骨子を踏まえ、運用額の拡大や新たな運用利回り目標に基づく基本ポートフォリオの更新およびオルタナティブ資産の導入等について定めた資金運用中期計画を策定し、あわせて「同志社 資金運用基本方針」を改正した。 続いて、新たな資金運用中期計画の初年度となる2026年度に導入すべき新規戦略とその運用方法、また委託運用全体の運用商品構成について検討し、年度末までに決定する予定である。 2. 収入・支出のバランスを見渡した、円滑な財政運営の推進 (1) 2027年度入学生以降の学費検討 本年度の財務部会において、2027年度及び2028年度入学生学費の検討を行い、答申を作成した。 2026年2・3月に、財務部会長から学長への報告と部長会報告を行った。 (2) 国家公務員等の旅費制度見直しに伴う運用変更の検討 国家公務員等の旅費制度見直しを契機に、法人の規程である「旅費規程」が改定され、大学においても、交通費・日当・宿泊費、旅費計算の起点・終点、旅行代理店への直接手配等に関する検討を行い、2026年1月29日部長会において報告した。 (3) 基本金の充実に関する方針決定及び関連業務の遂行 現状の財政状況と今後の収支見通しを点検し、①第3号基本金(同志社大学奨学金基金)の組入額、②第2号基本金(研究装置設備等整備資金、大学教学施設設備整備資金)の組入額に関する検討を進めた。第3号基本金については、2025年度より1億円増額し、6億円を組入れた。第2号基本金については、学研都市キャンパスの売却額及び同志社大学2025ALLDOSHISHA募金の内、「使途指定なし」の募金を大学教学施設設備整備資金に組入れた。 (4) 収支均衡を意識した2026年度予算編成 物価高、人件費の高騰等、支出増となる要因が多い社会情勢にあるが、工夫を凝らし、収支均衡を意識した予算を編成し、2026年3月5日予算委員会及び大学評議会で審議の上、承認された。 (5) 私立大学等経常費補助金の増収に向けた取組 2025年度は少なくとも2024年度の実績を維持し、更なる増収を目指し取り組んだ。一般補助における「教育の質に係る客観的指標」の増減率は、1%に改善予定である。特別補助のうち私立大学等改革総合支援事業の「タイプ2(特色ある高度な研究の展開)」、「タイプ3(地域社会の発展への貢献・プラットフォーム型)」、「タイプ4(社会実装の推進)」の選定を目標として取り組み、2026年2月に結果が通知された。
次年度の組織目標	1. 法人全体の視点による財政運営体制の強化 (1) 私立学校法及び学校法人会計基準改正に係る対応 2026年度5、6月に私立学校法及び学校法人会計基準改正後、初めての決算を行う。情報収集に努め、準備を進めてきたものの、実際に決算を行い、反省点が出てきた場合は、次年度にそれを活かし、法人全体として安定した財政運営が行えるようにブラッシュアップを図る。 (2) 新たな資金運用(委託運用)中期計画に基づく委託運用の拡大 中期計画実行のために改正した「同志社 資金運用基本方針」のとおり、2026年度は新たに減価償却引当特定資産50億円を拠出し、委託運用額を増額する(合計350億円)。また、更新後の基本ポートフォリオに新たに運用対象資産として追加したオルタナティブ資産での運用を開始し、今後の安定的な運用収入の拡大を図る。 2. 収入・支出のバランスを見渡した、円滑な財政運営の推進 (1) 2027年度及び2028年度入学生学費の決定 2027年度及び2028年度入学生学費について、2026年5月大学評議会、2026年5月法人理事会において、承認を目指し、準備を進める。 (2) 基本金の充実に関する方針決定及び関連業務の遂行 中・長期の財政計画を視野に入れ、①第3号基本金(同志社大学奨学金基金)の組入額、②2023年度で組入計画が終了している第2号基本金(研究装置設備等整備資金)の組入額、③第2号基本金(大学教学施設設備整備資金)の組入額に関する検討を進め、組入計画に変更が生じた場合は、必要な

	手続を進める。 (3)収支均衡を意識した2027年度予算編成 円安基調な為替相場や物価高、人件費の高騰等、支出増となる要因が多い社会情勢にあるが、工夫を凝らし、収支均衡を意識した予算編成を行う。具体的には、昨年度の執行状況や事業計画の成果検証の結果を踏まえ、特定支出準備金の積極的な活用を推奨し、限られた予算の中で最大限の効果が上がるように努める。また、入学定員の確保を前提としつつ、事業活動収支差額比率 8%、減価償却累計額に対する自己資金の充足率 90%という中期財政目標を達成できるように予算編成業務を遂行する。 (4)国家公務員等の旅費制度見直しに伴う旅費交通費に関する取扱い変更 国家公務員等の旅費制度見直しに伴い、2026年度から、大学内の旅費交通費に関する取扱いを変更する。また、旅費手配システムを2026年6月から導入する予定である。これらの取組を踏まえた上で、旅費交通費に関する経費執行が大学内で円滑に進むように取り組む。 (5)経費執行に係る電子化の推進 現在、紙媒体の伝票を用いて決裁を行い、経費執行を行っているが、財政規模に比例して事務の負担も拡大しているため、現行の財務システムを改修し、2027年 4 月から電子決裁を開始する予定である。2027 年4月開始の際には、検収のあり方や物品調達に関する仕組についても合理化を図り、大学全体の業務の省力化を推進する。
--	---

11.【施設部】

中期的な組織目標

- 1.同志社創立 150 周年事業のシンボルとする大規模事業
 - (1)スポーツ・コンプレックス事業(2022 年度～2026 年度)
 - (2)京田辺キャンパスリニューアル事業(2021 年度～2029 年度)
 - (3)今出川校地新図書館建設事業(2021 年度～2026 年度)
- 2.耐震化及び省エネルギー化等対策事業
 - (1)空調設備等整備工事(2025 年度～2030 年度)
 - (2)LED 等整備事業(2025 年度～2029 年度)
 - (3)京田辺キャンパス特別高圧電力受変電設備改修事業(2025 年度～2028 年度)
- 3.環境整備及び施設維持等対策事業
 - (1)京田辺キャンパス体育施設更新工事(2024 年度～2025 年度)
 - (2)日糧館・成心館外壁改修工事(2025年度)
 - (3)医心館特定天井等改修工事(2025年度)
 - (4)京田辺キャンパス渡り廊下・上屋整備工事(2024 年度～2026 年度)
 - (5)電話交換機(PBX) 整備工事(2025年度)
 - (6)その他(施設設備にかかるライフサイクル修繕工事等)(2025 年度)

組織目標 No. II	1.同志社創立150周年事業のシンボルとする大規模事業 (1)スポーツ・コンプレックス事業については、新アリーナ棟の新築工事について2026年2月末の工事完了を目指す。 (2)京田辺キャンパスリニューアル事業については、以下の通り各工事を進める。 ・恵道館改修:2025年6月に着工し、2025年10月末の工事完了を目指す。 ・日糧館2階キャリアセンター部分改修:2025年6月に着工し、2025年9月中旬の工事完了を目指す。 ・成心館改修:2025年10月に着工し、2026年4月末の工事完了を目指し、年度内の工事を遅滞なく進める。 ・多目的ホール・カフェラウンジ改修:2025年8月に着工し、2026年7月末の工事完了を目指し、年度内の工事を遅滞なく進める。 ・大屋根新築工事:2025年12月に着工し、2026年7月末の工事完了を目指し、年度内の工事を遅滞なく進める。 ・日糧館1階東側食堂・2階教職員ラウンジ改修:2025年12月に着工し、2026年3月末の工事完了を目指す。 ・知真館2号館東側教室改修:2025年7月末に着工し、2025年9月末の工事完了を目指す。 ・知真館3号館北側教室改修:2026年1月末に着工し、2026年3月末の工事完了を目指す。 ・知真館3号館ラウンジ改修:2026年1月末に着工し、2026年5月中旬の工事完了を目指し、年度内の工事を遅滞なく進める。
----------------	---

	(3) 今出川校地新図書館建設事業については、現在進行中である新築工事を計画通りに進め、年度末の時点で全行程の66%完了を目指す。また、FFE（書架・机・椅子等什器備品）の発注先業者との協議を重ね、2026年度の納品に向けた製作等スケジュールを計画通りに進め、スムーズな納品・検収を目指す。 2. 耐震化及び省エネルギー化等対策事業 (1) 空調設備等整備工事は、更新時期等を各所管と協議の上、老朽化した空調設備の更新工事について優先的に着手し、年度内の工事完了を目指す。 今出川校地：弘風館、アーモスト館、至誠館、臨光館、溪水館、学生会館他 京田辺校地：日糧館、成心館、夢告館他 (2) LED等整備事業は、今年度に整備を予定している箇所に対し、整備方針が確定次第、更新時期等を各所管と協議の上、施工業者を選定し、年度内の工事完了を目指す。 今出川校地：至誠館、明德館、学生会館、アーモスト館ゲストハウス、志高館（外灯）等 京田辺校地：知真館2号館、知真館3号館、成心館、日糧館、デイヴィス記念館（外灯）等 (3) 京田辺キャンパス特別高圧電力受変電設備改修事業については、第一特高電気室内の盤内一部機器（B系統）の更新について、年度内の工事完了を目指す。 3. 環境整備及び施設維持等対策事業 (1) 京田辺キャンパス体育施設更新工事については、年度内にデイヴィス記念館地下トレーニングルームの整備完了を目指す。 (2) 日糧館・成心館外壁改修工事については、2025年11月に着工し、2026年4月末の工事完了を目指すし、年度内の工事を遅滞なく進める。 (3) 医心館特定天井等改修工事については、当該特定天井の耐震（落下防止措置）工事を行い、年度内の工事完了を目指す。 (4) 京田辺キャンパス渡り廊下・上屋整備工事については、施工予定の一部（日糧館から知真館1号館、知真館3号館等）について2026年1月中に着工し、年度内の工事完了を目指す。 (5) 電話交換機（PBX）整備工事について、PBX入替予定日（8/14-16）において施行業者及び学内関係校（女子大、女子中高、国際中高）と慎重に調整を進め、計画通りに工事完了を目指す。 (6) その他（施設設備にかかるライフサイクル修繕工事等）として、老朽化した設備機器の更新工事をはじめ、キャンパス全体にかかるライフサイクル修繕工事を年度内に行う。
達成状況 （2021年度 ～2025年度 の総括）	中期行動計画に基づく大規模な施設整備事業の着実かつ段階的な実施について、各年度の施設整備事業計画通り実現した。 1. 同志社創立150周年事業のシンボルとする大規模事業 (1) スポーツ・コンプレックス事業については、山本覚馬記念アリーナが2026年2月末に計画通り竣工した。また、デイヴィス記念多目的コートについては2027年2月末竣工に向けて当初の計画通り工事を進めている。 (2) 京田辺キャンパスリニューアル事業については、以下の通り工事を進めた。 ・恵道館改修：2025年10月末に計画通り工事完了した。 ・日糧館2階キャリアセンター部分改修：2025年9月中旬に計画通り工事完了した。 ・成心館改修：2026年4月末に計画通り工事完了した。 ・多目的ホール・カフェラウンジ改修：2026年7月末の工事完了を目指し、概ね当初の計画通り工事を進めている。 ・大屋根新築工事：2026年7月末の工事完了を目指し、概ね当初の計画通り工事を進めている。 ・日糧館1階東側食堂・2階教職員ラウンジ改修：2026年3月末に計画通り工事完了した。 ・知真館2号館東側教室改修：2025年9月末に計画通り工事完了した。 ・知真館3号館北側教室改修：2026年3月末に計画通り工事完了した。 ・知真館3号館ラウンジ改修：当初の計画で2026年5月中旬の工事完了を目指していたが、当該改修箇所への知るカフェ誘致方針が決定したこと等により、2026年9月頃からの当該カフェオープンに向けて工事を進めている。 (3) 今出川校地新図書館建設事業については、2026年8月末竣工に向けて当初の計画通り工事を進めている。引き続き、施工業者、設計監理業者とも密に連携し、施工内容確認及び工期管理を行う。 2. 耐震化及び省エネルギー化等対策事業

	(1) 空調設備等整備工事については、今出川校地（弘風館、アーモスト館、至誠館、臨光館、溪水館、学生会館）では、計画通り工事完了した。京田辺校地（日糧館、成心館、夢告館等）では、計画通り工事完了した。 (2) LED等整備事業年度については、今出川校地では至誠館、アーモスト館ゲストハウス及び烏丸キャンパス外灯は計画通り工事完了した。また、学生会館に着手するとともに、弘風館、明德館、臨光館及び溪水館については施工業者選定を終えた。京田辺校地では、知真館2号館、知真館3号館、成心館、日糧館の一部等について計画通り工事完了した。 (3) 京田辺キャンパス特別高圧電力受変電設備改修事業については、第一期工事として第一特高電気室内の盤内一部機器（B系統）の更新について、2025年8月に計画通り工事完了した。 3. 環境整備及び施設維持等対策事業 (1) 京田辺キャンパス体育施設更新工事については、デイヴィス記念館地下トレーニングルームの整備について計画通り工事完了した。 (2) 日糧館・成心館外壁改修工事については、2026年4月末に計画通り工事完了した。 (3) 医心館特定天井等改修工事については、2025年9月末に計画通り工事完了した。 (4) 京田辺キャンパス渡り廊下・上屋整備工事については、施工予定の一部（日糧館から知真館1号館、知真館3号館等）について、2026年3月末に計画通り工事完了した。 (5) 電話交換機（PBX）整備工事については、計画通り工事完了した。 (6) その他（施設設備にかかるライフサイクル修繕工事等）として、今出川校地では徳照館地下機械室分電盤更新工事、びわこリトリートセンターキュービクル更新工事等、京田辺校地ではキャンパス内高圧ケーブル一部更新、交隣館自火報受信機更新工事等のライフサイクル修繕工事について計画通り工事完了した。
次年度の組織目標	①スポーツ・コンプレックス事業について、デイヴィス記念多目的コートの建築工事を計画通り進め、2027年2月竣工を目指す。 ②京田辺キャンパスリニューアル事業について、2026年度以降の着工・竣工予定分の工事について、施工業者・設計監理業者と密に連携し、施工計画に基づき確実に実行する。 ③今出川校地新図書館建設事業について、新築工事を計画通り進め2026年8月竣工を目指す。また、竣工後に図書館の運用がスムーズに開始できるよう、関連部課及び各業者と連携し環境構築を目指す。 ④空調設備等整備事業については、学内調整及び設計施工業者選定等、整備計画に基づき確実に実行する。 ⑤LED等整備事業については、学内調整及び設計施工業者選定等、整備計画に基づき確実に実行する。

12.【京田辺校地総務部】

中期的な組織目標

- (1) 所管業務の円滑な遂行
- (2) 地域連携事業の着実な実施
- (3) ローム記念館プロジェクトおよびローム記念館の円滑な運営

組織目標 No.Ⅵ	(1) 変貌する京田辺校地に対応した所管業務の円滑な遂行と継承 2026年に開校40年を迎える京田辺校地で、キャンパスリニューアル工事が進められるなか、人事・財務等主幹部課がある業務、防災等リスク管理等に加えて、京田辺校地学部長・研究科長懇談会やダイバーシティ推進委員会の運営、リニューアル工事関連等の業務を円滑に遂行し、確実に継承する事務体制を整備する。 (2) 地域連携事業の着実な実施と新たな連携への対応 長年に渡り継承、実施されてきた、京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ等従来型の地域連携業務を着実に実施するとともに、今後を見据えた新たな地域連携のあり方についても検討を行う。 (3) ローム記念館の新たな展開を推進する支援体制の整備 ローム記念館運営に関する業務全般について、策定された年間計画に沿って円滑に遂行するとともに、将来構想等新たな展開について検討が進められるローム記念館プロジェクトを的確に支援する事務体制を整備する。
達成状況 (2021年度～2025年度の総括)	(1) 所管業務の円滑な遂行 人事、給与厚生、財務関係業務は、主幹部課との連携により、安定的かつ円滑に遂行した。電鉄会社やバス会社等学外との運行等に関する連絡、調整、折衝も問題なく遂行した。2022年度以降実施の京田辺キャンパス全学防災訓練は事務局、本部隊として円滑に運営した。京田辺キャンパスリニューアル等

	建設工事に関する各種対応を的確に行った。2024年度以降は、ダイバーシティ推進や京田辺キャンパス開校40周年事業関連の事務局として円滑に運営した。 (2) 地域連携事業の着実な実施 京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ等の京田辺市との連携事業を毎年、円滑に実施できた。2024年度は本学と京田辺市との包括協定締結20周年記念として、京田辺市長と学長の対談等を実施した。サイエンスアカデミー他交流連携事業も円滑に実施した。 (3) ローム記念館プロジェクトおよびローム記念館の円滑な運営 従来のローム記念館プロジェクトの支援業務を円滑に行うとともに、同プロジェクトの新展開の検討に向けて事務局として対応した。2025年度には、ローム記念館関連委員会の運営体制の見直しについて検討を行った。ローム記念館劇場空間のシステム更新等を進め、2024年度には老朽化した劇場空間のメインプロジェクターの更新を実現した。
次年度の組織目標	(1) 開校40年を迎える京田辺校地に対応した所管業務の円滑な遂行と継承 2026年に開校40年を迎える京田辺校地で、人事・財務、防災等リスク管理等に加え、京田辺キャンパス開校40周年事業関連、ダイバーシティ推進委員会の運営、本格化するキャンパスリニューアル工事関連への対応等の業務を円滑に遂行し、確実に継承する事務体制を整備する。 (2) 地域連携事業の着実な実施と新たな連携への対応 長年に渡り実施されてきた、京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ等従来型の地域連携事業を確実に実施するとともに、京田辺キャンパス開校40周年事業関連を契機として、今後の新たな地域連携のあり方についても検討を行う。 (3) ローム記念館の新たな展開を推進する支援体制の整備 ローム記念館運営に関する業務全般、特に、ローム関連委員会の運営体制の見直しについて、事務局として積極的に取り組むとともに、策定された年間計画に沿ってプロジェクト運営を円滑に遂行する。業務を確実に継承する体制も整備する。

13.【アメリカ研究所】

中期的な組織目標

1. 部門研究の実施
2. 研究のために必要な文献・資料の収集、整理及び閲覧業務
3. 公開講演会・シンポジウム、公開講座、公開セミナー等の開催
4. 『同志社アメリカ研究』の刊行
5. 国内外の研究機関との連携の推進
6. 研究成果の発表及び文献資料の刊行

組織目標 No.Ⅲ	「中期的な組織目標」に掲げた発信型事業に2025年度も取り組む。 1. [部門研究の実施] 2024年度に新たに始動した8つの部門研究(2024年度～2026年度)を進める。 2. [研究のために必要な文献・資料の収集、整理及び閲覧業務] 引き続き2025年度にも図書委員会を組織し、図書委員長の下で、図書委員に図書の推薦を依頼し、研究に必要な文献と資料を収集していくと同時に、それらの整理を行って閲覧業務を円滑に実施する。アメリカ研究図書館として必要な図書や資料をバランスよく集められるよう専門性などを考慮して図書委員を任命する。他の図書館と収集資料の連携・分担などについて懇談する。 3. [公開講演会・シンポジウム、公開講座、公開セミナー等の開催] 例年通り、春季公開講演会と秋季公開講演会を実施する。研究所メンバーや部門研究からの提案に基づき、あるいは他の組織と連携して、公開講座やアメリカ研究コロキウムを実施する。 4. [『同志社アメリカ研究』の刊行] 2024年度に引き続き編集委員会を設置し、『同志社アメリカ研究』第62号を刊行する。 5. 国内外の研究機関との連携の推進のため、海外からの客員研究員を受け入れる。Brown Bag Meetingを開催し、学内外および国外の研究者との相互交流をはかる。共催機関として国際学会・シンポジウムなどのホストをつとめる。 6. 研究所紀要に部門研究の成果として特集記事を刊行する。さらに国内外に対する研究成果の発表を促進するためのサポート体制について検討する。
達成状況 (2021年度～2025年度)	2021年度以降、本研究所は「同志社大学アメリカ研究所規程」第2条の組織目的に規定されている「発信型研究組織」として、同第3条規定の具体的な事業の遺漏なき実施に注力し、その達成状況は毎年度の「今年度の達成状況」に記載のとおり、現行の予算規模・人員状況の中では最大限の成果を出すことができている。2025

の総括)	年度については、部門研究の成果刊行、国際研究連携の充実などに力を入れて取り組み、組織目標は、当初の予定どおり滞りなく実施することができている。 ・2024年度に始動した8つの部門研究は、それぞれ順調に研究活動を進めている。 ・研究のために必要な文献・資料の収集、整理及び閲覧業務については、例年通り滞りなく進捗している。 ・春季公開講演会の開催(7月17日、上村剛氏<関西学院大学法学部准教授>の講演、参加者34名) ・秋季公開講演会の開催(12月2日、James D. Fearon氏<Theodore and Frances Geballe Professor in Stanford University's School of Humanities and Sciences>の講演、参加者112名) ・コロキアムの開催(①第37回:5月24日、参加者30名、②第38回:7月22日、参加者18名、③第39回:11月4日、参加者76名、④第40回:12月9日、参加者120名、⑤第41回:12月13日、参加者52名) ・Brown Bag Meeting の開催(①5月21日、参加者10名、②7月17日、参加者29名) ・『同志社アメリカ研究』の刊行については、滞りなく進捗しており、第62号では自由論題、コロキウム内容報告に加え、2021~2023年度期の部門研究の成果としての論説4本を公刊予定である。また8月には、2024年度連続コロキウム「大統領選シリーズ」での講義内容をもとに、『同志社アメリカ研究 別冊』24号を刊行した。 ・国内外の研究機関との連携の推進については、秋季公開講演会に本学のスタンフォード大学プログラム招聘来日研究者を講師として招いた。海外から客員研究員を受け入れ、Brown Bag Meeting (5月21日 Andrea Mariko Grant 氏<University of Victoria>)を開催した。複数の部門研究と連携し、海外からの招聘来日研究者を招いてのコロキウム(5月24日 Cara Caddoo 氏<University of Indiana, Bloomington>)および12月9日 Jack Halberstam 氏<Columbia University>)を実施。さらに国際シンポジウム「Religious Freedom at Eighty (宗教の自由80周年を迎えて)」を同志社大学司法研究科、University of Texas School of Law, St. Johns University School of Law と共催した。加えて、川鍋健専任研究員・助教(有期)が同志社大学・アーモスト大学(Amherst College)学術交流協定に基づいて9月12日から9月29日まで短期派遣事業にて学術交流を行い、日米比較憲法および日本憲法に関する講演会(英語)に登壇した。 ・専任研究員(有期)の任用については、アメリカ研究所実行委員会(以下「実行委員会」という。)、アメリカ研究所委員会(以下「委員会」という。)において公募要領が承認され、公募の結果5名の応募があった。これを受けて、実行委員会にて業績審査委員を選出(7月30日)、審査の上、11月5日の実行委員会で候補者の第一読会、11月25日に第二読会及び投票の結果、可となり、12月4日の委員会の審議・了承を経て、1月15日の部長会で審議・了承された。
次年度の組織目標	次年度の組織目標は以下のとおりである。 ①例年度どおり、発信型事業を着実に実施する。 ②8つの部門研究が研究活動最終年度に当たるため、それぞれの部門が高い研究成果を出すこと。 ③次期部門研究(2027~2030年度)の公募年度に当たるため、前執行部からの申し送り事項の議論を踏まえて、遺漏なく公募を進めること。 ④現行の予算(教育研究基盤整備費)規模の中で、本学の附置研究所に相応しい研究基盤(蔵書、各種DB等)の構成を検討し、その整備を進めること。

14.【図書館】

中期的な組織目標

- (1) 今出川校地新図書館建設構想の具体化
- (2) 電子資料提供のあり方の検討

組織目標 No. II	(1) 今出川校地新図書館建設構想の具体化 ①新図書館における資料再移設計画の確定 新図書館の開館に向けた資料再移設の具体計画を策定する。ゾーニングおよび配架計画を確定し、移設対象資料を、2026年11月プレオープン、2027年4月グランドオープンの2段階に分けたうえで移設スケジュールを策定する。また、建設工事の進捗状況を随時確認し、調整する。 ②新図書館建設を契機とした新サービスおよび既存業務の運用変更点の具体化 新図書館建設を契機とした新サービスの業務フローや、整理業務の外部化をはじめとする既存業務の変更フローを具体化する。具体化においては開始時期を検討し、2026年4月までに開始するものを確定したうえで準備を進める。 ③新図書館運用業務に係る業務委託仕様書の策定と調達準備の実施 寧静館図書館(現行)における運用、新図書館への移転、および新図書館における運用のすべてに対応した図書館運営業務委託の要求仕様書を策定する。委託範囲とサービス内容を整理し、要求仕様書を
----------------	---

	完成させたいので、2026年4月から業務を開始できるよう、適切なスケジュールに基づいて調達手続を着実に進める。 (2) 電子資料提供のあり方の検討 ①2027年度以降の共通学術資料費(電子化資料)で整備する電子資料の契約方針および作業手順の策定 電子資料に関する専門委員会において、共通学術資料費(電子化資料)で整備する電子資料(主に電子ジャーナル)の次期契約方針を議論し、本年度11月から開始する2027年度調達に間に合うよう、方針を策定する。また、新方針に基づいた作業手順を整備・実施する。 ②学術リポジトリにおける即時オープンアクセス(OA)義務化対応の体制整備 『学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針』を踏まえ、2025年度からの即時OA義務化に対応するための学術リポジトリシステムの修正およびシステム運用フローを見直す。
達成状況 (2021年度 ～2025年度 の総括)	(1) 今出川校地新図書館建設構想の具体化 2021年度から2025年度にかけて、今出川校地新図書館建設構想を、構想段階から設計計画、運用準備段階へと段階的に具体化してきた。2021年度には施設・設備機能案および建設期間中の資料配架・配送方針を整理し、以降の設計・移設検討の基盤を構築した。2022年度には基本設計を確定させるとともに、所蔵資料の運搬・保存管理・配送業務委託の仕様策定と調達、および建設期間中の図書館運営業務委託の仕様整理に着手し、事業全体を運営面から支える体制を整えた。2023年度には実施設計を策定し、新図書館における空間機能を整理するとともに、3拠点への資料移設と寧静館での図書館機能の提供開始を計画どおり完遂した。2024年度には、FFE計画および再移設計画を策定するとともに、新サービス案、学術情報システムにおける対応案をまとめ、新図書館運用に必要なシステム・サービス基盤を整備した。 本年度(2025年度)は、資料再移設計画の確定、新サービスおよび既存業務の運用変更の具体化、新図書館運営業務委託仕様書の策定と調達、および開館にともなう広報予算の獲得等、新図書館供用開始に向けた実務的準備を、下記のとおり完了した。 ①新図書館における資料再移設計画の確定については、ゾーニングおよび配架計画を確定し、寧静館図書館、博達館書庫、学外倉庫に分散して所蔵されている資料について、2026年11月および2027年4月の2段階開館に向けた資料再移設計画を策定した。 ②新図書館建設を契機とした新サービスおよび既存業務の運用変更点の具体化については、整理業務の外部化をはじめとする既存業務の変更点および新サービスについて、業務フロー単位で検討を行った。あわせて開始時期の整理を行い、2026年4月までに開始するサービスを確定した。 ③新図書館運用業務に係る業務委託仕様書の策定と調達準備の実施については、図書館運営業務委託に係る要求仕様書を策定した。利用者応対品質向上に関する要件や、新規業務であるカフェ運営業務についても関係部課と調整のうえ仕様に反映し、法務室との確認を経て調達を完了した。 (2) 電子資料(主にデータベース、電子ジャーナル)提供のあり方の検討 電子資料は、大手出版社の寡占および代替の利かない特性により、右肩上がりの価格高騰が続いている。加えて円安が重くのしかかり、電子資料に関する危機的状況は厳しさを増している。そのような状況において、本学の電子資料提供のあり方について検討を重ね、結論を得た。 ①図書館学術資料費で整備する電子資料(主にデータベース)について、2021年度および2024年度に専門委員会を設置し、検討結果を報告書にまとめた。その報告書をもとに、全学学術資料政策会議において契約方針を策定した。 ②共通学術資料費(電子化資料)で整備する電子資料(主に電子ジャーナル)について、2022年度および2025年度に専門委員会を設置し、検討結果を報告書にまとめた。その報告書をもとに、全学学術資料政策会議において契約方針を策定した。 ③契約維持が困難となる資料が生じた場合の対応策として、2018年度に導入したReprints Deskに加え、新たにオンラインILLシステムを導入することを決定した。 (3) 電子資料(主に電子書籍)の利用促進 時間や場所に制約されない特性をもつ電子書籍の利用を促進すべく、以下の取組を行った。 ①新図書館建設に伴う仮運用中の補完を目的に、2022年度および2023年度は電子書籍に対する予算比率を大きくし、購入を進めた。 ②学内関連部課および電子資料提供業者の協力を得て、説明会の開催やポスター展示、ホームページでの周知等を行い、利用推進に努めた。その結果、アクセス数は2020年度と比較し、約2.4倍(2025年度実績)となった。

次年度の組織目標	(1) 新図書館開館に向けた資料移設の計画的実行 前年度に確定した資料再移設計画をもとに、関係部課および業務委託業者と連携しながら、2026年11月および2027年4月の2段階開館に向けた移設を計画どおり実行する。あわせて、移設期間中における資料アクセス確保を重視し、利用者への影響を最小化するための配架調整や案内方法の検討を行い、安定的な図書館サービス提供を図る。 (2) 新図書館運用開始に伴う新サービスの実施および広報の推進 新図書館運用開始にあたり、前年度に整理した新サービスおよび既存業務の運用変更点について、業務委託体制のもとで円滑に実施する。また、開館時期およびサービス開始時期を踏まえ、利用者にとって分かりやすい情報発信を段階的に行い、新図書館の機能やサービス内容の周知を図る。 (3) 電子資料の契約維持が困難な状況を背景とした代替手段の構築および周知 電子資料の契約維持が困難な状況において、代替手段としてオンラインILLシステムを構築するとともに、国立国会図書館の利用など、その他の代替手段についても周知を行う。
----------	--

15.【人文科学研究所】

中期的な組織目標

1. 部門研究の推進
2. 資料収集・保存・公開
3. その他

組織目標 No.Ⅲ	1. 部門研究の推進について (1) 機関誌等の刊行および公開講演会・連続講座の開催 機関誌『キリスト教社会問題研究』（2月、年1回）、『社会科学』（5月、8月、11月、2月の年4回）や研究叢書の刊行、公開講演会（年3～4回）・連続講座（1～3月）を開催するとともに人文研ブックレットを刊行し、研究成果を発信する。 (2) 第21期研究会の研究成果の公表 第21期研究会の17研究会における研究期間3年間の研究成果のまとめとして、2025～2026年度に機関誌の特集への掲載や研究叢書の刊行など研究成果の公表を進める。 (3) 第22期研究会への支援 第22期研究会の17研究会については、研究成果として、機関誌への研究成果の毎年の公表や公開講演会の開催及び研究叢書の刊行などを代表者や機関誌の編集委員（以下、編集委員という。）及び研究員に周知する。また、代表者懇談会（2月）や合同報告会（2月）を人文研が主導して開催し、研究会間の垣根を超えた研究活動の相互交流を図り、研究会の成果に繋げる。 (4) 若手研究者への支援 若手研究者の学際的研究の促進や研究ネットワーク拡大に取り組む。 2. 資料収集・保存・公開について (1) 資料の収集・受け入れ ① 人文研の資料を用いた学際的共同研究を展開するために、関連資料の受け入れを積極的に進める。 ② 人文研の重点分野である「キリスト教社会問題研究」「京都を始めとする近現代日本の地域研究」「現代社会研究」に予算配分を行い、積極的に資料収集にあたる。 (2) 資料の保存 人文研所蔵資料のデジタル化を進める。また、適切な資料保存環境の維持に取り組む。 (3) 資料の公開 デジタルコレクション等の公開を促進する。 3. その他 (1) 教学への還元 公開講演会や連続講座の実施などにより、教学への還元に取り組む。 (2) 国際化・広報強化 英文パンフレット等のWebへの公開などにより、国際化、広報強化に取り組む。
達成状況 (2021年度～2025年度の総括)	1. 部門研究の推進 ① 学際的共同研究の深化 部門研究会を3年ごとに募集し、成果を公表している。期間中、2021年度と2024年度に公募を実施し、第20期部門研究（2019～2021年度）、第21期部門研究（2022～2024年度）、第22期部門研究（2025～2027年度）を組成した。相互交流の機会として、毎年代表者懇談会を開催し、研究成果の公表・促

	進を図っている。2023年度からは毎年2月に合同報告会を開催し、部門研究の垣根を超えた相互交流の機会作りを行っている。 ②研究成果発信力の強化 『社会科学』『キリスト教社会問題研究』とも編集委員会を毎年4回以上開催し、機関誌として、『社会科学』については年4回、『キリスト教社会問題研究』については年1回刊行している。また、研究叢書については、2021年度1件、2022年度1件、2023年2件、2025年度3件を刊行しており、2026年度は5件の申請を承認済である。 ③若手研究者支援策の拡充 部門研究の総合交流の機会作りとして、2023年度から合同報告会を開催しており、2025年度からは特に若手研究者による報告を推奨している。 2. 資料収集・保存・公開 ①学際的共同研究活動との連携強化 住谷悦治氏（第14代同志社総長）関連資料についての寄贈や借用、符川寛氏（元朝日新聞京都支局記者）撮影の戦後京都の写真資料の寄贈、その他の寄贈や部門研究費による書庫受入資料の購入などを通じて、資料の充実をはかった。 資料収集においては、10万円を超える資料は、人文科学研究所員会議での審議にて、30万円を超える資料については、所員会議で審議の上、資料委員会で審議を行い、収集にあたっている。 ②重点分野の資料収集 資料収集においては、「キリスト教社会問題研究」「京都を始めとする近現代日本の地域研究」「現代社会研究」の人文科学研究所の重点分野を中心に収集につとめるほか、住谷悦治氏関連資料の収集にもあたっている。 ③デジタル化と適切な保存環境の維持 2021～2025年度の期間中、住谷悦治関連資料・柏木義円資料・山室軍平文書・留岡幸助日記・湯浅与三関係資料・海老名弾正資料・京都市内の町家並図や町組改正記録・京都神戸間の鉄道開業式の図・浮田和民関係資料などの資料についてデジタル化を実施した。 また、マイクロフィルムの点検、製本や文書室の防虫シート交換、資料の燻蒸、貴重室への自動排水型除湿器設置などを実施した。 ④公開と情報発信 人文科学研究所が所蔵する資料104タイトルについて、国文学研究資料館が構築する「国書データベース」、「同志社デジタルコレクション」に掲載し、国文学資料館の候補対象外となった16タイトルについても図書館指導で「同志社大学デジタルコレクション」に掲載している。 3. その他 ①教学への還元 公開講演会を2021年度4回、2022年度3回、2023年度3回、2024年度2回、2025年度2回開催、連続講座については年1回開催しており、市民・学生教育へ公表・還元している。 また、2024年度については、研究所創立80周年記念シンポジウムならびに懇親会を開催した。 2021～2024年度においては、所長と専任研究員が担当する複合領域科目を開設し、専任研究員の研究成果を学生教育へ還元した。 ②国際化、広報強化 ホームページにおいて、部門研究会の活動、公開講演会・連続講座、出版物の紹介、資料収集の内容、人文科学研究所パンフレットを公開している。また、人文科学研究所パンフレットについては、2025年度から英文パンフレットも公開している。
次年度の組織目標	人文科学研究所の基本事業を着実に進めるとともに、第2次将来計画及び「人文科学研究所 共同研究のあり方等に関する検討委員会検討結果について（報告）」に従い、段階的に事業を進める。 1. 部門研究の推進について ①第22期（2025～2027年度）17研究会で、2年目の共同研究を行う。 ②学際的共同研究促進のため、各部門研究会による全体報告会を実施する。 ③機関誌『キリスト教社会問題研究』（2月、年1回）、『社会科学』（5月、8月、11月、2月の年4回）や研究叢書の刊行、公開講演会（年2～4回）を実施し、研究成果を発信する。 ④若手研究者の学際的研究の促進や研究ネットワーク拡大に取り組む。 2. 資料収集・保存・公開について ①人文研の資料を用いた学際的共同研究を展開するために、関連資料の受け入れを積極的に進める。

	②人文研の重点分野である「キリスト教社会問題研究」「京都を始めとする近現代日本の地域研究」「現代社会研究」に予算配分を行い、積極的に資料収集にあたる。 ③人文研所蔵資料のデジタル化を進める。また、適切な資料保存環境の維持に取り組む。 ④デジタルコレクション等公開を促進する。 3.その他 ①専任研究員の研究成果を市民・学生に公表、還元する事業の実施に取り組む。 ②国際化に取り組む。
--	---

16.【ハリス理化学研究所】

中期的な組織目標

1.理化学シナジー創出に向けた学際的研究基盤の強化

2.研究成果の社会還元と産学官学連携を通じた京田辺キャンパスの研究ハブ機能の充実

組織目標 No.Ⅲ	○記念事業としてのハリス理化学研究所研究発表会の開催 ハリス理化学研究所研究発表会をクローバー祭とのタイアップ企画として実施する。研究成果を学外（主な対象：民間企業、研究・アカデミック機関等）へ広く発信する。あわせて、学校法人同志社創立150周年であること、京田辺市との包括協定締結20周年であること、ハリス理化学研究所への組織名称変更（2015年度）から10年を迎えることから記念の冠をつける。 ○京田辺キャンパスの研究力を発信するための学内外チャネルの活用 研究成果等の発信ツールとして従来のHPや Youtube チャネル、大学広報や同志社時報といった学内・法人内コンテンツ以外にもチャネルを確保し、京田辺キャンパス及び本学のブランディングに寄与する。 ○教育・研究環境の改善（ハリス教員の研究実験施設整備） 2017年度から継続的に行っている蔵書整備及び移設作業が昨年度に完了し、文献室として利用していた報辰館（HS）103跡地を研究実験施設として整備する。
達成状況 （2021年度～2025年度の総括）	Creative Hillとしての京田辺キャンパスの魅力を再構築し、新しい教育・研究フィールドを創出できるような理化学シナジーを生み出していくことを目標として、下記6点の取組を行った。あわせて理工学シナジーを生み出す源泉となる専任研究所員人件について、長年空席であったところ、2件行い、研究体制及び当研究所運営の一層の拡充を図ることができた。 (1)部門研究の活性化 研究テーマの見直しを図り、研究の相乗効果が見込める5部門に再構築した。あわせて、部門研究費の中間報告を義務とする等、ガバナンス及びコンプライアンス強化のため、ルール改正を行った。 (2)研究助成の有効活用 2021年度は予算の執行残があったものの、教員各位への周知を行うことで、助成金応募件数も増加し、助成による研究内容の高度化に資することができた。 (3)部門研究以外での外部資金等アプライへの寄与 2024年度中に書庫内の蔵書を全て移設し、2025年度は研究室・実験室用に改修し、実験機材等を購入する等、専任研究所員の研究環境の整備を進めた。研究環境の飛躍的な充実により、今後の研究成果の向上、ひいては外部資金への応募・獲得につながるが大いに期待される。 (4)ハリス理化学研究所研究発表会をもとにした企業との共同研究や共同プロジェクトの開発 ハリス理化学研究所研究発表会での研究発表を契機として、教員グループが共同研究を行うこととなり、2025年度は同志社創立150周年記念事業シンポジウムにも繋がり、京田辺市や法人内各学校（国際中学校・高等学校）と連携できた。一方、企業との共同研究及びプロジェクト開発は次年度以降の課題であるが、第一歩として、JAXAとのジョイント企画を行った。 (5)加藤・山崎記念寄付金等の有効運用に向けた創造科学教育夏期研修からの新規展開 寄付金を活用し、奨学金・奨励金及び夏期研修を周知するためのHPやチラシ作成を行い、広報活動を強化した。 (6)大学院共通科目提供についての展望 科目設置権を有しない当研究所が、専任研究所員の研究成果を教育に還元すべく、2026年度から全学共通教養教育科目として新設される「トピック科目」のスキームを活用し、実質的な教育活動に参画するため、所管部署と連携し、申請に向けた情報収集を行っている。よって、大学院共通科目の提供の予定なし。

次年度の組織目標	①研究成果の幅広い社会還元 当研究所における研究成果については、従来「ハリス理化学研究所研究発表会」や「ハリス理化学研究所報告」において公表し、社会へ還元を図ってきた。しかしながら、事実上の対象範囲が研究機関や企業関係者、教職員・学生となっているため、今後はより幅広い層に対しての還元が求められる。研究成果を公表する際に、教員による専門家向けの発表に加え、同一の内容を当該教員と学生がコミュニケーションをとりながら、一般の方々（例：文系大学生、京都府内外の地域住民、中高生等）にも分かりやすく発信することで、より幅広く社会に対して研究成果の還元を目指す。 ②ハリス理化学研究所における対外的情報発信の強化 当研究所における研究成果等については、従来からHPを活用し、更に各種活動を大学広報や同志社時報といった学内・法人コンテンツにも積極的に掲載している。本年度は、学内向けのみならず、ハリス公式 YouTube 内の「研究室の扉」コンテンツを拡充し、また日経STEAMプログラムへの参画等を通じて、対外的な情報発信を強化する。より幅広い層に向けてハリス理化学研究所における研究・教育活動をPRすることで、京田辺キャンパス及び同志社大学のブランディングにも寄与する。 ③教育・研究環境の改善 最新の実験機器を配備した報辰館103において、施設見学会やオープンキャンパスの参加者に見学いただく研究室ツアーや研究ポスター展示を行うことで、最先端の研究設備や研究環境を広く社会に発信する。
-----------------	---

17.【歴史資料館】

中期的な組織目標

- 1.企画展示及び関連講演会の開催による学術情報の発信
- 2.歴史資料の整理・調査、公開（資料基盤の充実）
- 3.埋蔵文化財調査の推進と調査成果の保存・公開による文化財活用

組織目標 No.Ⅲ	①重要文化財二条家文書等の整理・調査、データベース化および公開準備 重要文化財を含む文書・資料一式には未公開資料も多数存在する。学内外へ公開することを目指し、資料の整理・調査およびデータベース化を進める。2025年度までに、冊子形態で刊行して目録と古文書内容（翻刻など）の掲載をおこなう。さらに、二条家など公家の墓所に関する現地調査なども行い、文書内容とともに分析を行う。公開に際しては考古学・歴史学系の学術雑誌などにその紹介記事を掲載するなど、広報に努める。 ②酒詰仲男氏寄贈資料の整理・調査、データベース化および公開準備 2021年度に歴史資料館へ寄贈された酒詰仲男氏資料について、未公開資料も多数存在することから、学内外へ公開することを目指し、資料の整理・調査およびデータベース化を進める。公開に際しては考古学・歴史学系の学術雑誌などにその紹介記事を掲載するなど、広報に努める。 ③森浩一氏寄贈資料の整理・調査、データベース化および公開準備 作成したリストの細部を修正のうえ、ウェブサイト上に公開する。公開に際しては考古学・歴史学系の学術雑誌などにその紹介記事を掲載するなど、広報に努める。 ④同志社ギャラリーでの企画展および関連講演会の開催による学術情報の学内外への発信 歴史資料館本館もしくはハリス理化学館同志社ギャラリーにおいて企画展および関連講演会を開催する。歴史資料館の研究成果を学内外に発信することにより、考古学、歴史学に係る教育・研究の発展に寄与する。 ⑤「京都・大学ミュージアム連携」の枠組みを活用した学術情報の学内外への発信 「京都・大学ミュージアム連携」は、京都市内の15の大学ミュージアムが連携をして、2011年に発足した。この枠組みにより、他大学との合同展覧会を開催、当館の研究成果を学内外に発信することで、考古学、歴史学に係る教育・研究の発展に寄与する。 ⑥埋蔵文化財調査 2024年度に行った今出川キャンパス正門工事に係る発掘調査の報告書の作成作業と館蔵資料の整理とを並行して、学内外へ調査の成果を公開することも視野に入れ、データベース化を進める。また、遺跡内容の展示のあり方についても提案し実施協力する。また、2025年度に新たに発生した同志社女子大図書館拡張に伴う発掘調査を実施する。 ⑦博物館法施行規則附則の規定による指定施設あるいは登録博物館への申請手続 本学歴史資料館（本館）は、2023年度に改正された博物館法下で「みなし指定施設」とされている。2028(令和10)年3月31日までに、博物館法施行規則附則の規定による「指定施設」への登録申請を
----------------------	--

	京都府に行う必要がある。一方、文化庁と京都府からは、これまでの法令で可能性のなかった「登録博物館」への申請の検討も示されている。館内・学内で検討を行い、いずれかへの登録申請手続のための年次計画を策定し、可能な作業から順次、着手する。
達成状況 (2021年度 ～2025年度 の総括)	①重要文化財二条家文書等の整理・調査、データベース化および公開準備 行動計画に基づき、資料の整理・調査およびデータベース化を進め、昨年度は目録や冊子の刊行やデータ公開のための基礎的作業である写真撮影および目録作成までを完了させている。原稿図版作成を進め、2026年2月に冊子形態で刊行した。 ②酒詰仲男氏寄贈資料の整理・調査、データベース化および公開準備 行動計画に基づき、学内外へ公開することを目指して資料の整理・調査およびデータベース化を進めている。日録、ノート類および一部の研究メモ類のデジタルアーカイブ化は達成できた。その一方、資料の点数が膨大であることから、引き続き、図面類や研究メモのアーカイブ化作業を進める予定である。 ③森浩一氏寄贈資料の整理・調査、データベース化および公開準備 行動計画に基づき、学内外へ公開することを目指して資料の整理・調査およびデータベース化を進めている。リストについてはすでに公開しており、複数の自治体の文化財担当部局から資料調査の問い合わせを得て情報やデータを提供するなど、組織目標の一部は達成している。2025年度中に追加や修正したデータについて、引き続きウェブサイトの更新を進めている。 ④同志社ギャラリーでの企画展および関連講演会の開催による学術情報の学内外への発信 行動計画に基づき、以下のとおり企画展および関連講演会(ギャラリー・トーク)を開催、当館の研究成果を学内外に発信することで、考古学、歴史学に係る教育・研究の発展に寄与するという当初の組織目標を達成することができた。また、2025年度に開催した下記の企画展・トークイベントについては、京都大学、花園大学および龍谷大学からの後援と協力を得て開催した。大学間の連携活動も展開しており、2023年度は霞会館と、2024年度は京田辺市と共催・後援を得たことに続き、3か年にわたり大学、行政、民間組織との連携・協業を通じて、上記研究を学内外に発信できたことは有意義であった。 ■第37回ハリス理化学館同志社ギャラリー企画展「キャンパスの遺跡からみた京都～4つの大学の調査成果～」 日時:2026年2月21日(土)～3月22日(日)10時～17時 会場:ハリス理化学館同志社ギャラリー2階 企画展示室 ■ギャラリートーク&ディスカッション 「大学がキャンパスを発掘する意味—研究教育・文化遺産」 パネラー:伊藤享史(京都大学)、國下多美樹(龍谷大学)、高橋克壽(花園大学)、若林邦彦(同志社大学) 日時:2026年3月15日(日)14:30～16:00 会場:ハリス理化学館同志社ギャラリーほか ⑤京都・大学ミュージアム連携」の枠組みを活用した学術情報の学内外への発信 行動計画に基づき、以下のとおりスタンプラリー、京カレッジ教養力養成講座、および他館との合同展を開催、当館の研究成果を学内外に発信することで、京都の中の教育研究機関としての本学の存在を広報しつつ、考古学および歴史学に係る教育・研究の発展に寄与するという当初の組織目標を達成することができた。 <u>2025年度の連携活動</u> ■第13回京都・大学ミュージアム連携スタンプラリー 期間:2025年8月30日(土)～2026年3月16日(月) 主催:京都・大学ミュージアム連携 ■2025年度大学コンソーシアム京都 京カレッジ市民教養講座「教養力養成コース」「コレクション形成から見た京都の大学ミュージアム」(第4回を若林邦彦 当館教授が担当) 期間:2025年6月20日(金)～2026年2月20日(金)(9回) 会場:キャンパスプラザ京都、各大学のミュージアム他 ■京都伝統産業ミュージアムとの共催展 京都の大学ミュージアム特集5「京都の大学ミュージアム特集 5大学の宝物 2025夏」 日時:2025年7月26日(土)～9月7日(日)10時～18時 会場:京都市勧業館みやこめっせ 地下1階 WEST SQUARE WINDOW GALLERY 期間中の来館者数: 5,144人 ■京都伝統産業ミュージアムとの共催展 京都の大学ミュージアム特集6「おくりもの」 日時:2026年1月23日(金)～3月1日(日)10時～18時

	会場:京都市勧業館みやこめっせ 地下1階 WEST SQUARE WINDOW GALLERY 期間中の来館者数: 5,321人 ⑥埋蔵文化財調査 2025年度は、正門門衛所建替に伴う発掘調査の成果である室町時代や江戸時代の相国寺総門前道路にかかわる遺構・遺物について出土遺物、遺構の整理作業と分析を行い、発掘調査報告書を刊行した。 2025年度8-9月、11-2月には、同志社女子大今出川図書館改修に伴う発掘調査を行い、近世伏見宮家邸宅の遺構遺物を多数検出した。2026年度にその発掘調査報告書を作成予定である。さらに検出遺構の復元移築遺構展示や案内板設置・出土品展示について同志社女子大と協議して実施計画を進めている。これにより、埋蔵文化財の記録や保護を大学独自で行い、学内外に成果を示すなど、文化財に大きく関わる大学としての活動をアピールすることができた。 ⑦博物館法施行規則附則の規定による指定施設あるいは登録博物館への申請手続 本学歴史資料館(本館)は、2023年度に改正された博物館法では「みなし指定施設」とされている。2028(令和10)年3月31日までに、博物館法施行規則附則の規定による「指定施設」への登録申請を京都府に行う必要がある。 一方、京都府担当部局と協議を行い必要な手続内容について情報を得ており、文化庁と京都府からは、これまでの法令で可能性のなかった「登録博物館」への申請の検討も示されている。 他大学の動向についても注視しつつ、館内・学内で検討を行っているが、登録博物館もしくは指定施設どちらの申請を進めるかの結論には至っていない。
次年度の組織目標	①重要文化財二条家文書等の整理・調査、データベース化および公開準備(継続) 重要文化財を含む文書・資料一式には未公開資料も多数存在する。学内外へ公開することを目指し、資料の整理・調査およびデータベース化を進める。公開に際しては考古学・歴史学系の学術雑誌などにその紹介記事を掲載するなど、広報に努める。さらに二条家に関係した資料の整理・調査の範囲を広げ行う。 ②酒詰仲男氏寄贈資料の整理・調査、データベース化および公開準備 2021年度に歴史資料館へ寄贈された酒詰仲男氏資料について、未公開資料も多数存在することから、学内外へ公開することを目指し、資料の整理・調査およびデータベース化を進める。公開に際しては紹介記事を掲載するなど、広報に努める。 ③森浩一氏寄贈資料の整理・調査、データベース化および公開準備 作成したリストの細部を修正のうえ、ウェブサイト上の公開内容を改善する。公開に際しては考古学・歴史学系の学術雑誌などにその紹介記事を掲載するなど、広報に努める。対象資料について他の学術団体や自治体の問い合わせや資料調査要請に対応する。 ④同志社ギャラリーでの企画展および関連講演会の開催による学術情報の学内外への発信 歴史資料館本館もしくはハリス理化学館同志社ギャラリーにおいて企画展および関連講演会を開催する。歴史資料館の研究成果を学内外に発信することにより、考古学、歴史学に係る教育・研究の発展に寄与する。 ⑤「京都・大学ミュージアム連携」の枠組みを活用した学術情報の学内外への発信 「京都・大学ミュージアム連携」において開催(実施)されるスタンプラリー、京カレッジ教養力養成講座、および他館との合同展を通じて、当館の研究成果を学内外に発信することで、考古学、歴史学に係る教育・研究の発展に寄与する。 ⑥埋蔵文化財調査 2025年度に行った同志社女子大図書館改修に伴う発掘調査について、それに伴う出土遺物の整理・報告書の作成作業と館蔵資料の整理とを並行して、学内外へ公開することも視野に入れ、データベース化も進める。また、遺跡内容の展示のあり方についても提案し実施協力する。 ⑦博物館法施行規則附則の規定による指定施設あるいは登録博物館への申請手続 本学歴史資料館(本館)は、2023年度に改正された博物館法では「みなし指定施設」とされている。2028(令和10)年3月31日までに、博物館法施行規則附則の規定による「指定施設」への登録申請を京都府に行う必要がある。 一方、京都府担当部局と協議を行い必要な手続内容について情報を得ており、文化庁と京都府からは、これまでの法令で可能性のなかった「登録博物館」への申請の検討も示されている。 引き続き、他大学の動向についても注視しつつ、登録博物館もしくは指定施設どちらの申請を進めるか、館内・学内で検討を進める。

18.【同志社社史資料センター】

中期的な組織目標

- (1) 同志社社史資料の研究、収集、整理、保存及び公開に関すること
- (2) 新島研究に関すること
- (3) 同志社社史編纂に関すること
- (4) 『同志社談叢』の発行に関すること
- (5) ハリス理化学館同志社ギャラリーの管理運営に関すること
- (6) 新島遺品庫の管理運営に関すること
- (7) 新島裏旧邸の管理運営に関すること
- (8) 新島裏及び同志社の建学の精神についての啓蒙活動に関すること

組織目標 No.Ⅲ、Ⅵ	(1)同志社社史資料の研究、収集、整理、保存及び公開に関すること。 ①前年度に引き続き、未整理資料の整理を行うとともに、その結果をデータベースに反映させ、充実させる。 ②専門業者のアドバイスも受けながら、虫害検査や環境測定を定期的に行い、資料保存環境の維持、改善のための調査研究や学内調整を行う。 ③同志社創立150周年を記念し、ハリス理化学館同志社ギャラリーにおける企画展を通して、資料の効果的な公開を行う。 ④各部署が保管する、本学の教職員が業務上作成又は取得した文書を必要に応じて『同志社百五十年史』の編纂に利用できるよう調整するとともに、歴史文書として適切に保存できるようにする。 ⑤同志社全体の歴史文書の保存施設としての将来構想及び中長期計画(それを実現するための収蔵スペースの確保を含む)を策定する。 (2)新島研究に関すること。 同志社の各学校、関係者の協力を得て、第1部門研究(新島研究)による研究会活動、『新島研究』の発行、新島生誕記念会の開催を行い、新島裏に関する研究や顕彰活動の維持・活性化を図る。 (3)同志社社史編纂に関すること。 ①『同志社百五十年史』『通史Ⅰ』『通史Ⅱ』について、執筆者会議を開催して執筆者間の調整を図りつつ、執筆者が原稿作成に取り組むとともに、執筆者及び編纂員、編纂補助員、社史資料調査員等が必要な資料収集を行う。さらに、執筆者が執筆した『同志社百五十年史』『通史Ⅰ』『通史Ⅱ』の原稿を編纂責任者、編纂員、編纂補助員が資料に基づき点検、確認し、編集作業を行う。 ②『同志社百五十年史』『各学校と関連団体』について、編纂委員会の指示の下、編纂員及び編纂補助員が編集、校正作業を進め、予定通り2025年10月に刊行する。 ③『同志社百五十年史』編纂事業の一環として、社史資料の整理や資料調査に重点的に取り組む。 ④『同志社百五十年史』『各学校と関連団体』の刊行に向けて印刷・頒布のために必要な準備を行うとともに、広く普及し、利用されるよう出版に係る広報活動を行う。 (4)『同志社談叢』の発行に関すること。 『同志社談叢』の発行を通じて、同志社の歴史に関する研究活動の維持・活性化を行う。 (5)ハリス理化学館同志社ギャラリーの管理運営に関すること。 ①日常の管理運営を委託している株式会社同志社エンタープライズから日次及び月次報告を受けて適切な対応を行う。 ②同志社創立150周年にあたり、常設展、企画展を通じて、同志社の歴史の紹介や新島裏及び同志社の建学の精神の普及を行う。 ③リニューアルされた常設展示室「同志社の今」について持続的な運営方法を検討し、必要な整備を行う。 (6)新島遺品庫の管理運営に関すること。 ①引き続き、温湿度管理や虫害、劣化を観察し、収蔵資料の適切な保存・管理を行うとともに、資料保存環境の維持・改善方法の調査検討を行う。 ②大学の情報基盤の更新に合わせて、「新島遺品庫データベース」のシステムリプレースを行い、情報公開を継続する。 (7)新島裏旧邸の管理運営に関すること。 ①新島旧邸の家具、調度品等の悉皆調査の結果を踏まえ、京都市文化財保護課の助言を得て指定物品の適切な管理・保存を行う。 ②日常の管理運営を委託している株式会社同志社エンタープライズから日次及び月次報告を受けて適切な対応を行う。 ③委託会社と連携し、教育研究施設として適切な公開が継続・維持できるよう体制を整える。
------------------------	--

	(8)新島襄及び同志社の建学の精神についての啓蒙活動に関すること。 同志社創立150周年を念頭に、新入職員に対する研修、学生に対する啓発活動、新島旧邸の見学案内を通じて、新島襄の事績及び同志社の建学の精神の理解促進、普及を図る。
達成状況 (2021年度～2025年度の総括)	(1)同志社社史資料の研究、収集、整理、保存及び公開に関すること。 ①未整理資料の整理の完遂及び新規受入資料の整理に伴う資料検索データベースの完成 ・2021年度～2025年度を通して、『同志社百五十年史』の編纂での利用に供するため、利用が想定される資料の整理、目録作成を優先して行った。 ・2021年度～2025年度を通して、新規受入資料については受け入れの都度、目録作成に取り組んだ。目録は、Microsoft Accessを用いてデータベース管理している。 ・2021年度～2024年度にかけて、同志社に関連が深く、社会的価値が高い資料群(「山岡家文書」)の悉皆調査に取り組み、2024年度の終わりに寄贈を受けるとともに目録を出版、公開して、資料の利用に供せるようにした。 ・2025年度中に過去に受け入れた未整理資料の整理の完遂に至らなかった。今後も継続して未整理資料の整理に取り組む。 ②適切な環境を備えた資料保存施設の整備 ・収蔵スペースの不足を補うための一時保管場所として2023年度に烏丸キャンパスに1室借用し、遮光等必要な対策を講じた上で資料室として利用を開始した。 ・新島襄の遺品をはじめとする貴重資料については、新島遺品庫において一定の温湿度環境で管理ができていたものの、それ以外の資料室については、温湿度が気候に左右されるなど適切とは言えない環境が続いている。今後は、大学全体の建物、施設の整備計画に合わせて必要な整備を進める。 ・2025年度に中期計画の策定及び既存施設(啓明館)の耐震工事に合わせて同志社社史資料センターが文書館組織(Archives)として機能を果たすための諸要件について整理した。 ③同志社内各学校の基礎データを集約した各種データ別のデータベース(宣教師、在学者、卒業者、役職者など)の作成 ・2022年度までに入力を進め、それ以降は、レファレンス対応に利用している。 ④企画展による未開拓分野の先行研究の蓄積 ・2021年度～2025年度の間に同志社社史資料センターの企画による企画展を11回開催した。過去テーマとして取り上げたことがなかった学校制度や財政に係る展示や学内外の関連機関との連携による展示(障がい学生支援制度、男女共学、合唱活動、アーモスト大学との共同展示)などを行い、展示図録の形で成果発信をした。なお、2024年度～2025年度にかけて開催した4回の企画展は同志社創立150周年を踏まえて企画した。 (2)新島研究に関すること。 ・2021年度～2025年度を通して、第1部門研究(新島研究)会を、オンラインを併用する形で定期的に開催し、合計49回の研究会を実施した(2021年度～2022年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場参加は会員に限定)。その成果等を踏まえて研究誌『新島研究』を毎年1回2月末に刊行し、論文10本、研究ノート8本、資料紹介5本、コラム3本、エッセイ4本等を掲載した。 ・2021年度～2025年度を通して、毎年、新島襄または同志社に関心を持つ生徒・学生に呼び掛けて懸賞論文を募集、選考し、『新島襄生誕記念懸賞論文入選作品集』を3月に刊行した。 (3)同志社社史編纂に関すること。 ・2020年7月に開始した『同志社百五十年史』(全3巻:「通史Ⅰ」「通史Ⅱ」「各学校と関連団体」)の編纂を進め、「各学校と関連団体」を2025年11月(150周年創立記念日)に刊行、頒布を開始するとともに、他大学や公共図書館等へ寄贈した。「通史Ⅰ」「通史Ⅱ」については、資料調査や執筆を進めた。2024年度末時点の進捗状況を踏まえて編纂計画を見直し、2028年3月までに順次刊行するよう計画を変更した。 (4)『同志社談叢』の発行に関すること。 ・2021年度～2025年度を通して、研究誌『同志社談叢』を年1回3月に刊行し、学内外の研究者からの投稿による論叢15本、資料紹介13本、新島襄文献リスト、資料受贈リストを掲載し、同志社社史編纂に資する研究成果の発表や資料の蓄積に寄与した。 (5)ハリス理化学館同志社ギャラリーの管理運営に関すること。 ・2021年度～2025年度を通してハリス理化学館同志社ギャラリーの常設展示室「同志社のあゆみ」「新島襄の人と思想」「同志社の今」「京都の中の同志社」「世界の中の同志社」「J.N.ハリスと同志

	社」について定期的に展示替えをしつつ、展示を継続した（「京都の中の同志社」は歴史資料館の担当）。 ・2025年度に「同志社の今」については展示方法・展示内容をリニューアルし、大学の取組や学術研究の成果、学生の活動等についての社会的発信を強化した。 ・2021年度～2025年度にかけて、16回の企画展（うち5回は歴史資料館の担当）を開催し、同志社が所蔵する新島襄及び同志社史関係資料、京都の歴史に関わる考古学資料等を公開・展示した【再掲】。 (6)新島遺品庫の管理運営に関すること。 ・2021年度～2023年度までは2年に1回定期的に燻蒸を行い、有害生物による被害を防ぐ措置を講じた。 ・燻蒸に必要な使用薬剤が製造中止となったことから、2025年度は、別の薬剤を用いて、防虫防かびの対策を講じた。今後は、この薬剤も使用できなくなることから、IPMメンテナンス（総合的有害生物管理）の考えに立って、温湿度管理や虫害の予防、資料の保護や管理に注意を払い、資料管理を行う。 ・2025年度には同志社創立150周年を記念して新島遺品庫に保管されている資料を中心とした特別常設展示をハリス理化学館同志社ギャラリーで行い、新島襄や同志社の建学の精神の普及の機会を設けた。 (7)新島襄旧邸の管理運営に関すること。 ・2022年度～2024年度にかけて、旧邸内に保存されている家具、調度品をはじめとする資料の悉皆調査を行い、その成果をもとにハリス理化学館同志社ギャラリーで企画展を実施し、展示図録の形で調査結果を報告した。 ・2021年度～2025年度を通して、旧邸内の資料の適切な保存を行い、必要に応じて建物、調度品の修繕を行った。 ・2025年度には同志社創立150周年にあたり教育研究施設としてニーズを踏まえ、公開期間中、週1回は特別公開として、建物内の見学ができるよう態勢を整備した。 (8)新島襄及び同志社の建学の精神についての啓蒙活動に関すること。 ・2021年度～2025年度を通して、毎年、人事課主催の新入職員研修、同志社エンタープライズ主催のキャンパスツアーガイド研修、キリスト教文化センター主催のキャンパスめぐり隊を担当し、職員や学生に対してガイダンスを行った。 ・2021年度～2025年度にかけて、キリスト教文化センター京田辺会堂光館の展示協力を計11回行った。 ・2021年度～2025年度を通して、大学や法人内各学校の教員等からの依頼に応じて学生、生徒や父母等の新島旧邸の見学案内を行った。
次年度の組織目標	(1)同志社社史資料の研究、収集、整理、保存及び公開に関すること。 ・関連部課と調整して業務利用を終えた業務文書のうち歴史的価値のある文書について移管できるよう体制づくりを進める。 ・センター所蔵資料のうち未整理資料の整理を継続するとともに、資料の利用に関する体制づくりをセンター内で検討する。 ・啓明館の耐震改修工事の計画の策定に合わせて、関係部課と協議し、適切な環境を備えた資料室の整備と工事期間中の資料の一時保管場所の確保に取り組む。 (2)新島研究に関すること。 ・第一部門（新島研究）運営委員会において将来に向けた持続的な活動のための方策を検討する。 (3)同志社社史編纂に関すること。 ・『同志社百五十年史』の2028年3月の完成を目指して編纂委員会の下で資料調査、「通史Ⅰ」「通史Ⅱ」の編集作業を進める。2026年度には「通史Ⅰ」「通史Ⅱ」の執筆者から提出された原稿の確認を進め、印刷業者に出稿する。 (4)『同志社談叢』の発行に関すること。 ・『同志社談叢』を発行し、同志社の歴史に関する研究活動の促進と研究資料の蓄積を行う。 (5)ハリス理化学館同志社ギャラリーの管理運営に関すること。 ・常設展示の内容を検討し、各種ステークホルダーの関心への訴求も意識した展示替えを行う。 ・企画展の準備、開催を通じて、センター所蔵資料やアーカイブズとしての機能を紹介するとともに、テーマ性を持った展示を行い、展示図録の作成により先行研究として蓄積する。 ・学内関係部署と連携して、京田辺校地開校40周年を記念する展示を行い、社会的発信を行う。

	(6)新島遺品庫の管理運営に関すること。 ・新島遺品庫に所蔵されている資料のうちデジタル化の進んでいないものについて是非を判断のうえオンラインデータベースで公開する。 ・新島遺品庫の所蔵資料のうち美術資料を中心としたこれまで公開されていなかったものを紹介する企画展を開催する。 (7)新島裏旧邸の管理運営に関すること。 ・新島会館の利用停止（別館の閉館、会館の常駐者の不在）を踏まえた公開や管理体制の見直しを行う。 (8)新島裏及び同志社の建学の精神についての啓蒙活動に関すること。 ・定例の活動について持続的に実施できる態勢を整えとともに、新島裏及び同志社の建学の精神の普及に資する新たな活動の可能性を検討する。
--	---

19.【研究開発推進機構】

中期的な組織目標

1. 研究活動の戦略的活性化

- (1)ALL Doshisha Research Model の創出
- (2)Research Diversity を基盤とする研究の推進
- (3)研究成果の国内外への発信強化
- (4)研究活動推進のための「研究力」分析・検証機能の強化
- (5)研究機関や企業との世界規模での連携
- (6)若手研究者及び高度職業人の養成
- (7)戦略的産学連携に関する中期行動指針の推進

2. 研究活動の活性度評価の導入

- (1)研究活動の実態把握及び可視化の仕組づくり(1.(4)に同じ)
- (2)社会に対する研究成果及びコンテンツの魅力的かつ明瞭な情報発信(1.(3)、(4)に同じ)
- (3)融合研究の創出における評価・支援制度の構築

組織目標 No.Ⅲ	(1) 研究活動の戦略的な展開 ①科学研究費助成事業への積極的応募の促進と採択率向上のための諸施策検討・実施 若手研究者への重点的支援。大型種目採択促進のための特定研究奨励費の充実 ②融合研究の創出における支援制度の構築 国際的教育研究拠点形成支援プロジェクト等を通じて、「多元的イノベーションの場」を創出。大型外部資金の獲得や新たな研究体制の構築。チュービンゲン大学等との連携を促進、国際的な展開の推進 ③研究成果の国内外への発信強化 研究成果のオープンアクセス化の促進。国際研究広報の推進。大学Webサイトの充実 ④研究機関や企業、自治体との連携事業の推進 各機関との連携協力協定に基づく研究事業の推進 ⑤博士後期課程学生を含めた若手研究者の育成・支援 ⑥戦略的な産官学連携の推進 将来的に研究成果の社会実装、知的財産の技術移転が期待できる研究シーズの掘り起こし。大学発スタートアップ創出のための起業支援体制・制度の整備（啓発セミナー、インキュベーション施設の活用、大学発スタートアップ認定制度の検討、ファンド創設等） (2) (1)を推進するための体制構築、研究環境の整備 ①研究推進体制の抜本的強化 研究支援人材（URA、産学連携・知財コーディネーター、起業支援、広報、オープンサイエンス）の重点的配置。専任職員の研究マネジメント能力向上のための体制整備。当機構の組織改編 ②研究環境の整備 教員のエフォートバランスの強化。研究DX・オープンサイエンスの推進。研究装置の共用。学内支援制度の検証 ③研究資金の配分見直し、最適化 間接経費の割合、研究環境充実費の配分等の見直し、研究関連の事業予算を精査
達成状況	1. 研究活動の戦略的活性化

(2021年度 ～2025年度 の総括)	創造と共同による研究力の向上を図る取組として、以下のとおり設定する。 (1) ALL Doshisha Research Model の創出 複数の異なる分野の研究者が、共通の研究課題について連携や交流を図るとともに、多様な研究の存在を可視化する。また、大型外部資金の獲得や新たな研究体制の構築への導きにより、新たな融合研究の創造を重点的に支援していく。 →2021年度に、新型コロナウイルス感染症（COVID19）禍社会にあって、総合大学である強みを生かし、あらゆる立場や専門分野から、ポストコロナを多角的にとらえ、集約し、価値ある方向性を含んだ研究成果を、広く社会に発信するため、「健康・医療」、「社会・経済」、「教育・文化・生活」の3つの領域に、9つの分野を設け、77課題のプロジェクト「COVID-19 Research Project」を展開した。 →2022年度から、3年間にわたり「“諸君ヨ、一人一人ハ大切ナリ” 同志社大学 SDGs 研究」プロジェクトを展開し、2030年までに達成すべきSDGsの17の目標に即した研究課題（各年度17件、計51研究課題）を支援することによって、個々の研究を一層推進させるとともに、融合研究の創造を支援し、SDGsに取り組む「同志社」を国内外に発信した。 (2) Research Diversity を基盤とする研究の推進 文理融合に象徴される学問分野・領域の融合、産官学連携を通じた基礎研究と応用・実用研究との連結、加えて国際的な学術交流、男女共同参画、法人内各学校での共同、教職協働等を通じ、多様な立場や視点を持って研究活動を展開する。 →2021年度に上智大学との連携により（国研）科学技術振興機構（JST）科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」（調査分析）の採択を受け、分析結果から私立大学特有の課題として「私立大学の多様性」、「大学経営層の意識」を提示したほか、海外の私立大学の調査を通して、日本の私立大学が活用できる「ダイバーシティ推進モデル」、「スタートアップ型」と「アドバンス型」を提示し、積極的に普及を図ったことにより事後評価結果はA（所期の計画と同等の取組が行われている）を得た。 →育児により研究時間の確保が困難な研究者がリサーチ・アシスタント又はアルバイトを雇用できるリサーチライフ支援事業を2023年度秋学期から開始し、2025年度末までの期間、延44名の研究者が本事業を利用した。 →2021年度に、産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得し、研究活動が中断した研究者が研究活動に復帰するための一助として、国内研究員制度を活用した復帰支援研究員制度を設けた。 →2023年度から、本学での学会開催補助制度において、ダイバーシティ推進に係る具体的な取組（手話通訳、点字資料の準備、託児所の開設等）を実施する学会等の場合は、補助限度額の加算措置を設けた。 (3) 研究成果の国内外への発信強化 国際共著論文を増やす仕組みを構築し、積極的に研究成果を発信する。URAの支援活動を、競争的研究費の申請支援活動のみならず、研究プロジェクトの実施支援や成果の社会還元まで広げ、本学の研究活動の魅力を国内外へ発信する。 →2021年度から、本学教員が筆頭著者又は責任著者として執筆した論文が高インパクトジャーナルに掲載された場合、その研究紹介記事をサイエンスライターに委託し、AAAS（American Association for the Advancement of Science）が提供する「EurekAlert!」（世界最大規模のオンラインニュースサービス）に配信しており、2025年度末までに59件の記事を作成、配信した。 →ファーマラボアカデミックフォーラム、SPORTEC、イノベーションジャパン、化粧品開発展、けいはんなR&Dフェア、BioJapan、Challenge 万博、MOBIO、イノベーションストリームKANSAI、ふれデミックカフェ、京都ビジネス交流フェアなど数多くのマッチングイベントに参加し、本学の研究シーズを発信することで企業との連携に進展する事例もあった。加えて、本学が独自に新ビジネスフォーラムのほか、JST新技術説明会なども開催した。 →2024年度に同志社大学オープンアクセスポリシーを制定し、オープンアクセス推進のため、各種説明会開催のほか、APC（Article Processing Charge）支援を行うとともに、2025年度からは、同志社大学学術リポジトリへの研究論文の掲載支援を開始した。 (4) 研究活動推進のための「研究力」分析・検証機能の強化 研究戦略の策定に資する「研究IR」機能を強化し、外部研究資金の獲得状況等の定量的なデータ蓄積に加え、個々の教員の研究活動の定性的把握を含めたデータを分析・検証し、研究活動推進に活かす。
----------------------------	---

	→科学研究費助成事業や日本学術振興会特別研究員の本学及び全体の申請、採択状況の分析、大学ランキングに係る状況分析を行っているほか、ELSEVIER 社の研究分析ツール「SciVal」も用いながら、その結果に基づく学部・研究科での FD 研修会の支援にも取り組んだ。また、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業への申請を機会に、本学の研究力を分析し、研究力向上戦略の策定及び実行する体制を取り纏めた。 (5)研究機関や企業との世界規模での連携 現在活動中の研究センターに連携機能及び若手研究者の育成と次世代研究者を養成する教育プログラム開発機能を求め、国際共著論文、外部資金の獲得実績等の成果に基づき、国際的教育研究拠点形成のモデル研究センターとして選定し、重点的に支援する。また、グローバルに活躍する大手企業等との組織的な連携を行う研究センターをモデル連携として重点的に支援し、国際的な連携への発展や、連携先の拡大に寄与する。加えて、研究成果を産学連携のもとで社会に還元する大学発ベンチャーを支援し、将来的な本学の収益構造の多様化に寄与する。 →2023 年度に国際的教育研究拠点形成支援事業の学内公募を打ち立てて学内公募し、モビリティ研究センターが、データサイエンス研究センターと連携のうえ、実際のモノ（デバイス）が観測する時間と空間に依存しリアルタイムで変化する状態を IoT のネットワーク経由で大規模に管理し協調して制御するためのシステムの研究を通して協調型自動運転への応用を目指す「IoT 研究プロジェクト」を採択し、2024 年度から 5 年間重点的に支援している。 →ダイキン工業株式会社との連携事業を、大学と企業間で包括的連携協定に基づき教育研究を展開するモデルとし、その推進を担っている同志社－ダイキン「次の環境」研究センターを重点的に支援している。2026 年 1 月末現在、大学と企業間の包括的連携協定は、ダイキン工業株式会社のほか、TOYO TIRE 株式会社、日産自動車株式会社及び京田辺市、並びに株式会社ロゴスコポーレーションと増えている。 →研究成果を事業化することで、社会に還元を行うため、「関西スタートアップアカデミア・コアリション」(KSAC) 事業の GAP ファンドを活用した起業支援を強化している。起業環境整備として、起業支援コーディネーターの配置による伴走支援、起業時の兼職・兼業、利益相反マネジメント手続の明確化等の規程整備を実施し、さらには研究成果を用いて起業した大学発ベンチャーに対し、本学が保有する知的財産権をライセンスする際に、対価として当該大学発ベンチャー企業の新株予約権で支払いできる規程を新設し、将来的な大学の収益につながる制度を導入した。 (6)若手研究者及び高度職業人の養成 産官や海外の学術研究機関との間で組織的連携の仕組を構築し、共同研究や本学研究センターを媒介とする研究指導科目の開設を視野に入れた社会連携による大学院教育の展開を図る。国の人材育成に係る施策動向を見据え、本学の研究・教育事業の将来構想を検討する。 →ダイキン工業との組織連携において、高等研究教育院のアドバンスト・リベラルアーツ (ALA) 科目群に「次の環境」協創コースを設置し、同社の従業員が科目等履修生として同コース科目を履修することで本学大学院生と共修する環境が実現しており、さらにはビジネス研究科の同志社 MOT コースの履修への展開も準備している。他の大学と企業間の包括的連携協定においても、各企業の従業員が科目等履修生として高等研究教育院設置科目を履修する仕組が確立している。 →テュービンゲン大学で開催する Doshisha Week では、2024 年度から同大学の博士学生と本学博士後期課程学生が研究発表とディスカッションを行うほか、自身の研究課題に関連するラボを訪問する等、研究交流の発展につなげている。 →2021 年度以降、(国研) 科学技術振興機構 (JST) による「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロウシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の採択を受け、博士人材の支援、育成を継続している。 →2025 年度から、第一三共株式会社『「はばたく次世代」応援寄付プログラム』の支援を受け、同志社大学次世代研究者支援パッケージを展開し、特別任用助教（有期研究員）、特別任用助手（有期研究員）及び特別研究員 A（日本学術振興会特別研究員-PD）の在外研究、海外渡航、オープンアクセス、国際研究広報活動を支援している。 (7)戦略的産学連携に関する中期行動指針の推進 産官学連携に求められる機能（研究開発マネジメント、事業化プロデュース、マーケティング、技術営業等の体制）を整理し、我が国の科学振興施策に基づく外部資金を活用した組織的な産官学連携事業の強化を図る。また、研究成果を産官学連携のもとで社会に還元する事業化を支援し、将来的な本学の収益構造の多様化に寄与する。
--	---

	→昨今、産官学連携に求められる機能として、従来の研究開発マネジメント等だけでなく、社員に対する技術営業等のリカレント教育を行うことによる事業化の推進等が新たに加わっている。ダイキン工業株式会社および TOYO TIRE 株式会社との包括連携協定では、リカレント教育も含めた産学連携・研究交流を進展させており、大型の包括連携事業費の獲得に至っている。これらの連携をモデルケースに、校友ネットワークも活用し、新たな包括連携先の探索を継続的に実施している。また、INPIT の「大学等の企業連携促進調査研究事業」(2024 年度)や「iAcad 知財支援事業」(2025 年度)を活用し、本学の特許・研究シーズ分析を行い、外部リサーチ会社の調査も組み合わせ、連携のためのマーケティング(市場調査)を実施し、連携企業候補の探索とマッチングを推進している。 2. 研究活動の活性度評価の導入 (1)研究活動の実態把握及び可視化の仕組づくり 1. (4)に同じ。 (2)社会に対する研究成果及びコンテンツの魅力的かつ明瞭な情報発信 1. (3)、(4)に同じ。 (3)融合研究の創出における評価・支援制度の構築 大学が推進する研究活動に参画する教員の責任と権限を明確化するとともに、それに伴う評価制度を確立し、大学の研究活性化に貢献している場合のインセンティブを設定する。 →2021 年度に教育研究プラットフォーム群事業評価要領を制定するほか、2023 年度から、PDCA サイクルを適切に機能させた研究活動の活性化を強化すべく、研究センターの事業評価制度を見直し、これにかかわる様式を改訂した。 →産官学連携研究においては、2022 年度に「知的貢献費」制度を導入し、研究に要する実費だけでなく、各教員が有する専門的知見そのものに対する対価を得られる仕組を整備した。これにより、従来は産官学連携のインセンティブを得にくかった人文社会系教員にとっても参加しやすい環境が生まれ、幅広い分野の研究者が連携活動に参画できる基盤強化につながっている。 加えて、各種イベントを通じた交流にも注力し、2025 年度の主催イベント「新ビジネスフォーラム」では、人文社会系・文理融合系の研究シーズに焦点を当て、産官学連携の文脈で発信機会の少ない分野の社会実装に向けた発信とマッチング促進を図った。
次年度の組織目標	①ミッション領域の設定と多元的イノベーションの創出 本学が注力する社会課題(ミッション領域)を設定し、課題の当事者や、課題解決のアイデア・種を持つ研究者が集積する仕組を立案する。 ②本学発スタートアップの創出支援 研究成果を活かした社会的・環境的インパクト(革新的な変化)の創出を目指して、社会課題の解決や持続可能な未来社会創造に資する大学発ベンチャー企業を支援するためのインパクトファンドの設立の検討を進める。 ③研究支援業務の効率化・高度化の推進 研究センターのポータルサイトを構築し、研究センターへの連絡、研究センターで必要な手続等がポータルサイトで完結できるよう業務の改善を図る。 ④次世代研究やイノベーション創出を促進するインフラと空間の整備 新たな研究装置・設備にかかわる基本計画を立案するためのボリュームスタディーを行う。 ⑤オープンサイエンスの推進による知の共有と環境整備 オープンアクセスジャーナルへの学術論文掲載のための支援予算を増額する。試行的に実施している同志社大学学術リポジトリへの研究論文掲載業務の体制を確立させる。 ⑥創造的な知の展開に向けた研究基盤の再構築 科学研究費助成事業において、若手研究者支援が強化されている現状を踏まえ、若手研究者に対する応募支援を実施し、積極的な応募を促す。 ⑦大学院学生・次世代研究者の挑戦的研究とキャリア形成支援 次世代研究者挑戦的プログラムの見直しに伴う新事業に応募し、採択を受けて博士学生支援事業を継続させる。

20.【高等研究教育院】

中期的な組織目標

1. 大学院の共通教育において、これまでの本学における大学院教学改革及び社会情勢（大学院進学者数減少、リカレント・リスキリング教育への期待、イノベーション人材の育成強化、博士後期課程学生への経済的支援及びキャリアパス整備等）を踏まえた機能強化を進める。
2. 高等研究教育院で先駆的に取り組んできた大学院教育プログラムの定着と学部教育への展開（接続を意識）することで、学部生の大学院教育への関心を高める。
3. アドバンスト・リベラルアーツ（ALA）科目群等の充実により、本学大学院生と社会人が共修する先端的リカレント教育に取り組み、大学院教育の充実と産学連携の学びを更に多様化する。

組織目標 No.Ⅲ	1. 博士後期課程学生を対象としたキャリアパス整備に繋がる大学院共通科目を充実させる。 2019年の大学院設置基準改正により、博士後期課程のプレFDの実施または情報提供が義務化され、本学ではこれまで他大学の講座に関する情報提供のみ行ってきた。今後は本学においてプレFDを受講できるよう、大学院共通科目として設置することを目指す。 2025年度は大学院博士後期課程で、アカデミア志向の学生を対象に短期間で実施するプレFD講座を設計・試行し、2026年度には科目として開設することを目指す。 2. 「データ科学・AI関係研究科」設置に向けた準備を進める。 大学・高専機能強化支援事業に不採択となったことから、これまでに検討してきたカリキュラム・教員体制、関係協力研究科教員のエフォート等を含め、再度検討を行い、2027年4月開設を目指し、引き続き準備を進める。 3. アドバンスト・リベラルアーツ（ALA）科目群の科目充実と広報活動を強化する。 アドバンスト・リベラルアーツ（ALA）科目群の科目見直しを行うと共に、本学が連携する企業や京都クオリアフォーラム参画企業等への広報活動を強化する。大学院生、社会人共に新たな気づき・視点を獲得の機会となるよう大学院生と社会人が共修環境の中で互いに高め合える環境を構築する。また、ビジネス研究科と連携し、包括関係企業向け MOT コースの拡充に向けた検討を進める。
達成状況 （2021年度～2025年度の総括）	1-1 社会情勢を踏まえた大学院教育における機能強化・先端的リカレント教育 ・2023年度から Comm5.0 を発展的に解消させ、研究科等関係課程「データ科学・AI 関係研究科」の設置を目指し検討を続けている。当初予定していた2027年4月開設を見送り、令和8年度大学・高専機能強化支援事業への申請について審議のうえ、申請可能となれば5月に申請予定であり、本研究科設置は2028年4月を目指している。 ・2022年度に学長室、教育支援機構と共に本学におけるリカレント教育の在り方等について検討し、第11回部長会（2022年7月14日開催）において「同志社大学リカレント教育に関する方針」を策定した。本方針では、本学が今後新たにリカレント教育を展開する場合、正規学生と一般企業等で従事する社会人の共修環境を拡大すること、すなわち正課教育に関連させた組織的産官学連携による社会人の学びを支援する教育プログラムを構築することが望ましいとしており、2025年度までにダイキン工業株式会社、TOYO TIRE 株式会社から科目等履修生として受け入れた社員との共修が実現しており、2026年度からは新たに包括的連携協力協定を締結する島津製作所社員との共修も実現する予定である。 ・2020年度設立当初から参画している京都クオリアフォーラムにおいて、毎年2回開催される京都クオリアフォーラム産学共創リカレント教育プログラム説明・意見交換会の場において、大学院生と社会人の共修環境を実現するため、京都クオリアフォーラム参画企業の社員が履修可能な科目や講座の案内を行っているが参加者数は伸びず低調のままである。 1-2 博士後期課程への経済的支援及びキャリアパス整備 ・2019年に学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部改正により経済的支援を一覧的に明示することが求められたことを機に、本学HP内で「博士・修士課程学生を対象とした経済的負担軽減等に係る制度一覧」を掲載しており、内容は毎年更新している。 ・2021年度に研究開発推進機構が申請・採択された「次世代研究者挑戦的研究プロジェクト（SPRING）」支援学生に対する教育として、アドバンスト・リベラルアーツ（ALA）科目群等を提供し、キャリア形成支援を行っている。2025年度現在、フューチャーデザイン演習を必修として提供し、参加学生は社会人学生との共修の中でトランスファラブルスキルの必要性に気づく機会となっている。 ・2022年度から制度設計を始めたジョブ型研究インターンシップは、2023年度にジョブ型研究インターンシップ推進協議会に参加し、同年に学生・教員への説明会実施を経て、本学大学院生が長期間かつ有給の研究インターンシップに正課科目として参加することが可能となった。しかし、2025年1月現在、企業とのマッチングが成立した事例はない。

	・2024年12月から数回にわたり高等院委員会では、アカデミアを志望する博士後期課程学生を対象としたブレFDについて懇談し、2025年度に試行的に今出川校地で「未来の大学教員養成講座」として短期講座を実施した。2026年度は引き続き短期講座として両校地で実施する予定である。2027年度以降の実施形態(短期講座 or 正課科目、短期講座 and 正課科目)については今年度中に検討し今後の方向性を決定する予定である。 2-1 大学院教育プログラムの定着 ・2021年度に分野・領域横断型教育を実施するため、新たな大学院教育プログラム「アドバンスト・リベラルアーツ(ALA)科目群」を開設し、2023年度からはGRM、Comm5.0、「次の環境」協創コースを柱とする科目群に再編成した。大学院生に加え、包括的連携協力企業や京都クオリアフォーラム参画企業等に所属する社会人が科目等履修生として履修することで、一部の科目においては大学院生と社会人の共修が実現し、広い視座、深い専門性、柔軟な発想等の気づき等、互いにより刺激を受けている。 ・GRMは補助期間(2011~2018年度)、第2フェーズ(2019~2022年度)を経て、現在、第3フェーズ(2023~2028年度)が進行している。2023年度から包括的連携協力企業であるダイキン工業社員とGRM履修者が共に海外オンサイト実習に参加する等、グローバルな視野を実践的に身につけるリカレント教育の要素を加えることができた。GRM履修説明会の開催やホームページリニューアルにより、分かりやすく活動内容を発信し、登録者の増加を目指している。 ・研究科横断副専攻プログラムComm5.0は今後、研究科等連係課程「データ科学・AI連係研究科」として発展的解消の予定である。 ・「次の環境」協創コースは、2021年度から包括的連携協力企業ダイキン工業の若手社員を科目等履修生として受け入れてきたが、2024年度にはビジネス研究科協力の下、経営・イノベーションの観点から事業性を加味した技術テーマが創出できる技術者育成を目的とした技術経営(MOT)コースを設置し、2024年度に試行、2025年度から本格的実施し、中堅技術者を受け入れている。科目等履修生としての科目履修に加え、学術指導契約に基づき、より専門的な指導・助言を受けられる態勢も整えており、このコースには毎年、幹部候補者が一定数受講し、計画的な派遣が予定されている。更に2026年度からはこの技術経営(MOT)コースをStandardコース、Advancedコースに分け、Standardコースにおいては他企業も含めた履修者の拡大を図る。 ・2026年度から島津製作所との包括的連携協力協定により開設されるサイエンスコミュニケーションコースをアドバンスト・リベラルアーツ(ALA)科目群に新設し、大学院生と社会人の共修の場が広がることが期待される。 2-2 学部教育への展開(学部生の大学院教育への関心を高める) ・学部教育への展開は具体的な取組ができていない。学部生が大学院教育に関心を持つ取組については、「新島塾」の学生の大学院進学率が高い傾向にあること、研究科等連係課程「データ科学・AI 連係研究院」の開設に向けた取組が挙げられる。 3-1 アドバンスト・リベラルアーツ(ALA)科目群の充実による、大学院生と社会人が共修する先端的リカレント教育の取組 ・平成24(2012)年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「グローバル・リソースマネジメント(GRM)」は文部科学省から2028年度末までの継続が求められている。持続可能性を高めるため、全研究科が履修可能となるよう検討を進めた。そして、2022年度第18回部長会(2022年11月17日開催)において「高等研究教育院による大学院学生のキャリア開発に資する取組の今後の展開と推進体制」として、GRMを「分野・領域横断型教育」を実践するための新たな枠組みとなる「アドバンスト・リベラルアーツ(ALA)科目群」の1コースとして継続実施することを提案し、承認された。このアドバンスト・リベラルアーツ(ALA)科目群には、Comm5.0からはAI・データサイエンス科目の一部として、統計基礎、プログラミング入門、プログラミング基礎、データベース基礎の提供を受け、本学初の大学院生と社会人の共修プログラムとなる「次の環境」協創コースも参画することとなった。アドバンスト・リベラルアーツ(ALA)科目群は2023年度以降、GRM、Comm5.0プログラム、「次の環境」協創コースからなる教育プログラムに発展し、更に2026年度からはサイエンスコミュニケーションコースが加わるにより、総合知の形成に向け、より充実した教育プログラムとなる。
--	---

	・ミッション研究や「次の環境」特別講座では、意欲的な大学院生とダイキン工業やカーボンリサイクル教育研究プラットフォーム参加企業の社員が共修環境の下、切磋琢磨している。これらの授業の一部では事業化を見据えた専門性が高い先端的なリカレント教育が行われている。 ・履修可能者が限定されているが、技術経営の基礎を修得し、イノベーションの観点から事業性を追求した開発プロジェクトを先導できる経営人材を養成する「技術経営 (MOT) コース」、将来課題解決に向け、デザイン思考に基づく新技術のプロトタイピングを実習するフューチャーデザイン演習、社会課題解決のためのグループワークによるアイデア化とそのアイデアを可視化するミッション研究等、先端的なリカレント教育が大学院生と共修の下に実施されている。科目単位での社会人の履修者数は少ないものの、近年、社会人が履修できる科目数を増やしており、2026年度にはサイエンスコミュニケーションコースを新設することで、共修環境から生まれる活発なリカレント教育が更に展開されることを期待している。 3-2 大学院教育の充実と産学連携の学びの多様化 ・本学では「同志社大学リカレント教育に関する方針」において正課教育に関連させた組織的産官学連携による社会人の学びを支援する教育プログラムを構築することが望ましいとされており、ダイキン工業、TOYO TIRE、島津製作所との包括的連携協力による社員教育や京都クオリアフォーラムへの参加企業所属社員に対して、正課授業をベースに大学院生と社会人の共修環境の整備や産学連携の学びを提供している。 ・ビジネス研究科との連携により、ダイキン工業の幹部候補を対象とした技術経営 (MOT) コースを設置し、更に、学術指導契約を締結し、技術経営観点に基づく、より専門的な指導・助言を受ける態勢も整えている。また、他の包括的連携協力企業社員も参加できるよう、2026年度からは技術経営 (MOT) Standard コースとダイキン社員のみ登録できる技術経営 (MOT) Advanced コースとして再編成するとともに、体系的に履修できるよう科目数を増やし、履修モデルを示して案内する予定である。 ・2023年度から運用を開始したジョブ型研究インターンシップでは、企業とのマッチングが成立した場合、大学院生は正課科目として長期間かつ有給の研究インターンシップに参加可能となるなど、学内外において産学連携による学びの多様化が進んでいるものの、本学におけるニーズは極めて少ない。
次年度の組織目標	・データ科学・AI関係研究院設置に向けた検討の継続 データ科学・AI関係研究院設置に向け、まずは令和8年度大学・高専機能強化支援事業採択を目指す。支援事業採択後は、データ科学・AI関係研究院設置に向けた学内合意を形成し、関係協力研究科による本学位プログラムの検討体制を再構築する。 ・アドバンスト・リベラルアーツ (ALA) 科目群の充実による、大学院生と社会人が共修する先端的なリカレント教育の取組 社会人と学生が共修環境の中でディスカッションやグループワークを行える機会が増えるよう、アドバンスト・リベラルアーツ (ALA) 科目群の科目登録者数増を目指す。そのために、高等研究教育院HPをリニューアルし、SNS を強化するなど大学院生への広報活動を強化すると共に包括連携協定締結先や京都クオリアフォーラム参加企業に対して科目履修に関する具体的な情報を発信し、履修しやすい環境を整える。 ・博士後期課程修了者の多様なキャリア形成支援 アカデミア志望学生への対応として、ブレFD講座の実施およびブレFDの本学における位置づけを明確にし、今後の展開を検討する。 大学院生が社会人との共修環境により形成された人的ネットワークから新たな気づきを得て、学生が自らのキャリア形成について考える機会を創出する。

21.【環境保全・実験実習センター】

中期的な組織目標

大学で行われる様々な実験及び実験実習について、万全なリスクマネジメントを行う。

1. 講習会の実施
2. 薬品・高圧ガス検収、薬品管理システムの運用
3. 作業環境測定及び安全点検の実施
4. 化学物質リスクアセスメントの実施
5. 全学共通施設である医心館及び訪知館の動物実験施設の運用

組織目標 No. II	医心館特殊実験棟RI実験施設は2024年度末で廃止された。2025年度はRI実験室3のみ動物感染実験（実験動物へ病原微生物等を接種する実験）施設として利用する。RIエリア全体は2027年度に一般の実験施設に用途変更する。
達成状況 （2021年度～2025年度の総括）	2025年度の組織目標及び中期的な組織目標を全て達成した。2022年度から2024年度にかけて労働安全衛生法施行令が一部改正され、化学物質の規制項目が見直された。がん原性物質の作業記録の保存、化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任、化学物質取扱者雇い入れ時の教育等である。同志社大学化学物質管理規程、同実施要項を改正し対応した。
次年度の組織目標	当センターの最大の目標は、法令やコンプライアンスを遵守し、学生の安全に十二分に配慮し、事件・事故が発生しないように、大学で行われる様々な実験及び実習について、万全なリスクマネジメントを行うことである。そのために、現在、実施している施策を忠実に実行し、問題が発生すれば迅速に対応し、再発防止策を策定し、関連学部徹底させる。また、関係法令等が改正された場合は、すみやかに学内規程を改正する。

22.【倫理審査室】

中期的な組織目標

(1) 安全で快適な就学・就労環境の実現に向けた取組

- ① ハラスメント防止に向けた啓発活動の強化
- ② ハラスメント防止体制の強化

(2) 研究の健全性向上の取組

- ① 研究費不正防止体制の強化
- ② 研究不正の防止活動強化
- ③ 利益相反マネジメント向上
- ④ 「人を対象とする研究」の倫理審査及び動物実験に係る審査体制の充実

(3) 「個人情報保護の徹底」のための取組

- ① 個人情報保護に係る啓発活動強化と学内各部署における適正管理の促進

組織目標 NoVI	(1) キャンパス・ハラスメント相談者支援強化に資する相談体制の改善 ① 相談員へのアンケート実施及び委託先からの外部相談員制度の運用状況確認等による課題の洗い出し ② 主事会議、関係部署等と課題共有、調整 ③ 相談体制に係る改善に向けた原案を作成 ④ 主事会議、CH防止委員への改善原案に係る意見聴取、それに伴う案の見直し ⑤ 改善案実現に必要な手続（会議承認、必要な予算確保等） (2) 公的研究費の不正防止体制の強化 ① 規程の点検実施による課題の洗い出し ② 規程改正原案を作成し、主事会議、委員会等で意見を聴取 ③ モニタリング活動の実施及び改善未達成事項の課題の洗い出し ④ 改善未達成事項の改善案を作成及び関係部署等と調整 ⑤ 改善未達成事項の改善（次期不正防止計画への改善提案の反映を含む）及び規程改正に必要な会議承認手続 (3) 円滑な「人を対象とする研究」倫理審査及び「動物実験」審査に資する事務改善 ① （人対象）現行の審査に係る課題の洗い出し （動物実験）現行の申請手続に係る課題の洗い出し ② （人対象・動物実験）他大学調査 ③ （人対象）申請書作成例（申請者用）及び審査基準チェックリスト（委員用）の作成 （動物実験）申請の手引き・マニュアル作成 ④ （人対象・動物実験）必要な会議承認手続
達成状況 （2021年度～2025年度の総括）	(1) 「キャンパスライフの質的向上」のうち、「多様な人物が様々な活動を通して共生できるキャンパスの実現」に向け、構成員の一人ひとりが、安全で快適に就学又は就労することができる環境を実現するため、以下の取組を実施した。 ① ハラスメント防止に向けた啓発活動の強化

	ハラスメントに対する社会的関心の高まり、法的整備などの影響もあるものの、パンフレットやホームページによる情報提供、研修会の開催実施等、構成員に対する啓発活動を強化し、ハラスメント防止に関する制度の理解と制度への信頼が高まったことを受けて、本学において、この間ハラスメント相談受付件数は増加傾向にある。 2025年度には、2つの教職員向けハラスメント研修会を企画、開催した（1つは女子大学と共催、別の1つは学校法人同志社と共催）。また、2026年3月には、大学院生を対象にアカデミック・アンケート調査を実施した。この検証結果を2026年度以降の啓発活動の強化に活用する。 ②ハラスメント防止体制の強化 性暴力等の追加を含むキャンパス・ハラスメントの再定義、フリーランスまでを大学構成員等とする適用範囲の見直し、防止体制の強化に向けての、学長の責務及び管理監督の地位にある者の責務についての明確化を盛り込んだ同志社大学キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドラインや同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規の大幅な見直しを実施し2025年4月から施行したほか、相談者のニーズを踏まえた専門性のある外部相談員制度の導入及び防止体制において重要な役割を担う学内相談員や調査委員への支援強化も実施した。 (2)「創造と共同による研究力の向上」にあたり、研究の健全性向上の取組として、以下の取組を実施した。 ①研究費不正防止体制の強化 2007年に文部科学省が「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を策定して以来、本学の課題とされてきた公的研究費の管理に特化した規程整備に取り組み、2023年3月に「同志社大学における公的研究費の不正使用への対応に関する規程（以下「規程」という。）」を制定し、同年4月から施行した。 2025年度には、規程の本則が上記の文部科学省ガイドラインに見合ったものとなるよう、規程の点検を実施し、見直しを要する箇所を特定したが、改正案の審議手続を進めるまでには至らなかったものの、改正案の審議手続を2026年度内に進める。 ②研究不正の防止活動強化 2022年度、二重投稿等、特定不正行為以外の不正行為を制度に位置付けるための整備対応を進め、2023年3月に「同志社大学研究倫理規準」、「同志社大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程」を改正し、同年4月から施行した。 ③利益相反マネジメント向上 2024年度、教職員の研究成果活用企業に係る企業の職に従事する場合の利益相反マネジメントにおけるルールの整備を実施した。教職員が研究成果活用企業の職に従事する場合は、事前に利益相反カウンセラーによる助言を受けた後、兼職・兼業について教授会等の承認を得ることとする「同志社大学教職員の兼職・兼業に関する内規」改正が行われ、2025年2月に「同志社大学利益相反委員会規程」を改正し、同年4月から施行した。 その後も、利益相反マネジメント強化向上の取組を進めている。2026年2月には、委員会と事務局の知見を高めることを目的として、専門家でもある利益相反カウンセラーを講師に意見交換会を実施した。これらの取組により、委員会における、利益相反マネジメントのルール整備及び審査体制の整備についての議論が活性化している。翌3月には、研究成果活用企業に従事する教員数名に対してヒアリングを実施した。 ④「人を対象とする研究」の倫理審査及び動物実験に係る審査体制の充実 2021年6月30日付で「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」が廃止され、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「指針」という。）」が施行されたことに伴い、2021年度に関連規程の改正や審査体制の見直しを実施した。2023年の指針改正では、主に用語の定義、指針の適用範囲の見直し、インフォームド・コンセント等、オプトアウトの手続の見直しがあり、指針改正に対応するため審査内容の見直しを実施した。 また、審査にあたる「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会委員の構成について見直し、幅広い専門的知見を活かしつつ、申請が多い分野の研究者を増加して、審査の迅速化、適正化を図っている。 動物実験においては、2021年度以降「動物の愛護及び管理に関する法律」について、段階的施行があるものの、大きくは国の対応としては既存法令・指針の運用強化が進んでいる状況にあり、なかでも、文部科学省の基本指針に基づく外部検証制度の活用が研究機関に求められている。2021年度に公益社団法人日本実験動物学会外部検証委員会による「動物実験に関する外部検証事業」による自
--	--

	己点検・評価を受検し、適切に行われたことが検証された。なお、外部検証以外にも、文部科学省指針において、動物実験に関する自己点検・評価の結果の公開が義務付けられ、同志社大学動物実験委員会において承認された内容について毎年適切に公開している。 「人を対象とする研究」の倫理審査業務及び動物実験に係る業務には、高い専門性が求められる。現在、特に、前者について、必要とされる人材を有期の特定業務職員として確保している。しかし、数年ごとに、学外への人材の流出が避けられないという現状を踏まえて、改善策を検討する必要がある。 (3)「個人情報保護の徹底」のための取組として、以下の通り設定する。 ①個人情報保護に係る啓発活動強化と学内各部署における適正管理の促進 2022年4月の個人情報の保護に関する法律の改正施行を前に2022年1月、同志社大学個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)での所属への対応方針の確認を受け、所属への対応依頼を行なった。特に、各部署が保有する個人データの適正管理のため、事務室に備え置いている個人データ管理台帳に、6か月以内に消去される短期保有データを追加入力のうえ、管理台帳全体の更新作業と整備について依頼を行なった。 同年2月の学校法人の「同志社個人情報保護規程」一部改正後には、関連内規等の改正を実施し、個人情報の取扱いの管理体制の整備を図った。 2024年度下半期には、個人情報保護の啓発活動強化を図り、委員会と学校法人同志社コンプライアンス推進委員会と共催で、基礎編、応用編の2部構成から成る個人情報保護研修会を企画、開催した。
次年度の組織目標	・「同志社大学における公的研究費の不正使用への対応に関する規程」の本則が、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に見合ったものとなるよう、改正案の審議手続を2026年度内に進める。 ・動物実験委員会委員長の協力を得て、動物実験審査 2026 年度申請に係る改善案を準備したが、委員会事務局を共同で担う部署との間で、時期や影響等をめぐる認識の齟齬が明らかとなり、委員会への提案を断念した。当該部署との連携を強化し、2027年度申請から実現できるよう、取り組む必要がある。

23.【法人部法務室】

中期的な組織目標

法務支援及びコンプライアンス推進を通じた法務リスクの低減

組織目標	①各学校・各部課担当者の法的素養及びリスクヘッジにかかる能力の向上 法務相談や契約書・学内ルール等の文書点検を行うことにより各学校・各部課担当者の法的素養及びリスクヘッジにかかる能力の向上を図る。 ②コンプライアンス推進室との連携による法務リスク低減への取組 コンプライアンス推進室と連携してコンプライアンス研修を実施する。
達成状況 (2021年度～2025年度の総括)	①2021年度から2025年度にかけて、各学校・各部課における法的素養及びリスクヘッジ能力の向上を中期的な目標として、法務相談や契約書・学内ルール等の文書点検対応を中心とした支援体制の強化に継続的に取り組んだ。各年度において、相談案件ごとに十分なヒアリングを行い、業務内容や課題に応じて法分野に適任の弁護士からの助言を得たうえで、相談者へフィードバックする運用を定着させ、実務に即した法的理解の深化と法務リスクの未然防止に寄与した。 ②法務室所管規程については、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の制定対応や、改正個人情報保護法への対応を中心に、法人内各学校の対応状況を確認し、不十分な点については関係部署と調整のうえ、必要な規程整備・運用改善を指示するなど、法令遵守体制の整備を進めた。 ③コンプライアンス推進室と連携し、ハラスメント対策、個人情報保護、私学法改正・ガバナンス改革等をテーマとしたコンプライアンス研修を継続的に実施することで、教職員のコンプライアンス意識向上と法務リスク低減に向けた全学的な取組を推進した。
次年度の組織目標	①各学校・各部課担当者の法的素養及びリスクヘッジにかかる能力の向上 法務相談や契約書・学内ルール等の文書点検を行うことにより各学校・各部課担当者の法的素養及びリスクヘッジにかかる能力の向上を図る。 ②コンプライアンス推進室との連携による法務リスク低減への取組 コンプライアンス推進室と連携して、法人内各学校の部課・構成員のコンプライアンス意識の底上げ及び法務リスク低減のために、研修会の開催を企画する。

24.【法人部コンプライアンス推進室】

中期的な組織目標

2025 年度までのロードマップ(イメージ)

1. 2022 年度:コンプライアンス推進に向けた発注案件に関するルール作り、必要となる研修の企画・実施
2. 2023 年度:発注案件に関する入札等監視委員会の活動(初年度)、必要となる研修の企画・実施
3. 2024 年度:前年度の委員会活動を基に高度化した活動、必要となる研修の企画・実施
4. 2025 年度:上記活動等を通じ、法人全体でコンプライアンス違反が発生しない状態への到達

組織目標	中期的(2025 年度)目標に向け、2025 年度は、以下の2点を遂行する。 ①「発注案件に関する入札等監視委員会」の円滑な運営 発注案件に関する入札等監視委員会の活動3年目となるため、過去の改善点を検証し、想定スケジュールに沿って着実に業務を遂行し、同委員会の円滑な運営を行う。 ②コンプライアンスの推進に寄与する研修の開催 本法人における法令等遵守の意識を高める趣旨で、コンプライアンス推進担当者(課長・事務長)等を対象として、コンプライアンスの推進に寄与する研修を企画のうえ、開催する。
達成状況 (2021 年度 ~2025 年度 の総括)	①「発注案件に関する入札等監視委員会」の円滑な運営 2022年度に同志社コンプライアンス推進委員会の下に入札に関する検討部会を設置し、計4回にわたる検討部会を経て答申が作成された。 この答申に沿って、「発注案件に関する入札等監視委員会規程」が2023年4月1日付で施行され、新たなコンプライアンス推進活動が始まった。 同規程に基づき、「発注案件に関する入札等監視委員会」の円滑な運営を行い、毎年度理事長あてに報告書を提出した。 報告書に記載された改善提案に関しては、担当理事会等で理事長から報告され、法人内各学校に対して必要な指示がなされた。 2023年度から2025年度までの3年間、問題なく円滑に委員会の運営を行った。 ②コンプライアンスの推進に寄与する研修の開催 コンプライアンス推進担当者等に対する啓発、意識向上などを目的に、毎年コンプライアンス研修を企画・開催し、本法人におけるコンプライアンス意識の向上に努めている。2025年度は大学倫理審査室と共同で企画し、「学校法人のハラスメント対策・今日から始める適切な対応」と題する講演をコンプライアンス推進担当者(課長・事務長)等向けにオンデマンド配信した。毎年、実施することでコンプライアンス推進担当者が知識を習得するとともに、コンプライアンス意識を向上させる機会となっている。
次年度の 組織目標	①「発注案件に関する入札等監視委員会」の円滑な運営 発注案件に関する入札等監視委員会の活動4年目となるため、過去3年の改善点を検証し、想定スケジュールに沿った着実な業務遂行が組織目標となる。 ②コンプライアンスの推進に寄与する研修の開催 コンプライアンス研修として必要となる課題を探索し、連携部署と議論を重ね、研修の企画・実施を着実に遂行することが組織目標となる。

25.【法人部監査室】

中期的な組織目標

- ①監事及び監事監査の支援・補佐
- ②内部監査の継続的・安定的な適正実施

組織目標	①監事及び監事監査の支援・補佐 2025年度は法人において改正私立学校法及び改正寄附行為(2025年4月1日施行)に基づく各種対応を具体的に推進する年度である。監事監査計画にある監査項目「改正私立学校法、改正寄附行為に基づく各種業務の執行状況(理事会・評議員会運営状況、内部統制システム整備状況等)」に関連し、引き続き法人事務室との連携により、本法人における具体的な執行・運営状況等を把握するとともに、文部科学省、私学経営研究会、大学監査協会等のセミナー出席・各種資料精読による情報収集、監事監査に係る変更点の整理等により、監事に適切に情報提供し、監事監査を支援・補佐する。 監事監査の一環として実施する理事長、常務理事、学校長等との面談に際し、監事による法人部及び法人内各学校に対する調査表への回答内容の把握による運営課題の整理、並びに各学校の主要会議の資料・記録等の提供を適切に行う。
------	---

	また、常勤監事には日常的に、非常勤監事には監事会議等を通じて法人内各学校の運営状況・課題等を整理のうえ適切に提供することにより、監事による「監査意見書」作成、「監事監査計画」策定等を支援するとともに、寄附行為第30条に規定の監事の職務を適切に遂行できるよう監事監査を総合的に支援・補佐する。 ②内部監査の継続的・安定的な適正実施 今年度も日本内部監査協会、大学監査協会、私学経営研究会等の各種研修への参加による知識の獲得・情報の収集、並びに関西4大学内部監査懇談会への出席による他大学との情報交換等により、監査室職員の内部監査人としてのスキルアップを図るとともに、監査実施要領・詳細な監査手順書の緻密な作成・確認及び緻密に作成した監査スケジュールに基づく運営により、いっそう付加価値の高い実効性のある監査の実施に努める。 昨年度により最適な形に工夫・改善した業務スケジュール、各工程の手順・方法・帳票等をベースとしつつ、業務監査対象部署へのアンケート結果も参考にして、更なる改善を図る。 また、監査対象部署の業務の学内における位置づけを理解のうえ、監査に先立ち実施する課長・事務長への事前インタビューにより、業務概要・体制等の把握をいっそう丁寧に進め、緻密なリスク分析を行ったうえで予備調査（書面監査）及び実地監査を実施し、監査対象部署との意思疎通・相互理解を図りながら内部統制、リスクマネジメントの向上、並びに業務改善に繋がる付加価値の高い実効性のある業務監査となるプロセスを確立・定着させる。 なお、日常的に係長への業務継承を進めているところであるが、2025年度も引き続き緻密な指導・助言等を行うことにより、円滑な内部監査の継続的・安定的な適正実施となるよう努める。
達成状況 （2021年度～2025年度の総括）	①監事及び監事監査の支援・補佐 私立学校法及び寄附行為の改正については、2023年4月26日に「私立学校法の一部を改正する法律案」が国会において可決・成立し、5月8日に公布されるまでの間、一貫してその動向を注視するとともに文部科学省からの各種通達・資料、一般社団法人大学監査協会の監査課題研究会議や監査法人主催のセミナーへの出席、特定非営利活動法人学校経理研究会の『学校法人』、並びに私学経営研究会のホームページ等の各種資料により知識・情報を収集のうえ、私立学校法改正のポイント等を本法人に落とし込んだ具体的な内容で監事に適切に提供（常勤監事との打合せ及び監事会議で説明）することにより監事の理解促進に貢献し、実効性の高い監事監査となるよう支援できた。 また、2025年度は改正後の規定に基づく監事の機能・役割の増加部分（会計監査人の選任等に係る諸手続等）への具体的な説明・補佐を的確に行えた。また理事会・評議員会の運営状況並びに内部統制システム整備の基本方針の運用状況等に係る情報・資料を監事に適切に提供することにより、私立学校法及び寄附行為改正に伴う各種対応に係る業務執行状況の監査の支援を達成できた。このように、私立学校法及び寄附行為改正に伴う各種対応の道筋をつけたことにより、今後も監事が継続的・安定的にその機能・役割を適切に果たしていけることに貢献し、目標を達成できた。 ②内部監査の継続的・安定的な適正実施 毎年度、日本内部監査協会、大学監査協会、情報セキュリティ内部監査人能力認定等の各種研修への参加による知識の獲得・情報の収集、並びに関西4大学内部監査懇談会への出席による他大学との情報交換等により、監査室職員の内部監査人としてのスキルアップを図ることができた。 内部監査の継続的・安定的な適正実施に資するよう、2024年5月以降は、新たに着任した係長に業務の質・量を考慮のうえ適切に業務継承を行うとともに、期中での気づき、次年度に向けた改善点を丁寧にメモしながらマニュアルの整備、各種資料の整理・保存等を継続して進めることができています。 監査実施対象部署の業務概要、課題及びリスクの把握に係る事前準備、予備調査、実地監査、報告書作成、理事会報告、監査実施対象部署へのアンケートの実施という各工程を緻密に遂行するとともに、例年積み上げてきた知識・ノウハウや監査実施対象部署へのアンケート結果等を活かすことにより、監査に係る調査力・資料分析力の向上、付加価値の高い内部監査の実施、監査対象部署との意思疎通・相互理解を図りながらの業務改善というプロセスを定着させ、継続的・安定的に実施していける体制を確立し、目標を達成できた。
次年度の組織目標	①監事及び監事監査の支援・補佐 2026年度は法人において評議員、役員改選の年度であり、2026年8月4日から次期監事が着任することとなる。したがって法人内各学校の運営状況・課題等を整理のうえ適切に提供するとともに、これまでの監事による「監査意見書」等も説明し、寄附行為第30条に規定の監事の職務を適切に次期監事に引き継ぎできるよう支援する。 また、監事監査計画にある監査項目「改正私立学校法、改正寄附行為に基づく各種業務の執行状況」に

	関連し、理事会・評議員会運営状況、「内部統制システム整備の基本方針」に係る運用状況等についての監事監査及び監査報告書作成が円滑に進捗するよう総合的に支援・補佐する。 ②内部監査の継続的・安定的な適正実施 2026年度も引き続き、日本内部監査協会、大学監査協会、情報セキュリティ内部監査人能力認定等の各種研修への参加による知識の獲得・情報の収集、並びに関西4大学内部監査懇談会への出席による他大学との情報交換等により、監査室職員の内部監査人としてのスキルアップを図る。 これまでの取組を通じて監査対象部署の業務の学内における位置づけを理解のうえ、監査に先立ち実施する課長・事務長への事前インタビューにより、業務概要・体制等の把握をいっそう丁寧に進め、緻密なリスク分析を行ったうえで予備調査（書面監査）及び実地監査を実施し、監査対象部署との意思疎通・相互理解を図りながら内部統制、リスクマネジメントの向上、並びに業務改善に繋がる付加価値の高い実効性のある業務監査となるプロセスを定着させることができたと認識しているので、2026年度もこれを継承するとともに、例年積み上げてきた知識・ノウハウを活かすことにより、いっそう監査の質の向上を図る。 また、更なる内部監査の継続的・安定的な適正実施に資するよう、係長に業務の質・量を考慮のうえ適切に業務継承を行っているところであるが、引き続き、期中での気づき、次年度に向けた改善点等を丁寧にメモしながらマニュアルの整備、各種資料の整理・保存等を進めていくこととする。
--	--

以上

IV. 2025年度の内部質保証推進活動

■内部質保証推進に関する中期行動計画について

内部質保証推進会議では、2022年度末に策定した「2023年度から2026年度にかけての内部質保証推進における重点的な取組について ～第4期機関別認証評価も見据えて～」に基づき、内部質保証の実質化に向けた取組を推進している。2025年度は、2026年度を到達年度とする行動計画の達成に向けて、次の取組を重点的に進めた。

1. アセスメント・ポリシーを基軸とした教学マネジメント体制の強化

従来のアセスメント・ポリシーにおいて学習成果の把握が卒業時中心となっていたことや、評価結果を教育改善につなげる仕組が十分に明示されていなかったこと等を踏まえ、全学方針である「教育の三つのポリシーを策定するための基本方針」及び「アセスメント・ポリシーの策定に関する基本方針」を改正した。あわせて、各学部・研究科においてアセスメント・ポリシーの見直しに取り組んだ。見直しにあたっては、学習成果の把握方法について学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)との関連性をより明確にするとともに、把握・測定、評価・改善活動の実施責任者を明確化した。また、ポリシーが形骸化することを防ぐため、評価ツール・指標ごとの実施時期や評価方法を具体的に示すとともに、評価結果を教育課程や教育方法等の改善にどのように活用するかを明示した。これにより、学位プログラム単位で学習成果を把握・評価し、その結果を改善につなげる教学マネジメント体制の実質化を進めた。

2. 学習成果の可視化に向けた基盤整備の推進

学習成果を基軸とした教学マネジメントの実質化に向けて、学習支援・教育開発センター、学長室及び情報化推進部が連携し、学修成果の把握・分析を支援するシステム(DO-MAP)を構築した。これにより、「直接評価と間接評価を組み合わせた評価方法の確立」に必要な基盤が整備でき、学習成果の可視化が進展した。

3. 学生参画の具体化に向けた試行的取組

内部質保証への学生参画に向けた仕組づくりの一環として、学長室、学習支援・教育開発センターの教職員、ラーニング・コモンズで執務するラーニング・アシスタントが協働し、「学生の視点から考えるディプロマ・ポリシー達成のための主体的な学び」をテーマに検討し、学生の意見を内部質保証活動に取り入れるための基盤形成を進めた。

4. 外部評価を活用した質保証機能の強化

外部評価を計画どおり実施し、学外有識者の視点から本学の教育研究活動及び内部質保証の取組について点検・評価を受けた。これにより、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるとともに、外部評価結果を踏まえた改善も行い、教育研究活動及び内部質保証体制の継続的な向上につなげた。

2026年度は、第4期機関別認証評価の受審前年度として、改正したアセスメント・ポリシーに基づく学習成果の把握・評価を本格的に実施するとともに、DO-MAPの活用を通じて教学マネジメントの実質化を進める。また、学生参画及び外部評価の成果を内部質保証活動へ反映し、自己点検・評価を基軸とした継続的な改善サイクルの定着を図る。

また、2025年度に公表した同志社大学 VISION「共に知る、共に変わる ―With a Good Conscience―」の実現に向け、「中期行動計画2030」と自己点検・評価活動を連動させ、教育研究活動の更なる質向上に取り組む。

今後も内部質保証推進会議は自己点検・評価結果を踏まえた改善方策の立案、実施、検証を継続的に行う。また、学長のリーダーシップの下で教育研究の質向上に向けた内部質保証を着実に推進する。

■2025年度 外部評価結果への対応について

学外有識者 4 名で構成する外部評価委員会において、2024年度の自己点検・評価活動を対象とした内部質保証推進に係る外部評価を実施した。外部評価結果では、本学の内部質保証推進体制及び自己点検・評価を基軸とした内部質保証の推進については、概ね大学としてふさわしい水準にあると評価された。2025年度同志社大学外部評価結果報告書における外部評価委員からの助言等も踏まえ、内部質保証推進会議の改善・対応方針を検討のうえ、具体的な改善を進める。その改善策の実質性や妥当性、効果等は、2026年度の外部評価における確認事項となる。

2025年度 同志社大学 外部評価結果報告書：

https://www.doshisha.ac.jp/files/kikak/page/2025_external%20evaluation%20report.pdf

■2025年度内部質保証推進会議における検討過程

回	開催日	主な議題	
第1回	2025年4月25日	議事	2025年度 外部評価の実施要領の件
		懇談	2025年度 自己点検・評価に係る実施方針について学生参画を通じた教育の内部質保証推進について
第2回	2025年6月6日	議事	2025年度 自己点検・評価に関する実施方針の件 2025年度 自己点検・評価実施要項の件
第3回	2025年9月9日	議事	2027年度機関別認証評価受審における「弾力的措置にかかる要件充足確認の申請」の件
第4回	2025年11月19日	議事	学生参画を通じた教育の質保証の件
第5回	2026年1月23日	議事	同志社大学内部質保証推進規程一部改正の件 同志社大学自己点検・評価規程一部改正の件 同志社大学外部評価委員会内規一部改正の件 2025年度 ラーニング・アシスタントによる学生参画 実施要領の件 同志社大学内部質保証推進会議の自己点検・評価結果の件
第6回	2026年3月10日	議事	2025年度 自己点検・評価結果の件 2025年度 外部評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の改善活動の件
		懇談	2023年度から2026年度にかけての内部質保証推進における重点的な取組について 2026年度 自己点検・評価に係る方針について 2026年度以降の自己点検・評価ワークシートの方向性について
第7回	2026年3月17日 ～25日(書面回議)	審議	2025年度 自己点検・評価結果の件 2025年度 外部評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の改善活動の件
第8回	2026年3月31日 (書面回議)	報告	2025年度 自己点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議からの提言事項について 2025年度 学生参画企画実施結果報告について

以上

V.総 評

2026年8月
学長室長 宿久 洋

2025年度の自己点検・評価は、第4期機関別認証評価受審を見据えた総点検となるため、「2025年度自己点検・評価実施要項」及び調査に係るワークシートを整備したうえで、学部・研究科、学部・研究科以外の組織とも、内部質保証推進体制がエビデンスに基づき機能しているかをとりわけ重視して自己点検・評価を実施した。また、学部・研究科以外の組織では、昨年度と同様に、点検・評価項目に加え、「同志社大学ビジョン2025」に基づく中期行動計画に係る2025年度の組織目標を確認するとともに、2021年度から2025年度までの取組とその達成を総括し、改善・向上に向けたPDCAサイクルが機能しているかを中心に自己点検・評価を行った。

その結果、本学の内部質保証推進体制が概ね適切に機能していることが確認できた。一方、自己点検・評価を通して把握した課題については、2026年3月末に内部質保証推進会議の委員長から学長に、それらの改善策が提言され、学長は、2026年6月末に各組織の長に対して「自己点検・評価結果に基づく貴学部・貴研究科への提言等について」発出し、対応を要請した。その改善の進捗は2026年度の自己点検・評価において反映、確認される予定である。

本学が2023年度から2026年度にかけての内部質保証の推進において重点化している取組については、概ね計画どおり進捗している。特に、学習成果の把握・評価の実質化に向け、「教育の三つのポリシーを策定するための基本方針」及び「アセスメント・ポリシーの策定に関する基本方針」を改正し、各学部・研究科においてアセスメント・ポリシーの見直しを進めた。今回の見直しでは、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関係性をより明確化するとともに、評価の実施主体及び実施責任者を明示し、評価結果の活用方法や実施時期等を具体化した。これにより、学位プログラム単位で学習成果を把握・評価し、その結果を教育改善につなげるための教学マネジメント体制の強化を図ることができた。2026年度は、これらのアセスメント・ポリシーに基づき、学習成果の把握・評価と、その結果を踏まえた改善・向上の取組が実質的に機能することを期待したい。

なお、内部質保証への学生の声や外部の視点の活用については、学生との意見交換や外部評価の実施などの取組が進められているものの、学位の質保証に関する点検・評価の客観性を高め、多面的な検証を行う観点から、更なる充実が望まれる。また、一部の研究科においては、大学院における収容定員の充足率について引き続き課題が認められる状況にある。各研究科において改善に向けた取組が進められているものの、継続的な検証と改善が必要であり、研究科等連係課程「データ科学・AI」学位プログラムをはじめとする新たな施策を通じて、大学院教育の活性化と魅力向上が進むことを期待したい。

2025年度は、このような内部質保証の取組と並行して、「同志社大学ビジョン2025」の後継となる同志社大学VISION「共に知る、共に変わる―With a Good Conscience―」及び中期行動計画2030を公表し、新たな大学づくりに向けた取組が始動した。各組織においては、これらの方針や計画との整合を図りながら、教育研究活動及び大学運営の質向上に向けた取組を継続的に進めていくことが求められる。

2026年度は、第4期機関別認証評価受審の前年度にあたる。これまで整備してきた制度や体制が実際に機能し、学習成果の把握・評価から改善へとつながる内部質保証のサイクルが実質的に機能していることを示すことが求められる。今後も学部・研究科及び各組織と連携しながら、内部質保証の実質化を一層推進し、本学の教育研究活動及び大学運営の更なる質向上につなげていきたい。

以上

自己点検・評価実施要項 <2025年度版>

同 志 社 大 学

1. 自己点検・評価の実施にあたって

学校教育法第109条1項において、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められています。

本学では、同志社大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）に基づき自己点検・評価を実施し、また同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）は、本学の内部質保証の推進に責任を負い、学部・研究科その他本学を構成する基本組織において目標設定、実行、自己点検・評価及び改善の循環が適切に機能しているかを検証のうえ、助言や支援を行います。

2. 自己点検・評価の実施体制

本学の内部質保証システムは、学長が内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である内部質保証推進会議を通して、教育の質保証に係る改善及び向上を図っています。本学の自己点検・評価活動は、同志社大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という。）第4条第7号の規定に基づき、内部質保証推進会議が統括します。学部及び研究科は、当該組織名を付した個別の自己点検・評価委員会及び質保証委員会を置き、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質保証委員会にて改善策又は向上策の策定及び実行を検討します。本学を構成する部、所、センター、館、機構及び室は、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行います。

3. 自己点検・評価の実施方法

学部及び研究科その他の組織は、内部質保証推進規程第4条第5号に基づき策定された自己点検・評価実施要項（本要項）に則って自己点検・評価を行います。

本学の自己点検・評価活動は、以下の手順で実施します。

- ① 内部質保証推進会議は、「自己点検・評価実施要項（本要項）」を全学に提示します。
- ② 学部・研究科及びその他の組織は、「自己点検・評価ワークシート」に沿って点検・評価を実施します。
（内部質保証推進会議においても大学全体に係る項目について点検・評価を行います。）
- ③ 学部・研究科の自己点検・評価委員会委員長は、点検・評価結果をそれぞれの質保証委員会委員長（学部・研究科長等）に報告します。
- ④ 学部・研究科の質保証委員会及びその他の組織は、点検・評価の結果に基づき、改善すべき課題の改善策や効果が上がっている事項の更なる向上策を策定し、これらに着手します。
（内部質保証推進会議においても担当する項目の点検・評価結果に基づき、課題の改善策や効果が上がっている事項の更なる向上策を策定し、これらに着手します。）
- ⑤ 学部・研究科の質保証委員会委員長及びその他の組織の所属長は、「自己点検・評価ワークシート」を内部質保証推進会議に提出します。
- ⑥ 内部質保証推進会議は、各組織の点検・評価結果とその対応状況を検証します。
- ⑦ 内部質保証推進会議委員長は、検証結果を踏まえて改善課題や伸長すべき特長、その方策について学長に提言します。
- ⑧ 学長は、内部質保証推進会議からの提言に基づき、課題の改善策や本学の特色等の更なる向上策を講じるとともに各組織に対応を指示します。
- ⑨ 内部質保証推進会議は、学長からの指示及び措置を受けて、改善策及び向上策を立案し、各組織に更なる助言や対応策の提示等、質保証の取組を支援します。
- ⑩ 学長は、大学としての自己点検・評価報告書等により、本学の教育の質保証に係る取組結果を公表します。

(1) 対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

なお、自己点検・評価ワークシートの提出は 2026年1月末としていますので、それ以降の取組予定については、見込みとして記載してください。

(2) 提出方法

別途企画課から提出方法について周知を行います。

(3) 提出期限

2025年7月25日(金) 学部・研究科以外の各組織における組織目標の提出 ※

※以下の3点を自己点検・評価ワークシートの所定の箇所に入力のうえ、企画課に提出してください。

- ・中期的な組織目標(昨年度と同様でも可)
- ・2025年度の組織目標
- ・今年度の組織目標を達成するための行動計画

2026年1月30日(金) 全ての自己点検・評価ワークシートの提出

(4) 評価方法

自己点検・評価は、大学や学部・研究科等が掲げた方針や目標の達成・到達状況、目標と現実との差異やそれが生じた要因等を定期的に確認する行為です。自己点検・評価ワークシートに沿って点検・評価を進め、ワークシートに基づく回答作成をお願いします。

(5) 根拠資料について

根拠資料を提出される場合は、PDF ファイルによる提出をお願いします。

○根拠資料名を自己点検・評価ワークシートに明記する場合、以下の点に留意してください。

ア) 根拠資料が現物資料の場合

資料名を正確に記載ください。

イ) 根拠資料がホームページに掲載している記事の場合

掲載項目名とその URL を正確に記載ください。

○根拠資料が現物資料の場合、以下の資料については5部提出してください。なお、毎年度刊行されている資料は、最新版を提出ください。

- ・学部履修要項や履修の手引き、各組織の紹介パンフレット
- ・財務関係書類で6ヶ年分提出が必要な書類

○根拠資料現物のうち、電子化できないものは10部提出してください。

○ホームページに掲載している記事が根拠資料の場合、学則や大学院履修要項、大学基礎データ集等全学統一で作成している資料については現物の提出は不要です。

(6) 自己点検・評価の客観性、妥当性の確保

点検・評価を実施する際に、点検・評価の客観性、妥当性を確保する観点から、学外者若干名を加えた自己点検・評価の実施が有効です。評価に係る負担は増しますが、自己点検・評価とは別に外部評価を実施されることも客観性と妥当性を確保するための有効な方策となります。

内部質保証推進会議は、自己点検・評価において学外者を加える場合は2名まで、外部評価委員会の設置を伴う外部評価を実施する場合は、外部評価委員 5 名まで、学外・外部評価委員の謝礼(50,000 円+交通費)を支援します。なお、外部評価委員に対する謝礼支援にあたっては、当該外部評価について内部質保証推進会議における承認が条件となります。外部評価を検討してみたいという段階でもけっこうですので、まずは企画課にご相談ください。

○外部評価を実施予定の場合は、2025年7月31日までに企画課に申し出てください。

4. 自己点検・評価活動のスケジュール

【参考：機関別認証評価受審までのスケジュール概略】

	学部・研究科	学部・研究科以外の組織	内部質保証推進会議 (全学)
2025 年度 受審の 前々年度	■ 自己点検・評価委員会 2025年度自己点検・評価の 実施(総点検) ■ 質保証委員会 2025年度自己点検・評価結果の検証と改善	2025年度自己点検・評価の 実施 (総点検、中期行動計画(第3版)の総括)	・2024年度の自己点検・評価結果を踏まえた対応策の立案、改善支援等 ・全学的な改善対応事項に対する依頼、支援、進捗状況の確認等
2026 年度 受審の 前年度	■ 自己点検・評価委員会 2026年度自己点検・評価の実施(総点検の結果及び提言を踏まえた点検) ■ 質保証委員会 2026年度自己点検・評価結果の検証と改善 【春学期】2025年度から継続している改善活動、提言に応じた改善活動等 【9 月末】活動期限(ここまでの活動について申請)、各組織の自己点検・評価結果(ワークシート)の提出期限、各種エビデンス資料の提出	2026年度自己点検・評価の実施 (総点検の結果及び提言を踏まえた点検、次期同志社大学ビジョンの中期行動計画(予定)を踏まえた 2026 年度の点検)	・【春学期】2025年度の自己点検・評価結果を踏まえた提言及び改善 ・【10月～】各組織の自己点検・評価結果の精査、「同志社大学自己点検・評価報告書」編集 ・公益財団法人大学基準協会(以下「(公財)大学基準協会」という。)に大学評価を申請する準備
2027年 3月	【2027年4月1日締切】「同志社大学点検・評価報告書」「大学基礎データ」「提出資料一覧」等をエビデンス資料と共に(公財)大学基準協会に提出		
2027 年度 (審査年)	■ 自己点検・評価委員会 2027年度自己点検・評価の実施 ■ 質保証委員会 2027年度自己点検・評価結果の検証と改善 【8月末以降】 「大学評価(認証評価)結果(分科会案)」に対する見解及び実地調査における質問事項への対応 【9～10月】 (公財)大学基準協会による実地調査の対応	2027年度自己点検・評価の実施 (次期同志社大学ビジョンの中期行動計画(予定)を踏まえた 2027年度の点検)	・【5～7月】手数料納入、実地調査日程調整、学生からの意見収集・実地調査インタビューのためのステークホルダー選出等 ・【8月末以降】(公財)大学基準協会から大学評価(認証評価)結果(分科会案)等の提示への対応 ・「大学評価(認証評価)結果(分科会案)」に対する見解及び実地調査における質問事項の作成・提出への対応 ・実地調査準備 ・【9～10月】実地調査

【2025年度】

2025年	6 月 27 日	自己点検・評価実施要項の開示
	7 月 25 日	学部・研究科以外の組織における組織目標の提出期限
	12 月 1 日～	自己点検・評価を実施[各組織]
2026年	1 月 30 日	自己点検・評価結果(ワークシート)提出期限[各組織→内部質保証推進会議]
	2 月～	各組織の自己点検・評価結果の検証[内部質保証推進会議]
	3 月下旬	自己点検・評価結果の報告並びに各組織の改善課題及び特長の伸長方策の提言[内部質保証推進会議→学長]
	7 月下旬	2025年度の自己点検・評価年報の公表

5. 2025年度の自己点検・評価活動の方針

点検・評価項目は、自己点検・評価規程第3条第1項に定めた13の基準に関して自己点検・評価を行うための枠組みであり、(公財)大学基準協会が定める点検・評価項目を基本とし、本学が設定したものです。点検及び評価項目等は、内部質保証推進規程第4条第4号の規定に基づき、内部質保証推進会議が設定します。2025年度の自己点検・評価活動の方針は、2027年度受審の機関別認証評価を見据えて、(公財)大学基準協会の「評価項目・評価の視点」に基づき自己点検・評価規程第3条に即した評価項目について、点検・評価を実施します。(公財)大学基準協会が定める認証評価基準及び本学が定める評価項目・評価の視点を踏まえ、内部質保証サイクルが円滑に機能しているか、自己点検・評価ワークシートに沿って点検・評価を実施してください。点検項目及び自己点検・評価を担当する組織は6の通りとします。

また、学部・研究科以外の組織は、「同志社大学ビジョン 2025ー躍動する同志社大学ー」中期行動計画(第3版)及び教育の質保証等にかかわる大学の諸活動に係る各種方針等を踏まえた組織目標、行動計画に基づいた取組の点検・評価を実施(2021~2025年度の5年間の総括)してください。

6. 点検・評価項目、評価の視点及び各項目に係る自己点検・評価を担当する組織

評価の視点は、汎用的・大綱的に表記されている「点検・評価項目」について、本学の状況や特性を踏まえて評価のポイントを具体化したものです。各項目について、自己点検・評価を担当する組織を割り当てています。参考までに(公財)大学基準協会が定める「評価項目」「評価の視点」(青文字)も記載しています。

基準1 大学の理念・目的

評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○大学の教育目標が、同志社建学の精神及び大学の教育理念に基づいていることを確認する ○人材養成目的(大学、大学院及び専門職大学院)が、同志社建学の精神、大学の教育理念及び教育目標と整合していることを確認する ○大学の教育理念及び教育目標を、ホームページで学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に対して公表していることを確認し、わかりやすく発信できているかを確認する ○大学の人材養成目的を、学則に規定できていることを確認する ○学部・学科ごと及び研究科・専攻ごとの人材養成目的を、学則、大学院学則、専門職大学院学則に規定し、大学案内や大学院・専門職大学院案内で受験生を含む社会に公表できていることを確認する
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA)	○学部・学科、研究科・専攻で定めている人材養成目的が、大学の人材養成目的と整合していることを確認する ○学部・学科ごと及び研究科・専攻ごとの人材養成目的を、各ホームページや履修要項等の刊行物で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できているかを確認する
キリスト教 文化センター	○同志社建学の精神及び大学の教育理念に基づいたキリスト教主義教育やキリスト文化活動に関する事項を、ホームページ等で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に対して公表していることを確認する
同志社社史資料 センター 歴史資料館	○同志社が創立以来精神や理念を継承するため、同志社に関連する歴史的資料(創立者や校地、同志社が所在する地域も含む)を、ホームページ等で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に公表できていることを確認する

評価項目② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

担当組織	評価の視点
学長室	○将来を見据えた大学のビジョン、ビジョンを具現化するための中期行動計画、中期行動計画を踏まえた各年度の重点的に取り組む課題を策定し、組織的に共有していることを確認する ○中期行動計画、その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証していることを確認する

【基準Ⅰの項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
大学の教育理念、教育目標の公表 人材養成目的の公表	☐学則（学部、大学院、専門職大学院、法科大学院） ☐大学案内 ☐大学院案内・専門職大学院案内 ☐各学部の履修要項 ☐大学院履修要項 ☐WEB サイト（大学、学部、研究科、センター、館）該当ページの URL
中期行動計画の設定と実行	☐同志社大学ビジョン2025 ～躍動する同志社大学～ ☐「同志社大学ビジョン 2025」中期行動計画（第3版） ☐年度毎に定める重点的に取り組む課題と達成状況について ☐プログレスレポート2016-2019 及び 2020-2023 ☐自己点検・評価年報
その他	☐寄附行為 ☐寄附行為施行細則 ☐学部、研究科の紹介パンフレット

基準2 内部質保証

評価項目① 内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
 - ※ 具体的な例
 - ・ 3つの方針の策定の調整・支援。
 - ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
 - ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
 - ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援。
 - ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的を実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○内部質保証推進規程が、下記要件を明示できていることを確認する ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う内部質保証推進会議の権限と役割 ・内部質保証推進会議と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセス等） ○内部質保証推進会議が、各組織における質保証に係る取組の支援、自己点検・評価活動の統括、自己点検・評価結果の分析と分析結果に基づく改善・向上のための要点の各組織への示唆、全学的に解決すべき課題への対応等に取り組んでいるかを確認する ○教育の 3 ポリシー及びアセスメント・ポリシーを策定するための大学としての基本方針を策定、見直しをしていることを確認する。 ○大学全体規模で自己点検・評価を定期的の実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいることを確認する ○学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか確認する ○行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項への対応結果及び経過を確認する
教育支援機構 (学習支援・教育開発センター)	○教育の企画・設計とその実施及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているかを確認する (例) ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアセスメント・ポリシーの策定の調整・支援 ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援 ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援 ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
入学センター	○アドミッション・ポリシーの策定の調整・支援を行っているかを確認する
学部・研究科	○学部・研究科の自己点検・評価委員会は自己点検・評価を実施して質保証委員会に報告し、質保証委員会は自己点検・評価結果を活用した改善・向上に取り組んでいるかを確認する

	○自己点検・評価結果を活用して単年度のみならず、中長期的な改善・向上に取り組むために、質保証委員会で中長期的な改善策について把握、継承できているかを確認する ○自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているかを確認する
その他の組織	○自己点検・評価の結果を活用して改善・向上に取り組んでいるかを確認する ○自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているかを確認する

評価項目② 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○大学ホームページにおける教育研究活動等の情報、自己点検・評価結果、財務に関する公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるか確認する ○大学ポータルにおける本学情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるか確認する
教育支援機構 (学習支援・教育開発センター) (教務部)	○教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表できているか確認する ○学校教育法施行規則第172条2項に従い、大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合等について、正確かつ直近の情報であるかを確認する
学部・研究科	○各学部・研究科のホームページで発信している教育活動等の情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるかを確認する ○研究者データベースの登録状況を確認し、十分に教員情報を公表できているか確認する
入学センター	○学校教育法施行規則第172条2項に従い、入試の情報サイトで発信している入試等の情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるかを確認する □学力審査等の内容や試験問題に関する情報、合否判定の方法及び基準 □障がい等のある受験生の受験に際しての要望について、合理的配慮の相談窓口、事前相談の申請方法や受験上の配慮の一般的な事例等の情報
学生支援機構 (キャリアセンター)	○学校教育法施行規則第172条2項に従い、就職の情報サイトで発信している就職、進学等の情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるかを検証する □卒業後又は修了後に進学した者及び就職した者の数等を公表する
広報部	○学校教育法施行規則第172条2項に従い、大学ホームページにおける教育研究活動等の情報、自己点検・評価結果、財務に関する公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるか確認する ○同志社大学の情報の公表サイトで、法令に基づいた情報を一元的に社会に分かりやすく公表しているかを確認する

評価項目③ 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向け取組を行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組としてより有効に機能できるように改善・向上に取り組んでいるか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価しているか確認する ○内部質保証に係る外部評価を実施しているか確認する ○点検・評価の結果に基づき、教育の質を保証する仕組としてより有効に機能できるように改善・向上に取り組んでいるか確認する

【基準2の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
内部質保証に関する方針と手続の明示 内部質保証の推進に責任を負う体制の整備	☐ 規程類 (内部質保証推進規程、自己点検・評価規程) ☐ WEB サイト (大学評価) 該当ページの URL
教育の3つの方針に係る基本方針の策定 内部質保証推進の実態 内部質保証システムの有効性・適切性の検証 教育の質保証等にかかわる大学の諸活動に係る各種方針	☐ 教育の3ポリシーを策定するための基本方針 ☐ 内部質保証推進会議議事録[抄] (対応項目や取組内容、検証結果等) ☐ 自己点検・評価関係様式 (年報、実施要項) ☐ 各組織の自己点検・評価結果 (ワークシート) ☐ 自己点検・評価年報 ☐ 教育の質保証等にかかわる大学の諸活動に係る各種方針 ☐ 外部評価結果報告書
行政機関等からの指摘事項への対応	☐ 指摘事項への対応に係る資料 (対応方針又は対応策、改善報告書等)
適切な情報の公表	☐ WEB サイト (同志社大学情報の公表、大学評価、経営情報、法人の財政) URL ☐ 大学ポータルにおける本学ページ TOP の URL ☐ 研究者データベース URL

基準3 教育研究組織

評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成しているか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○同志社建学の精神や大学の教育理念、歴史、特色等、また、学問の動向や社会的要請への配慮等を踏まえて、本学がどのような教育研究組織及びその他の組織を構成しているかを確認する

評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○教育研究組織その他組織が、同志社建学の精神や大学の教育理念、歴史、特色等、また、学問の動向や社会的要請への配慮、大学の財政状況等に照らして適切な構成であるかを確認する ○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【基準3の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
附置研究所、研究センターその他の組織の設置趣旨及び活動内容	☐ (公財) 大学基準協会「大学基礎データ」(表1) 組織・設備等 ☐ 学則(設置する教育組織) ☐ 規程類(設置する研究組織) ☐ 本学『大学基礎データ集』(先端的教育研究拠点、研究センター(群)及び寄付研究プロジェクト(群)) ☐ WEB サイト(附置研究所、研究開発推進機構)該当ページの URL ☐ 各教育研究組織の設置趣旨や活動内容がわかる資料(年報、パンフレット等)
教育研究組織に関わる事項の改善・向上への取組、効果的な取組の検証	☐ 自己点検・評価結果(ワークシート) ☐ 自己点検・評価年報 ☐ 内部質保証推進会議議事録[抄] ☐ その他当該事項に係る会議議事録[抄]

基準4. 教育課程・学習成果

評価項目① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

担当組織	評価の視点
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA)	○学位授与方針が、授与する学位ごとにふさわしい学習成果(知識、技能、態度等)を明示していることを確認する ○教育課程の編成・実施方針が、授与する学位ごとに下記事項を明示しており、学位授与方針に明示した学習成果の獲得が期待できる内容となっているかを確認する ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態 ○アセスメント・ポリシーに基づき把握・評価した学習成果は授与する学位にふさわしいか確認する ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対して公表できていることを確認する
教育支援機構 (全学共通教養教育センター) (免許資格課程センター) 国際連携推進機構 (国際教養教育院) 高等研究教育院	○「同志社大学教育目標」の内容を身に付けるべき資質・能力として教育課程の編成・実施方針を策定できているかを確認する ○教育課程の編成・実施方針が、下記事項を明示しているかを確認する ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態 ○教育課程の編成・実施方針を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対して公表できていることを確認し、わかりやすく発信できているかを確認する

評価項目② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

担当組織	評価の視点
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA) 高等研究教育院	○学位授与方針に掲げた学習成果の獲得において(高等研究教育院は「同志社大学教育目標」の内容を身に付けるべき資質・能力とした学習成果の獲得において)適切で有効な教育課程であるかを下記の着眼点に沿って確認する ・教育課程の編成・実施方針と整合する教育課程であるかの確認 (科目の位置づけ(必修、選択等)、授業形態(講義、演習、実験等)、1学期の授業期間及び科目の単位数の設定状況を踏まえた確認) ・学習成果のうちの学位授与方針に掲げた資質・能力の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確で、専門分野の学問の体系を考慮した教育課程であるかの確認 (カリキュラムマップによる確認) ・学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているかが明確で、学習の順次性に配慮した教育課程であるかの確認

	(ナンバリング、カリキュラムツリーによる確認) ・単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程であるかの確認 (必要な科目を適切な範囲及び数で設置、開講しているかの確認) ・各学位課程にふさわしい教育内容を設定している教育課程であるかの確認 <学士課程> ・教養教育の教育課程上の位置づけと配置の確認 ・大学への学びに順応するための初年次教育や高大接続への配慮の確認 ・学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる教育課程であるかの確認 (キャリア形成に資する教育の実施の確認) <博士課程・修士課程> ・コースワークとリサーチワークの組み合わせへの配慮の確認 <専門職学位課程> ・理論教育と実践教育のバランスの確認
教育支援機構 (全学共通教養教育センター) (免許資格課程センター) 国際連携推進機構 (国際教養教育院)	○学習成果の獲得において適切で有効な教育課程であるかを下記の着眼点に沿って確認する ・教育課程の編成・実施方針と整合する教育課程であるかの確認 (科目の位置づけ(必修、選択等)、授業形態(講義、演習、実験等)、1学期の授業期間及び科目の単位数の設定状況を踏まえた確認) ・学習成果のうちのどの要素の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確で、専門分野の学問の体系を考慮した教育課程であるかの確認 (カリキュラムマップによる確認) ・学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているかが明確で、学習の順次性に配慮した教育課程であるかの確認 (ナンバリング、カリキュラムツリーによる確認) ・単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程であるかの確認 (必要な科目を適切な範囲及び数で設置、開講しているかの確認) ・全学共通教養教育科目については、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる教育を提供しているかの確認 (キャリア形成に資する教育の実施の確認) ・全学共通教養教育科目については、学生がデータ分析に関する知識技能を獲得することができる教育を提供しているかの確認 (データサイエンス・AI教育プログラムの実施の確認)

評価項目③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。

- ・ 単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。)
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

担当組織	評価の視点
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA) 高等研究教育院	○学位授与方針で掲げた学習成果を獲得できるよう適切で有効な教育を実施するとともに、授業内外の学生の学習活性化を図っているかを下記の着眼点に沿って確認する ・単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限を設定しているかの確認(学士課程では「学部一般内規」に基づき、春学期及び秋学期合計50単位に満たない範囲内とし、免許資格課程の履修等による例外を認める場合は、その基準を明文化) ・各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じているかの確認(反転授業を始めとする能動的に学習する授業の導入、ICT等授業効果を高める手法の活用、授業時間外学習の徹底による学習時間の確保等) ・個々の授業科目が、教育課程の編成・実施方針と整合し、かつ単位制度の趣旨に基づき授業時間外学習を必要とする内容であることを担保するため、「2025年度シラバス作成要領」に基づき組織的にシラバスの内容を確認し、必要な場合に記載内容の修正に取り組んでいるかの確認 (授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等のシラバスへの明記) ・各学位課程の特質に応じた教育を実施しているかの確認 <学士課程> ・オフィスアワー等の履修指導体制の学部としての組織的整備とその運用状況の確認 ・学生による授業評価の実施と活用状況の確認 ・学生の学習時間の実態及び学習行動を把握する取組の実施状況の確認 ・学生調査を活用して学生の声を改善に生かしているかの確認 ・GPAを教学上の基準設定や選考基準に活用することによる学習の活性化の状況の確認 <博士課程・修士課程> ・学位課程ごとに、研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)を、ホームページや履修の手引き等の刊行物によりあらかじめ学生に明示していること及びそれに基づいた研究指導の実施状況の確認 ・若手研究者や高度職業人を養成するための取組の確認 <専門職学位課程> ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施状況の確認 ・高度職業人を養成するための取組の確認 ・「同志社大学「新たな学び」のための授業実施方針(改定版)」「授業実施のためのガイドライン(改訂版)」に基づき、学部・研究科の面接授業及び遠隔授業の質保証が適切になされているか、下記の着眼点に沿って確認する -学部・研究科において、面接授業及び遠隔授業に関してシラバス記載の授業計画に基づいて実施されているかを組織的に把握できているかの確認 -学生の主体的な授業時間外学習の促進ができてきているかの確認 -遠隔授業においては、同時性または即応性を持つ双方向性(対話性)が担保されているかの確認 ・シラバスに明記した内容に基づき、適切に授業を実施できているかの確認 (科目担当者による個々の自己評価(振り返り、アンケート)等による検証) ・新学年暦(13週面接授業+2週オンデマンド授業)の導入の効果についての確認
教育支援機構 (教務部)	○学習成果を獲得できるよう適切で有効な教育を実施するとともに、授業内外の学生の学習活性化を図っているかを下記の着眼点に沿って確認する

(全学共通教養教育センター) (免許資格課程センター) 国際連携推進機構 (国際教養教育院)	・各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じているかの確認(反転授業を始めとする能動的に学習する授業の導入、ICT 等授業効果を高める手法の活用、授業時間外学習の徹底による学習時間の確保 等) ・個々の授業科目が、教育課程の編成・実施方針と整合し、かつ単位制度の趣旨に基づき授業時間外学習を必要とする内容であることを担保するため、「2025年度シラバス作成要領」に基づき組織的にシラバスの内容を確認し、必要な場合に記載内容の修正に取り組んでいるかの確認(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等のシラバスへの明記) ・学生による授業評価の実施と活用状況の確認 ・「同志社大学「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」「授業実施のためのガイドライン(改正版)」に基づき、学部・研究科の面接授業及び遠隔授業の質保証が適切になされているかの確認 ・新学年暦(13 週面接授業+ 2 週オンデマンド授業)の導入の効果についての確認
教育支援機構 (学習支援・教育開発センター)	○学生による授業評価が、効果的な内容及び方法で実施できているか、教育課程や授業の改善に寄与できているかを検証し、必要に応じて授業評価の内容や方法の改善を図っているかを確認する ○学生の学習時間の実態及び学習行動を把握する取組が、効果的な内容及び方法で実施できているか、教育課程や授業の改善に寄与できているかを検証し、必要に応じて取組の改善を図っているかを確認する ○学生の自主的な学習を促進するための制度や取組が、効果的な内容及び方法で実施できているか、学生の自主的な学習促進に寄与できているかを検証し、必要に応じて制度や取組の改善を図っているかを確認する ○学生調査や授業評価アンケート等を用いて、新学年暦(13 週面接授業+ 2 週オンデマンド授業)の効果検証を実施し、組織的に課題の把握や改善への施策を検討ができていないかを確認する
教育支援機構 (教務部)	○教育活動を支援するためのティーチング・アシスタントやスチューデント・アシスタントの状況を確認し、制度の目的を果たすとともに効果的な運用ができていないかを確認する

評価項目④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

担当組織	評価の視点
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA) 高等研究教育院	○厳正かつ適正な成績評価及び単位認定が行われているかを下記の着眼点に沿って確認する ・成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行えているかの確認(科目担当者による授業講評や教員個々の自己評価(振り返り、アンケート)等による検証) ・「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外(レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等)の評価により多面的に行えているかの確認 ・「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としていることの確認 ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)、卒業・修了の要件を、ホームページ、履修要項や履修の手引き等の刊行物であらかじめ学生に明示できているかの確認 ・単位の認定(入学前の既修得単位、大学以外の教育施設における学修、TOEFLやTOEICに係る学修の認定等)を大学設置基準第二十八条、第二十九条、第三十条等に定められた基準に則った学内基準に従って認定しているかの確認 ○学位授与における実施手続及び体制が明確であるかを下記の着眼点に沿って確認する

	・学位論文審査基準(学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準)、学位論文審査がない場合は特定の課題に関する研究成果の審査基準を、ホームページ、履修要項や履修の手引き等の刊行物であらかじめ学生に明示できているかの確認 ・博士課程、修士課程及び専門職学位課程における学位審査及び修了認定の体制を示し、厳格で客観性の高い学位審査を行い、責任のある体制の下で修了認定しているかの確認 ・博士課程、修士課程及び専門職学位課程における学位授与状況の確認
教育支援機構 (全学共通教養教育センター) (免許資格課程センター) 国際連携推進機構 (国際教養教育院)	○厳正かつ適正な成績評価及び単位認定が行われていることを確認するため、成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行えているかを確認する (科目担当者による授業講評や教員個々の自己評価(振り返り、アンケート)等による検証) ○「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外(レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等)の評価により多面的に行えているかを確認する ○「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としていることを確認する

評価項目⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

担当組織	評価の視点
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA)	○学位授与方針に明示した学習成果を獲得できる教育課程であることを確認するために、学生の学習成果を、各学位課程が求める成果の内容や専門分野の性質に応じた方法※で組織的に把握・評価しているかを確認する ※単位及び学位の修得状況と成績の分析、評価基準・審査体制等を定めた学位論文等の実施、アセスメント・テストの実施、ルーブリックを活用した測定、ポートフォリオを活用した学習評価、学位論文等の成果物に対する評価結果の分析、教育課程を編成する授業科目の授業講評の総合分析、学習成果の測定を目的とする学生調査の実施、卒業生や就職先への意見聴取 等 ○アセスメント・ポリシーに、学習成果を把握・評価する指標、方法等について定めているかを確認する ○学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものかを確認する ○アセスメント・ポリシーに則り、学習成果を把握・評価し、学部・研究科の自己点検・評価結果に反映して学部・研究科の質保証委員会等で組織的に把握し、教育の改善に活かしているかを確認する ○「学びの実態調査」等の学生アンケート調査、休学率・退学率、就職率(就職希望者に対する就職者の割合)・進学率等を用いて、多角的に状況を把握・評価し、組織が設定した目的に活用しているかを確認する

評価項目⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか確認する

	○外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているかを確認する ○自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるかを確認する
教育支援機構 (学習支援・教育開発センター)	○個々の授業科目が、教育課程の編成・実施方針と整合し、かつ単位制度の趣旨に基づき授業時間外学習を必要とする内容であることを担保するため、効果的な授業内容及び方法、シラバスの記入例等を全学で共有し、各教育課程における組織的なシラバス内容の確認及び改善に向けた取組の推進に寄与できているかを確認する ○学部・研究科が、学位授与方針で明示した学習成果が獲得できる教育課程を編成していることを確認できるよう、各学位課程が求める成果の内容や専門分野の性質に応じた測定指標等を提示し、各組織における評価指標の開発に向けた取組を推進できているかを確認する ○外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っていることを確認する ○学生の学習時間の実態及び学習行動の把握結果を各教育課程に積極的に発信し、各教育課程における組織的な把握結果の共有、分析及び教育内容や方法の改善を推進するために適切な情報を提供できているかを確認する ○教材開発等の教育活動を支援する取組の状況を確認し、制度の目的を果たすとともに効果的な運用ができているかを確認する
学部・研究科	○教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価項目について、自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行い、その結果を基に内部質保証委員会が改善策や向上策を策定し、実行するための方法やプロセスが整備されているかを確認する ○教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価について、アセスメント・ポリシーに基づいた課程修了時に求められる学習成果の把握・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいていることを確認する ○外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っていることを確認する ○自己点検・評価結果の他、学位授与の状況及び学習成果、学生の学習時間の実態及び学習行動の把握結果や学生による授業評価の集計結果を活用し、ファカルティ・ディベロップメント等を通して組織で共有及び分析し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるかを確認する
教育支援機構 (全学共通教養教育センター) (免許資格課程センター) 国際連携推進機構 (ILA) (国際教養教育院) 高等研究教育院	○教育課程及びその内容について、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を基に改善策や向上策を策定し、実行するための方法やプロセスが整備されているかを確認する ○自己点検・評価について、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいていることを確認する ○外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っていることを確認する ○自己点検・評価結果の他、学習成果、学生による授業評価、学生調査の集計結果を活用し、ファカルティ・ディベロップメント等を通して組織で共有及び分析し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【基準4の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
学位授与方針の公表	☐ WEB サイト(学部・研究科等)該当ページ URL
教育課程の編成・実施方針の公表	☐ 各学部の履修要項、大学院履修要項、履修の手引き等
各学位課程にふさわしい教育内容の提供	☐ 学則(学部、大学院、専門職大学院、法科大学院)

社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うためのキャリア形成支援教育の実施	☐ 履修要項、履修の手引き ☐ シラバスシステム
学位授与方針で掲げた学習成果の獲得において適切で有効な教育課程の編成	☐ カリキュラムマップ、ナンバリング ☐ カリキュラムツリー、履修系統図、履修モデル
登録単位数の上限設定	☐ 履修要項
教育方法の工夫・改善	☐ 学生の能動的参加を促す授業方法や学習支援ツール ☐ シラバスシステム ☐ ファカルティ・ディベロップメントの実施記録
シラバスと授業内容の整合	☐ シラバス作成要領 ☐ シラバスの組織的な確認を示す書類(例:主任によるチェック表等) ☐ 授業評価アンケート結果
履修指導、学習指導の実施状況	☐ オフィスアワーの体制がわかる資料 ☐ 履修指導や学習指導におけるガイダンス資料
研究指導計画の明示	☐ 履修の手引き等、研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)をあらかじめ学生が理解するための資料
学生による授業評価の実施	☐ 学生による授業評価の調査票、集計結果
学生の学習時間の実態及び学習行動の把握	☐ 学生調査の調査票、集計結果
成績評価方法、基準の明示	☐ 学則(学部)、大学院一般内規 ☐ 履修要項、大学院履修要項、履修の手引き ☐ シラバスシステム
シラバスと成績評価結果の整合	☐ 授業評価アンケート結果 ☐ クレームコミッティ制度の概要
単位認定の基準 卒業要件、修了要件の明示	☐ 学則(学部、大学院、専門職大学院、法科大学院) ☐ 履修要項、大学院履修要項、履修の手引き ☐ WEB サイト(学部・研究科)該当ページ URL
学位論文審査基準の明示 学位審査体制の整備 学位授与手続の明示	☐ 学位規程 ☐ 大学院履修要項、履修の手引き等、学位論文審査基準や学位論文審査の手続をあらかじめ学生が理解するための資料 ☐ 学位論文審査基準、学位論文審査の手続要項の現物 ☐ 学位論文審査の手続に関わる研究科の規程類 ☐ WEB サイト(研究科)該当ページ URL
博士課程、修士課程及び専門職学位課程における学位授与数の状況	☐ 本学『大学基礎データ集』(大学院における学位授与状況)
学習成果の把握	☐ アセスメント・ポリシー ☐ 学習成果の把握方法や結果がわかる資料(アセスメント・テストの概要、学生調査の調査票及び結果、卒業生や就職先への調査票及び結果、ルーブリック、ポートフォリオ等)
教育活動支援の取組	☐ ティーチング・アシスタントに関する内規 ☐ スチューデント・アシスタントに関する申合せ ☐ 外国人留学生スチューデント・アシスタントに関する申合せ ☐ 全学共通教養教育科目におけるスチューデント・アシスタントに関する申合せ ☐ 教育方法・教材開発費制度に関する申合せ ☐ 『教育方法・教材開発費制度に関する申合せ』開発費使用範囲について ☐ 教育開発調査活動費制度に関する申合せ
教育課程及びその内容、方法の点検・評価の状況	☐ ファカルティ・ディベロップメントの実施記録

	☐ 自己点検・評価ワークシート ☐ 自己点検・評価年報
--	--

基準5. 学生の受け入れ

評価項目① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

＜評価の視点＞

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

担当組織	評価の視点
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA)	○学生の受け入れ方針が、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえて学位課程ごとに設定できていることを確認する ○学生の受け入れ方針が、下記事項を明示していることを確認する ・学部・研究科が求める入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等を判定する方法 ○学生の受け入れ方針が、ホームページ等で受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できていることを確認する ○学部・研究科等が実施している入学者選抜方法、学生募集の取組を確認する ○学部・研究科等が実施している入学者選抜において、厳正な出題体制及び入学試験実施体制、合否判定の方法及び基準を構築していることを示し、入学者選抜の透明性を確保していることを確認する ○学部・研究科等が実施している入学者選抜において、特別な配慮を必要とする志願者に合理的な配慮を行っていることを示し、入学者選抜の公平性を確保していることを確認する
入学センター	○学生の受け入れ方針が、ホームページと入学試験要項で受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できていることを確認する ○大学の教育理念、人材養成目的を実現するための高大接続に関する方針（「同志社大学高大接続に関する方針」）を策定し、組織的に共有していることを確認する ○一般選抜入学試験等の各種入学試験において、厳正な出題体制及び入学試験実施体制、合否判定の方法及び基準を構築していることを示し、入学者選抜の透明性を確保していることを確認する ○一般選抜入学試験等の各種入学試験において、入学希望者に合理的な配慮を行っていることを示し、入学者選抜の公平性を確保していることを確認する ○一般選抜入学試験等の各種入学試験において、出題ミスを防ぐための体制や志願者に係る個人情報の保護、不測の事態に迅速に対応できる責任体制を整えていることを示し、入学者選抜における危機管理ができていていることを確認する ○学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号に則り、入学者の選抜に関する下記事項の情報を公開し、入学者選抜の公平性を確保していることを確認する ・学力検査等の内容に関する情報 ・「学力検査」の試験問題に関する情報 ・合否判定の方法及び基準に関する情報 ・合理的配慮の提供に関する情報
国際連携推進機構 (国際センター)	○学生の受け入れ方針が、ホームページと入学試験要項で受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できていることを確認する ○外国人留学生の受け入れにおいて、大学の教育理念、人材養成目的を実現するための高大接続に関する方針（「同志社大学高大接続に関する方針」）を策定し、組織的に共有していることを確認する

	○外国人留学生入学試験において、厳正な出題体制及び入学試験実施体制、可否判定の方法及び基準を構築していることを示し、入学者選抜の透明性を確保していることを確認する ○外国人留学生入学試験において、特別な配慮を必要とする志願者に合理的な配慮を行っていることを示し、入学者選抜の公平性を確保していることを確認する
--	--

評価項目② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○定員管理状況を大学としてモニタリングできており、学部・研究科が適正に定員管理できるよう必要に応じて対応策の検討、情報共有、意見交換等に取り組んでいることを確認する
学部・研究科	○学士課程について、下記事項でもって定員管理の状況を確認する ・過去5年の入学定員に対する入学者数比率 ・過去5年の編入学定員に対する編入学人数比率（定員設定している場合） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ○学士課程における収容定員に対する在籍学生数の定員超過や未充足に関する対応を確認する ○博士課程、修士課程及び専門職学位課程について、下記事項でもって定員管理の状況を確認する ・過去5年の入学定員に対する入学者数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ○博士課程、修士課程及び専門職学位課程における収容定員に対する在籍学生数の大幅な定員超過や未充足の場合には対応策を確認する

評価項目③ 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。

・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○定員管理に関する取組の結果、学部・研究科の定員管理が適切な状況にあるかを確認する ○成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか確認する
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA)	○学部・研究科等が実施している入学者選抜に係る体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切であるかを確認する ○学部・研究科が実施している入学者選抜方法、学生募集の取組が、学生の受け入れの方針に掲げた学生を募集するために適切な方法や取組であるかを確認する ○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する
入学センター	○一般選抜入学試験等の各種入学試験の体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切であるかを確認する ○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する
国際連携推進機構 (国際センター)	○外国人留学生入学試験の体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切であるかを確認する ○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【基準5の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
学生の受け入れ方針の公表	☐ WEB サイト(学部・研究科、学部入試、大学院入試)該当ページ URL ☐ 各種入学試験要項
高大接続に関する方針の整備	☐ 高大接続に関する方針
学生の受け入れ方針と入学者選抜方法・ 学生募集方法との整合	☐ 学部入試ガイド ☐ 大学院入試ガイド ☐ 入試のまとめ
入学者選抜の適切かつ公正な実施	☐ 各種入学試験要項 ☐ 一般選抜入学試験実施要領 ☐ 一般選抜入学試験監督要領 ☐ 各組織が実施する入学試験における出題や実施体制に係る資料 (規則類や組織内で共有できている会議資料等) ☐ 学部入試ガイド
定員管理	☐ 入試のまとめ ☐ (公財) 大学基準協会「大学基礎データ」(表2) 学生 ☐ (公財) 大学基準協会「大学基礎データ」(表3) 学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者数の推移 ☐ 各種検討会議の議事録[抄] (対応項目や取組内容、検証結果等)
学生の受け入れに関する検証	☐ 各種検討会議の議事録[抄]

基準6. 教員・教員組織

評価項目① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
 - ※具体的な例
 - ・教員が担う責任の明確性。
 - ・法令で必要とされる数の充足。
 - ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
 - ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
 - ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

担当組織	評価の視点
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA)	○「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている ○開講科目・クラスを担当する専任教員と嘱託講師のバランス(嘱託講師への依存度)を確認する ○教育上主要と認められる授業科目は専任教員が担当していることを確認する ○各教員の担当授業数が、授業の準備時間確保、研究時間確保等の観点から適切であるかを確認する ○クロスアポイントメントの制度を利用して、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握していることを確認する ○教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現していることを確認する
教育支援機構 (教務部) (免許資格課程センター： 1)2)のみ)	○「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている ○各学位課程における専門分野に関する能力、教育に関する姿勢等、大学として求める教員像を明示していることを確認する ○教員の役割、教育等における連携及び協力体制、教育研究に係る責任所在のあり方、学部・研究科及びそれ以外の組織における教員編制のあり方を踏まえた学部・研究科等の教員組織の編制に関する考え方を明示していることを確認する ○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数を大学設置基準、平成11年文部省告示第175号及び平成15年文部科学省告示第53号に照らして確認する ○各組織の教員組織の教員編制状況を確認する ○クロスアポイントメントの制度を利用して、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握していることを確認する

	○教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現していることを確認する ○授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせていることを確認する
教育支援機構 (全学共通教養教育センター)	○「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている ○全学共通教養教育の運営体制を示し、科目を担当する専任教員の担当状況、嘱託講師の委嘱状況(嘱託講師への依存度)を確認する
国際連携推進機構 (国際教養教育院)	○「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている ○専任教員の授業担当負担のバランス、開講科目・クラスの担当に係る専任教員と嘱託講師のバランス(嘱託講師への依存度)を、設置科目の内容や開講科目数の適切性を勘案しながら確認する
上記以外の教員組織	○「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている

評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

担当組織	評価の視点
学部・研究科 国際連携推進機構 (ILA)	○専任教員の配置状況について、学問領域、年齢構成、外国人教員比率、男女比率、実務経験者比率等のバランスを勘案して確認する ○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任に関する基準、手続を明文化していることを確認し、明文化された規程に則り教員人事を行っているかを確認する ○各研究科における大学院担当教員の任用資格が明示できていることを確認する ○各学位課程の目的や教育の3ポリシー、設置科目に即した教員配置ができていないかを、年齢構成、外国人教員比率、男女比率、実務経験者比率等のバランスを勘案して確認する
教育支援機構 (学習支援・教育開発センター) 研究開発推進機構 高等研究教育院	○教員の募集、採用に関する基準、手続を明文化していることを確認し、明文化された規則に則り、教員人事を行っているかを確認する
上記以外の教員組織	○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任に関する基準、手続を明文化していることを確認し、明文化された規程に則り教員人事を行っているかを確認する

評価項目③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取組を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取組を行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取組を行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

担当組織	評価の視点
全ての教員組織	○授業の内容及び方法の改善、研究活動や社会貢献等の諸活動について、教員の資質向上を図るためのファカルティ・ディベロップメントを学部・研究科ごとに組織的かつ定期的に実施しているかを確認する ○教育研究実績は、researchmap に登録し、社会に公表する大学の方針に基づき、所属の全教員が随時対応しており、組織としても、その状況把握ができていないかを確認する
教育支援機構 (学習支援・教育開発センター)	○ファカルティ・ディベロップメントに関する大学としての基本方針を策定していることを確認する ○各教員組織において実質的で積極的なファカルティ・ディベロップメントが継続されるよう特色ある教育、効果的な授業及び方法、ファカルティ・ディベロップメントの取組事例等を全学で共有し、各教員組織での教員の資質向上に向けた取組を推進できているかを確認する ○教員以外が教育に関する補助業務を行って教育に関わる場合(ティーチング・アシスタント(TA)等)、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っていることを確認する

評価項目④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○学部・研究科以外の教育組織について、当該組織の設置目的や教員組織の編制に関する方針等に照らし、また設置科目(提供科目)・クラス及びその数の適切性並びに大学全体の教員数バランスを勘案しながら教員組織の編制が適切であることを確認する ○教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する
学部・研究科	教員組織に関わる事項について、毎年度自己点検・評価しているが、その結果を踏まえて ○当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか確認する ○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する
教育支援機構 (全学共通教養教育センター) (免許資格課程センター)	○全学共通教養教育、免許資格科目について、専任教員の授業担当負担のバランス、開講科目・クラスの担当に係る専任教員と嘱託講師のバランス(嘱託講師への依存度)を、設置科目の内容や開講科目数の適切性を勘案しながら確認する ○教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する
教育支援機構 (教務部)	○本学の教育の質的向上や研究の更なる推進を図るため、研究機関や他大学、企業等から多様な教員を柔軟な形態で雇用できるクロスアポイントメント制度の状況を確認する
国際連携推進機構 (ILA) (国際教養教育院)	○教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する
研究開発推進機構 高等研究教育院	○本学の研究展開に資する教員配置であることを確認する ○教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【基準6の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
大学として求める教員像の明示 教員組織の編制に関する方針の明示	☐ 同志社大学教育倫理規準 ☐ 同志社大学研究倫理規準 ☐ 同志社大学が求める教員像及び教員組織に関する方針 ☐ 教員定数の申合せ
教員組織の編制状況	☐ （公財）大学基準協会「大学基礎データ」（表1）組織・設備等 ☐ （公財）大学基準協会「大学基礎データ」（表4）主要授業科目の担当状況 ☐ （公財）大学基準協会「大学基礎データ」（表5）専任教員年齢構成 ☐ 設置基準上必要とされる教員数に係る補足説明資料
教員の募集、採用、昇任、大学院任用の基準と手続の明示	☐ 教員任用規程等の大学の教員（研究員）の任用等に係る規則類 ☐ 各組織の教員（研究員）の採用・昇任、大学院任用に係る基準及びこれらの手続に係る規則類
ファカルティ・ディベロップメントの実施	☐ ファカルティ・ディベロップメントの実施に関する基本方針 ☐ 学部・研究科のファカルティ・ディベロップメントに関する規程 ☐ FD ハンドブック ☐ ファカルティ・ディベロップメントの実施記録
所属教員の教育研究等の活動状況の把握	☐ 研究者データベース URL
全学共通教養教育の運営体制	☐ 全学共通教養教育センター規程 ☐ 全学共通外国語教育科目委員会内規
教員組織に関する適切性の検証	☐ 各種検討会議の議事録[抄]

基準7. 学生支援

評価項目① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

〔修学支援（学習面）〕

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

〔修学支援（経済面）〕

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

〔生活支援〕

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関する指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか

〔進路支援〕

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

〔その他支援〕

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

〔学生の基本的人権の保障〕

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取組を行っているか。

担当組織	評価の視点
学生支援機構	○大学の理念や教育目標、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を明示していることを確認する ○教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っていることを確認する ○各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているかを確認する ○本学の学生支援体制を示し、学生の修学支援、生活支援、進路に関する支援の実施状況を、下記の着眼点に沿って確認する ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置 ・学生（大学院学生及び外国人留学生を含む）のキャリア形成及び就職活動支援体制の整備 ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 ・キャリア支援におけるオンライン活用 ・障がいのある学生に対する修学等の支援や合理的配慮 ・正課外の学習や諸活動（正課外プログラム、各種セミナー、部活動、ボランティア活動）の支援

	・その他学生の要望に対応した学生支援の内容 ○上記着眼点における学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているかを確認する
学部・研究科	○学生の修学支援に関する支援の実施状況を、下記の着眼点に沿って確認する ・正課外の実施活動、補習教育、学習支援の実施 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する修学等の支援の状況を示し、合理的配慮が行えているかを確認する ○上記の他、「修学支援(学習面・経済面)」「生活支援」「進路支援」「その他支援」「学生の基本的人権の保障」等に係る学部・研究科独自の取組があれば確認する
キリスト教文化センター	○学生の人格の陶冶において、キリスト教を徳育の基本とする本学特有の取組状況を確認する
教育支援機構 (学習支援・教育開発センター)	○学生が能力に応じて自律的に学習を進められるよう授業時間外における学習に関する助言及び相談(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)に係る取組状況を確認する ○障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する学習支援の実施状況を確認する ○ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅や別キャンパス等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応した学習支援を実施しているかを確認する
教育支援機構 (教務部)	○学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を授業実施のためのガイドラインとして定めているかを確認する
情報化推進部 (IT サポートオフィス)	○遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、機器貸与、通信環境確保のための支援等の実施状況を確認する
国際連携推進機構 (国際センター) (ILA) (国際教養教育院)	○外国人留学生に対し、国際連携推進機構が担う修学、生活及び進路支援の実施状況を確認する
倫理審査室	○各種ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制を整備し、学生の生活を適切に支援していることを確認する

評価項目② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。

・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

担当組織	評価の視点
学部・研究科	○学生の修学支援が、「同志社大学学生支援に関する方針」、学生の傾向や社会的要請等に照らして、また、教職員の負担に基づく持続性も考慮し、適切な内容、程度であるかを確認する ○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する
学生支援機構ほか 上記①の担当組織	○学生支援に係る各種取組が、「同志社大学学生支援に関する方針」、学生の傾向や社会的要請等に照らして、また、教職員の妥当な負担に基づく持続性や大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮し、大学として総合的に判断した場合に適切な内容、程度であるかを確認する ○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【基準7の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
学生支援に関する大学としての方針の明示	☐ 学生支援に関する方針
キリスト教主義に基づく取組	☐ WEB サイト(キリスト教文化センター) 該当 URL ☐ チャペルアワー案内
学生支援の体制の整備	☐ 学生支援機構規程
留年者数、退学者数の状況	☐ (公財) 大学基準協会「大学基礎データ」(表6) 在籍学生数内訳、留年者数、退学者数 ☐ 自己点検・評価時に同送する「基礎データ集経年変化資料(学部・研究科用)」
休学者の状況	☐ 本学『大学基礎データ集』(休学者数) ☐ 自己点検・評価時に同送する「基礎データ集経年変化資料(学部・研究科用)」
正課外教育の実施	☐ 各種正課外教育に関するプログラム等の資料
授業時間外の学習に関する助言や相談	☐ 学習支援・教育開発センターラーニング・アシスタントに関する申合せ ☐ アカデミック・インストラクターやラーニング・アシスタント等による学習支援の実態に関する資料
学習支援の実施状況	☐ 学びのサポートガイド
外国人留学生に対する修学支援状況	☐ WEB サイト(留学生課) 該当 URL ☐ 外国人留学生ハンドブック
経済的支援制度の学生への周知	☐ WEB サイト(奨学金) 該当 URL ☐ 同志社大学大規模自然災害等による被災学生に対する授業料等の減免に関する申合せ
奨学金給付・貸与状況	☐ (公財) 大学基準協会「大学基礎データ」(表7) 奨学金給付・貸与状況
障がい学生支援制度の学生への周知	☐ WEB サイト(障がい学生支援室) 該当 URL ☐ 障がい学生支援制度案内パンフレット
学生の相談に応じる制度の学生への周知	☐ WEB サイト(相談窓口、カウンセリング) 該当 URL ☐ スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室案内パンフレット ☐ SOGI に関する専用ダイヤル ☐ 同志社大学カウンセリングセンターのご案内 ☐ カウンセリングセンターだより
学生相談室の利用状況	☐ カウンセリングセンター報告
学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮の状況	☐ WEB サイト(保健センター) 該当 URL
ハラスメント防止の制度の学生への周知	☐ キャンパス・ハラスメント防止に関する内規 ☐ WEB サイト(在学生:キャンパス・ハラスメントの防止) 該当 URL ☐ キャンパス・ハラスメント防止啓発パンフレット
キャリア支援に関する制度の明示	☐ WEB サイト(キャリアセンター) 該当 URL ☐ 就職ガイドブック
キャリア支援(ガイダンス等)の実施状況	☐ 就職データブック
学生の進路の状況	☐ 就職データブック ☐ WEB サイト(就職統計情報) 該当 URL ☐ 博士後期課程修了生(単位取得満期退学者を含む)の進路に関する資料
正課外活動支援の状況	☐ 正課外活動の手引き ☐ WEB サイト(ボランティア支援室) 該当 URL ☐ 同志社大学ボランティア支援室活動報告書
学生支援に関する適切性の検証	☐ 各種検討会議の議事録[抄]

基準8. 教育研究等環境

評価項目① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

担当組織	評価の視点
学長室	○教育研究等における環境や条件の整備に関する方針を明示していることを確認する
教育支援機構 (教務部)	○校地及び校舎面積が、大学設置基準等を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していることを確認する
教育支援機構 (学習支援・教育開発センター)	○学生の自主的な学習を促進するための施設や環境を整備していることを確認する
学生支援機構	○学生の正課外活動を支援するための施設や環境を整備していることを確認する
情報化推進部	○教育の情報化への取組、情報通信技術 (ICT) 等機器・備品等の整備状況を確認する ○本学が保有する各種情報をより有効かつ安全に利用するため、情報セキュリティポリシーを策定していることを確認する ○ネットワーク利用資格認定試験を義務付け学生及び教職員の情報倫理の確立に取り組んでいることを確認する ○学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し、ITサポートオフィスによる技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進していることを確認する ○各種提供ソフトウェアやアプリケーションについて利用支援、利用促進をしていることを確認する
施設部	○バリアフリーへの対応、アクセシビリティやダイバーシティに配慮した施設・設備、キャンパス環境を整備している状況を確認する ○各種施設・設備が、法令等に適合しており、安全管理が万全であるかを確認する
環境保全・実験実習支援センター	○実験実習の安全及びセキュリティ教育を行い、安全・衛生の確保に努めている状況を確認する

評価項目② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

担当組織	評価の視点
図書館	○図書、学術雑誌、電子資料等の学術情報資料の体系的な整備状況を確認する ○国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他の図書館とのネットワークの整備状況を確認する ○図書館利用環境 (座席数、開館時間、レファレンスサービス、オンラインサービス、各種講習会等) を確認する ○蔵書管理や学術情報サービスの提供等、図書館スタッフの配置状況を確認する ○施設環境が適切であるか確認する

評価項目③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

＜評価の視点＞

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組の整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取組を行っているか。

担当組織	評価の視点
研究開発推進機構	○研究活動を促進させるための条件の整備状況を下記の着眼点に沿って確認し、効果的で制度の目的を果たす運用ができてきているかを確認する ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・研究活動の支援（体制整備を含む） ・研究時間の確保、研究専念期間の保障（各種の研究員制度の整備も含む） ・専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援及び若手研究者育成の施策及び体制 ・研究を補助するリサーチ・アシスタント等の研究補助者の体制 ○研究の健全性・公正性に関する確認、また安全保障輸出管理に対する取組が整備できていることを確認する ※上記については、基準12-⑤で点検・評価
倫理審査室	○個人情報の保護に関する法律に則った個人情報保護に関する規則を定め、学生及び教職員の個人情報の取得、利用、保管・管理及び開示請求等への対応が適切であることを確認する ○研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程を整備していることを確認する ○コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に行っていることを確認する ○研究倫理に関する学内審査機関を整備していることを確認する ○その他、利益相反マネジメント、生命科学に関する倫理に対する取組が整備できていることを確認する ○各種倫理に関する啓発を行っていることを確認する

評価項目④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

担当組織	評価の視点
学長室	○教育研究等環境や条件の整備に係る各種施策が、教育研究等の環境・条件の整備に関する方針や時代の趨勢等に照らして、また、大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮し、大学として総合的に判断した場合に適切な内容、規模であるかを確認する ○検証結果に基づき、改善・向上に向けた組織的対応に取り組んでいるかを確認する

【基準8の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
教育研究活動等の環境や条件を整備するための方針の明示	□教育研究等における環境・条件の整備に関する方針
校地・校舎の状況	□（公財）大学基準協会「大学基礎データ」（表1）組織・設備等
教育の情報化への取組	□WEB サイト（情報環境ナビゲーション）該当 URL □情報教育環境／パンフレット □本学『大学基礎データ集』（教室の設備）
学生の自主的な学習の促進	□WEB サイト（ラーニング・コモンズ）該当 URL □ラーニング・コモンズ案内パンフレット

情報倫理の確立に関する取組	☐ WEB サイト(情報セキュリティポリシー)該当 URL ☐ WEB サイト(在学生:ネットワーク利用資格認定試験)該当 URL
施設等のアクセシビリティの向上	☐ 同志社大学フリーアクセスマップ(今出川、京田辺)
施設・設備の法令等への適合	☐ 施設・設備の法令等への適合を確認する調査票等の資料
正課外活動を支援するための施設	☐ 本学『大学基礎データ集』(課外活動関連施設)
実験実習の安全及びセキュリティ教育	☐ WEB サイト(環境保全・実験実習センター)該当 URL ☐ 同志社大学環境保全・実験実習センター関連規程集(表紙・目次)
図書館の資料整備状況	☐ 本学『大学基礎データ集』(蔵書数) ☐ 本学『大学基礎データ集』(学術資料受入数)
図書館の環境・各種サービス	☐ WEB サイト(図書館)該当 URL ☐ 本学『大学基礎データ集』(学生閲覧室等一覧) ☐ 図書館利用案内リーフレット(今出川図書館、ラーネット記念図書館)
研究活動促進の取組	☐ (公財)大学基準協会「大学基礎データ」(表8)教員研究費内訳 ☐ WEB サイト(研究開発推進機構)該当 URL ☐ 同志社在外研究員規則その他関係規則類 ☐ WEB サイト(男女共同参画・ライフサポート)該当 URL
個人情報保護	☐ 同志社個人情報保護規程 ☐ 個人情報保護委員会内規 ☐ 個人情報管理内規
研究倫理を遵守するための措置	☐ WEB サイト(研究・産官学連携:教育研究活動の公正な実施について)該当 URL ☐ WEB サイト(研究・産官学連携:公的研究費不正防止体制と不正防止計画の策定について)該当 URL ☐ WEB サイト(研究・産官学連携:研究倫理)該当 URL ☐ WEB サイト(研究・産官学連携:利益相反について)該当 URL ☐ WEB サイト(研究インテグリティ・安全保障輸出管理)該当 URL ☐ 利益相反マネジメントの手続きに関する内規 ☐ 同志社大学利益相反マネジメントポリシー ☐ 研究倫理規準その他関係規則類 ☐ 同志社大学安全保障輸出管理規程
教育研究等環境整備の適切性の検証	☐ 内部質保証推進会議議事録[抄]

基準9. 社会連携・社会貢献

評価項目① 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取組を行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取組により、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

担当組織	評価の視点
学部・研究科	○「同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針」に基づき、学部・研究科独自の教育面・研究面における産官等社会との組織的な連携状況を確認し、学部・研究が生み出す知識、技術等を社会に還元できているかを確認する
教育支援機構 (教務部) 高等研究教育院	○「同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針」に基づき、教育面における産官等社会との組織的な連携状況を確認し、教育内容の重層化、社会の教育力の大学への取り込み等に寄与できているかを確認する
研究開発推進機構	○研究面における産官等社会との組織的な連携状況を確認し、研究活動を通じた教育の充実、在学生が研究補助等を通して社会を見る機会の提供等に寄与できているかを確認する
学生支援機構 (キャリアセンター)	○地方自治体との就職協定締結による連携状況を確認し、学生の就職活動支援に寄与できているかを確認する
学生支援機構 (地域連携推進室)	○担当している地域貢献・地域交流活動の状況を確認し、地域との関わりを通じた学生の成長、本学の諸活動に対する地域の理解の深まりに寄与できているかを確認する
京田辺校地総務部	○地方自治体等との連携状況を確認し、産官等社会との連携による取組を通じた学生の成長、本学の諸活動に対する地域の理解の深まりに寄与できているかを確認する
人事部	○教職員の行政等の公的機関における役職や委員等への就任状況を把握し、教育、研究、学術、文化等の発展に貢献していることを確認する
学長室	○教育研究活動の推進との連関、教育研究成果の社会還元、学外機関との連携体制等を踏まえた組織的かつ恒常的な社会連携及び社会貢献に関する大学としての方針を明示していることを確認する ○各組織が恒常的に実施している公開講座等の状況を確認し、教育研究成果の社会への還元に寄与できているかを確認する ○「同志社大学リカレント教育に関する方針」に基づき、全学的な取組を踏まえて社会人の学びを支援できているかを確認する

評価項目② 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

担当組織	評価の視点
学長室	○社会連携及び社会貢献に係る各種取組が、社会連携及び社会貢献に関する方針等に照らして、また、社会的要請への配慮や大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮し、大学として総合的に判断した場合に適切な内容、規模であるかを確認する ○検証結果に基づき、改善・向上に向けた組織的対応に取り組んでいるかを確認する

【基準9の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
社会連携・社会貢献に関する方針の明示	☐ 社会連携及び社会貢献に関する方針
社会連携・社会貢献の状況	☐ 本学『大学基礎データ集』（寄付講座開設状況） ☐ WEB サイト（研究開発推進機構：寄付研究プロジェクト群）該当 URL ☐ WEB サイト（リエゾンオフィス）該当 URL ☐ WEB サイト（同志社ローム記念館：同志社ローム記念館プロジェクト）該当 URL ☐ WEB サイト（同志社大学で学びたい方へ：生涯学習）該当 URL ☐ WEB サイト（キリスト教文化センター：オープンプログラム）該当 URL ☐ 地域等との組織的な連携・地域への組織的な貢献に関する資料 ☐ 地方自治体との就職協定に関する資料 ☐ 企業等との包括的協定、各種合意に関する資料
社会連携・社会貢献の適切性の検証	☐ 内部質保証推進会議議事録[抄]

基準10. 大学運営・財務

(1) 大学運営

評価項目① 大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

担当組織	評価の視点
学長室	○大学運営に関する考え方を明示し、学内構成員に周知していることを確認する ○大学運営に関する方針や関係規則等に則った大学運営であることを下記の着眼点に沿って確認する ・大学の意思決定システム（プロセス）、教学組織と法人組織の権限と責任（両者の関係性） ・大学の管理運営が、学長をはじめとする所要の職を置き、権限と責任を明文化した規程に則っていることの確認（大学役職者の配置状況、役職者の権限と責任を明文化している規程類の明示） ・学部・研究科の管理運営が、教授会等の会議体を設け、権限と責任を明文化した規程に則っていることの確認（学部・研究科の教授会、研究科委員会、研究科教授会等の規程の明示） ・学長と学部長・研究科長の権限と責任が明確であることの確認（学長、学部長・研究科長それぞれの権限と責任の明示） ・学長及び学部長・研究科長の選出が、明文化された規程に則っていることの確認（同志社大学学長候補者選挙規程、学部長・研究科長の選出に関する規程類の明示） ○リスク管理体制が整っており、対策を講じているかを確認する
法人事務部	○大学運営に関する方針や関係規則等に則った大学運営であることを下記の着眼点に沿って確認する ・法人組織の適切な大学の管理、組織内のチェック機能の確認 ・大学の意思決定システム（プロセス）、教学組織と法人組織の権限と責任（両者の関係性）
法務室	○規程の制定や改廃、契約書その他法的文書、訴訟等法的問題等について、点検及び助言する体制を整え、コンプライアンス体制が確立していることを確認する
コンプライアンス推進室	○コンプライアンスを徹底するための取組を推進し、また公益通報制度を整え、法令違反の発生と被害の防止を図っていることを確認する

評価項目② 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

担当組織	評価の視点
財務部	○予算編成及び予算執行の規則等（物品購入と役務受領も含む）を明文化し、予算執行プロセスが規則等に則っており透明性が高いことを確認する（予算編成の仕組、予算執行の規則等、予算執行に伴う効果の分析及び検証等の状況の明示）

評価項目③ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。

担当組織	評価の視点
人事部	○学校法人及び大学の管理運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学の諸活動で必要な事務等を行うために必要な事務職員を配置していることを確認する(事務組織の構成と人員配置の明示) ○業務内容の多様化、専門化、グローバル化に対応するため、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置、職員体制の整備等への配慮状況を確認する ○職員の採用及び昇格等が、明文化された規程に則っていることを確認する(同志社大学職員人事に関わる委員会内規等の規程類の明示) ○職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施し、参加率を適切に管理していることを確認する
学長室	○教員と事務職員が連携、協働して大学の管理運営にあたっていることを確認する ○スタッフ・ディベロップメントの実施に関する方針、体制を確認する(関連規程類の明示) ○同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規に基づき、スタッフ・ディベロップメント(SD)の推進に係る研修等を企画及び実施し、参加率を適切に管理していることを確認する(スタッフ・ディベロップメントA及びBの実施記録の明示)
学部・研究科 その他の組織	○スタッフ・ディベロップメント活動について、適切に実施されていること及びその実施テーマを確認する

評価項目④ 大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

担当組織	評価の視点
人事部	○事務職員の業務評価と処遇改善を図っていることを確認する(目標管理制度の明示) ○体系的な職員研修により事務職員の資質向上を図っていることを確認する(職員研修制度の明示) ○その他の各種制度により事務職員の意欲及び資質向上を図っていることを確認する(職員メンター制度、人事異動体制、ストレスチェック体制の明示)
学長室	○大学の管理運営が、高等教育の動向や教育研究の更なる発展等に照らして、また、大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮した場合に、適切な規模であり、迅速な意思決定が可能で正確に浸透、共有できる体制であるかを確認する ○スタッフ・ディベロップメントにおいて、点検・評価の結果を踏まえた知識及び技能の習得、並びに能力及び資質の向上を図っているかを確認する ○検証結果に基づき、改善・向上に向けた組織的対応に取り組んでいるかを確認する
監査室	○監事が、私立学校法第 52 条及び第 56 条の規定に基づいて、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査し、監査を行ったときは、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出していることを確認する(同志社監事監査規程及び監査報告書の記載内容の明示)

	○私立学校法第86条の規定に基づいて、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査を実施し、監査を行ったときは、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出していることを確認する（会計監査人による会計検査の実施状況の明示） ○内部監査の体制や手続が整っていること及びその実施状況を確認する（同志社内部監査規程の明示）
--	--

(2) 財務

評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

担当組織	評価の視点
財務部	○中期計画期における予算・収支等の財政計画を策定し、財務関係比率に関する指標又は目標を設定していることを確認する

評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

担当組織	評価の視点
財務部	○教育研究を安定して遂行し、かつ大学を維持していく上で必要な財政を確立していることを確認する（学校法人の財政運営体制と資金運用、大学の財務状況、大学の消費収支関係比率及び貸借対照表関係比率の確認） ○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入していることを確認する（一般会計の「経常勘定」と「建設勘定」との区分立て、事業計画に基づく事業費計上と積算基準を設けた予算額の配分等の制度、措置の確認） ○学生生徒等納付金収入への過度の依存を避けるため、それ以外の収入を得て財源を確保できていることを確認する（文部科学省科学研究費補助金等の公的研究資金、その他の外部研究資金（奨学寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、補助金の受給状況の確認）
学長室	○募金の進捗状況を確認し、学生生徒等納付金以外の収入獲得に貢献できているかを確認する ○大学運営に関する方針に基づき、「同志社大学 2025ALL DOSHISHA 募金」においては50億円の募金目標額を達成できたか確認し、その結果を確認する

【基準10の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
大学運営に関する方針の明示	☐ 大学運営に関する方針
大学の管理運営体制	☐ WEB サイト（情報の公表：ガバナンス）該当 URL ☐ WEB サイト（教職員のページ：各種会議 TOP）写し ☐ 評議会規則 ☐ 部長会規程 ☐ 学部、研究科等主任規程 ☐ 教務主任会議内規 ☐ 教務〔入学〕主任会議内規 ☐ 教務〔国際〕主任会議内規 ☐ 学生主任会議内規

	☐ 研究主任会議内規 ☐ 同志社大学長に関する申合せ ☐ 同志社大学長候補者選挙規程 ☐ 同志社大学長候補者選挙実施要領 ☐ 副学長規程 ☐ 学長の任期に関する規程 ☐ 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものに関する内規 ☐ 役職者一覧 ☐ 学則(学部、大学院、専門職大学院) ☐ 教授会、研究科教授会、研究科委員会に関する規程類 ☐ 学部長、研究科長の選出に関する規程類
中・長期の財政計画の策定	☐ 中期計画期における予算・収支等の財政計画
学校法人の運営と財務の状況	☐ 寄附行為・寄附行為施行細則 ☐ 役員一覧 ☐ 事業報告書 ☐ 財務計算書類 ☐ 財産目録 ☐ (公財) 大学基準協会「大学基礎データ」(表9) 事業活動収支計算書関係比率・消費 収支計算書関係比率(法人全体) ☐ (公財) 大学基準協会「大学基礎データ」(表 10) 事業活動収支計算書関係比率・消 費収支計算書関係比率(大学部門) ☐ (公財) 大学基準協会「大学基礎データ」(表 11) 貸借対照表関係比率 ☐ (公財) 大学基準協会「大学基礎データ」(表 12) 財務関係比率 ☐ (公財) 大学基準協会(様式7)5 年連続財務関係書類
コンプライアンスの徹底・危機管理体制等の整備	☐ リスク管理(同志社リスク管理本部規程、同志社大学リスク管理本部内規) ☐ 緊急対策(同志社緊急対策本部規程、同志社大学緊急対策本部内規) ☐ 個人情報(個人情報保護規程、特定個人情報等取扱規程) ☐ コンプライアンス推進(規程、委員会規程) ☐ 公益通報等に関する規程 ☐ 情報システム(運用基本規程、情報取扱内規、利用内規、運用・管理内規、 リスク管理内規、非常時行動計画内規) ☐ 情報セキュリティ(事務情報セキュリティ運用内規、講習実施内規、監査内規、 認証局運用内規)
予算編成及び予算執行の状況	☐ 予算編成方針(学校法人、大学) ☐ 予算管理に関する取扱要項 ☐ 予算委員会内規 ☐ 研究費等の管理に関する取扱要領 ☐ 経費執行の取扱いに関する手引き(職員等向け)[目次] ☐ 学外研究資金等及び学内研究費等執行の手引き(教員等向け)[目次]
事務組織及び事務職員の状況	☐ 事務機構規程 ☐ 本学『大学基礎データ集』(職員数) ☐ 職員人事に関わる委員会内規 ☐ 職員人事委員会了解事項 ☐ 一般職員の配置転換に関する申合せ
スタッフ・ディベロップメント	☐ スタッフ・ディベロップメントの実施に関する基本方針

	☐ スタッフ・ディベロップメント推進内規 ☐ スタッフ・ディベロップメント推進委員会申合せ ☐ 実施計画及び実施結果 ☐ スタッフ・ディベロップメント体制図
事務職員の意欲と資質の向上	☐ 職員の評価に関する内規 ☐ 職員の評価に関する申合せ ☐ 職員研修内規 ☐ 職員メンター制度（助言者制度）について ☐ ストレスチェック制度に関する申合せ ☐ メンタルヘルス・サービス開始のご案内
三様監査の実施	☐ 監事による監査報告書 ☐ 会計監査人による会計監査報告 ☐ 規程類（監事監査規程、内部監査規程） ☐ 内部監査ガイドライン（実施要領）
大学の管理運営の適切性の検証	☐ 内部質保証推進会議議事録[抄]

基準Ⅱ. 国際連携

評価項目①「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、多様な教育分野の提供や多様な学生の受け入れにより開放性の高い教育を展開できているか。

担当組織	評価の視点
学長室	○大学の国際連携に関する方針が、本学が学長のリーダーシップの下でグローバル化とどのように向き合うかや国際連携において重視する点を示し、それに応じた教育研究や学生支援、管理運営等におけるグローバル化への対応のあり方を明示していることを確認する ○社会から大学の実情の正確な理解に基づいた評価を得るため、世界大学ランキングのデータ等のランキングデータを把握し、推移を確認の上、必要に応じて対応策を検討する
学部・研究科	○学部・研究科間協定を締結し学生交換を行っている場合、その内容及び運用状況を確認する ○ダブル・ディグリー・プログラム等を展開している場合、その内容、登録・履修状況を確認する
教育支援機構 (教務部)	○全専任教員数に占める外国人教員比率を、本学の教員数規模及び学生数規模と照らして確認する
教育支援機構 (全学共通教養教育センター)	○外国語の教育課程の整備状況を確認し、学習成果の獲得において適切で有効な教育課程であるかを確認する ○外国語の修得能力に応じて、基礎から応用的な外国語の科目が提供されていることを確認する ○外国語の語学能力のみならず、それを活用して学ぶ科目が提供されていることを確認する ○外国語のみで運用している科目が提供されていることを確認する
国際連携推進機構 (国際センター)	○全学生数に占める外国人留学生数の割合について、本学の学生数規模や共修する学生の学力、大学財政の裏付けに基づく持続性に照らして適切な状態であるかを確認する ○全学生数に占める海外への長期留学及び短期渡航による学びの経験を持つ学生数の割合について、本学の学生数規模と照らして適切な状態であるかを確認する ○受験生や学校教員に対して、教育理念に基づき、真のグローバルマインドを持つ人物を養成する教育内容、環境を整備している大学であることを多言語で発信できているかを確認する
国際連携推進機構 (ILA) (国際教養教育院)	○多様な国籍の学生が共修可能な授業科目・クラスを提供できていることを確認する

評価項目②「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、研究機関や企業との世界規模での組織的連携、研究者交流による活発な研究活動を展開できているか。

担当組織	評価の視点
研究開発推進機構	○プロジェクト型研究(研究センター群)や研究拠点(プラットフォーム、先端的教育研究拠点)において、それぞれの研究分野や研究課題に応じて、独立行政法人日本学術振興会の各種事業の活用等により海外の大学や研究機関との国際共同研究を展開できているか、国際共著論文の成果の状況とあわせて確認する ○プロジェクト型研究(研究センター群)や研究拠点(プラットフォーム、先端的教育研究拠点)において、カンファレンスやシンポジウム、講演会等で招聘した外国人研究者及び研究者交流の状況を把握し、本学の概要、教育や研究の特色等の理解促進に努めることができているかを確認する ○独立行政法人日本学術振興会の各種事業の活用等、社会的評価の高い制度を通した外国人研究者招聘、海外特別研究員派遣による研究者交流の状況を分析できているかを確認する

評価項目③「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、一般学生と外国人留学生の共修、共生、交流等による多様性の理解や享受に資する取組を展開しているか。

担当組織	評価の視点
国際連携推進機構 (国際センター) (国際教養教育院)	○一般学生と外国人留学生の共修環境が整備できているかを確認する ○正課外活動における一般学生と外国人留学生の交流状況の分析ができているかを確認する
学生支援機構	○継志寮のコンセプトに基づき、一般学生と外国人留学生の共生環境が整備できているかを確認する

評価項目④「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、海外渡航や国内型留学の取組を展開しているか。

担当組織	評価の視点
国際連携推進機構 (国際センター)	○海外渡航や「国内型」留学(国内疑似留学体験)等による多様な学びを提供できているか確認する ○大学のグローバル化推進に対する学外支援の範囲や大学財政の裏付けに基づく持続性を考慮し、海外事務所や協定大学内拠点について、国・地域ごとに拠点の機能を分化できているかを確認する ○大学が重点を置き教育や研究等の多様な活動を展開する海外拠点(海外事務所及び海外キャンパス)を、大学全体を俯瞰した調整及びコーディネートにより円滑に運営できているかを確認する

評価項目⑤「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、チュービンゲン EU キャンパスで更なる教育研究プログラムを展開しているか。

担当組織	評価の視点
国際連携推進機構 (国際センター) (EUキャンパス支援室)	○チュービンゲン EU キャンパスでの教育プログラムを確認する ○両大学共催の国際シンポジウムの実施等の研究交流について確認する

【基準Ⅱの項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
大学の国際連携に関する方針の明示	☐ 国際連携に関する方針
開放性の高い教育の展開	☐ 外国語の教育課程の検証に関する資料 ☐ 学部・研究科間協定の取組状況に関する資料 ☐ ダブル・ディグリー・プログラム等の概要に関する資料 ☐ 授業科目・クラスにおける一般学生と外国人留学生の共修状況に関する資料 ☐ 全学生数に占める外国人留学生の割合の推移に関するデータ ☐ 全学生数に占める海外への長期留学及び短期渡航による学びの経験を持つ学生数の割合の推移に関するデータ ☐ 検討に関する会議資料、議事録等
国際的な共同研究、研究者交流の状況	☐ 研究機関や企業との組織的な連携に関する資料 ☐ 国際共同研究の実施や国際共著論文の件数に関するデータ ☐ 学術機関等の制度に基づく研究者交流の状況に関するデータ ☐ プロジェクト型研究や研究拠点において招聘した外国人研究者に関するデータ ☐ 検討に関する会議資料、議事録等
多様性の理解や享受に資する取組の展開	☐ 取組状況を示す資料(WEB サイト該当ページの URL 等) ☐ 検討に関する会議資料、議事録等
チュービンゲン EU キャンパスに係る取組の状況	☐ EU キャンパスプログラム(WEBサイト) ☐ 研究交流に関するWEBサイト ☐ 検討に関する会議資料、議事録等

基準 12. 研究開発

評価項目① 「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づき、学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を機軸に大学の独自色を大きく打ち出すことができているか。

担当組織	評価の視点
学長室	○「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づき、全学的な研究の実施及び支援体制、学長のリーダーシップの下で実施する研究事業に係る PDCA サイクルの整備等がなされていることを確認する

評価項目② 「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づき、研究活動の状況（学内研究費、学外研究費を含む）及び研究力の分析を行っているか。

担当組織	評価の視点
研究開発推進機構	○学内の研究助成を得て行われている研究の活動状況を分析できているかを確認する ○科学研究費の申請と採択状況を分析できているかを確認する ○科学研究費以外の学外資金の獲得状況を分析できているかを確認する
学部・研究科	○採用や昇任、大学院任用の審議において、各教員の研究力を十分に分析できているかを確認する ○科学研究費の申請と採択状況を分析できているかを確認する

評価項目③ 大学の特色を発揮するため、基礎研究、応用研究及び文理融合や領域横断による融合研究の創出を支援しているか。

担当組織	評価の視点
研究開発推進機構	○他者又は他機関と協働し、人文・社会・自然科学分野における新たな価値または公共的価値の創造に取り組む研究プロジェクトの創出支援ができているかを確認する

評価項目④ 研究機関、企業、自治体等との組織的連携に関する支援をしているか。

担当組織	評価の視点
研究開発推進機構	○プロジェクト型研究や研究拠点において、それぞれの研究分野や研究課題に応じて、大学その他企業研究機関との共同研究、産業界との連携による研究、地域と連携した社会貢献に繋がる研究等、組織的な連携による研究支援が展開できているかを確認する ※国際的な共同研究、研究者交流の状況は、基準11-②で点検・評価 ○産官学連携に求められる機能を整理し、科学技術・イノベーション施策に基づく外部資金を活用した産官学連携事業に対する行動指針を策定していることを確認する

評価項目⑤ 安全保障輸出管理の規程に従い、運用状況を確認できているか

担当組織	評価の視点
研究開発推進機構	○組織として所属する研究者の健全性・公正性について確認する ○「同志社大学安全保障輸出管理規程」に基づき、安全保障輸出管理の適切な実施ができていることを確認する

評価項目⑥ 全学的な研究に関し、2025 年度までに達成すべき目標として、次の目標を達成できたか。

- ・科学研究費助成事業の申請率を向上させるとともに、現在高い水準を保っている採択率を維持すべく、申請時の支援体制を充実させることにより、採択件数の増加を目指す。
- ・科学研究費助成事業の年間における保有課題件数を、450 件とする。
- ・産官学連携プロジェクトの契約締結件数を、350 件とする。

担当組織	評価の視点
研究開発推進機構	○科学研究費助成事業の年間における保有課題件数が450件となったか確認し、申請時の支援体制の充実等の観点を含めてその結果を確認する ○産官学連携プロジェクトの契約締結件数を、350件となったか確認し、申請時の支援体制の充実等の観点を含めてその結果を確認する

評価項目⑦ 研究成果及びコンテンツを社会に対して魅力的かつ明瞭に情報発信しているか。

担当組織	評価の視点
研究開発推進機構 人文科学研究所 アメリカ研究所 ハリス理化学研究所	○学術論文、学会発表及び社会活動による研究成果の可視化に取り組み、本学の研究活動が学内外にどのような貢献をもたらしているのか、どのような融合、創造を生み出しているのか等、その実績をわかりやすいコンテンツで発信できているかを確認する
広報部	○学長のリーダーシップの下で実施する研究事業を通したブランディング戦略について、下記事項を確認する ・当該事業で打ち出す独自色の内容の設定 ・当該事業を通して浸透させたい本学のイメージの整理ができているかの確認 ・分析結果を踏まえた効果的な情報発信手段・内容の検討状況の確認 ・ブランディング戦略の工程、工程ごとの成果指標及び達成目標を策定できているかの確認

【基準12の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
研究推進に関する方針の明示	☐ 研究事業の実施に関する方針 ☐ 戦略的産学連携に関する中期行動指針
「研究力」の分析	☐ 研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況の把握に係る資料 ☐ 各種分析結果に関するデータ
融合研究の創出	☐ 融合研究の概要に関する資料
研究機関、企業、自治体等との連携	☐ 研究機関、企業、自治体等との組織的な連携に関する資料 ☐ 産官学連携ポリシー（WEBサイト）
研究成果及びコンテンツの魅力的かつ明瞭な情報発信	☐ 研究成果の発信状況に関する資料
研究ブランディング戦略	☐ 検討に関する会議資料、議事録等 ☐ アンケート調査結果、意見聴取の記録等
大学の研究活性化に貢献する教員を支援するための評価制度 先端的研究拠点の事業評価制度の整備	☐ 大学の研究活性化に貢献している教員を支援するための評価制度に関する資料 ☐ 事業評価制度に関する資料

基準 13. ダイバーシティ推進

評価項目① 「同志社大学ダイバーシティ推進に関する方針」に基づき、様々な背景を持つ本学構成員が、共生できる教育研究環境の整備や職場環境を充実できているか。

担当組織	評価の視点
学長室 京田辺校地総務部	○本学が、多様な価値観を認め合う他者や異文化に開かれた大学であり、将来にわたっても、そのような大学であり続けることを社会に高らかに宣言するため「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」を策定、公開し、それに基づく同志社大学ダイバーシティ推進に関する方針と合わせて組織的に共有していることを確認する ○様々な背景を持つ本学構成員が、共生できる教育研究環境の整備や職場環境を充実できているか、制度の整備や啓発活動等を基に確認する
学生支援機構	○継志寮が「国内学生と留学生が区別なく生活を共にし、学びあえる寮」として機能し、人種、性別、障がいの有無、文化等の様々な違いや背景を持つ学生が混住・交流する環境のもと、多文化共生、地域社会との異世代共生を実践する生活を通して多様な価値観を理解し合い、その違いを新たな創造へ導く力を持つ人物の養成に寄与できているか確認する

評価項目② 本学構成員が、各種情報に平等にアクセスできるよう整備できているか。

担当組織	評価の視点
学長室	○大学の意思決定に関わる情報に関する本学教職員への情報共有が適切にされるよう整備できているかを確認する ○大学が発信する重要な情報について、本学学生への情報提供が適切にされるよう整備できているかを確認する

評価項目③ 合理的配慮を要する本学構成員に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できているか。

担当組織	評価の視点
学長室 京田辺校地総務部 人事部	○合理的配慮を要する本学教職員に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できているかを確認する ○本学の各学部・研究科、センター、部課ないしは教職員等を主催者として行われる公式行事、講演会、シンポジウム、イベント等において、合理的配慮が適切に提供できているかを確認する。
学生支援機構	○合理的配慮を要する本学学生に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できているかを確認する

評価項目④ ダイバーシティに対する意識の啓発を推進し、あらゆる人びとの人権を尊重できるダイバーシティの視点に立った人物を養成できているか。

担当組織	評価の視点
学長室 京田辺校地総務部	○ダイバーシティに対する意識を啓発するためのシンポジウム・講演会や研修等を実施し、ダイバーシティの視点に立った人物を養成できているかを確認する
教育支援機構 (全学共通教養教育センター)	○本学の学生に対して、ダイバーシティに対する意識の啓発を推進し、あらゆる人びとの人権を尊重できるダイバーシティの視点に立った人物を養成できているかを確認する
国際連携推進機構 (国際センター) (ILA) (国際教養教育院)	○本学の留学生に対して、ダイバーシティに対する意識の啓発を推進し、あらゆる人びとの人権を尊重できるダイバーシティの視点に立った人物を養成できているかを確認する

評価項目⑤ 同志社大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、男女共同参画・ライフサポート、多文化共生・国際理解、障がい者支援、SOGI理解・啓発の4つの中心課題に対する具体的対応策について検討できているか。

担当組織	評価の視点
内部質保証推進会議	○男女共同参画・ライフサポート、多文化共生・国際理解、障がい者支援、SOGI 理解・啓発の 4 つの中心課題に対する具体的対応策について検討できているかを確認する
学部・研究科 その他の組織	○男女共同参画・ライフサポート、多文化共生・国際理解、障がい者支援、SOGI 理解・啓発の 4 つの中心課題に対する各組織独自の具体的対応策を確認する

【基準13の項目に関する根拠資料】

根拠を求める事項	根拠資料
ダイバーシティ推進に関する方針の明示	☐ 同志社大学ダイバーシティ推進宣言 ☐ 同志社大学ダイバーシティ推進に関する方針
教育研究環境の整備や職場環境の充実	☐ 同志社大学ダイバーシティ推進委員会内規 ☐ 同志社大学ダイバーシティ推進委員会議事録等の資料 ☐ 同志社大学スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室内規 ☐ 同志社大学カウンセリングセンター規程 ☐ スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室案内パンフレット ☐ LGBTQ+の学生のための大学生活ガイド ☐ 同志社パートナーシップ制度に関する規程
本学構成員への情報共有	☐ 教職員ページ ☐ 同志社大学ポータル
合理的配慮を要する本学構成員に対する支援体制	☐ 同志社大学障がい学生支援の基本方針 ☐ 同志社大学障がい学生支援調整委員会に関する申合せ ☐ 障がい学生への合理的配慮に関するガイド(教職員用)
社会的障壁の除去に対する理解の醸成、ダイバーシティに対する意識の啓発	☐ ダイバーシティ関連科目シラバス ☐ スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室広報誌『あまねく』 ☐ 各種セミナー・研修会等開催情報、URL (Challenged キャンプ、ランチタイム手話等) ☐ イベントやセミナーの広告に関する合理的配慮の告知チラシ
男女共同参画・ライフサポート	☐ 育児休業規程 ☐ 介護休業規程 ☐ 同志社大学国内研究員内規(研究者に対する復帰支援制度(同志社大学国内研究員)) ☐ リサーチライフ支援助成事業(申請要領)
多文化共生・国際理解	☐ 国際教養教育科目シラバス ☐ クリエイティブ・ジャパン科目シラバス ☐ SIED (Student Staff for Intercultural Events at Doshisha)
障がい者支援	☐ サポートスタッフ ☐ フリーアクセスマップ ☐ サポート機器活用(字幕表示システム Cotopat)
SOGI 理解・啓発	☐ 性の多様性に関する基本方針 ☐ 「性の多様性に対する基本方針」を踏まえた不要な性別情報収集の廃止について ☐ 性別情報収集に関する留意事項 ☐ 性の多様性に関するガイド ☐ SOGI に関する専用ダイヤル ☐ 同志社レインボー映画祭、同志社レインボーセミナー告知チラシ、URL

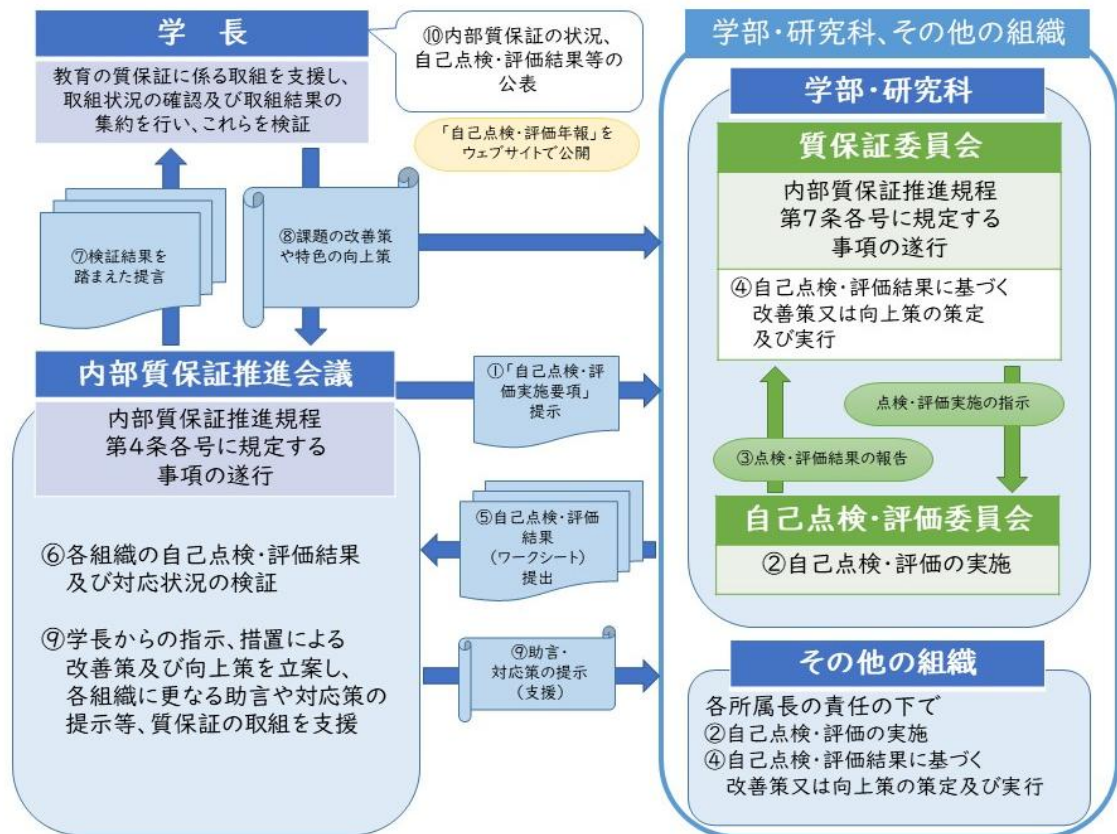
7. 自己点検・評価年報の公開について

各組織から提出された点検・評価を基に、内部質保証推進規程に基づき、自己点検・評価に関する年報を作成のうえ、ウェブサイトで公開します。

8. 各種規程（省略）

※本年報の「③同志社大学自己点検・評価規程、同志社大学内部質保証推進規程」と重複するため省略

《参考》自己点検・評価の実施体制



- ① 内部質保証推進会議は、「自己点検・評価実施要項（本要項）」全学に提示します。
- ② 学部・研究科及びその他の組織は、「自己点検・評価ワークシート」に沿って点検・評価を実施します。
- ③ 学部・研究科の自己点検・評価委員会は、点検・評価結果をそれぞれの質保証委員会に報告します。
- ④ 学部・研究科の質保証委員会及びその他の組織は、点検・評価の結果に基づき、改善すべき課題の改善策や効果が上がっている事項の更なる向上策を策定し、これらを実効します。
- ⑤ 学部・研究科及びその他の組織は、「自己点検・評価ワークシート」を内部質保証推進会議に提出します。
- ⑥ 内部質保証推進会議は、各組織の点検・評価結果とその対応状況を検証します。
- ⑦ 内部質保証推進会議は、検証結果を踏まえて改善課題や伸ばすべき特長、その方策について学長に提言します。
- ⑧ 学長は、内部質保証推進会議からの提言に基づき、課題の改善策や本学の特色等の更なる向上策を講じるとともに各組織に対応を指示します。
- ⑨ 内部質保証推進会議は、学長からの指示及び措置を受けて、改善策及び向上策を立案し、各組織に更なる助言や対応策の提示等、質保証の取組を支援します。
- ⑩ 学長は、大学としての自己点検・評価報告書等により、本学の教育の質保証に係る取組結果を公表します。

《参考》大学基準協会が求める内部質保証システムについて

[内部質保証の定義・目的・対象]

●定義

- ・PDCA サイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセス

●目的・対象

- ・教育の充実と学習成果の向上
 - 内部質保証の主たる対象は教育活動であり、「学習成果」を主軸として考えることが重要
 - 設定した学習成果を生み出せるよう、学位プログラムを体系的に構築することが求められる
 - 学習成果の把握・評価は必須

[内部質保証が重視される背景、理由]

●大学は本来自主的、自律的な機関

- 大学には、教育の内容を決定し学位を授与することが認められている
 - =学生の学びの質を保証していくのはほかでもなく大学自身
- 特に、大学に高等教育機関としての人材養成機能の強化が求められている状況下では、教育の内部質保証が特に重要

[方針の明確化と PDCA サイクルの有機的な結びつき(内部質保証のための主要なポイント)]

- 各基準における方針の明確化により、組織的な質保証の基盤整備と、取組における具体的な目標の策定、自己点検・評価、改善・向上に至る PDCA サイクルが機能する
- 全学内部質保証推進組織における全学的な PDCA サイクルと、学部・研究科その他の組織における PDCA サイクルとの結びつきが重要となる
 - 全学内部質保証推進組織は、学部・研究科等における PDCA サイクルのマネジメントを行うなどの役割を果たすことが必要
- 内部質保証推進システムを機能させ、自ら内部質保証システムの有効性を検証するためには、段階的・計画的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上の取組の実施が重要となる
- 大学全体の観点による点検・評価を行うために、以下 2 点が必要となる
 - ①基盤となる学部・研究科、諸組織による各基準の点検・評価を終えていること
 - ②点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取組が、内部質保証推進組織の責任のもとで、一定程度なされていること
- 大学評価(機関別認証評価)申請にあたっては、大学評価実施前年度に、大学全体の観点による点検・評価(全ての基準の全学的な状況の整理、内部質保証推進システムの有効性の検証)を行う必要がある

②自己点検・評価結果の項目ごとの詳細(基準Ⅰ～基準Ⅲ)

2025年度の、学部・研究科及び各項目に係る学部・研究科以外の担当組織の自己点検・評価結果の詳細(記述等一部抜粋している)は以下の通り。

*青字はJUAAの「評価項目・評価の視点」、【確認項目】はそれに即した本学の評価の視点

*基準Ⅰ～基準Ⅲは「同志社大学自己点検・評価規程」に基づく本学独自項目

*これらの内容を踏まえて、各「自己点検・評価委員会」等は、本学が定める【確認項目】に基づき【点検項目】等について点検・評価を実施した

基準Ⅰ 大学の理念・目的

評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①学部・学科、研究科・専攻で定めている人材養成目的が、大学の人材養成目的と整合していることを確認する
- ②学部・学科ごと及び研究科・専攻ごとの人材養成目的を、各ホームページや履修要項等の刊行物で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できていることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学部・学科、研究科・専攻の人材の養成に関する目的と、学則第Ⅰ条、大学院学則第Ⅰ条又は専門職大学院学則第Ⅰ条を確認のうえ、両者の整合性を確認できた	全ての学部・研究科(以下、学部等)において確認できた。
②学部・学科ごと及び研究科・専攻ごとの人材の養成に関する目的を、各ホームページや履修要項等の刊行物で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できていることを確認できた	全ての学部等において確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

- 大学の教育目標が、同志社建学の精神及び大学の教育理念に基づいていることを確認する
- 人材養成目的(大学、大学院及び専門職大学院)が、同志社建学の精神、大学の教育理念及び教育目標と整合していることを確認する
- 大学の教育理念及び教育目標を、ホームページで学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に対して公表していることを確認し、わかりやすく発信できていることを確認する
- 大学の人材養成目的を、学則に規定できていることを確認する
- 学部・学科ごと及び研究科・専攻ごとの人材養成目的を、学則、大学院学則、専門職大学院学則に規定し、大学案内や大学院・専門職大学院案内で受験生を含む社会に公表できていることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①大学の教育目標が、同志社建学の精神及び大学の教育理念に基づいている	確認できた。
②人材養成目的（大学、大学院及び専門職大学院）が、同志社建学の精神、大学の教育理念及び教育目標と整合している	確認できた。
③大学の教育理念及び教育目標を、ホームページで学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に対して公表していることを確認し、わかりやすく発信できている	確認できた。
④大学の人材養成目的を、学則に規定できている	確認できた。
⑤学部・学科ごと及び研究科・専攻ごとの人材養成目的を、学則、大学院学則、専門職大学院学則に規定し、大学案内や大学院・専門職大学院案内で受験生を含む社会に公表できている	確認できた。

<キリスト教文化センター>

【確認項目】

○同志社建学の精神及び大学の教育理念に基づいたキリスト教主義教育やキリスト文化活動に関する事項を、ホームページ等で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に対して公表していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①同志社建学の精神及び大学の教育理念に基づいたキリスト教主義教育やキリスト文化活動に関する事項を、ホームページ等で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に対して公表していることを確認し、わかりやすく発信できている	確認できた。

<国際連携推進機構（ILA）>

【確認項目】

○学部・学科、研究科・専攻で定めている人材養成目的が、大学の人材養成目的と整合していることを確認する
○学部・学科ごと及び研究科・専攻ごとの人材養成目的を、各ホームページや履修要項等の刊行物で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①ILAで定めている人材の養成に関する目的と、学則第1条を確認のうえ、両者の整合性を確認できた	確認できた。
②ILAの人材養成目的を、各ホームページや履修要項等の刊行物で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に分かりやすく公表できている	確認できた。

<同志社社史資料センター><歴史資料館>

【確認項目】

○同志社が創立以来精神や理念を継承するため、同志社に関連する歴史的資料（創業者や校地、同志社が所在する地域も含む）を、ホームページ等で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に公表できていることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①同志社が創立以来精神や理念を継承するため、同志社に関連する歴史的資料（創立者や校地、同志社が所在する地域も含む）を、ホームページ等で学生や教職員に対して周知、受験生を含む社会に公表できている	確認できた。

評価項目② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室>

【確認項目】

- 将来を見据えた大学のビジョン、ビジョンを具現化するための中期行動計画、中期行動計画を踏まえた各年度の重点的に取り組む課題を策定し、組織的に共有していることを確認する
- 中期行動計画、その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①将来を見据えた大学のビジョン、ビジョンを具現化するための中期行動計画、中期行動計画を踏まえた各年度の重点的に取り組む課題を策定し、組織的に共有している	確認できた。
①の根拠について ➢【大学のビジョン】公開URL（パンフレット等） 同志社大学ビジョン 共に知る、共に変わる With a Good Conscience https://vision-conscience.doshisha.ac.jp/ ➢【中期行動計画】公開URLを記入してください 「共に知る、共に変わる -With a Good Conscience」同志社大学中期計画 2030 https://www.doshisha.ac.jp/information/president/statement/plan2030.html ➢【各年度の重点的に取り組む課題】公開URL https://www.doshisha.ac.jp/information/accredit/self_inspection/index.html ➢上記について、組織的に共有する方法について 年度毎に定める重点的に取り組む課題について、会議で承認され次第「臨時広報」としてリリースし、全教職員が閲覧できるよう、教職員ページで公開している。また、上記ウェブサイトで世間一般にも広く公開している。	
②中期行動計画、その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証している	確認できた。
②の根拠について ➢進捗及び達成状況の検証方法 当該年度に重点的に取り組んだ課題の達成状況を毎年度ロング部館所長会議で共有している。また、その結果を広く一般に公開している。自己点検・評価においても中期目標に関連する単年度目標について、学部・研究科以外の組織ごとに目標、行動計画、達成助教、達成に至った理由、至らなかった理由などを点検・評価している。 ➢今年度検証した結果について 学部・研究科以外の組織は、毎年度の自己点検・評価を実施し、内部質保証推進会議による所見が付されたも	

のが、各年度の年報として取りまとめられ、公開されている。
https://www.doshisha.ac.jp/information/accredit/self_inspection/index.html
 また、「中期行動計画(第3版)」の最終年度であることから、組織目標、行動計画に基づいた点検・評価を実施し、取組の達成状況については、2021～2025年度の5年間の総括を実施した。年報では組織別の所見を付すが、総括については別途「中期行動計画(第3版)」に基づく総括を行い、「同志社大学ビジョン 2025」－躍動する同志社大学－中期行動計画(第3版)総括報告書(2021～2025 年度の取組と成果)」として報告予定である。

基準2 内部質保証

評価項目① 内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制(全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任)や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①学部・研究科の自己点検・評価委員会は自己点検・評価を実施して質保証委員会に報告し、質保証委員会は自己点検・評価結果を活用した改善・向上に取り組んでいるかを確認する
- ②自己点検・評価結果を活用して単年度のみならず、中長期的な改善・向上に取り組むために、質保証委員会で中長期的な改善策について把握、継承できているかを確認する
- ③自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①-1 自己点検・評価委員会は自己点検・評価を実施し自己点検・評価結果を質保証委員会に報告している	全ての学部等において確認できた。
①-2 質保証委員会は自己点検・評価結果に基づく改善策又は向上策を策定して実行し、改善活動に取り組んでいる	全ての学部等において確認できた。

②自己点検・評価結果を活用して単年度のみならず、中長期的な改善・向上に取り組むために、質保証委員会で中長期的な改善策について把握、継承できている	一つの学部、一つの研究科を除く学部等において確認できた。
③自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしている	約半数の学部、約半数の研究科を除く学部等において確認できた

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

- 内部質保証推進規程が、下記要件を明示できていることを確認する
 - ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
 - ・内部質保証の推進に責任を負う内部質保証推進会議の権限と役割
 - ・内部質保証推進会議と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
 - ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセス等）
- 内部質保証推進会議が、各組織における質保証に係る取組の支援、自己点検・評価活動の統括、自己点検・評価結果の分析と分析結果に基づく改善・向上のための要点の各組織への示唆、全学的に解決すべき課題への対応等に取り組んでいるかを確認する
- 教育の3ポリシー及びアセスメント・ポリシーを策定するための大学としての基本方針を策定、見直しをしていることを確認する。
- 大学全体規模で自己点検・評価を定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいることを確認する
- 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか確認する
- 行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項への対応結果及び経過を確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①内部質保証推進規程が、下記要件を明示できている ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う内部質保証推進会議の権限と役割 ・内部質保証推進会議と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセス等）	確認できた。
②内部質保証推進会議が、各組織における質保証に係る取組の支援、自己点検・評価活動の統括、自己点検・評価結果の分析と分析結果に基づく改善・向上のための要点の各組織への示唆、全学的に解決すべき課題への対応等に取り組んでいる	確認できた。
③教育の3ポリシー及びアセスメント・ポリシーを策定するための大学としての基本方針を策定、見直しをしている	確認できた。
④大学全体規模で自己点検・評価を定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいる	確認できた。
⑤学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしている	確認できた。
⑥行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項への対応結果及び経過を確認している	確認できた。

<教育支援機構(学習支援・教育開発センター)>

【確認項目】

○教育の企画・設計とその実施及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているかを確認する

(例)

- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアセスメント・ポリシーの策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育の企画・設計とその実施及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っている	確認できた。

<入学センター>

【確認項目】

○アドミッション・ポリシーの策定の調整・支援を行っているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①アドミッション・ポリシーの策定の調整・支援を行っている	確認できた。

<学部・研究科以外の組織>

【確認項目】

○今年度の取組状況について、自己点検・評価の結果を活用して改善・向上に取り組んでいるかを確認する

○今年度の取組状況について、自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①自己点検・評価の結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか確認する	確認できた
②自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか確認する	キリスト教文化センター、学生支援機構、教育支援機構、国際化推進機構、学長室、広報部、情報化推進部、図書館、歴史資料館、研究開発推進機構、環境保全・実験実習センター、法人部コンプライアンス推進室等、多くの組織で様々な形で学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫が確認できた。

評価項目② 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①各学部・研究科のホームページで発信している教育活動等の情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるかを確認する
- ②研究者データベースの登録状況を確認し、十分に教員情報を公表できているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学部・研究科のホームページで公表している教育活動等に係る情報の内容について、正確かつ直近の情報を発信している	全ての学部等において確認できた。
②研究者データベースの登録状況を確認し、十分に教員情報を公表できているかを確認する	全ての学部等において確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

- 大学ホームページにおける教育研究活動等の情報、自己点検・評価結果、財務に関する公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるかを確認する
- 大学ポートレートにおける本学情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①大学ホームページにおける教育研究活動等の情報、自己点検・評価結果、財務に関する公表状況を確認し、正確かつ直近の情報である	確認できた。
②大学ポートレートにおける本学情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報である	確認できた。

<教育支援機構(学習支援・教育開発センター)(教務部)>

【確認項目】

- 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表できているかを確認する
- 学校教育法施行規則第172条2項に従い、大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合等について、正確かつ直近の情報であることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表できている	確認できた。
②学校教育法施行規則第172条2項に従い、大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合等について、正確かつ直近の情報である	確認できた。

<入学センター>

【確認項目】

- 学校教育法施行規則第172条2項に従い、入試の情報サイトで発信している入試等の情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であることを確認する
- 学力審査等の内容や試験問題に関する情報、合否判定の方法及び基準
- 障がい等のある受験生の受験に際しての要望について、合理的配慮の相談窓口、事前相談の申請方法や受験上の配慮の一般的な事例等の情報

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①入試の情報サイトで発信している入試等の情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報である	確認できた。
②入試等の情報の公表状況を確認して、以下について公開している	
☐ 学力審査等の内容や試験問題に関する情報、合否判定の方法及び基準	以下の通り。
学力審査等の内容や合否判定の方法及び基準については、ホームページや入試要項で公開している。 試験問題に関する情報については、ホームページにて科目別講評で出題の意図等を公表しており、無料で配布している入試ガイドでは前年度入試の問題を一部公表しているが、解答例の公表には至っていない。2026年度中の公表に向けて調整を進めている。	
☐ 障がい等のある受験生の受験に際しての要望について、合理的配慮の相談窓口、事前相談の申請方法や受験上の配慮の一般的な事例等の情報	確認できた。

<学生支援機構(キャリアセンター)>

【確認項目】

- 学校教育法施行規則第172条2項に従い、就職の情報サイトで発信している就職、進学等の情報の公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であることを検証する
- ☐卒業後又は修了後に進学した者及び就職した者の数等を公表する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学校教育法施行規則第172条2項に従い、就職の情報サイトで発信している就職、進学等の情報について、正確かつ直近の情報である	確認できた。

<広報部>

【確認項目】

- 学校教育法施行規則第172条2項に従い、大学ホームページにおける教育研究活動等の情報、自己点検・評価結果、財務に関する公表状況を確認し、正確かつ直近の情報であるか確認する
- 同志社大学の情報の公表サイトで、法令に基づいた情報を一元的に社会に分かりやすく公表しているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①大学のウェブサイトで発信している教育研究活動等の情報、自己点検・評価結果、財務に関する公表について、正確かつ直近の情報である	確認できた。
②同志社大学の情報の公表サイトで、法令に基づいた情報を一元的に社会に分かりやすく公表している	確認できた。

評価項目③ 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組を行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組としてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

- 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価しているか確認する
- 内部質保証に係る外部評価を実施しているか確認する
- 点検・評価の結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価している	確認できた。
②内部質保証に係る外部評価を実施している	確認できた。
③点検・評価の結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいる	確認できた。

基準3 教育研究組織

評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

- 同志社建学の精神や大学の教育理念、歴史、特色等、また、学問の動向や社会的要請への配慮等を踏まえて、本学がどのような教育研究組織及びその他の組織を構成しているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①同志社建学の精神や大学の教育理念、歴史、特色等、また、学問の動向や社会的要請への配慮等を踏まえて、教育研究組織及びその他の組織を構成している	確認できた。
➢教育研究組織その他の組織を、同志社建学の精神や大学の教育理念、歴史、特色等、また、学問の動向（新しい学問領域、学際的・融合的な学問領域、研究方法・研究手法の革新等）や社会的要請への配慮、大学の財政状況等に照らして妥当であるかを検証し、改善点がある場合はその内容と改善の見通しを記入してください 1) 教育研究組織の現状（2025年5月1日現在） 【学部及び大学院研究科】 14 学部、16 大学院研究科 【学則で規定する上記以外の教育研究組織】 キリスト教文化センター、ハリス理化学研究所、歴史資料館、全学共通教養教育センター、国際教育インスティテュート、免許資格課程センター、学習支援・教育開発センター、国際教養教育院 2) 教育研究組織の検討結果 本学は、新制大学設置以前から展開している学問領域に係る学部・研究科を廃止することなく継承するとともに、2004年度から 2013年度までの間、学問の動向や社会的要請を勘案して学部・研究科を改組・新設し、現在の編制に至っている。	

2013年度以降、現時点においては、わが国の人口減少の動向も見据えて規模の拡大を目指すことなく、私立大学として経営基盤の確立を要する状況に鑑みて規模を維持することを主眼としており、概ね適切であると考ええる。

評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

○教育研究組織その他組織が、同志社建学の精神や大学の教育理念、歴史、特色等、また、学問の動向や社会的要請への配慮、大学の財政状況等に照らして適切な構成であるかを確認する

○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育研究組織その他組織が、同志社建学の精神や大学の教育理念、歴史、特色等、また、学問の動向や社会的要請への配慮、大学の財政状況等に照らして適切な構成である	確認できた。
②検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいる	確認できた。
➤教育研究組織その他組織が、同志社建学の精神や大学の教育理念、歴史、特色等、また、学問の動向や社会的要請への配慮、大学の財政状況等に照らし、妥当であるかを検証し、改善点がある場合はその内容を記入してください 本学の教育研究組織は、建学の精神と教育理念に基づき、歴史的蓄積と特色を生かした運営が概ね妥当であると評価できる。近年の学問動向や社会的要請にも一定の対応が進んでいるが、ここ10年間は教育研究組織の大きな改組等は行われておらず、急速な環境変化への機動的対応や財政状況を踏まえた資源配分の最適化には改善の余地がある。教育研究の質向上と持続可能な運営の両立に向け、具体的データに基づく組織体制・機能のさらなる検証と見直しが求められる。 ➤検証の結果、内部質保証推進会議が、前年度又は今年度に取り組んだ内容又は今度どのように取り組むのかの見通しを記入してください 今後も着実に、自己点検・評価において課題を洗い出して提言していくことが求められる。 また、内部質保証推進会議は、本学ビジョンが掲げる「共に知る、共に変わる」精神のもと、エビデンスに基づく教学マネジメントを強化していく必要がある。2025年度にはアセスメント・ポリシーの改正や、LMSを活用した学習成果の可視化機能の導入に取り組んだ。今後は学習成果に加え、科目運営状況の分析体制を整備し、組織的に活用する仕組へと発展させる必要がある。良心に基づく総合知の深化を支えるため、学内データを活用し、教育研究組織の適切性をエビデンスに基づいて検証できる仕組の確立を目指す。	

基準 4 教育課程・学習成果

評価項目① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①学位授与方針が、授与する学位ごとにふさわしい学習成果（知識、技能、態度等）を明示していることを確認する
- ②教育課程の編成・実施方針が、授与する学位ごとに下記事項を明示しており、学位授与方針に明示した学習成果の獲得が期待できる内容となっているかを確認する
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態
- ③アセスメント・ポリシーに基づき把握・評価した学習成果は、授与する学位にふさわしいか確認する
- ④学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対して公表できていることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「学位授与方針（※）」において、授与する学位ごとにふさわしい学習成果（知識、技能、態度等）を明示し、学生の学習成果の学習目標となるべき内容になっている（※学位授与方針：教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針）	全ての学部等において確認できた。
②「教育課程の編成・実施方針（※）」が、授与する学位ごとに下記事項を明示しており、学位授与方針に明示した学習成果の獲得が期待できる内容となっている ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態 （※教育課程編成・実施方針：卒業認定・学位授与の方針達成のためにどのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。）	全ての学部等において確認できた。
③アセスメント・ポリシーに基づき把握・評価した学習成果は、授与する学位にふさわしい	全ての学部等において確認できた。
④「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施方針」を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対して公表できている	全ての学部等において確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構（ILA）>

【確認項目】

- 学位授与方針が、授与する学位ごとにふさわしい学習成果（知識、技能、態度等）を明示していることを確認する
- 教育課程の編成・実施方針が、授与する学位ごとに下記事項を明示しており、学位授与方針に明示した学習成果の獲得が期待できる内容となっているかを確認する
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態
- アセスメント・ポリシーに基づき把握・評価した学習成果は授与する学位にふさわしいか確認する

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対して公表できていることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「学位授与方針」において、授与する学位ごとにふさわしい学習成果（知識、技能、態度等）を明示し、学生の学習成果の学習目標となるべき内容になっている	確認できた。
②「教育課程の編成・実施方針」が、授与する学位ごとに下記事項を明示しており、学位授与方針に明示した学習成果の獲得が期待できる内容となっている ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態	確認できた。
③アセスメント・ポリシーに基づき把握・評価した学習成果は、授与する学位にふさわしい	確認できた。
④「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施方針」を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対して公表できている	確認できた。

<教育支援機構><国際連携推進機構><高等研究教育院>

【確認項目】

○「同志社大学教育目標」の内容を身に付けるべき資質・能力として教育課程の編成・実施方針を策定できているかを確認する

○教育課程の編成・実施方針が、下記事項を明示しているかを確認する

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態

○教育課程の編成・実施方針を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対して公表できていることを確認し、わかりやすく発信できているかを確認する

<教育支援機構（全学共通教養教育センター）（免許資格課程センター）>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「同志社大学教育目標」の内容を身に付けるべき資質・能力として教育課程の編成・実施方針（※）を策定できている （※教育課程の編成・実施方針：卒業認定・学位授与の方針達成のためにどのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。）	確認できた。 ただし、博物館学芸員課程、図書館司書課程、学校図書館司書教諭課程のカリキュラム・ポリシーにおいては、「同志社大学教育目標」の内容とのつながり明示するように改善する。
②教育課程の編成・実施方針に教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態を明示できている	確認できた。
③教育課程の編成・実施方針を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対してわかりやすく公表できている	確認できた。
➢公表しているホームページのURLを記入してください	<全学共通教養教育センター> 全学共通教養教育科目の目的 https://cgle.doshisha.ac.jp/cgle/subject/overview.html 全学共通教養教育カリキュラム・ポリシー https://cgle.doshisha.ac.jp/file/2025_cgile_cp.pdf 全学共通教養教育科目履修要項

	https://cgle.doshisha.ac.jp/file/zenkyo2025_25-22.pdf 外国語学習ガイドブック https://cgle.doshisha.ac.jp/cgle/attach/page/CGLE-PAGE-JA-69/177175/file/2026guidebook.pdf 全学共通教養教育センター https://cgle.doshisha.ac.jp/cgle/ 新入生用 全学共通教養教育科目 説明動画・資料 https://cgle.doshisha.ac.jp/cgle/syllabus/syllabus.html <免許資格課程センター> 教職課程 https://license.doshisha.ac.jp/license/teacher_t_program/policy.html 博物館学芸員課程 https://license.doshisha.ac.jp/license/museum_curator/policy.html 図書館司書課程 https://license.doshisha.ac.jp/license/librarian_program/policy.html 学校図書館司書教諭課程 https://license.doshisha.ac.jp/license/school_teacher-librarian/policy.html
>その他掲載している刊行物の名称を記入してください	<全学共通教養教育センター> ・全学共通教養教育科目履修要項 ・外国語学習ガイドブック <免許資格課程センター> ・免許・資格関係履修要項

>具体的な実施例や点検した結果を活かした改善例、特長的な取組の実績等

<全学共通教養教育センター> 外国語教育科目（英語）の新カリキュラム導入（2022年度） https://cgle.doshisha.ac.jp/cgle/subject/english-new-curriculum.html 同志社データサイエンス・AI教育プログラム（DDASH）開始（2022年度） https://cgle.doshisha.ac.jp/cgle/ddash/overview.html 全学共通教養教育科目の新体系の展開（2025年度） https://cgle.doshisha.ac.jp/cgle/subject/overview.html 同志社イノベーション・ゲートウェイ（DIG）開始（2025年度） https://cgle.doshisha.ac.jp/cgle/dig/index.html
--

<国際連携推進機構（国際教養教育院）>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「同志社大学教育目標」の内容を身に付けるべき資質・能力として教育課程の編成・実施方針を策定できている	確認できた。
②教育課程の編成・実施方針に教育課程の体系、教育内容、教育課程を編成する授業科目区分、授業形態を明示できている	確認できた。
③教育課程の編成・実施方針を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対してわかりやすく公表できている	確認できた。

<高等研究教育院>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「同志社大学教育目標」の内容を身に付けるべき資質・能力として教育課程の編成・実施方針を策定できている	確認できた。
②教育課程の編成・実施方針に教育課程の体系、教育内容、教育課程を編成する授業科目区分、授業形態を明示できている	確認できた。
③教育課程の編成・実施方針を、ホームページや履修要項を通して学生に対して周知し、受験生を含む社会に対してわかりやすく公表できている	確認できた。
➢公表しているホームページのURLを記入してください 【博士課程教育リーディングプログラム GRM グローバル・リソース・マネジメント】 https://grm.doshisha.ac.jp/ 【大学院研究科横断副専攻プログラム Comm5.0-AI・データサイエンス副専攻プログラム】 https://comm.doshisha.ac.jp/ 【同志社-ダイキン連携プロジェクト「次の環境」協創人材育成プログラム「次の環境」協創コース】 https://next.doshisha.ac.jp/next/advanced/outline2.html	

評価項目② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

■学部・研究科

【確認項目】

「学位授与方針」に掲げた学習成果の獲得において、適切で有効な教育課程であるかを下記の着眼点に沿って確認する

- ①「教育課程の編成・実施方針」と整合する教育課程であるかの確認
(科目の位置づけ(必修、選択等)、授業形態(講義、演習、実験等)、1学期の授業期間及び科目の単位数の設定状況を踏まえた確認)
- ②学習成果のうちの学位授与方針に掲げた資質・能力の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確で、専門分野の学問の体系を考慮した教育課程であるかの確認
(カリキュラムマップによる確認)
- ③学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているかが明確で、学習の順次性に配慮した教育課程であるかの確認
(ナンバリング、カリキュラムツリーによる確認)
- ④単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程であるかの確認
(必要な科目を適切な範囲及び数で設置、開講しているかの確認)

⑤各学位課程にふさわしい教育内容を設定している教育課程であるかの確認

<学士課程>

- ・教養教育の教育課程上の位置づけと配置の確認
- ・大学への学びに順応するための初年次教育や高大接続への配慮の確認
- ・学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる教育課程であるかの確認
(キャリア形成に資する教育の実施の確認)

<博士課程・修士課程>

コースワークとリサーチワークの組み合わせへの配慮の確認

<専門職学位課程>

理論教育と実践教育のバランスの確認

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①当該教育課程における科目の位置付け(必修、選択等)、授業形態(講義、演習、実験等)、1学期の授業期間及び科目の単位数の設定を確認のうえ、その「教育課程の編成・実施方針」と整合している	全ての学部等において確認できた。
②カリキュラムマップを作成し、「学位授与方針」に掲げた学習成果のうち、どの要素の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確になっている	確認できた。ただし、後期課程は研究指導を中心としているため、カリキュラムマップの作成対象外としている。
③ナンバリングまたはカリキュラムツリーを作成し、学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているのか明確になっている	確認できた。ただし、カリキュラムツリーは学部のみ(一部の研究科を除く)。
④単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程である(科目の学問領域の範囲の妥当性や設置・開講科目数の適切性を確認)	全ての学部等において確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構><高等研究教育院>

【確認項目】

○学位授与方針に掲げた学習成果の獲得において(高等研究教育院は「同志社大学教育目標」の内容を身に付けるべき資質・能力とした学習成果の獲得において)適切で有効な教育課程であるかを下記の着眼点に沿って確認する

- ・教育課程の編成・実施方針と整合する教育課程であるかの確認
(科目の位置づけ(必修、選択等)、授業形態(講義、演習、実験等)、1学期の授業期間及び科目の単位数の設定状況を踏まえた確認)
- ・学習成果のうちの学位授与方針に掲げた資質・能力の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確で、専門分野の学問の体系を考慮した教育課程であるかの確認
(カリキュラムマップによる確認)
- ・学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているかが明確で、学習の順次性に配慮した教育課程であるかの確認
(ナンバリング、カリキュラムツリーによる確認)
- ・単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程であるかの確認

(必要な科目を適切な範囲及び数で設置、開講しているかの確認)

・各学位課程にふさわしい教育内容を設定している教育課程であるかの確認

<学士課程>

・教養教育の教育課程上の位置づけと配置の確認

・大学への学びに順応するための初年次教育や高大接続への配慮の確認

・学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる教育課程であるかの確認

(キャリア形成に資する教育の実施の確認)

<博士課程・修士課程>

コースワークとリサーチワークの組み合わせへの配慮の確認

<専門職学位課程>

理論教育と実践教育のバランスの確認

<国際連携推進機構 (ILA) >

【確認項目】

○学位授与方針に掲げた学習成果の獲得において適切で有効な教育課程であるかを下記の着眼点に沿って確認してください

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①当該教育課程における科目の位置付け(必修、選択等)、授業形態(講義、演習、実験等)、1学期の授業期間及び科目の単位数の設定を確認のうえ、その教育課程の編成・実施方針との整合している	確認できた。
②カリキュラムマップを作成し、「学位授与方針」に掲げた学習成果のうち、どの要素の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確になっている	確認できた。
③ナンバリングまたはカリキュラムツリーを作成し、学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているのか明確になっている	確認できた。
④単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程である (科目の学問領域の範囲の妥当性や設置・開講科目数の適切性を確認)	確認できた。
Academics (Curriculum Map, Curriculum Tree) https://ila.doshisha.ac.jp/ila/en/academics/outline.html	

<高等研究教育院>

【確認項目】

○「同志社大学教育目標」および各教育プログラムの人材養成目的の内容を身に付けるべき資質・能力とした学習成果の獲得において、適切で有効な教育課程であるかを下記の着眼点に沿って確認してください

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①当該教育課程における科目の位置付け(必修、選択等)、授業形態(講義、演習、実験等)、1学期の授業期間及び科目の単位数の設定を確認のうえ、その教育課程の編成・実施方針との整合している	確認できた。
②カリキュラムマップを作成し(別の方法でも可)、学習成果(「同志社大学教育目標」に基づく身に付けるべき資質・能力)のうち、どの要素の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確になっている	確認できた。

③ナンバリングまたはカリキュラムツリーを作成し、学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているのか明確になっている	確認できた。
④単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程である (科目の学問領域の範囲の妥当性や設置・開講科目数の適切性を確認)	確認できた。
➤①～④において「はい」と回答した場合、その根拠を記入してください 各プログラムの科目はそれぞれシラバスを作成し公開し、履修要項も作成している。これらにより、授業内容や単位数、各プログラム修了に必要な要件や単位数等を確認できる。また、資料「高等研究教育院設置科目と学力の3要素との関係」において、必修・選択、科目ナンバリング、配当年次、学力の3要素について記載しており、科目毎に学力の3要素のうちどの要素獲得に寄与するか分かるよう纏めている。 【GRM】履修要項 https://next.doshisha.ac.jp/next/grm/programguide.html 【Comm5.0】履修要項 https://comm.doshisha.ac.jp/ 【「次の環境」協創コース】 https://shinzandaitaku.doshisha.ac.jp/class/	

<教育支援機構><国際連携推進機構>

【確認項目】

- 学習成果の獲得において適切で有効な教育課程であるかを下記の着眼点に沿って確認する
- ・教育課程の編成・実施方針と整合する教育課程であるかの確認
(科目の位置づけ(必修・選択等)、授業形態(講義、演習、実験等)、1学期の授業期間及び科目の単位数の設定状況を踏まえた確認)
 - ・学習成果のうちのどの要素の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確で、専門分野の学問の体系を考慮した教育課程であるかの確認
(カリキュラムマップによる確認)
 - ・学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているかが明確で、学習の順次性に配慮した教育課程であるかの確認
(ナンバリング、カリキュラムツリーによる確認)
 - ・単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程であるかの確認
(必要な科目を適切な範囲及び数で設置、開講しているかの確認)
 - ・全学共通教養教育科目については、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる教育を提供しているかの確認
(キャリア形成に資する教育の実施の確認)
 - ・全学共通教養教育科目については、学生がデータ分析に関する知識技能を獲得することができる教育を提供しているかの確認
(データサイエンス・AI教育プログラムの実施の確認)

<教育支援機構(全学共通教養教育センター)(免許資格課程センター)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育課程の編成・実施方針と整合する教育課程である	確認できた。
②学習成果のうちのどの要素の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確	確認できた。

で、専門分野の学問の体系を考慮した教育課程である	
③学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているかが明確で、学習の順次性に配慮した教育課程である	確認できた。
④単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程である	確認できた。
⑤全学共通教養教育科目については、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる教育を提供している	確認できた。
➤具体的な科目群を示してその概要を記入してください。 <全学共通教養教育センター> 【全学共通教養教育科目群・区分】 ・同志社科目群…「同志社科目区分」と「人文科学系科目区分」の「宗教学(1)」「宗教学(2)」で構成され、建学の精神である「良心教育」を学び、「キリスト教主義」に対する理解を深める。「同志社科目区分」は、長い歴史と豊かな伝統を有する本学に関する総合的理解を基礎としながら、キリスト教的倫理観・人間観・価値体系への理解を深めることを到達目標とし、講義に行事参加などを随時組み合わせた科目によって構成する。 ・基礎学術科目群…「人文科学系科目区分」「社会科学系科目区分」「自然科学系科目区分」「人間科学系科目区分」の4つの科目区分で構成され、基礎的、学術的な理論を学び、知識・技能を向上させる。 ・グローバル教養科目群…「国際教養科目区分」「外国語教育科目区分」で構成され、異文化及び日本文化、世界の諸相ならびに諸課題の理解、外国語運用能力・コミュニケーション能力の養成を通して、多様な文化的差異を認め、乗り越える寛容さと協働性を身に付ける。 ・イノベーション創出科目群…「ライフデザイン科目区分*1」「クリエイティブ・ジャパン科目区分」により構成され、陋習(ろうしゅう)に囚われない自由な発想から新たな社会的価値を創出する力を涵養する。学外のゲスト・スピーカーの招聘やフィールドワーク、実習などによる実践的な学びを重視し、講義で得られた知識の活用を実社会との接点において理解・体感することを目的とする(2026年度より「トピック科目区分*2」を増設する)。 *1「ライフデザイン科目区分」は、人生全体における大学生活の位置付けや、課外活動の意味、そしてそれらと実社会がどのように結びついているのか、多様な価値観や社会の事例や取組等に触れながら、自身の価値観に対する理解を深めることを到達目標とする(学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる教育)。 *2「トピック科目区分」は、時代・社会の情勢等に即したタイムリーな事象・話題をテーマとして取り上げ、多様な社会生活に対応するため、知識を習得し見識を広げることを到達目標とする。座学形式、オンデマンド形式、PBL型等、授業の形式は問わず、現代的な課題を取り上げ、多様な見方や考え方があることを理解し、答えのない課題を多面的・多角的に考え、批判的思考の醸成にもつなげる。 【参考情報】 ・全学共通教養教育科目と学力の3要素との関係 https://cgile.doshisha.ac.jp/file/zenkyo_gakuryoku3_2025.pdf	
⑥全学共通教養教育科目については、学生がデータ分析に関する知識技能を獲得することができる教育を提供している	確認できた。
➤具体的な科目群を示してその概要を記入してください。 <全学共通教養教育センター> ●同志社データサイエンス・AI教育プログラム(DDASH) 文理を問わず、デジタル社会の基礎知識である「数理・データサイエンス・AI」に関する知識・技能を身に付け、各自の専門分野での修学や社会生活でこれらを道具として活用し、新たな価値を創造できる人物の養成を目的として、2022年度に「同志社データサイエンス・AI教育プログラム(DDASH)」を設置した。	

DDASH は「リテラシーレベル」に加え、さらに深く学ぶ「応用基礎レベル」及び「データサイエンス・AI 副専攻」の3 つのプログラムで構成している。「リテラシーレベル」は、文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」に2023年度に認定、「応用基礎レベル」は、同認定制度に2024年度に認定されている。

〔特徴〕

- ・ 専門分野を問わず、すべての学部学生が履修可能な全学共通教養教育科目で構成するプログラム。
- ・ 必修科目の「データサイエンス概論」、「データサイエンス基礎」、「データエンジニアリング基礎」、「AI基礎」は、オンデマンド配信の科目のため、時間・場所を問わず受講可能。（「データサイエンス基礎」と「データエンジニアリング基礎」は試験のみ指定の曜日・講時で対面試験を実施）。
- ・ 本学学生向けの特別価格で「統計検定」の受検が可能。これにより、自身の学習の到達度を客観的に確認できる。
- ・ プログラムの必要単位を満たせば、卒業可否に関わらず学習歴のデジタル証明である「オープンバッジ」を希望者に発行。就職活動等、学内外でのスキルの証明に活用できる。
- ・ プログラム履修生を対象に、初学者向け動画プログラミング学習サービス「paiza ラーニング」の有料コンテンツを無料で利用できる「paiza ラーニング学校フリーパス」を提供する学習支援を行っている。また、LinkedIn Learningを補完教材として提供している。

<国際連携推進機構（国際教養教育院）>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①当該教育課程における科目の位置付け（必修、選択等）、授業形態（講義、演習、実験等）、1学期の授業期間及び科目の単位数の設定を確認のうえ、その教育課程の編成・実施方針との整合している	全ての授業は選択科目で、必修科目や年次配当は無い。 詳細は※参照。
②カリキュラムマップ等を作成し（別の方法でも可）、学習成果（「同志社大学教育目標」に基づく身に付けるべき資質・能力）のうち、どの要素の獲得には、どの授業科目の履修が寄与するかが明確になっている	確認できた。
③ナンバリングまたはカリキュラムツリーを作成し、学習成果の獲得のためにどの授業科目が連携して年次配当しているのか明確になっている	全ての授業は選択科目で、必修科目や年次配当は無い。
④単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した教育課程である （科目の学問領域の範囲の妥当性や設置・開講科目数の適切性を確認）	確認できた。
➤④について確認した内容を記入し、改善点がある場合はその内容と改善状況をあわせて記入してください 日本語・日本文化教育科目は全学の外国人留学生へ日本語および日本文化を教授することを目的として設置されている。日本語科目は学習者の日本語学習段階に合わせた履修が可能となるよう9段階に編成され、学習段階ごとに「アカデミック・リーディング」「アカデミック・ライティング」「オーラル・コミュニケーション」「文法」「語彙」といった技能別科目を設置している。各自が日本語学習段階に合わせて、向上させたい技能に応じて1科目から履修可能となっている。 また、全学共通教養教育科目として提供しているグローバル・リベラルアーツ副専攻英語開講科目をはじめとする科目は、各学部の専門を超えた様々な学問領域の観点から、国際的かつ学際的な学識を身に着けた人物の育成を目指している。グローバル・リベラルアーツ副専攻を修了するために複数科目を履修するだけでなく、副専攻登録をせずに1科目から履修することもできるようになっている。 国際教養教育院生に対しては学位プログラムを提供していないため体系立てた教育課程の提供はしていない	

が、グローバル教育プログラム、日本語・日本文化教育プログラムともに1学期間の登録上限単位数(15単位)の中で各自が必要とする科目を自由に選択して履修できるように科目を提供している。
いずれも学生には十分な学習時間が確保されており、設定した学習効果を獲得することができるようになっている。

【参考情報】

・全学共通教養教育科目と学力の3要素との関係

https://cgle.doshisha.ac.jp/file/zenkyo_gakuryoku3_2025.pdf

評価項目③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。)
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

■学部・研究科

【確認項目】

学位授与方針で掲げた学習成果を獲得できるよう適切で有効な教育を実施するとともに、授業内外の学生の学習活性化を図っているかを下記の着眼点に沿って確認する

- ①単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限を設定しているかの確認(学士課程では「学部一般内規」に基づき、春学期及び秋学期合計50単位に満たない範囲内とし、免許資格課程の履修等による例外を認める場合は、その基準を明文化)
- ②各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じているかの確認(反転授業を始めとする能動的に学習する授業の導入、ICT等授業効果を高める手法の活用、授業時間外学習の徹底による学習時間の確保等)
- ③個々の授業科目が、教育課程の編成・実施方針と整合し、かつ単位制度の趣旨に基づき授業時間外学習を必要とする内容であることを担保するため、「2025年度シラバス作成要領」に基づき組織的にシラバスの内容を確認し、必要な場合に記載内容の修正に取り組んでいるかの確認(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等のシラバスへの明記)
- ④各学位課程の特質に応じた教育を実施しているかの確認

<学士課程>

- ・オフィスアワー等の履修指導体制の学部としての組織的整備とその運用状況の確認
- ・学生による授業評価の実施と活用状況の確認
- ・学生の学習時間の実態及び学習行動を把握する取組の実施状況の確認

- ・学生調査を活用して学生の声を改善に生かしているかの確認
- ・GPAを教学上の基準設定や選考基準に活用することによる学習の活性化の状況の確認
- ＜博士課程・修士課程＞
- ・学位課程ごとに、研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を、ホームページや履修の手引き等の刊行物によりあらかじめ学生に明示していること及びそれに基づいた研究指導の実施状況の確認
- ・若手研究者や高度職業人を養成するための取組の確認

＜専門職学位課程＞

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施状況の確認
- ・高度職業人を養成するための取組の確認

- ⑤「同志社大学「新たな学び」のための授業実施方針（改定版）」「授業実施のためのガイドライン（改正版）」に基づき、学部・研究科の面接授業及び遠隔授業の質保証が適切になされているかの確認
- 学部・研究科において、面接授業及び遠隔授業に関してシラバス記載の授業計画に基づいて実施されているかを組織的に把握できているかの確認
 - 学生の主体的な授業時間外学習の促進ができてきているかの確認
 - 遠隔授業においては、同時性または即応性を持つ双方向性（対話性）が担保されているかの確認
- ⑥新学年暦（13週面接授業＋2週オンデマンド授業）の導入の効果についての確認

【点検項目】

点検項目		点検・評価結果
①-1 単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限を設定しているか (学士課程では「学部一般内規」に基づき、春学期及び秋学期合計50単位に満たない範囲内とし、免許資格課程の履修等による例外を認める場合は、その基準を明文化)		各学部において上限値を定め、上限の緩和を認める場合は、基準を明文化した資料を広く公開している。
①-2 免許資格課程関連科目以外では、履修登録単位数の上限の緩和を認める措置はない	3つの学部を除いて上限緩和の措置はない。緩和する場合は以下の条件を確認する。 (1) どのような措置、制度により履修登録単位数の上限の緩和を認めているのか (2) この措置、制度が適用される条件（GPAの状況等）及び手続（教務主任の承認等） (3) この措置や制度、適用の条件の学生の明示方法（履修要項への記載等）	
② 各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じているか (反転授業を始めとする能動的に学習する授業の導入、ICT等授業効果を高める手法の活用、授業時間外学習の徹底による学習時間の確保等)		全ての学部等において確認できた。
③ 「2025年度シラバス作成要領」に基づき、各科目のシラバスに到達目標、計画、成績基準、授業外学習等に関する記載があり、またその内容を組織的に確認している (例：教務主任による確認 等)		一つの研究科（後期課程）を除く学部等において確認できた。

＜学士課程＞

点検項目	点検・評価結果
------	---------

④-1 オフィスアワー等の履修指導体制を学部として組織的に整備し、履修指導を行っている	少数を除く学部において確認できた。
④-2 各科目担当者が学生による授業評価（「授業評価アンケート」等）の結果を適宜活用して授業改善に取り組む組織的な仕組みが整備できている	半数の学部において確認できた。
④-3 オフィスアワー等の履修指導体制を学部として組織的に整備し、履修指導を行っている	一部を除く学部において確認できた。
④-4 学生の声や実態（「授業評価アンケート」「学びの実態調査」の結果等）を組織的に把握・評価し、組織的な授業改善に活用している	一部を除く学部において確認できた。
④-5 GPAを活用して学習の活性化に役立っている	少数を除く学部において確認できた。

<博士課程・修士課程>

点検項目	点検・評価結果
① 研究指導計画（※）を明示している ※ 研究指導の内容及び方法、年間スケジュールについて具体的な内容を明示していること	全ての研究科において確認できた。
② 研究科独自で若手研究者、高度職業人を養成するための取組がある	半数以上の研究科において取組を確認できた。

■ 学部・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構><高等研究教育院>

【確認項目】

○ 学位授与方針で掲げた学習成果を獲得できるよう適切で有効な教育を実施するとともに、授業内外の学生の学習活性化を図っているかを下記の着眼点に沿って確認する

- ・ 単位制度の趣旨及び当該学位課程で獲得を目指す学習成果の内容に基づき、学生の学習時間確保を考慮した1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限を設定しているかの確認（学士課程では「学部一般内規」に基づき、春学期及び秋学期合計50単位に満たない範囲内とし、免許資格課程の履修等による例外を認める場合は、その基準を明文化）
- ・ 各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じているかの確認（反転授業を始めとする能動的に学習する授業の導入、ICT等授業効果を高める手法の活用、授業時間外学習の徹底による学習時間の確保等）
- ・ 個々の授業科目が、教育課程の編成・実施方針と整合し、かつ単位制度の趣旨に基づき授業時間外学習を必要とする内容であることを担保するため、「2025年度シラバス作成要領」に基づき組織的にシラバスの内容を確認し、必要な場合に記載内容の修正に取り組んでいるかの確認
（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等のシラバスへの明記）

・ 各学位過程の特質に応じた教育を実施しているかの確認

<学士課程>

- ・ オフィスアワー等の履修指導体制の学部としての組織的整備とその運用状況の確認
- ・ 学生による授業評価の実施と活用状況の確認
- ・ 学生の学習時間の実態及び学習行動を把握する取組の実施状況の確認
- ・ 学生調査を活用して学生の声を改善に生かしているかの確認
- ・ GPAを教学上の基準設定や選考基準に活用することによる学習の活性化の状況の確認

<博士課程・修士課程>

- ・学位課程ごとに、研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を、ホームページや履修
- ・手引き等の刊行物によりあらかじめ学生に明示していること及びそれに基づいた研究指導の実施状況の
- 確認
- ・若手研究者や高度職業人を養成するための取組の確認

<専門職学位課程>

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施状況の確認
- ・高度職業人を養成するための取組の確認
- ・「同志社大学「新たな学び」のための授業実施方針（改定版）」「授業実施のためのガイドライン（改正版）」に基づき、学部・研究科の面接授業及び遠隔授業の質保証が適切になされているか、下記の着眼点に沿って確認する
- 学部・研究科において、面接授業及び遠隔授業に関してシラバス記載の授業計画に基づいて実施されているかを組織的に把握できているかの確認
- 学生の主体的な授業時間外学習の促進ができているかの確認
- 遠隔授業においては、同時性または即応性を持つ双方向性（対話性）が担保されているかの確認
- ・シラバスに明記した内容に基づき、適切に授業を実施できているかの確認（科目担当者による個々の自己評価（振り返り、アンケート）等による検証）
- ・新学年暦（13週面接授業＋2週オンデマンド授業）の導入の効果についての確認

<国際連携推進機構（ILA）>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①免許資格課程関連科目以外では、履修登録単位数の上限の緩和を認める措置はない	確認できた。
②各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じている （反転授業を始めとする能動的に学習する授業の導入、ICT等授業効果を高める手法の活用、授業時間外学習の徹底による学習時間の確保等）	確認できた。
③「2025年度シラバス作成要領」に基づき、各科目のシラバスに到達目標、計画、成績基準、授業外学習等に関する記載があり、またその内容を組織的に確認している （例：教務主任による確認 等）	確認できた。
④学士課程に関して、以下の点を自己評価してください	
1) オフィスアワー等の履修指導体制を学部として組織的に整備し、履修指導を行っている	確認できた。
2) 各科目担当者が学生による授業評価（「授業評価アンケート」等）の結果を適宜活用して授業改善に取り組む組織的な仕組が整備できている	確認できた。
3) 学生の学習時間の実態及び学習行動を組織的に把握・評価し、授業改善に活用している	以下の通り。
学生の学習時間に関する調査は実施しており、今後は調査結果の組織的な共有・活用を進め、授業改善につなげていく。	
4) 学生の声や実態（「授業評価アンケート」「学びの実態調査」の結果等）を組織的に把握・評価し、組織的な授業改善に活用している	以下の通り。
学生の声や実態に関する各種調査は実施しており、表彰制度等を通じた教育改善の取組を進めている。今後は調査結果の組織的な共有・活用を一層推進し、授業改善につなげていく。	
5) GPAを活用して学習の活性化に役立てている	確認できた。
⑤「同志社大学「新たな学び」のための授業実施方針（改定版）」「授業実施のためのガイドライン（改正版）」に基づき、ILAの面接授業及び遠隔授業の質保証が適切になされているか、下記の着眼点に沿って確認	

してください	
⑤-1 学部・研究科において、面接授業及び遠隔授業に関してシラバス記載の授業計画に基づいて実施されているかを組織的に把握できていることが確認できた （例：教員へのアンケート実施により、把握している） ⑤-2 学生の主体的な授業時間外学習の促進ができていることが確認できた ⑤-3 遠隔授業においては、同時性または即応性を持つ双方向性（対話性）が担保されていることが確認できた	以下の通り。
シラバスに基づく授業実施状況や授業時間外学習の状況について、今後は学びの実態調査や授業評価アンケートの結果を活用し、状況把握に努める。なお、遠隔授業は原則として実施していない。	

<高等研究教育院>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じている （反転授業を始めとする能動的に学習する授業の導入、ICT等授業効果を高める手法の活用、授業時間外学習の徹底による学習時間の確保等）	確認できた。
➤主要な授業科目について、その内容や達成目標に応じて、どのように授業方法を工夫しているかを具体的に記入してください 社会人学生については、所属企業の勤務状況等により、いずれかの校地で対面授業に参加する時間の確保が難しい場合があることから、オンデマンド講義やリアルタイムオンライン講義を取り入れた科目を提供している。また、グループワーク等を中心とするため対面での受講を必須とする科目については、社会人学生が参加しやすいよう、土曜日の集中講義として短期間で実施するなど、主体的な学習への参加を促す工夫を行っている。社会人履修者の割合が高く、遠方のゲストスピーカーによる講義も実施している「カーボンリサイクル共同研究デザイン連携講座（共同講座）」では、第1回から第14回までをオンデマンド講義とZoomによる講義を併用して実施し、最終回のグループワークを対面で行うなど、多様な授業形態を組み合わせることで受講生の負担軽減を図っている。 さらに、特徴的な科目として、「科学と良心」では、複数の教員がオムニバス形式で授業を担当している。各教員が原則2回ずつ授業を行い、1回目はオンデマンド講義、2回目はメタバース空間を活用した講義やディスカッションを実施するなど、大学院生と社会人学生が共修する環境のもとで先進的な教育を展開している。	
②「2025年度シラバス作成要領」に基づき、各科目のシラバスに到達目標、計画、成績基準、授業外学習等に関する記載があり、またその内容を組織的に確認している （例：教務主任による確認 等）	以下の通り。
➤シラバスの記載内容を組織的に確認、改善する仕組の構築状況を記入してください 一部の科目についてはプログラムコーディネーターがシラバスの内容を確認しているが、組織的な第三者確認の体制は十分に整備されていない。また、教育プログラムやコースごとにシラバスを取りまとめて確認する仕組みはなく、現状では事務室において担当者が確認を行っている。今後は、各教育プログラムのプログラムコーディネーター、各プログラムの関連委員会、または高等研究教育院委員会の委員による確認など、第三者が組織的に確認する体制の整備を検討する。	
③独自で若手研究者、高度職業人を養成するための取組がある	特になし。
④「同志社大学「新たな学び」のための授業実施方針（改定版）」「授業実施のためのガイドライン（改定版）」に基づき、面接授業及び遠隔授業の質保証が適切になされているか、下記の着眼点に沿って確認してください	
④-1 面接授業及び遠隔授業に関してシラバス記載の授業計画に基づいて実施されている	以下の通り。

かを組織的に把握できていることが確認できた (例:教員へのアンケート実施により、把握している) ④-2 学生の主体的な授業時間外学習の促進ができていることが確認できた ④-3 遠隔授業においては、同時性または即応性を持つ双方向性(対話性)が担保されていることが確認できた	
「次の環境」協創コースに設置された科目については、授業終了後に教員から授業実施に関する報告書の提出を求めている、授業実施状況や課題等を把握している。一方で、GRMやComm5.0等の科目については、授業実施状況を組織的に把握するための仕組みが十分に整備されていないことから、今後、把握・確認方法の充実について検討を進める。	

<教育支援機構><国際連携推進機構>

【確認項目】

- 学習成果を獲得できるよう適切で有効な教育を実施するとともに、授業内外の学生の学習活性化を図っているかを下記の着眼点に沿って確認する
- ・各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じているかの確認(反転授業を始めとする能動的に学習する授業の導入、ICT等授業効果を高める手法の活用、授業時間外学習の徹底による学習時間の確保 等)
 - ・個々の授業科目が、教育課程の編成・実施方針と整合し、かつ単位制度の趣旨に基づき授業時間外学習を必要とする内容であることを担保するため、「2025年度シラバス作成要領」に基づき組織的にシラバスの内容を確認し、必要な場合に記載内容の修正に取り組んでいるかの確認(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等のシラバスへの明記)
 - ・学生による授業評価の実施と活用状況の確認
 - ・「同志社大学「新たな学び」のための授業実施方針(改定版)」「授業実施のためのガイドライン(改正版)」に基づき、学部・研究科の面接授業及び遠隔授業の質保証が適切になされているかの確認
 - ・新学年暦(13週面接授業+2州オンデマンド授業)の導入の効果についての確認

<教育支援機構(教務部)(全学共通教養教育センター)(免許資格課程センター)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じている	確認できた。
>主要な授業科目について、その内容や達成目標に応じて、どのように授業方法を工夫しているかを具体的に記入してください <全学共通教養教育センター> 全学共通教養教育科目において全学共通教養教育センターが提供している科目での特徴ある科目 ・同志社の良心とダイバーシティ 主に性の多様性、ジェンダー平等、多文化共生、障がい者支援を取り上げ、それらの現状を学び、なぜそれらの理解が重要かについて議論する。授業を通して、多様な生き方、多様な価値観を尊重し、他者の立場に立って考えることができる人物の育成をめざす。多くの学生の受講を実現するため、遠隔授業(オンデマンド型)として実施しており、期末試験以外の評価として小テストを課している。小テスト実施にあたっては、不正行為の抑止・防止のためのオンライン試験システムTestableを使用して、実施している。 ・データサイエンス概論 DDASHの必修科目に指定している。文系理系を問わず全学部の学生を対象に、数理・データサイエンス・AIに関する概論的な授業を行う。当該分野に関する基本的な知識と、データをもとに事象を適切に捉え、分析、	

説明できる力、学習した知識及び技能を適切に扱う能力を身につけることを目標とする。なお、授業で取り扱うテーマは、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムのモデルカリキュラム(リテラシーレベル)に準拠し、「データを読む、説明する、扱う」といった基本スキルを身につけるとともに、社会で起きている変化、データ・AIの活用領域と社会における具体的な利活用例、個人情報保護や情報セキュリティ等のデータ・AI利活用における様々な留意事項等について、総合的に学ぶ。授業はオンデマンドで実施している。理解しにくい点の解明やより理解を深めるために双方向性を担保したオンラインで実施する「質疑応答」の機会を設定している。確認テストや最終評価は、オンラインで受講する。

・同志社科目特論

「キリスト教的人間観から醸成される他人への優しさと、安易に人に左右されない信念と独立心を持った自治自立の人物を養成する」という本学の良心教育の精神はより一層重要となり、これらの本質的な理解や発展的な学びは、今後社会に出る際にもさらに大きな助けとなる。本科目では、同志社の歴史、建学の精神、キリスト教的価値観に関してより発展的に学ぶ。特定のテーマに対して深掘りし、深い理解を体験的に得ると共に、受講生がそこで得た知識や教養を自らの生き方や考え方を省察する拠り所のひとつとして活用できるようになることを目標とする。フィールドワークやチャペル・アワーの参加などによりキリスト教及び聖書への理解に接する。

・アントレプレナーシップ論

「アントレプレナーシップ論」は、東京と米国シリコンバレーに拠点を置くベンチャーキャピタルDNX Venturesから講師陣をむかえ、上場を果たす等の目覚ましい活躍をしている著名な起業家を招聘し、起業の意義や方法論について学ぶ科目。企業に入社して働く道だけでなく、革新的な企業を設立して社会に貢献する道もあり、大学生の時に起業という選択肢を理解しておくことは、その後のビジネスパーソンとしての選択肢を広げ、また、企業はどのように設立され、どのように運営されているのかという知識を得てことは、企業で働く上でも有益となる。今出川校地で行う面接授業を京田辺校地にもオンライン配信している。

・「京都科目-クリエイティブ伝統産業と文化イノベーション」

京都のクリエイティブな伝統産業が生み出す文化のイノベーションに焦点をあて、そのメカニズムとそれが経済やビジネスに与える影響を考察する。授業は講義に加えて、伝統産業の経営者や職人とのディスカッション、伝統産業の工房や寺社などの文化イノベーションの現場におけるフィールドワーク、学生間での密なディスカッションなどを織り交ぜて進められている。少人数で、変貌を遂げつつある京都の伝統産業の姿を講義と体験を通じて理解することができる、京都に位置する大学ならではの豊かな学びを体験することができる。

<免許資格課程センター>

教職概論:授業内容に沿った課題に関して、小グループ(4名程度)によるディスカッションをほぼ毎回実施している。

特別ニーズ教育論:ほぼ毎時間の最初に学生が授業前に作成した「対話シート」と「事前学修シート」を用いてのペア学習を行っている。「対話シート」は、前時間の学びの内容を授業後に振り返り記入させている。作成したシートを授業の最初にペアで相互にコメントを記述させることで、教員として働く上で必要となる生徒のレポートなどへのコメント力を育成することも想定している。「事前学修シート」は、e-classにupした資料を事前に熟読し、資料内容に基づいた課題の解答をシートに作成した上で、授業に出席させている。先の「対話シート」のコメント記述、シート記載内容を口頭でペアに説明させて、自分の言葉で人に伝える力の育成も想定している。いずれも、学生は積極的に取り組み、前時の内容の復習とともに、本時の学習の基礎的内容を修得した上での受講が可能で「反転授業」と類似した効果を生んでいる。

司書課程科目のうち、資格取得のためには全員が必修の「図書館演習」においては、資料整理・保存、サービス提供の経験を持つという到達目標に応じ、実際の図書館での現場実習を行っている。さらに授業外に実習先図書館について詳細な調査を行う時間を設けることで、能動的に実習する態度を培うとともに、図書館の将来に関する意識を持つという到達目標にも寄与している。同じく図書館演習では現場実習のほか、グループ単位に分かれての図書館情報学に関する研究実践も行っている。テーマ自体は教員が提示したものから選択する形式であるが、調査方法や計画については学生が主体的に立案し、授業時間外もグループでの討議にあて

るのはもちろんのこと、場合によって学外で実際に調査を行うなど、能動的な活動を促すことで、到達目標のうちの「図書館情報学の研究手法を身につける」、「図書館現場でも有効な提案を行うスキルを身につける」の実現に寄与している。	
②個々の授業科目が、教育課程の編成・実施方針と整合し、かつ単位制度の趣旨に基づき授業時間外学習を必要とする内容であることを担保するため、「2025年度シラバス作成要領」に基づき組織的にシラバスの内容を確認し、必要な場合に記載内容の修正に取り組んでいる	確認できた。
③各科目担当者が学生による授業評価の結果を適宜活用して授業改善に取り組む組織的な仕組が整備できている	全学共通教養教育センターは確認できた。 免許は以下の通り。
アンケートの回収率向上に向けた取組により一定の改善はみられるものの、結果の信頼性を高め、組織的な授業改善に活用していくためには、さらなる回収率の向上を図る必要がある。今後は、回収率向上に向けた周知や実施方法の工夫を継続するとともに、免許資格課程センターFD研究会等において授業評価結果を共有し、改善点の抽出と対応方針の検討を行うことで、各科目の授業改善につなげていく。	
④学生による授業評価は、実施する時期、調査項目、回答方法や回収率、集計方法、実施のための労力及び費用等を総合的に判断すると、妥当な状況で実施できている	確認できた。
○同志社大学「新たな学び」のための授業実施方針（改定版）」「授業実施のためのガイドライン（改正版）」に基づき、学部・研究科の面接授業及び遠隔授業の質保証が適切になされているか、下記の着眼点に沿って確認してください	
①面接授業及び遠隔授業に関してシラバス記載の授業計画に基づいて実施されているかを組織的に把握できていることが確認できた （例：教員へのアンケート実施により、把握している） ②学生の主体的な授業時間外学習の促進ができていることが確認できた ③遠隔授業においては、同時性または即応性を持つ双方向性（対話性）が担保されていることが確認できた	以下の通り。
<全学共通教養教育センター> 面接授業及び遠隔授業について、個々の授業が授業計画に基づいて実施されている状況や、学生の主体的な授業時間外学習の状況、遠隔授業における同時性・対話性の確保状況を組織的に把握する仕組みについては、さらなる充実が必要である。今後は、授業評価アンケートやクレーム・コミティ制度を通じて寄せられる意見等を活用しながら、授業内容や授業方法の継続的な改善を図る。 <免許資格課程センター> 科目担当者による授業講評は、「学生による授業評価アンケート」の結果や学生の学習達成度・学習態度を踏まえて授業を振り返り、その結果を学生にフィードバックすることで、教員の授業改善意欲及び学生の学習意欲の向上につながる取組である。今後も授業講評の実施を推進するとともに、入稿率の向上に向けた教員への周知を徹底し、授業改善や適切な成績評価の確認に活用していく。	

<国際連携推進機構（国際教養教育院）>

【点検項目】

○学習成果を獲得できるよう適切で有効な教育を実施するとともに、授業内外の学生の学習活性化を図っているかを下記の着眼点に沿って確認してください

点検項目	点検・評価結果
①各授業科目においてその内容や到達目標に応じた授業形態、授業方法を採用し、学生の主体的な授業参加を促進する工夫を講じている	確認できた。

➤主要な授業科目について、その内容や達成目標に応じて、どのように授業方法を工夫しているかを具体的に記入してください 《日文》 教科書(テキスト)だけを見て学習するのではなく、様々な視覚・聴覚的資料、日本語ボランティア、ディスカッション、体験などを用いて、「読む・書く・話す・聞く」の4技能がバランスよく上達できるように工夫している。 《GEM》 各授業の講師はそれぞれの分野で高い資格を持ち、豊富な経験を持っている。	
②個々の授業科目が、教育課程の編成・実施方針と整合し、かつ単位制度の趣旨に基づき授業時間外学習を必要とする内容であることを担保するため、「2025年度シラバス作成要領」に基づき組織的にシラバスの内容を確認し、必要な場合に記載内容の修正に取り組んでいる	確認できた。
③各科目担当者が学生による授業評価の結果を適宜活用して授業改善に取り組む組織的な仕組が整備できている	確認できた。
④学生による授業評価は、実施する時期、調査項目、回答方法や回収率、集計方法、実施のための労力及び費用等を総合的に判断すると、妥当な状況で実施できている	確認できた。
○「同志社大学「新たな学び」のための授業実施方針(改定版)」「授業実施のためのガイドライン(改正版)」に基づき、面接授業及び遠隔授業の質保証が適切になされているか、下記の着眼点に沿って確認してください	
①面接授業及び遠隔授業に関してシラバス記載の授業計画に基づいて実施されているかを組織的に把握できていることが確認できた (例:教員へのアンケート実施により、把握している)	確認できた。
②学生の主体的な授業時間外学習の促進ができていることが確認できた	確認できた。
③遠隔授業においては、同時性または即応性を持つ双方向性(対話性)が担保されていることが確認できた	遠隔授業はない。
➤効果的に実施できている点について記入してください 《日文》 授業が授業計画に基づいて実施されているかについては、各授業終了後に授業報告書を作成することとなり、教員共同研究室において保管している。授業報告書には、授業内容や進度、出席状況、学生の受講状況等が記載されており、各授業の実施状況を組織的に把握できる体制を整えている。授業時間外学習については、e-classの管理機能等を活用し、課題や自主学習の取組状況を確認している。科目担当者はその結果を踏まえ、必要に応じて授業内でフィードバックや補足説明を行うほか、小テストの実施等を通じて学習支援を行っている。 《GEM》 授業の実施状況については、全教員が参加する年次FD会議において情報共有を行い、把握に努めている。また、それぞれの授業で出した課題を教員が確認している。	

<教育支援機構(学習支援・教育開発センター)>

【確認項目】

- 学生による授業評価が、効果的な内容及び方法で実施できているか、教育課程や授業の改善に寄与できているかを検証し、必要に応じて授業評価の内容や方法の改善を図っているかを確認する
- 学生の学習時間の実態及び学習行動を把握する取組が、効果的な内容及び方法で実施できているか、教育課程や授業の改善に寄与できているかを検証し、必要に応じて取組の改善を図っているかを確認する
- 学生の自主的な学習を促進するための制度や取組が、効果的な内容及び方法で実施できているか、学生の自主的な学習促進に寄与できているかを検証し、必要に応じて制度や取組の改善を図っているかを確認する

○学生調査や授業評価アンケート等を用いて、新学年暦（13週面接授業＋2週オンデマンド授業）の効果検証を実施し、組織的に課題の把握や改善への施策を検討ができていないか確認する

<教育支援機構>（学習支援・教育開発センター）

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学生による授業評価は、実施する時期、調査項目、回答方法や回収率、集計方法、実施のための労力及び費用等を総合的に判断すると、妥当な状況で実施できている	以下の通り。
➤上記において「いいえ」と回答した場合、課題の内容、その課題をどのように改善すべきかと、今後の取組を記入してください。また、学部・研究科等の教育課程や授業の改善に寄与できているかを把握する仕組みをどのように構築していくのか、今後の取組を記入してください 授業評価アンケートについては、毎年、実施要領の検討を行い、見直しながら実施しているが、WEBでの調査を基本としていることから、回収率が低調となっていることが課題である（回収率：調査票による実施科目約50～70%、WEBでの実施科目10%前後）。これに対し、2025年度については、回収率を高められるよう授業評価アンケートの実施時期の見直しを行った。今後も引き続き、回収率を高められる方法についての検討を行う。	
②学生による授業評価の結果は、学部・研究科等の教育課程や授業の改善に寄与できている	確認できた。
③学生の学習時間の実態及び学習行動を把握する取組が、効果的な内容及び方法で実施できているか、教育課程や授業の改善に寄与できているかを検証し、必要に応じて取組の改善を図っている	以下の通り。
➤課題の内容、その課題をどのように改善すべきかと、今後の取組を記入してください 本学では、入学時調査、学びの実態調査（1～3年）、「学びのふり返し」卒業時調査（4年）を実施しており、これらの学生調査をもとに学習時間の実態及び学習行動の把握に努めている。これらの調査結果をより客観的に分析・評価できるよう、調査項目の見直しを進めている。これにより、教育課程や授業改善に活用しやすいアセスメント資料となることが期待される。また、学部に対して回答データや調査結果を分析するためのツールを提供する予定であり、これらの活用を通じて、さらなる教育改善が期待できる。 一方で、学生調査の回答率向上は引き続き課題となっている。特に学びの実態調査の回答率が低いことが課題となってきたが、2025年度については学年ごとの回収目標25%を達成することができた。学びの実態調査の内容がアセスメントに係ることもあり、学部等が回収率の向上に努めたことが改善の要因にあげられる。なお、学部等から全学的な施策の要望もあがっている。本学ではシステム上、回答を必須とする仕組みを設けられないため、他に有効な手段がないことから、引き続き、学部等の協力を仰ぎながら改善に努めたい。	
④学生の自主的な学習を促進するための制度や取組は、妥当な状況で実施できている	確認できた。
➤その制度や取組およびそれが妥当である点について記入してください 学生が主体的に学べる場としてラーニング・コモンズを設置している（今出川・新町・京田辺キャンパス）。ラーニング・コモンズではPC、プロジェクター、スクリーン、電子黒板等を配置し、グループでの学習を中心に、様々な形での学習活動を可能としている。図書館新設工事のため図書館での学習スペースが制限される期間中は、サイレントエリアを設け、一人で学習できるようなニーズにも対応している。また、学生の学びの場だけでなく、大学院生や教員による学習相談を実施しており、学習を進めるうえでの疑問や悩みに個別対応しているとともに、アカデミック・スキルセミナーを年間40回開催し、レポートの書き方をはじめとする、学習活動に必要なスキルを磨く機会を設けている。	
⑤学生調査や授業評価アンケート等を用いて、新学年暦（13週面接授業＋2週オンデマンド授業）の効果検証を実施し、組織的に課題の把握や改善への施策を検討ができていない	確認できた。
➤効果検証の結果と組織的な課題の把握や改善、施策について記入してください	

1～3年次生を対象とする学びの実態調査では新学年暦に関する質問項目を設定している。また、授業評価アンケートでもDO Weekや2回目の動画配信について質問項目を設けている。学生調査や授業評価アンケートの結果については、教務主任会議で報告のうえ共有し、全学的に課題を把握し、改善点について検討を行っている。また、各学部・研究科へも当該学部のデータを提供し、全学的な検討のみならず、各学部・研究科においても課題を把握し、改善に取り組めるようにしている。

➤具体的な実施例や点検した結果を活かした改善例、特長的な取組の実績等があれば記入してください。

ラーニング・コモンズでの学習相談では、オンライン相談も受け付けており、学生は学外（自宅等）からでも相談できるようにしている。また、今出川キャンパス（文系）と京田辺キャンパス（理系）をオンラインでつないで相談できる仕組みを整えており、両キャンパスから、文理両方の相談ができるようにしている。

<教育支援機構（教務部）>

【確認項目】

○教育活動を支援するためのティーチング・アシスタントやスチューデント・アシスタントの状況を確認し、制度の目的を果たすとともに効果的な運用ができているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①ティーチング・アシスタントは、制度の目的を果たし、効果的に運用できている	確認できた。
②スチューデント・アシスタントは、制度の目的を果たし、効果的に運用できている	確認できた。
➤効果的に運用できている点について記入してください ティーチング・アシスタント（以下、TA）、スチューデント・アシスタント（以下、SA）は、ともに学部・研究科等の会議での承認を経て、任用されており、大学院学生が教育経験機会を得ることによる教員・研究者・専門職業人等としての自立奨励や、学部学生・大学院学生へのきめ細かい指導などの規定された目的は達成している。これらは、各学部・研究科等の科目における教育活動の支援の必要に応じて実施されており、指導教員の指導のもと教育活動補助が効果的に実現している。また、TAについては年度単位で、指導教員から評価書の提出を求めており、その結果は、集計をおこない教務部内で確認している。	

評価項目④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

■学部・研究科

【確認項目】

①厳正かつ適正な成績評価及び単位認定が行われているかを下記の着眼点に沿って確認する

- ・成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行えているかの確認
（科目担当者による授業講評や教員個々の自己評価（振り返り、アンケート）等による確認）
- ・「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外（レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等）の評価により多面的に行えているかの確認
- ・「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としていることの確認

- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）、卒業・修了の要件を、ホームページ、履修要項や履修の手引き等の刊行物であらかじめ学生に明示できているかの確認
- ・単位の認定（入学前の既修得単位、大学以外の教育施設における学修、TOEFLやTOEICに係る学修の認定等）を大学設置基準第二十八条、第二十九条、第三十条等に定められた基準に則った学内基準に従って認定しているかの確認
- ②学位授与における実施手続及び体制が明確であるかを下記の着眼点に沿って確認する
 - ・学位論文審査基準（学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準）、学位論文審査がない場合は特定の課題に関する研究成果の審査基準を、ホームページ、履修要項や履修の手引き等の刊行物であらかじめ学生に明示できているかの確認
 - ・博士課程、修士課程及び専門職学位課程における学位審査及び修了認定の体制を示し、厳格で客観性の高い学位審査を行い、責任のある体制の下で修了認定しているかの確認
 - ・博士課程、修士課程及び専門職学位課程における学位授与状況の確認

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①-1 科目担当者による授業講評の実施や教員個々の自己評価（振り返り）等を実施し、成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行うことができている （例：教員へのアンケート実施により、把握している）	一部の学部・研究科を除く学部等において確認できた。
①-2 「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外（レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等）の評価により多面的に行うことができている	一つの研究科を除く学部等において確認できた。
①-3 「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としている	全ての学部において確認できた。 一部の研究科を除いた研究科において確認できた
①-4 学則等規則類以外で、卒業・修了の要件を明示している資料等の名称を記入してください。ホームページの場合は、公表しているページのURLもあわせて記入してください	全ての学部等において確認できた。
①-5 単位の認定（入学前の既修得単位、大学以外の教育施設における学修、TOEFLやTOEICに係る学修の認定等）を大学設置基準第二十八条、第二十九条、第三十条等に定められた基準に則った学内基準に従って認定している	全ての学部等において確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構><高等研究教育院>

【確認項目】

- 厳正かつ適正な成績評価及び単位認定が行われているかを下記の着眼点に沿って確認する
- ・成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行えているかの確認
（科目担当者による授業講評や教員個々の自己評価（振り返り、アンケート）等による検証）
 - ・「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外（レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等）の評価により多面的に行っているかの確認
 - ・「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としていることの確認

・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）、卒業・修了の要件を、ホームページ、履修要項や履修の手引き等の刊行物であらかじめ学生に明示できているかの確認

・単位の認定（入学前の既修得単位、大学以外の教育施設における学修、TOEFLやTOEICに係る学修の認定等）を大学設置基準第二十八条、第二十九条、第三十条等に定められた基準に則った学内基準に従って認定しているかの確認

○学位授与における実施手続及び体制が明確であるかを下記の着眼点に沿って確認する

・学位論文審査基準（学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準）、学位論文審査がない場合は特定の課題に関する研究成果の審査基準を、ホームページ、履修要項や履修の手引き等の刊行物であらかじめ学生に明示できているかの確認

・博士課程、修士課程及び専門職学位課程における学位審査及び修了認定の体制を示し、厳格で客観性の高い学位審査を行い、責任のある体制の下で修了認定しているかの確認

・博士課程、修士課程及び専門職学位課程における学位授与状況の確認

<国際連携推進機構（ILA）>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①科目担当者による授業講評の実施や教員個々の自己評価（振り返り）等を実施し、成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行うことができている（例：教員へのアンケート実施により、把握している）	確認できた。
②「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外（レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等）の評価により多面的に行うことができている	確認できた。
③「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としている	確認できた。
④単位の認定（入学前の既修得単位、大学以外の教育施設における学修、TOEFLやTOEICに係る学修の認定等）を大学設置基準第二十八条、第二十九条、第三十条等に定められた基準に則った学内基準に従って認定している	確認できた。

<高等研究教育院>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①科目担当者による授業講評の実施や教員個々の自己評価（振り返り）等を実施し、成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行うことができている（例：教員へのアンケート実施により、把握している）	以下の通り。
成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行うことができているか確認するため、教員へのアンケートや他の確認方法等について検討する必要がある。	
②「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外（レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等）の評価により多面的に行うことができている	確認できた。
③「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針（改訂版）」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としている	確認できた。

<教育支援機構><国際連携推進機構>

【確認項目】

- 厳正かつ適正な成績評価及び単位認定が行われていることを確認するため、成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行っているかを確認する
(科目担当者による授業講評や教員個々の自己評価(振り返り、アンケート)等による検証)
- 「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外(レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等)の評価により多面的に行っているかを確認する
- 「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としていることを確認する

<教育支援機構(全学共通教養教育センター)(免許資格課程センター)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①科目担当者による授業講評の実施や教員個々の自己評価(振り返り)等を実施し、成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行うことができている (例:教員へのアンケート実施により、把握している)	全学共通教養教育センターは確認できた。 免許は以下の通り。
>今後どのような取組で検証する予定かと、実施見通しを記入してください <免許資格課程センター> 現時点では、学生による授業評価の集計結果を組織的に共有できていないが、成績評価の適切性を検証する上でその必要性は認識している。今後、免許資格課程センターFD研究会等において授業評価結果の共有を進め、シラバスに明記した成績評価方法・基準の運用状況の点検と改善につなげる。	
②「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外(レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等)の評価により多面的に行うことができている	確認できた。
③「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としている	確認できた。

<国際連携推進機構(国際教養教育院)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①科目担当者による授業講評の実施や教員個々の自己評価(振り返り)等を実施し、成績評価が、シラバスに明記した成績評価方法・基準に基づき適切に行うことができている (例:教員へのアンケート実施により、把握している)	確認できた。
②「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、成績評価は期末試験、期末試験以外(レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等)の評価により多面的に行うことができている	確認できた。
③「同志社大学の「新たな学び」のための授業実施方針(改訂版)」に基づき、追試験の評価方法は期末試験の評価方法と同一としている	確認できた。

評価項目⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①学位授与方針に明示した学習成果を獲得できる教育課程であることを確認するために、学生の学習成果を、各学位課程が求める成果の内容や専門分野の性質に応じた方法※で組織的に把握・評価しているかを確認する
※単位及び学位の修得状況と成績の分析、評価基準・審査体制等を定めた学位論文等の実施、アセスメント・テストの実施、ルーブリックを活用した測定、ポートフォリオを活用した学習評価、学位論文等の成果物に対する評価結果の分析、教育課程を編成する授業科目の授業講評の総合分析、学習成果の測定を目的とする学生調査の実施、卒業生や就職先への意見聴取 等
- ②アセスメント・ポリシーに、学習成果を把握・評価する指標、方法等について定めているかを確認する
- ③学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものかを確認する
- ④アセスメント・ポリシーに則り、学習成果を把握・評価し、自己点検・評価結果に反映して質保証委員会等で組織的に把握し、教育の改善に活かしているかを確認する
- ⑤「学びの実態調査」等の学生アンケート調査、休学率・退学率、就職率（就職希望者に対する就職者の割合）・進学率等を用いて、多角的に状況を把握・評価し、組織が設定した目的に活用しているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「学位授与方針」に明示した学習成果を獲得できる教育課程であることを確認するために、学生の学習成果を、各学位課程が求める成果の内容や専門分野の性質に応じた方法で組織的に把握・評価している	複数の学部等において確認できた。
②アセスメント・ポリシーに、学習成果を把握・評価する指標、方法等について定めている	全ての学部等において確認できた。
③学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものである	全ての学部等において確認できた。
④アセスメント・ポリシーに則り、学習成果を把握・評価し、自己点検・評価結果に反映して質保証委員会等で組織的に把握し、教育の改善に活かしている	約半数の学部、約半数の研究科において確認できた。
⑤「学びの実態調査」等の学生アンケート調査、休学率・退学率、就職率（就職希望者に対する就職者の割合）・進学率等を用いて、多角的に状況を把握・評価し、組織が設定した目的に活用しているか	複数の学部等において確認できた。

■学部・研究科医学の担当組織

<国際連携推進機構（ILA）>

【確認項目】

- 学位授与方針に明示した学習成果を獲得できる教育課程であることを確認するために、学生の学習成果を、各学位課程が求める成果の内容や専門分野の性質に応じた方法※で組織的に把握・評価しているかを確認する
※単位及び学位の修得状況と成績の分析、評価基準・審査体制等を定めた学位論文等の実施、アセスメント・テストの実施、ルーブリックを活用した測定、ポートフォリオを活用した学習評価、学位論文等の成果物に対する評価結果の分析、教育課程を編成する授業科目の授業講評の総合分析、学習成果の測定を目的とする学生調査の実施、卒業生や就職先への意見聴取 等

- アセスメント・ポリシーに、学習成果を把握・評価する指標、方法等について定めているかを確認する
- 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものかを確認する。
- アセスメント・ポリシーに則り、学習成果を把握・評価し、学部・研究科の自己点検・評価結果に反映して学部・研究科の質保証委員会等で組織的に把握し、教育の改善に活かしているかを確認する
- 「学びの実態調査」等の学生アンケート調査、休学率・退学率、就職率（就職希望者に対する就職者の割合）・進学率等を用いて、多角的に状況を把握・評価し、組織が設定した目的に活用しているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「学位授与方針」に明示した学習成果を獲得できる教育課程であることを確認するために、学生の学習成果を、各学位課程が求める成果の内容や専門分野の性質に応じた方法で組織的に把握・評価している	以下の通り。
②アセスメント・ポリシーに、学習成果を把握・評価する指標、方法等について定めている	
③学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものである	
④アセスメント・ポリシーに則り、学習成果を把握・評価し、自己点検・評価結果に反映して質保証委員会等で組織的に把握し、教育の改善に活かしている	
⑤「学びの実態調査」等の学生アンケート調査、休学率・退学率、就職率（就職希望者に対する就職者の割合）・進学率等を用いて、多角的に状況を把握・評価し、組織が設定した目的に活用しているか	
➤①～⑤において、改善すべき課題があれば、以下に記載をしてください アセスメント・ポリシー及び卒業時のルーブリックは既に定めている。Advanced SeminarにおけるResearch PaperまたはHonors Thesisの評価において、担当者共通の評価指標を有していないこと、また現在アセスメント・ポリシーにおいては、卒業時アンケートの結果を評価、分析することとしているが、回答数が少なく、アセスメントとしての有効性に課題があることから、Advanced SeminarにおけるResearch PaperまたはHonors Thesisを共通のルーブリックを用いて評価することを現在検討しており、今年度中にルーブリックを作成する予定である。	

評価項目⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価項目について、自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行い、その結果を基に内部質保証委員会が改善策や向上策を策定し、実行するための方法やプロセスが整備されているかを確認する

- ②教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価について、アセスメント・ポリシーに基づいた課程修了時に求められる学習成果の把握・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいていることを確認する
- ③外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っていることを確認する
- ④自己点検・評価結果の他、学位授与の状況及び学習成果、学生の学習時間の実態及び学習行動の把握結果や学生による授業評価の集計結果を活用し、ファカルティ・ディベロップメント等を通して組織で共有及び分析し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行い、その結果を基に内部質保証委員会が改善策や向上策を策定し、実行するための方法やプロセスが整備されている	全ての学部等において確認できた。
②教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価について、アセスメント・ポリシーに基づいた課程修了時に求められる学習成果の把握・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいている	複数の学部等において確認できた。
③外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っている	複数の学部等において確認できたが、半数以上の学部等で工夫ができていない。
④自己点検・評価結果の他、学位授与の状況及び学習成果、学生の学習時間の実態及び学習行動の把握結果や学生による授業評価の集計結果を活用し、ファカルティ・ディベロップメント等を通して組織で共有及び分析し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる	複数の学部等において確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

- 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか確認する
- 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているかを確認する
- 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしている	確認できた。
②外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っている	確認できた。
③自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる	確認できた。

<教育支援機構(学習支援・教育開発センター)>

【確認項目】

- 個々の授業科目が、教育課程の編成・実施方針と整合し、かつ単位制度の趣旨に基づき授業時間外学習を必要とする内容であることを担保するため、効果的な授業内容及び方法、シラバスの記入例等を全学で共有し、各教育課程における組織的なシラバス内容の確認及び改善に向けた取組の推進に寄与できているかを確認する
- 学部・研究科が、学位授与方針で明示した学習成果が獲得できる教育課程を編成していることを確認できるよう、各学位課程が求める成果の内容や専門分野の性質に応じた測定指標等を提示し、各組織における評価指標の開発に向けた取組を推進できているかを確認する
- 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているかを確認する
- 学生の学習時間の実態及び学習行動の把握結果を各教育課程に積極的に発信し、各教育課程における組織的な把握結果の共有、分析及び教育内容や方法の改善を推進するために適切な情報を提供できているかを確認する
- 教材開発等の教育活動を支援する取組の状況を確認し、制度の目的を果たすとともに効果的な運用ができてい

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①効果的な授業内容及び方法、シラバスの記入例等を全学で共有し、各教育課程における組織的なシラバス内容の確認及び改善に向けた取組の推進に寄与できている	確認できた。
②学部・研究科が、学位授与方針で明示した学習成果が獲得できる教育課程を編成していることを確認できるよう、各学位課程が求める成果の内容や専門分野の性質に応じた測定指標等を提示し、各組織における評価指標の開発に向けた取組を推進できている	確認できた。
③外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っている	確認できた。
④学生の学習時間の実態及び学習行動の把握結果を各教育課程に積極的に発信し、各教育課程における組織的な把握結果の共有、分析及び教育内容や方法の改善を推進するために適切な情報を提供できている	確認できた。
⑤教材開発等の教育活動を支援する取組の状況を確認し、制度の目的を果たすとともに効果的な運用ができてい	確認できた。

<教育支援機構><国際連携推進機構><高等研究教育院>

【確認項目】

- 教育課程及びその内容について、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を基に改善策や向上策を策定し、実行するための方法やプロセスが整備されているかを確認する
- 自己点検・評価について、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいていることを確認する
- 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているかを確認する
- 自己点検・評価結果の他、学習成果、学生による授業評価、学生調査の集計結果を活用し、ファカルティ・ディベロップメント等を通して組織で共有及び分析し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるかを確認する

<教育支援機構(全学共通教養教育センター)(免許資格課程センター)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育課程及びその内容について、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を基に改善策や向上策を策定し、実行するための方法やプロセスが整備されている	確認できた。
②自己点検・評価について、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいている	確認できた。
③外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っている	確認できた。
④自己点検・評価結果の他、学習成果、学生による授業評価、学生調査の集計結果を活用し、ファカルティ・ディベロップメント等を通して組織で共有及び分析し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる	全学共通教養教育センターは確認できた(以下参照)。免許は以下の通り。
➢具体例を記入してください <全学共通教養教育センター> 履修登録者数、成績評価状況、プログラム修了者数、履修者に関する分析データ、学生アンケート結果等について、各部会及び運営委員会の特性や運営状況に応じて情報提供を行い、その検討を踏まえて、教育課程及び内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる。全学共通教養教育センターとして取り組むべき事業については、教務主任会議での審議、承認を経て実施している。 ➢今後どのように改善するのかについて具体的見通しを記入してください <免許資格課程センター> 教員会議における情報共有や、FD研修会における懇談・意見交換を通じて、教育課程及び教育方法の改善・向上に取り組んでいく。	

<国際連携推進機構(ILA)(国際教養教育院)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育課程及びその内容について、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を基に改善策や向上策を策定し、実行するための方法やプロセスが整備されている	確認できた。
②自己点検・評価について、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいている	以下の通り。
➢自己点検・評価実施の際に参照する情報について具体例を記入してください 【国際教養教育院】《日文》 毎学期の期末課題(テストやレポート、発表など)を通して1学期間の学習成果をはかり、その内容を次学期の授業担当者に伝達するなどして学生の学習状況や授業態度、能力を観察している。また、毎学期のプレースメントテストの結果によって、学習内容の定着率や能力を確認している。 ➢今後どのように改善するのかについて具体的見通しを記入してください 【国際教養教育院】《GEM》 GEM生は短期の交換留学のため課程の修了というものが無く、学生が自分の興味に基づいて自由に科目を選択できるので、各自が学習成果を確認しているが、今後は学生アンケートの利用も検討していきたい。 【ILA】 授業評価アンケート、学びの実態調査の結果などの客観的資料に基づき、点検・評価を行う。	

③外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っている	以下の通り。
>どのような工夫を行っているか具体例を記入してください 【国際教養教育院】 《日文》学期中や授業中などに学生には頻繁に確認とともに意見を尋ね、その際に出てきた意見については同じレベル間の教員、またはレベルを超えて他の教員にも共有している。 《GEM》各年度末に次年度に向けて教員打合せ会を実施し、学生からのフィードバック、学習成果等を踏まえた教員間の情報共有・分析のための会を開催し、教育方法の改善・向上に取り組んでいる。 >今後どのように改善するのかについて具体的見通しを記入してください 海外の大学の取組事例の分析や学生の授業評価アンケートの結果に基づき自己点検・評価を行い、客観性を高めていく。また、本学の協定校であるアメリカ屈指のリベラルアーツカレッジである、アーモスト大学から、毎年春学期に教員1名を受け入れていることから、受け入れ教員との意見交換を通じて、アーモスト大学の事例に学んだり、意見を求めるなどして、ILAの教育に外部の視点を入れていく。	
④自己点検・評価結果の他、学習成果、学生による授業評価、学生調査の集計結果を活用し、ファカルティ・ディベロップメント等を通して組織で共有及び分析し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる	以下の通り。
>具体例を記入してください 【国際教養教育院】 各年度末に次年度に向けて教員打合せ会を実施し、学生からのフィードバック、学習成果等を踏まえた教員間の情報共有・分析のための会を開催し、教育方法の改善・向上に取り組んでいる。 >今後どのように改善するのかについて具体的見通しを記入してください 【ILA】 学びの実態調査や学生の授業評価アンケートを教務主任が都度確認することによって、問題を早期に把握する体制を整える。	

<高等研究教育院>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育課程及びその内容について、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を基に改善策や向上策を策定し、実行するための方法やプロセスが整備されている	確認できた。
②自己点検・評価について、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいている	以下の通り。
高等研究教育院は学位プログラムではないことから、課程修了時の学習成果測定等は行っていない。各プログラム等においても修了を目指すことを必須としているものではないことから、自己点検・評価時には科目登録者の有無、大学院生と社会人の共修環境状況等を参考にしている。	
③外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っている	以下の通り。
自己点検・評価ではなく、年度毎に事業報告書を持って当該年度のエデュケーションに関する報告を行い、定期的に開催される委員会等において意見交換を行っている。一方、GRM、Comm5.0については、外部からの評価は受けておらず、今後は、毎年報告している高等研究教育院委員会において、より内容に踏み込んだ点検等を行えないか検討する。	
④自己点検・評価結果の他、学習成果、学生による授業評価、学生調査の集計結果を活用し、ファカルティ・ディベロップメント等を通して組織で共有及び分析し、教育課程及	確認できた。

びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる	
--------------------------	--

基準 5 学生の受け入れ

評価項目① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。 <評価の視点> ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。 ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。 ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組を構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。 ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組を整備しているか。 ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①学生の受け入れ方針が、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえて学位課程ごとに設定できていることを確認する
- ②学生の受け入れ方針が、下記事項を明示しているかを確認する
 - ・学部・研究科が求める入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等を判定する方法
- ③学生の受け入れ方針が、ホームページ等で受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できているかを確認する
- ④学部・研究科等が実施している入学者選抜方法、学生募集の取組を確認する
- ⑤学部・研究科等が実施している入学者選抜において、厳正な出題体制及び入学試験実施体制、合否判定の方法及び基準を構築していることを示し、入学者選抜の透明性を確保していることを確認する
- ⑥学部・研究科等が実施している入学者選抜において、特別な配慮を必要とする志願者に合理的な配慮を行っていることを示し、入学者選抜の公平性を確保していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「学生の受け入れ方針」に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している	全ての学部等において確認できた。
②学生の受け入れ方針が、下記事項を明示している ・学部・研究科が求める入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等を判定する方法	全ての学部等において確認できた。
③「学生の受け入れ方針」が、ホームページ等で受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できている	全ての学部等において確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構 (ILA)>

【確認項目】

- 学生の受け入れ方針が、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえて学位課程ごとに設定できていることを確認する
- 学生の受け入れ方針が、下記事項を明示しているかを確認する

- ・学部・研究科が求める入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等を判定する方法
- 学生の受け入れ方針が、ホームページなどで受験生を含む社会に好評で来ていることを確認し、分かりやすく発信しているかを確認する
- 学部・研究科等が実施している入学者選抜方法、学生募集の取組を確認する
- 学部・研究科等が実施している入学者選抜において、厳正な出題体制及び入学試験実施体制、合否判定の方法及び基準を構築していることを示し、入学者選抜の透明性を確保していることを確認する
- 学部・研究科等が実施している入学者選抜において、特別な配慮を必要とする志願者に合理的な配慮を行っていることを示し、入学者選抜の公平性を確保していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「学生の受け入れ方針」に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している	確認できた。
②学生の受け入れ方針が、下記事項を明示している ・学部・研究科が求める入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等を判定する方法	確認できた。
③「学生の受け入れ方針」が、ホームページ等で受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できている	確認できた。

<入学センター>

【確認項目】

- 学生の受け入れ方針が、ホームページと入学試験要項で受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できているかを確認する
- 大学の教育理念、人材養成目的を実現するための高大接続に関する方針（「同志社大学高大接続に関する方針」）を策定し、組織的に共有していることを確認する
- 一般選抜入学試験等の各種入学試験において、厳正な出題体制及び入学試験実施体制、合否判定の方法及び基準を構築していることを示し、入学者選抜の透明性を確保していること確認する
- 一般選抜入学試験等の各種入学試験において、入学希望者に合理的な配慮を行っていることを示し、入学者選抜の公平性を確保していることを確認する
- 一般選抜入学試験等の各種入学試験において、出題ミスを防ぐための体制や志願者に係る個人情報の保護、不測の事態に迅速に対応できる責任体制を整えていることを示し、入学者選抜における危機管理ができていることを確認する
- 学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号に則り、入学者の選抜に関する下記事項の情報を公開し、入学者選抜の公平性を確保していることを確認する
- ・学力検査等の内容に関する情報
 - ・「学力検査」の試験問題に関する情報
 - ・合否判定の方法および基準に関する情報
 - ・合理的配慮の提供に関する情報

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学生の受け入れ方針が、ホームページと入学試験要項で受験生を含む社会に分かりやすく公表できている	確認できた。
②大学の教育理念、人材養成目的を実現するための高大接続に関する方針（「同志社大学高大接続に関する方針」）を策定し、組織的に共有している	確認できた。

③一般選抜入学試験等の各種入学試験において、厳正な出題体制及び入学試験実施体制、合否判定の方法及び基準を構築しており、入学者選抜の透明性を確保している	確認できた。
④一般選抜入学試験等の各種入学試験において、入学希望者に合理的な配慮を行い、入学者選抜の公平性を確保している	確認できた。
⑤一般選抜入学試験等の各種入学試験において、出題ミスを防ぐための体制や志願者に係る個人情報の保護、不測の事態に迅速に対応できる責任体制を整えており、入学者選抜における危機管理ができています	確認できた。
⑥学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号に則り、入学者の選抜に関する下記事項の情報を公開し、入学者選抜の公平性を確保している ・学力検査等の内容に関する情報 ・「学力検査」の試験問題に関する情報 ・合否判定の方法及び基準に関する情報 ・合理的配慮の提供に関する情報	以下の通り。
>課題の内容、その課題をどのように改善すべきかと、今後の取組を記入してください 本学ホームページや入試ガイドを通じて必要な情報を公表している。入学者選抜に関する情報提供の充実に向け、解答例の公表について検討を進めており、2026年度中の公表を目指して学内調整を行っている。	

<国際連携推進機構（国際センター）>

【確認項目】

- 学生の受け入れ方針が、ホームページと入学試験要項で受験生を含む社会に公表できていることを確認し、わかりやすく発信できているかを確認する
- 外国人留学生の受け入れにおいて、大学の教育理念、人材養成目的を実現するための高大接続に関する方針（「同志社大学高大接続に関する方針」）を策定し、組織的に共有していることを確認する
- 外国人留学生入学試験において、厳正な出題体制及び入学試験実施体制、合否判定の方法及び基準を構築していることを示し、入学者選抜の透明性を確保していることを確認する
- 外国人留学生入学試験において、特別な配慮を必要とする志願者に合理的な配慮を行っていることを示し、入学者選抜の公平性を確保していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学生の受け入れ方針が、ホームページと入学試験要項で受験生を含む社会に分かりやすく公表できている	確認できた。
②外国人留学生の受け入れにおいて、大学の教育理念、人材養成目的を実現するための高大接続に関する方針（「同志社大学高大接続に関する方針」）を策定し、組織的に共有している	確認できた。
③外国人留学生入学試験において、厳正な出題体制及び入学試験実施体制、合否判定の方法及び基準を構築しており、入学者選抜の透明性を確保している	確認できた。
④一般選抜入学試験等の各種入学試験において、入学希望者に合理的な配慮を行い、入学者選抜の公平性を確保している	確認できた。

評価項目② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①学士課程について、下記事項でもって定員管理の状況を確認する
 - ・過去5年(2021年度～2025年度)の入学定員に対する入学者数比率
 - ・過去5年(2021年度～2025年度)の編入学定員に対する編入学者数比率(定員設定している場合)
 - ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ②学士課程における収容定員に対する在籍学生数の定員超過や未充足に関する対応を確認する
- ③博士課程、修士課程及び専門職学位課程について、下記事項でもって定員管理の状況を確認する
 - ・過去5年(2021年度～2025年度)の入学定員に対する入学者数比率
 - ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ④博士課程、修士課程及び専門職学位課程における収容定員に対する在籍学生数の大幅な定員超過や未充足の場合には対応策を確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学部・研究科等が実施している入学者選抜に係る体制(出題、採点、監督等)が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切である	全ての学部等において確認できた。
②学部・研究科が実施している入学者選抜方法、学生募集の取組が、学生の受け入れの方針に掲げた学生を募集するために適切な方法や取組である	全ての学部等において確認できた。
③検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいる	全ての学部等において確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

- 定員管理状況を大学としてモニタリングできており、学部・研究科が適正に定員管理できるよう必要に応じて対応策の検討、情報共有、意見交換等に取り組んでいることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①定員管理状況を大学としてモニタリングできており、学部・研究科が適正に定員管理できるよう必要に応じて対応策の検討、情報共有、意見交換等に取り組んでいる	確認できた。

評価項目③ 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①学部・研究科等が実施している入学者選抜に係る体制(出題、採点、監督等)が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切であるかを確認する
- ②学部・研究科が実施している入学者選抜方法、学生募集の取組が、学生の受け入れの方針に掲げた学生を

募集するために適切な方法や取組であるかを確認する

③検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学部・研究科等が実施している入学者選抜に係る体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切である	全ての学部等において確認できた。
②学部・研究科が実施している入学者選抜方法、学生募集の取組が、学生の受け入れの方針に掲げた学生を募集するために適切な方法や取組である	全ての学部等において確認できた。
③検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいる	全ての学部等において確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

○定員管理に関する取組の結果、学部・研究科の定員管理が適切な状況にあるかを確認する

○成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①定員管理に関する取組の結果、学部・研究科の定員管理が適切な状況にある	以下の通り。
収容定員充足率の詳細は、基礎データ集「1-1 学部 収容定員・学生現員表」および「1-6 大学院 収容定員・学生現員表」参照のこと。毎年度の学部・研究科等の自己点検・評価ワークシートにおいて、定員管理の確認をして取りまとめており、学部は問題ない。一部の研究科においては定員超過や定員未充足について今後も経過を確認していく。	
②成果が上がっている取組及び課題を適切に把握している	確認できた。

<国際連携推進機構 (ILA)>

【確認項目】

○学部・研究科等が実施している入学者選抜に係る体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切であるかを確認する

○学部・研究科が実施している入学者選抜方法、学生募集の取組が、学生の受け入れの方針に掲げた学生を募集するために適切な方法や取組であるかを確認する

○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①ILAが実施している入学者選抜に係る体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切である	確認できた。
②ILAが実施している入学者選抜方法、学生募集の取組が、学生の受け入れの方針に掲げた学生を募集するために適切な方法や取組である	確認できた。
③検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいる	確認できた。

<入学センター>

【確認項目】

- 一般選抜入学試験等の各種入学試験の体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切であるかを確認する
- 検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①一般選抜入学試験等について、その体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等を検証し、改善点がある場合はその内容と改善状況を記入してください	一般選抜入学試験の出題から実施まで適切な運営が行われている。また入試運営全般について、教職員の負担を軽減できる方策を検討中である。
②入学者選抜方法や学生募集の取組における改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができているかを検証のうえ、その仕組の構築状況を記入してください	

<国際連携推進機構（国際センター）>

【確認項目】

- 外国人留学生入学試験の体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等に照らして適切であるかを確認する
- 検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①外国人留学生入学試験について、その体制（出題、採点、監督等）が、公平な受験機会の保証、機密性が確保された公正な実施、教職員の妥当な負担等を確認し、改善点がある場合はその内容と改善状況を記入してください	以下の通り。
学部外国人留学生入試では、留学生課と各学部の役割分担を明確化し、入試要項の作成、出願受付、試験運営等の共通業務を留学生課が一括して担うことで、学部の業務負担軽減を図っている。また、国内の今出川・京田辺の2キャンパスに加えソウル会場を設置し、遠隔口頭試問を活用することで、学部教職員の海外出張や受験者の渡航を不要とし、双方の負担軽減を実現している。さらに、入試要項の統一的な公開や複数会場での同日実施により公平な受験機会を確保するとともに、試験問題・答案の厳格な管理により機密性・公正性を維持している。一方で、Ⅱ期入試における欠席者の多さや面接担当教員の待機時間の長さが課題となっており、より効率的な試験運営方法について検討を進めている。	
②入学者選抜方法や学生募集の取組における改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができているかを確認のうえ、その仕組の構築状況を記入してください	以下の通り。
海外指定校推薦入学試験については、制度改善に向けた組織的な検討を進めている。韓国については、グローバル化推進部会を中心に指定校の整理や新規開拓方針を検討するとともに、現地高校との連携強化を通じて制度の充実を図っている。中国、台湾、ベトナムについては、制度運用上の課題を踏まえ、韓国の方針を参考に、今後、機構会議や部会等で組織的に対応方針を議論・検討し、その結果を教務〔国際〕主任会議にも諮る予定である。 学生募集については、留学生の国籍多様化を推進するにあたり、英語による授業・プログラムの拡充や新たな重点地域の開拓について組織的に検討を進めている。また、JASSO留学フェアへの参加や現地校訪問、説明会の実施を通じて海外での広報活動を展開するとともに、特に韓国においてはソウル事務所を拠点に、入試・学生生活・卒業後の進路に関する情報発信を強化し、志願者獲得に取り組んでいる。	

基準6 教員・教員組織

評価項目① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する
- 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている
 - 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている
- ②開講科目・クラスを担当する専任教員と嘱託講師のバランス（嘱託講師への依存度）を確認する
- ③教育上主要と認められる授業科目は専任教員が担当していることを確認する
- ④各教員の担当授業数が、授業の準備時間確保、研究時間確保等の観点から適切であることを確認する
- ⑤クロスアポイントメントの制度を利用して、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握していることを確認する
- ⑥教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①-1【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている	全ての学部等において確認できた。
①-2【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている	全ての学部等において確認できた。
②開講科目・クラスを担当する専任教員と嘱託講師のバランス（嘱託講師への依存度）について、その適切性を確認することができた	全ての学部等において確認できた。

(学部のみ) ③教育上主要と認められる授業科目(※)は専任教員が担当していることを確認した結果について、以下より選択してください (※同志社大学基礎データ集「8-1 主要授業科目の担当状況」にて定義されているもの)	半数の学部において、8割以上の科目を専任教員が担当している(複数クラスを置く科目については、専任教員の担当クラスがあれば、専任教員担当とみなす) ※④の結果と合わせて確認のこと
④各教員の担当授業時間数について、その適切性を確認することができた	以下の通り。
主に理系学部において担当時間数が比較的多い傾向がみられた。一方で、専任教員による授業担当率との関係を確認したところ、専任教員担当率が高い学部ほど担当授業時間数が増加する傾向が確認された。教育の質の確保と教員負担とのバランスを踏まえた運営が行われている。今後も担当状況を継続的に点検し、適切な授業実施体制の維持に努める。	
⑤クロスアポイントメントの制度を利用して、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握している	確認できた。ただしほとんどの学部等でクロスアポイントメント制度を利用していない。
⑥教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現している	全ての学部等において確認できた。

■学科・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構(ILA)>

【確認項目】

- 「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する
 - 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている
 - 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている
- 開講科目・クラスを担当する専任教員と嘱託講師のバランス(嘱託講師への依存度)を確認する
- 教育上主要と認められる授業科目は専任教員が担当していることを確認する
- 各教員の担当授業数が、授業の準備時間確保、研究時間確保等の観点から適切であることを確認する
- クロスアポイントメントの制度を利用して、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握していることを確認する
- 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①-1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている	確認できた。
①-2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている	確認できた。
②開講科目・クラスを担当する専任教員と嘱託講師のバランス(嘱託講師への依存度)について、その適切性を確認することができた	確認できた。
③各教員の担当授業時間数について、その適切性を確認することができた	確認できた。
④クロスアポイントメントの制度を利用して、他大学又は企業等の人材を教員として	クロスアポイントメントの

任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握している	制度を利用していない
⑤教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現している	確認できた。

<教育支援機構（教務部）（免許資格課程センター：1）2）のみ>

【確認項目】

- 「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する
 - 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている
 - 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている
- 各学位課程における専門分野に関する能力、教育に関する姿勢等、大学として求める教員像を明示していることを確認する
- 教員の役割、教育等における連携及び協力体制、教育研究に係る責任所在のあり方、学部・研究科及びそれ以外の組織における教員編制のあり方を踏まえた学部・研究科等の教員組織の編制に関する考え方を明示していることを確認する
- 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数を大学設置基準、平成11年文部省告示第175号及び平成15年文部科学省告示第53号に照らして確認する
- 各組織の教員組織の教員編制状況を確認する
- クロスアポイントメントの制度を利用して、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握していることを確認する
- 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現していることを確認する
- 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせていることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①-1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている	確認できた。
①-2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている	確認できた。
②大学として求める教員像を明示している	確認できた。
③教員組織の編制に関する考え方を明示できている	確認できた。
④【別紙1】（公財）大学基準協会「大学基礎データ」（表1）組織・設備等の「教員組織」を作成のうえ、確認できた	確認できた。
⑤クロスアポイントメントの制度を利用して、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握している	確認できた。
⑥教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現している	確認できた。
⑦授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせている	以下の通り。
本学においては、「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」に基づき、ティーチング・アシスタントは授業の補助業務に従事しており、授業の一部を担当させる運用は行っていない。そのため、授業の責任主体は	

教員が担っている。一方で、大学院生のキャリア形成及び教育実践能力の涵養の観点から、授業補助を通じた教育経験の在り方について検討が進められている。

<教育支援機構(全学共通教養教育センター)>

【確認項目】

- 「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する
- 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている
 - 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている
- 全学共通教養教育の運営体制を示し、科目を担当する専任教員の担当状況、嘱託講師の委嘱状況(嘱託講師への依存度)を確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①-1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている	確認できた。
①-2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている	全学共通教養教育センターは、教育提供を行うが、研究活動は行っていない。

<国際連携推進機構(国際教養教育院)>

【確認項目】

- 「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する
- 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている
 - 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている
- 専任教員の授業担当負担のバランス、開講科目・クラスの担当に係る専任教員と嘱託講師のバランス(嘱託講師への依存度)を、設置科目の内容や開講科目数の適切性を勘案しながら確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①-1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている	確認できた。
①-2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている	確認できた。

<上記以外の教員組織>

【確認項目】

- 「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、以下の2点を確認する
- 1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている
 - 2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①-1)【教育活動】「同志社大学教育倫理規準」に基づき、教育活動に対する定めを自覚し、教育活動に関する説明責任を果たしている	以下全ての組織が「はい」 学習支援・教育開発センター、 高等研究教育院、キリスト教文化センター、 附置研究所（人文科学研究所、アメリカ研究所、ハリス理化学研究所）、歴史資料館
①-2)【研究活動】「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている	以下全ての組織が「はい」 学習支援・教育開発センター、 高等研究教育院、キリスト教文化センター、 附置研究所（人文科学研究所、アメリカ研究所、ハリス理化学研究所）、歴史資料館

<研究開発推進機構>

【確認項目】

- 「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①機構に所属する教員は、「同志社大学研究倫理規準」に基づき、研究を進めるために必要とされる倫理的な行動規範と責任感を持って職務を果たしている	確認できた。

評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

■学部・学科

【確認項目】

- 専任教員の配置状況について、学問領域、年齢構成、外国人教員比率、男女比率、実務経験者比率等のバランスを勘案して確認する
- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任に関する基準、手続を明文化していることを確認し、明文化された規程に則り教員人事を行っているかを確認する
- 各研究科における大学院担当教員の任用資格が明示できていることを確認する
- 各学位課程の目的や教育の3ポリシー、設置科目に即した教員配置ができているかを、年齢構成、外国人教員比率、男女比率、実務経験者比率等のバランスを勘案して確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教員の募集、採用、昇任、任用等に関する基準、手続を規程や内規、申合せ等で整備し、教員人事を行うことができている。 ※教員の採用、昇任に関する基準、手続を規程や内規、申合せ等のエビデンスを確認	全ての学部等において確認できた。

②各学位課程の目的や教育の3ポリシー、設置科目に即した教員配置ができていないかについて、学問領域、年齢構成、外国人教員比率、男女比率、実務経験者比率等の適切性を確認することができた。 ※②-1 ダイバーシティに関する調査において女性教員及び外国人教員数を確認 ※②-2 年齢構成に関する調査職位別年齢別の人数を確認 ※②-3 専任教員の学問領域ごとの配置状況を確認 ※②-4 専任教員の実務経験者の配置状況を確認	一つの学部、二つの研究科を除く学部等において確認できた。
---	-------------------------------------

■学科・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構 (ILA)>

【確認項目】

- 専任教員の配置状況について、学問領域、年齢構成、外国人教員比率、男女比率、実務経験者比率等のバランスを勘案して確認する
- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任に関する基準、手続を明文化していることを確認し、明文化された規程に則り教員人事を行っているかを確認する
- 各研究科における大学院担当教員の任用資格が明示できていることを確認する
- 各学位課程の目的や教育の3ポリシー、設置科目に即した教員配置ができていないかを、年齢構成、外国人教員比率、男女比率、実務経験者比率等のバランスを勘案して確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教員の募集、採用、昇任、任用等に関する基準、手続を規程や内規、申合せ等で整備し、教員人事を行うことができています。	確認できた。
②各学位課程の目的や教育の3ポリシー、設置科目に即した教員配置ができていないかについて、学問領域、年齢構成、外国人教員比率、男女比率、実務経験者比率等の適切性を確認することができた	確認できた。

<教育支援機構><研究開発推進機構><高等研究教育院>

【確認項目】

- 教員の募集、採用に関する基準、手続を明文化していることを確認し、明文化された規則に則り、教員人事を行っているかを確認する

<教育支援機構 (学習支援・教育開発センター)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教員の募集、採用に関する基準、手続を明文化している	確認できた。
②明文化された規則に則り、教員人事を行っている	確認できた。

<研究開発推進機構>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①機構に所属する教員の募集、採用に関する基準、手続を明文化している	確認できた。
②明文化された規則に則り、教員人事を行っている	確認できた。

<高等研究教育院>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教員の募集、採用に関する基準、手続を明文化している	以下の通り。
高等研究教育院では募集、採用に関する基準は制定していないが、「高等研究教育院に所属する教員等の任用等審議手続に関する申合せ」に従い、任用、任期の更新、委嘱、担当委嘱、客員教授用の名称付与、職位の変更手続を行っている。	
②明文化された規則に則り、教員人事を行っている	確認できた。

<上記以外の教員組織>

【確認項目】

- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任に関する基準、手続を明文化していることを確認し、明文化された規程に則り教員人事を行っているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①当該教員組織において、教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任に関する基準、手続を規則として整備し、規則に則って教員人事を行っている	免許資格課程センター、国際教養教育院、キリスト教文化センター、附置研究所（人文研、アメ研、ハリス研）において確認できた。歴史資料館は以下の通り。
「同志社大学教員任用規程」及び「同志社大学歴史資料館規程」等に基づき、教員の任用手続は整備されている。一方で、歴史資料館教員に求められる専門性に関する基準については十分に明文化されていないことから、2026年度中に館内規程等の検討・整備を進める予定である。	

評価項目③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取組を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。 <評価の視点> ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取組を行い、成果を得ているか。 ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取組を行い、成果を得ているか。 ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。 ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。
--

<全ての教員組織>

【確認項目】

- 授業の内容及び方法の改善、研究活動や社会貢献等の諸活動について、教員の資質向上を図るためのファカルティ・ディベロップメントを学部・研究科ごとに組織的かつ定期的に実施しているかを確認する
- 教育研究実績は、researchmapに登録し、社会に公表する大学の方針に基づき、所属の全教員が随時対応しており、組織としても、その状況把握ができていないかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
------	---------

①当該年度に組織的なFDを実施かつ所属の対象者全員(※)が参加しており、その客観的資料(議事録等)を提出することができる (※対象者は学習支援・教育開発センター事務室から送付された対象リストで確認のこと)	全ての教員所属組織(学習支援・教育開発センター、免許資格課程センター、ILA、国際教養教育院、高等研究教育院、研究開発推進機構、キリスト教文化センター、人文科学研究所、ハリス理化学研究所、歴史資料館)において確認できた。なお、アメリカ研究所教員はそれぞれの所属において参加している。 なお、FD参加率は100%を達成している。
②教育研究実績は、researchmapに登録し、社会に公表する大学の方針に基づき、所属の全教員が随時対応しており、組織としても、その状況把握ができています	免許資格課程センター、ILA、国際教養教育院、研究開発推進機構、キリスト教文化センター、人文科学研究所、ハリス理化学研究所において確認できた。一部の組織においては改善策が示されている。

各組織の具体的なFDテーマは以下の通り。

組織	FDテーマ
学習支援・教育開発センター	文化情報学部科目におけるオンデマンド授業の活用事例 全学共通外国語教育科目におけるオンデマンド講義の活用事例
免許資格課程センター	所属教員の研究テーマの共有(発表と質疑応答)
ILA	入試、合理的な配慮、学術的なコミュニケーション、カリキュラム、インスティテュートの将来
国際教養教育院	AI時代の大学教育ー学習支援ツールとしての可能性と課題
高等研究教育院	多様で柔軟な学位プログラムへの転換ー人口減少社会と単線の年齢主義を超えてー
研究開発推進機構	「生成AIの基礎と教育における活用可能性」・「生成AIの性質や限界」
キリスト教文化センター	キリスト教文化センターSD研修会 ・本学における本センターの位置付け及び事業の実施体制等について ・各種事業の持続的な実施に向けた運営体制等について ・現在議論されている「同志社大学ビジョン」及び「同志社大学中期計画2030(案)」に対するキリスト教文化センターの関わりについて
人文科学研究所	文化情報学部科目におけるオンデマンド講義の活用事例、生成AIと電子教科書を援用した全学DS教育の試み
ハリス理化学研究所	入学前教育から見る理工学部生の特徴
歴史資料館	文化情報学部科目におけるオンデマンド講義の活用事例 授業という“場”にいか access させるか

<教育支援機構(学習支援・教育開発センター)>

【確認項目】

- ファカルティ・ディベロップメントに関する大学としての基本方針を策定していることを確認する
- 各教員組織において実質的で積極的なファカルティ・ディベロップメントが継続されるよう特色ある教育、効果的な授業及び方法、ファカルティ・ディベロップメントの取組事例等を全学で共有し、各教員組織での教員の資質向上に向けた取組を推進できているかを確認する
- 教員以外が教育に関する補助業務を行って教育に関わる場合(ティーチング・アシスタント(TA)等)、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っていることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
------	---------

①ファカルティ・ディベロップメントに関する大学としての基本方針を策定している	確認できた。
②教員組織において実質的で積極的なファカルティ・ディベロップメントが継続されるよう特色ある教育、効果的な授業及び方法、ファカルティ・ディベロップメントの取組事例等を全学で共有し、各教員組織での教員の資質向上に向けた取組を推進できている	確認できた。
③教員以外が教育に関する補助業務を行って教育に関わる場合（ティーチング・アシスタント（TA）等）、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っている	確認できた。

評価項目④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

■学部・研究科

【確認項目】

教員組織に関わる事項について、毎年度自己点検・評価しているが、その結果を踏まえて

- ①該当事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか確認する
- ②確認結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教員組織における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか確認する	全ての学部等において確認できた。
②確認結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する	全ての学部等において確認できた。

■学科・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

- 学部・研究科以外の教育組織について、当該組織の設置目的や教員組織の編制に関する方針等に照らし、また設置科目（提供科目）・クラス及びその数の適切性並びに大学全体の教員数バランスを勘案しながら教員組織の編制が適切であるかを確認する
- 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学部・研究科以外の教育組織について、当該組織の設置目的や教員組織の編制に関する方針等に照らし、また設置科目（提供科目）・クラス及びその数の適切性並びに大学全体の教員数バランスを勘案しながら教員組織の編制が適切である	確認できた。
②教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいる	確認できた。

<教育支援機構（全学共通教養教育センター）（免許資格課程センター）>

【確認項目】

- 全学共通教養教育、免許資格科目について、専任教員の授業担当負担のバランス、開講科目・クラスの担当に係る専任教員と嘱託講師のバランス（嘱託講師への依存度）を、設置科目の内容や開講科目数の適切性を勘案しながら確認する
- 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを
確認する

【点検項目】

- ①評価項目①における確認を踏まえて、本学が網羅しておくべき学問領域や科目の内容と、専任教員の授業担当負担のバランス、開講科目・クラスの担当に係る専任教員と嘱託講師のバランス（嘱託講師への依存度）を勘案し、妥当な範囲（数）で科目を開講できているかを確認し、改善点がある場合はその内容と改善状況を記入してください

<全学共通教養教育センター>

全学共通教養教育センターには専任教員を配置しておらず、各学部から提供される科目については、専任教員と嘱託講師の配置を各学部において適切に行っている。また、センターが所管し、設置する科目については、各科目分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学が求める教員像にふさわしい講師を嘱託講師として任用している。その際は、履歴書・業績書の提出を求め、内容を踏まえて、科目の特性に応じた相応しい人物であるかどうかを教務主任会議で審議の上、任用している。

<免許資格課程センター>

免許資格課程センターが設置・開講する科目は、関係法令等に基づき必要な教員数や開設要件を満たして運営している。また、学生の履修機会を確保するため、両校地において複数クラスを適切に配置しており、妥当な範囲で科目を開講している。

<教育支援機構（教務部）>

【確認項目】

- 本学の教育の質的向上や研究の更なる推進を図るため、研究機関や他大学、企業等から多様な教員を柔軟な形態で雇用できるクロスアポイントメント制度の状況を確認する

【点検項目】

- ①本学のクロスアポイントメント制度の実施状況を記入してください

2018年度（2018年12月1日から2019年3月）に他大学とクロスアポイント協定を締結した。以後、クロスアポイントメント制度に関する具体的な事例はない。

<国際連携推進機構（ILA）（国際教養教育院）>

【確認項目】

- 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを
確認する

【点検項目】

- ①教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、点検した結果を活かした改善例、特長的な取組の実績等があれば記入してください（該当する場合のみ）

【ILA】

FDの実施を通じて、「合理的配慮」の実施に関する理解を一層深め、教員の資質・能力の向上に努めた。

<研究開発推進機構><高等研究教育院>

【確認項目】

- 本学の研究展開に資する教員配置であるかを確認する

○教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを
確認する

<研究開発推進機構>

【チェック項目】

- ①「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、研究活動を展開するため、適切に
教員組織を編成し、教員組織に関わる事項について改善・向上に取り組んでいるかを以下の視点で確認してく
ださい
- 研究開発推進機構における教員（同志社大学特別研究員、同志社大学特定任用研究員等）の配置状況を記入
してください

2026年1月31日時点の研究開発推進機構に所属する研究員は、次のとおりである。

特定任用研究員・・・A：15名（准教授4名、助教10名、学術研究員1名）
B：6名（教授1名、准教授1名、助教2名、学術研究員2名）
C：1名（助教1名）

特別任用助教（有期研究員）・・・3名
特別任用助手（有期研究員）・・・8名

※研修員（日本学術振興会特別研究員-PD（フェローシップ型及びDC2からの身分変更者）・・・2名

研究開発推進機構に所属する研究員は基本的に学外資金により雇用されており、研究拠点ごとに教員定数を
設ける仕組みとはなっていない。研究員の任用や任用期間の延長にあたっては、任用期間中の人件費確保を確
認したうえで、関係規程に基づき適切に手続を実施している。また、研究員の配置状況については、学外資金
による有期雇用研究員の人事が随時発生することを踏まえ、毎月確認を行い、関係部署との情報共有を図っ
ている。

- 教員組織の編成、教員の人事、ファカルティ・ディベロップメントにおける改善点や、更なる向上策について、組織
的に取り組むことができているかを確認のうえ、その仕組の構築状況を記入してください

研究開発推進機構に所属する研究員の人事は、同志社大学研究開発推進機構人事委員会内規に則り、同
人事委員会で取り扱っている。人事にかかわる規則は、2026年度からの組織再編にあわせて、人事
審議手続に関する関連規則・申合せを全面的に見直し、審議手続の明確化と制度運用の適正化を図っ
た。2026年4月1日から新たな規則のもとで運用を開始し、人事制度の透明性及び公平性の向上に
取り組んでいる。

- ・同志社大学研究開発推進機構人事委員会内規一部改正
- ・研究開発推進機構に所属する教員等の任用審査手続に関する申合せ廃止〔人事委員会内部の申合せ〕
- ・同志社大学特別任用助教（有期研究員）及び特別任用助手（有期研究員）の任用審議に関する申合せ
廃止
- ・同志社大学特別任用助教（有期研究員）及び特別任用助手（有期研究員）の任用審議手続に関する申
合せ制定
- ・同志社大学特別研究員の任用に係る申合せ廃止
- ・脳科学研究科に関する特定任用研究員の申合せ一部改正

<高等研究教育院>

【チェック項目】

- ①「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、研究活動を展開するため、適切に
教員組織を編成し、教員組織に関わる事項について改善・向上に取り組んでいるかを以下の視点で確認してく
ださい
- 高等研究教育院における教員配置の状況が、研究の遂行において妥当であるか確認し、改善点がある場合はそ
の内容と改善状況を記入してください

高等研究教育院では、「同志社大学教員定数の申合せ」に基づき、任期付教員 2 名を配置している。また、大学院学生のキャリア開発に関する事業の推進体制について定期的に部長会へ報告を行い、中長期的な事業計画と必要な教員・研究員配置を確認している。現在は、GRMを含む ALA 科目群に従事する任期付教員 2 名に加え、SPRING 事業に従事する主に博士キャリア支援を担当する特定任用研究員 1 名を配置し、事業を実施している。

なお、高等研究教育院が実施する教育プログラムは、各学部・研究科の教員の協力を得ることで運営されており、継続的かつ安定的な実施体制の確保が課題となっている。このため、事業計画と推進体制の検証を継続しながら、教育研究活動を支える体制の充実に取り組んでいる。

➤教員組織の編成、教員の人事、ファカルティ・ディベロップメントにおける改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができているかを確認のうえ、その仕組の構築状況を記入してください

高等研究教育院の教員が現在 2 名と少人数であることから、独自の FD 活動は行えておらず、学習支援・教育開発センターが主催するFD研修会の開催があった際に所属教員に案内して参加している。

基準7 学生支援

評価項目① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組を整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか

[進路支援]

- ・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。
- [学生の基本的人権の保障]
- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取組を行っているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①学生の修学支援に関する支援の実施状況を、下記の着眼点に沿って確認する
 - 1) 正課外の実施活動、補習教育、学習支援の実施
 - 2) 成績不振の学生の状況把握と指導
 - 3) 留年者及び休学者の状況把握と対応
 - 4) 退学希望者の状況把握と対応
- ②障がいのある学生に対する修学等の支援の状況を示し、合理的配慮が行えているかを確認する
- ③①②の他、「修学支援（学習面・経済面）」「生活支援」「進路支援」「その他支援」「学生の基本的人権の保障」等に係る学部・研究科独自の取組があれば確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①-1) 学部・研究科が独自に行っている正課外の実施活動、補習教育、学習支援の内容を記入してください	全ての学部等において具体的な独自の取組が確認できた。
①-2)～4) 成績不振の学生の状況を組織的に把握し、指導体制も整えている（第三者に客観的に説明できる根拠となる資料を持ち合わせている）	全ての学部において確認できた。研究科については、いくつかの研究科は、基本的には指導教員が個別に行っている。
①-2)～4) 成績不振者に対して個別履修指導を実施している	

- ①-2)～4) 「はい」と回答した場合、その体制と取組内容について以下に記入してください

各学部では、修得単位数やGPA等に基づく基準を設けて成績不振学生を把握し、教員による個別面談や履修指導を実施している。対象学生の状況や支援内容は学部内の会議体等で共有されており、組織的な修学支援体制を整備している。

- ②障がいのある学生に対する修学等の支援と合理的配慮の内容について記入してください

学部・研究科における障がいのある学生への修学支援は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（以下「SDA室」という。）を中心とした全学的な支援体制のもとで実施している。合理的配慮が必要な学生については、SDA室による配慮提案を踏まえ、科目担当教員との調整及び合意形成を行いながら、別室受験、課題提出期限の調整、情報保障、授業参加方法への配慮等、個々の状況に応じた支援を提供している。併せて、必要に応じてカウンセリングセンター等の関係部署とも連携し、継続的な修学支援に取り組んでいる。

■学部・研究科以外の担当組織

<学生支援機構>

【確認項目】

- 大学の理念や教育目標、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を明示していることを確認する
- 教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っていることを確認する
- 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているかを確認する

- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置
- ・学生（大学院学生及び外国人留学生を含む）のキャリア形成及び就職活動支援体制の整備
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
- ・キャリア支援におけるオンライン活用
- ・障がいのある学生に対する修学等の支援や合理的配慮
- ・正課外の学習や諸活動（正課外プログラム、各種セミナー、部活動、ボランティア活動）の支援
- ・その他学生の要望に対応した学生支援の内容

【点検項目】

本学では、日本学生支援機構奨学金、民間・地方公共団体奨学金に加えて、学資支弁に支障のある学生に対する大学独自の奨学金制度として、学部学生を対象とする「同志社大学奨学金」、「同志社大学修学特別支援奨学金」を設け経済的支援を行っている（資料：「同志社大学基礎データ集2025」149頁）。「同志社大学奨学金」については、秋期に出願受付をしており、学部在籍者25,207人に対して191人（0.8%）に給付している。「同志社大学修学特別支援奨学金」は、災害またはその他不慮の事故等で主たる家計支持者の家計状

況が著しく急変したために学業の継続が困難となった学生を援助することを目的としている。

大学院学生については、研究科・課程・学年ごとに在籍者数（併給不可としている奨学金採用者や休学者、標準修業年限を越えている者を除く）の4人に1人を採用する方針で、学生本人の収入金額を基準として学資支弁に支障のある者に「同志社大学大学院奨学金」を給付している。また、研究を奨励する目的で博士前期課程・修士課程の学生に「同志社大学大学院特別奨学金」（研究科・学年ごとに1人）を支給している（資料：同前）。加えて、博士後期課程の学生を対象として、若手研究者の育成推進を目的として、「同志社大学大学院博士後期課程若手研究者育成奨学金」を設けて、入学時に一定の年齢未満の者については、審査のうえ入学金等を含めた年間学費相当額を奨学金として給付することで、学費の実質無償化を実現している。同様に、脳科学研究科（一貫制博士課程）については、入学時から学費相当額を奨学金として給付する「同志社大学大学院脳科学研究科特別奨学金」を設けている（資料：同前）。専門職大学院である司法研究科（法科大学院）については、その社会的な役割に鑑み、経済的負担を軽減するために授業料減免を行うとともに、学資支弁に資するよう授業料減免や「同志社大学大学院司法研究科奨学金」（給付制）や「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金」を設けている。その他、特徴的な奨学金として本学学部を卒業又飛び入学した者、本学大学院を修了後に入学した者を対象に有資格者全員を採用する「同志社大学大学院司法研究科特別支給奨学金」や、年間の登録単位数に応じて給付される「同志社大学大学院司法研究科修学支援奨学金」を設け、手厚い経済的支援を行っている。（資料：同前）。

さらに、大規模自然災害等が発生した場合には、被災した世帯の在学生又は入学予定者で学費支弁が困難になった者に対しては、災害救助法適用地域出身者を対象として、その都度条件を定めて、被災者の直近学期の授業料相当額の1/2ならびに入学金全額の免除措置を講じている。貸与奨学金（学部・大学院共通）については、家計が急変した場合の「同志社大学緊急貸与奨学金」を設けている。一方、「同志社大学貸与奨学金」は、日本学生支援機構の奨学金制度が充実されたことなどに鑑み、対象を2016年度以前入学生として、制度を縮小することとした。

加えて、育英型の奨学金として、各学部、研究科が推薦する、学術・文化・芸術・スポーツ、社会活動等に優れた成果をあげ、かつ学業、人物ともに優秀な学生に対して給付する「同志社大学育英奨学金」（学部学生対象）、篤志家等からの寄付を基金として、学力・人物ともに優秀な学生に給付する「同志社大学寄付奨学金」（学部学生・大学院学生対象）を設けている（資料：同前）。

外国人留学生については、「同志社大学大学院奨学金」、「同志社大学大学院特別奨学金」、「同志社大学大学院博士後期課程若手研究者育成奨学金」、「同志社大学大学院脳科学研究科特別奨学金」、「同志社大学育英奨学金」、「同志社大学寄付奨学金」の対象となっている他、国際連携推進機構において外国人留学生に特化した経済的支援・奨学制度の設計・運用を行っている。この他、在学生を対象として学費を各学期の期限までに納入できない場合の延納・分納制度や一時的に生活費の支弁に困った場合に少額を貸し付ける「同志社大学短期貸付金」制度を設けており、奨学金制度とあわせた総合的な経済支援を行っている。

その他、学部学生用の学生寮を京都市内に3寮（此春寮・松陰寮・継志寮）設けている。舍費を一般的な学生マンションの家賃に比べて、低額に設定しており、他府県出身の学生に対する経済的支援の一つとなっている。これらの奨学金制度や経済的支援制度については、説明会の開催、印刷物の配布、大学ホームページへの掲載等、様々な媒体を介して学生に周知を図っている。

<大学公式HP>

- ・奨学金: <https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/>
- ・学生寮: <https://student-support.doshisha.ac.jp/s-support/student-life/boarding-dormitory/boarding.html>
- ・延納・分納: <https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/other/other.html>

・学生の相談に応じる体制の整備

➤学生の相談に応じるための制度や体制の概要がわかる資料を提示し、本学が重視している事項等、制度やその運用における特色を記入してください

・学生の心理相談においては、両校地にカウンセリングセンターを設置し、臨床心理士／公認心理師の資格を有したカウンセラーが学生の個別面接に応じている。在学生については、回数制限なく、予約制でカウンセリングを受けることができる。また、留学生担当のカウンセラーによる英語カウンセリングも実施している。必要に応じて、SDA室、キャリアセンター、保健センターなどの専門部署や、学部・研究科事務室とも連携して、来談学生の支援に取り組んでいる。専任カウンセラーは、教職員のコンサルテーションにも応じている。

保健センター：<https://health.doshisha.ac.jp/health/>

・学生のSOGIに関する相談については、SDA室にて、個人情報に配慮し、相談の専用ダイヤル、相談予約フォームをHP内に用意し、専門のコーディネーターが対応している。

SOGIの多様性について：<https://challenged.doshisha.ac.jp/sda/sogi/diversity.html>

・キャリアセンターの個別相談では、キャリアコンサルタント資格を持つアドバイザーや職員が、学生のキャリアや就職に関する相談に対応している。また、留学生や障がいのある学生の相談に応じられるよう、専門スタッフも配置している。満足・納得のいく就職活動を進められること、学生が自主的に動くことに重きを置き学生に寄り添う支援をしている。

個別相談の利用：<https://career-center.doshisha.ac.jp/career/consultation/consultation.html>

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

➤学生の心身の健康、保健衛生及び安全に配慮するための制度や体制の概要がわかる資料を提示し、本学が重視している事項等、制度やその運用における特色を記入してください

保健センターでは内科診療のほか、精神科医による精神保健相談を実施している。また、年1回の学生定期健康診断、特殊健康診断、スポーツ検診も実施している。

学生の健康への関心を高めるために、今出川校地、京田辺校地ともに年2回の健康相談週間を設け、健康クイズやAED利用啓発、卒煙相談、感染症予防啓発などのイベントを実施している。卒煙については保健センターで禁煙外来を設け、受診しすべてのプログラムを完遂した学生に対してかかった診療費と薬代を全額補助する取組を行っている。

保健センター：<https://health.doshisha.ac.jp/health/>

・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置

➤学生の交流機会の確保等を必要に応じて提供しているかについて、その取組の概要がわかる資料を提示し、本学が重視している事項等、制度やその運用における特色を記入してください

カウンセリングセンターでは、学生の居場所づくりプログラムとして、アナログゲームをいっしょに行う「ゲームの会」、特定のトピックについて語り合う「よもやま話の会」「キャンパス昼下がり茶屋」、カウンセラーとランチを一緒にとる「月曜ランチ」などを、いずれも予約不要で実施している。また、新入生を対象として上級生スタッフ、カウンセラーと共にキャンパスツアーを行い、その後、お茶会で交流を図る新歓イベントを実施。ほかに、クラフトづくりや手芸、書道、茶道、ヨガなどを体験しながら、参加者同士で交流を図るカウンセリングセンターワークショップを実施している。また、コミュニケーションに苦手意識を持っている学生向けに、「交流分析ミニ勉強会」「カウンセラーと学ぶコミュニケーション」「雑談力アップ講座」「引っ込み思案さんのための不安克服プログラム」といった心理教育プログラムも開催している。

カウンセリングセンター：<https://counseling.doshisha.ac.jp/counseling/>

・学生（大学院学生及び外国人留学生を含む）のキャリア形成及び就職活動支援体制の整備

➤学生（大学院学生及び外国人留学生を含む）のキャリア形成及び就職活動を支援する制度や体制の概要がわかる資料を提示し、本学が重視している事項等、制度やその運用における特色を記入してください

キャリアセンターでは、本学の教育理念の一つである「自由主義」（学生が自ら考え、行動する自治自立の精神）を重視しており、まずは学生が主体的に行動できるよう支援することを基本方針としている。そのうえで、一

人ひとりの学生に寄り添い、個々の状況に応じた支援を提供している。キャリアセンターは学部1年次から利用可能であり、低年次生、外国人留学生、障がいのある学生など、対象者別の支援も行っている。また、大学院生（主に博士前期課程）も支援対象としているが、博士後期課程及び専門職大学院の学生については、担当部署と連携しながら可能な範囲で支援を行っている。

・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

➤進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況がわかる資料を提示し、本学が重視している事項等、特色を記入してください

キャリアセンターでは、学生一人一人が納得して進路選択できるよう、企業の採用動向や学生の動きを常に注視し、変化に柔軟に対応し、効果的かつ機動的に各種プログラムを企画・実施している（支援プログラムを一覧にした別紙「アクションプラン」提示あり）。例年1月に策定する「アクションプラン」に基づきプログラムを準備・実施していくが、学生のニーズや企業の動向等により開催時期や内容を変更するなど柔軟に対応している。公務員・教員、UIターン、外国人留学生、障がい学生、低年次など対象者別プログラムも実施している。また、外国人留学生や障がい学生の支援については、専門スタッフを配置して支援している。

・キャリア支援におけるオンライン活用

➤キャリア支援におけるオンライン活用の状況がわかる資料を提示し、本学が重視している事項等、特色を記入してください

・個別相談

コロナ禍以降、就職支援システム「e-career」からの事前予約制を導入し、オンライン活用を積極的に進めている。予約時に相談形式を対面・オンライン・電話から選択することが可能で、国家資格を持つ経験豊富なキャリアアドバイザーが、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかなアドバイスでキャリア支援を行っている。相談は学年不問で、どんな些細な質問でも歓迎しており、学生が早期からキャリア形成に向けた行動を起こしやすい環境づくりに力を入れている。

・ガイダンス・セミナー・ワークショップ等各種支援プログラム

各種支援プログラムについては、内容や目的等を踏まえ、最適な実施方法（対面・オンライン・ハイブリッド等）を検討した上で実施している。ガイダンスやセミナーなどの座学中心のプログラムについては、学生の利便性と参加しやすさを考慮し、オンライン形式を中心に提供している。録画できるプログラムは全て録画してアーカイブ配信し、出席できなかった学生が後日視聴できる体制も整えている。

・オンラインブース設置

企業・団体による説明会・採用選考・インターシップ等のオンライン化が進む中、キャリアセンターでは、学生が学業や課外活動と就職活動を両立できるよう、センター内にオンラインブースを設置している。

・障がいのある学生に対する修学等の支援や合理的配慮

➤障がいのある学生に対する修学等を支援する制度や体制の概要がわかる資料を提示し、本学が重視している事項等、制度やその運用における特色、合理的配慮の内容について記入してください

学生のダイバーシティの尊重という観点から、学生支援機構では、身体・精神・発達等の障がいの種別を問わず、シームレスに対応する総合窓口が必要と判断し、これまでの障がい学生支援室とカウンセリングセンター特別支援オフィスの機能を統合し、2021年4月にスチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA室）を設置した。

SDA室では、身体・精神・発達等に障がいのある学生が、障がいの種別にかかわらず、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、合理的配慮について、コーディネーターとの面談を通じて考えていく。面談では、根拠資料を元に、障がいの状況等について確認し、授業を受けるにあたって必要かつ合理的であると判断した項目について、コーディネーターが配慮提案書を作成する。これを科目担当者、及び申請者（学生）の間で

確認し、合意する配慮内容は、大学と申請者が建設的な対話を行いながら、双方に十分な共通理解を図ったうえで決定する。配慮の内容によっては、本学の「学生が学生を支援する」という体制のもと、サポート学生が付く場合もある。

さらには、SDA室内に留まらず、保健センター、カウンセリングセンター、キャリアセンターが連携し、それぞれの障がい学生 の状況に応じて支援をしており、また、学生が所属する学部・研究科とも連携し、より効果的な支援を行う体制を整えている。

2024年度からは合理的配慮義務化と同時に「合理的配慮としての遠隔授業」も実施している。

同志社大学学生支援センタースチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室案内パンフレット:

https://www.doshisha.ac.jp/file/shien/page/sda_panf.pdf

障がい学生への合理的配慮に関するガイド(教職員用):

https://www.doshisha.ac.jp/files/shien/page/gouritekihairyo_panf.pdf

・正課外の学習や諸活動(正課外プログラム、各種セミナー、部活動、ボランティア活動)の支援

➤正課外の学習や諸活動(正課外プログラム、各種セミナー、部活動、ボランティア活動)の支援制度や体制の概要がわかる資料を提示し、本学が重視している事項等、制度やその運用における特色を記入してください

正課外プログラムについては、セミナーやプログラムへの参加を通じた実体験や、色々な世代や考え方の人のコミュニケーションにより、自身の考え方や価値観、視野を広げることを企図した上で、自身の将来やキャリアについて考え、実現に向けて主体的に行動を起こすことができるよう促している。

課外プログラム概要:

<https://student-support.doshisha.ac.jp/s-support/extra-program/overview.html>

クラブ・サークル活動については、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力として、「学力」や「社会人基礎力」といった力の涵養が求められている現状において、クラブ・サークル活動をはじめとした様々な課外活動を通じて色々な人や物事の考え方、価値観に触れることが、この力を正課教育以外の側面から養うこととなり、学生自身の人間力をより深く豊かなものにしてくれると期待している。また、2019年10月に「同志社大学スポーツ憲章」を制定し、本学におけるスポーツは「教育の場」と位置づけ、競技力向上、社会貢献、スポーツを通じたアイデンティティの醸成、コンプライアンス重視の方向性を示している。

クラブ・サークル活動概要:

<https://student-support.doshisha.ac.jp/s-support/club-circles/overview.html>

同志社大学スポーツ憲章:

https://www.doshisha.ac.jp/student_life/sports-charter/index.html

ボランティア支援については、建学の精神である「良心教育」において、知育とともに、キリスト教にもとづく徳育を重視してきたが、その徳育の重要な一環として、学生によるボランティア活動を積極的に支援することにより、学生の自主性、社会性及び奉仕の精神を育むとともに、市民社会の一員としての自覚を促している。

学生支援センターボランティア支援室:

<https://volunteer.doshisha.ac.jp/about/intro/>

・その他学生の要望に対応した学生支援の内容

➤その他学生支援に係る制度等があれば、その概要がわかる資料を提示(別添)し、本学が重視している事項等、特色を記入してください

学生支援機構では、AIチャットボット相談を実施し、24時間365日、学生生活に関する質問に応じている。AIチャットボット相談の入口は、大学HPの在学生のページ、キャリアセンターオリジナルサイト、カウンセリングセンターオリジナルサイト、課外活動情報サイト(D-live)のトップページに設定し、アクセスの利便性を図っている。利

用学生の約4割が、窓口閉室時間帯にチャットボット相談を利用しており、学生サービスの向上に寄与している。また、寄せられた相談内容を職員が日々確認し、学生の困りごとや躓くポイントについて把握し、学生支援施策に生かすようにしている。

在学生の方：<https://www.doshisha.ac.jp/students/index.html>



学生から要学生からの意見・要望を大学運営や学生支援の改善につなげるため、「学長へのご質問・ご提言」(<https://www.doshisha.ac.jp/information/president/question/index.html>)を設けている。2025年度には、学生から寄せられた今出川校地へのキッチンカー導入に関する要望について、学生生活課が学生へのヒアリングを実施し、関係部署や事業者との調整を行った。その結果、新町キャンパスにおいてキッチンカーの試行導入を実現した。試行期間中の利用状況等を検証した結果、学生のニーズが確認されたことから、2026年4月より本格導入することを決定した。このように、学生の意見を把握し、関係部署が連携して学生支援や福利厚生向上に取り組んでいる。

お知らせ(新町キャンパスにキッチンカーを本格導入します!):

<https://student-support.doshisha.ac.jp/s-support/news/detail/010-3pVjBf.html>

点検項目	点検・評価結果
⑤上記着眼点における学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮している	確認できた。
同志社大学学生支援センターホームページ https://student-support.doshisha.ac.jp/s-support/ 相談窓口一覧 https://student-support.doshisha.ac.jp/s-support/student-life/consultation.html	

<キリスト教文化センター>

【確認項目】

○学生の人格の陶冶において、キリスト教を徳育の基本とする本学特有の取組状況を確認する

【点検項目】

①学生の人格の陶冶に関してキリスト教文化センターが行っている本学特有の取組内容を記入してください

本学の建学の精神に基づく人格形成支援の一環として、キリスト教文化センターの専任教員と非常勤スタッフ(ともに牧師)が、学生一人ひとりの人生における悩みや不安などの相談に応じている。

チャプレンとの面談：<https://christian-center.doshisha.ac.jp/cc/about/ministry/>

<教育支援機構(学習支援・教育開発センター)>

【確認項目】

- 学生が能力に応じて自律的に学習を進められるよう授業時間外における学習に関する助言及び相談(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)に係る取組状況を確認する
- 障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する学習支援の実施状況を確認する
- ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅や別キャンパス等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応した学習支援を実施しているかを確認する

【点検項目】

- ①ラーニング・アシスタントが学習に関して助言し、相談に応じる制度や体制の概要を示し、本学が重視している事項等、制度やその運用における特色を記入してください

ラーニング・commons (LC) において学習支援の専門的知識を背景に、本学学生の授業外学習に関する助言、相談業務を担当する大学院生スタッフとしてラーニング・アシスタント(LA) を配置している。LAの助言を受けることによって、本学学生の学習成果の向上を図るとともに、LAが教育経験を積む機会を提供することによって、教員・研究者・専門職業人等としての自立を奨励することを目的としている。

学習相談では、学習者の学びを促すため、相談者の悩みに耳を傾け、課題の解答ではなく、解法・ポイント・どこがわからないのか、気づきを助言する形で対応している。固定シフトを作成し、公開することで利用者に何を専門とするLAがいつ在席しているかという情報を提供している。主に専門分野の学習相談に対応しているが、専門以外の質問についても受けている。学習相談以外では、学生への一般的なアカデミックスキルのチュータリングや学生支援イベントの企画運営、学習支援に必要な教材開発、LCの広報活動等も行っている。

LAは大学院生から公募、選考のうえ、採用している。選考では書類審査、面接審査があり、厳正に実施している。また、採用者には事前に研修を実施している。採用後も、勤務期間の間、毎月校地別にLA全体会議を開催し、課題を共有し、解決方法について議論を行っている。また、LCや学習相談の利用についての周知について検討し、広報活動に寄与している。これらの研修や会議を通して、学習相談の質向上に努めている。

- ②障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する学習支援の実施状況を記入してください

障がいのある学生については必要に応じてSDA室と連携し、学生の状況に応じた支援につなげている。

留学生については、レポート作成時の日本語チェックなど、留学生のニーズに応じて相談に対応している。

- ③自宅や別キャンパス等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応した学習支援の実施状況を記入してください

良心館及びラーネッド記念図書館のラーニング・commonsでの学習相談では、オンライン相談を受け付けており、学生は自宅や異なるキャンパスから相談を行うことができる。

<教育支援機構(教務部)>

【確認項目】

- 学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を授業実施のためのガイドラインとして定めているかを確認する

【確認項目】

点検項目	点検・評価結果
①学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を授業実施のためのガイドラインとして定めている	確認できた。

<情報化推進部 (ITサポートオフィス)>

【確認項目】

○遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、機器貸与、通信環境確保のための支援等の実施状況を確認する

【点検項目】

①遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合の機器貸与、通信環境確保のための支援等の実施状況を記入してください

学生向けノート PC 貸出サービスとして DoKoDeMoPC サービスを提供している。また、学内外で情報教室同等のソフトウェアを利用することができる環境として、遠隔 PC 接続サービスを提供している。両サービスとも利用履歴から、サービスを必要とする学生は空き端末待ちなく利用可能な状況である。また、LMS で配布される資料、課題を印刷出力するサービスとして、学内各所にカラー複合機を配備しており、学生の印刷出力要請に応えている。

<国際連携推進機構 (国際センター) (ILA) (国際教養教育院)>

【確認項目】

○外国人留学生に対し、国際連携推進機構が担う修学、生活及び進路支援の実施状況を確認する

【点検項目】

○外国人留学生に対し、国際連携推進機構が担う修学、生活及び進路支援の実施内容を記入してください

【ILA】

学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っている。

[修学支援 (学習面)]

障がいのある学生に対しては、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室と連携しながら、科目担当者が適切に合理的配慮を行っている。標準修業年限で卒業できない学生に対して、教員が面談を行っている。

[修学支援 (経済面)]

大学の奨学金制度に基づき、私費外国人留學生成績優秀者授業料減免奨学金や特定国からの外国人留學生に対する支援奨学金受給者の推薦を行っているが、課題として、特定国奨学金受給者へのより具体的なサポートと情報提供が必要であると認識している。

[生活支援]

ILA内にStudent Councilという学生会組織があり、学生が主体的に学生間の交流を促進する活動を行っている。ILAとしては、学生主任が活動を把握し、活動費を支援している。

[進路支援]

キャリア支援科目として「Understanding and Experiencing Work in Japan」を独自に設けている。また、正課外でも独自にキャリア関連イベントや、キャリアセンターが主催するセミナーでILAの学生に有益と学生主任が判断したものについては、英語版の案内を作成し、周知するなどしている。

[学生の基本的な人権の保障]

大学全体のハラスメント防止に関する規程及びガイドラインに基づき対応している。また、多様な背景を有する学生に適切な支援を提供できるよう、専門的に訓練されたセラピストやカウンセラーの参画等、相談・支援体制の更なる充実が望ましい。

【国際教養教育院】

「日本語ボランティア」による日本語授業サポート、サマーセッション (日本語・日本文化研修) のスタディーパートナー制度がある。

【国際センター】

[修学支援(学習面)]

- ・「外国人留学生学習・研究支援チューター制度(大学院生のみ)」

外国人留学生ハンドブック2025 P55: <https://ois.doshisha.ac.jp/ois/support/tutor.html>

この制度は、支援対象の外国人留学生に対し、所属研究科が大学院生のチューターを配置し、外国人留学生の学習・研究成果の向上を支援する制度であり、チューター費用を支出している。支援対象となる外国人留学生は、大学院博士課程の前期課程、修士課程もしくは一貫制博士課程または専門職学位課程に在籍する外国人留学生、ならびに大使館推薦による国費外国人留学生とし、本学入学後1年以内の大学院生を対象としている。支援するチューターは各研究科で選考され、指導教員の指導の下に「日本語及び英語力向上のための支援(専門用語の修得、レポート・論文の作成を含む)」「専門分野についての支援」「図書館検索を含む情報検索」等を行い、外国人留学生をサポートしている。2025年度現在、外国人留学生62人に対し、59人のチューターを任用している。

[修学支援(経済面)]

- ・「同志社大学私費外国人留生成績優秀者授業料減免奨学金」

外国人留学生ハンドブック2025 P34 : <https://ois.doshisha.ac.jp/ois/scholarships/merit.html>

この制度は、本学の博士課程前期課程または後期課程、修士課程、一貫制博士課程、専門職学位課程、学士課程いずれかに正規学生として在籍する外国人留学生を対象としている。大学院生については、外国人留学生の20~30%に対し授業料全額相当のS区分を、30~40%に対し授業料50%相当のA区分を、40%程度に対し授業料30%相当のB区分を割り当て、授業料の減免を行っている。外国人留学生全員にいずれかの減免率が標準就業年限の期間中適用される。減免率の適用において、研究科生については、入試成績や研究計画等様々な評価項目を設定し、所属研究科が判定している。学部生については、外国人留学生の約10%に対し授業料全額相当のS区分を、20%に対し授業料50%相当のA区分を、30%に対し授業料20%相当のC区分を割り当て、学部外国人留学生の60%がいずれかの減免を受けている。なお、留学生の定員を定める学部等(グローバル・コミュニケーション学部日本語コース、国際教育インスティテュート)については、留学生の90%がいずれかの減免を受けるよう、受給者の割合を高くしている。学部生の減免率は入学試験の成績により決定している。給付期間は入学時から2年間で、第4セメスター終了時に一定の成績基準を満たした場合は、標準修業年限を上限に更新を可能としている。

- ・「特定国からの外国人留学生に対する支援奨学金」

外国人留学生ハンドブック2025 P36: <https://ois.doshisha.ac.jp/ois/scholarships/countries.html>

この制度は、OECD/DAC が発行するODA 受給国リストに掲載される「Least Developed Countries」又は「Low Income Countries which are not LDCs」の認定国に居住しその国籍を有する学部外国人留学生を対象とした奨学金で、毎学期1名に対し、入学検定料の免除、支援奨学金85,000円(最大4年間)、学生納付金全額を支給するものである。「Least Developed Countries」「Low Income Countries which are not LDCs」の認定国に居住する日本留学希望者にとっては有益な奨学金であることから関心も高く、2013年度の制度開始から2025年度現在まで、中央アジア、東南アジア、南アジア、中東、アフリカ等の出身の17名の学生が本奨学金を受けて入学しており、本学としては多様な国からの優秀な留学生の獲得ができています。ただし、英語での受け入れとなるため、学生はILA所属に限られている。

[生活支援]

- ・「新入留学生オリエンテーション」: <https://ois.doshisha.ac.jp/ois/support/orientation.html>

日本での留学生生活を円滑に開始するため、入学式に先駆け、来日後の早期段階で、日本語及び英語による新入外国人留学生向けオリエンテーションを実施している。学内の制度・施設をはじめ、在留資格や国民健康保険制度等、留学生活に必要な知識を留学生課作成の「外国人留学生ハンドブック」等を用いて総合的に説明している。入学式や登録書類交付、履修指導の日時も案内し、本学での留学生活を始めるにあたり必要な情報を提供している。今出川をメイン校地とし、京田辺校地にも遠隔講義システムを用いて配信し、

両校地同時に実施している。

- ・新入外国人留学生サポートサービス:<https://ois.doshisha.ac.jp/ois/support/orientation.html>

外国人留学生が来日直後に役所での住民登録や銀行での口座開設手续が必要となる際、日本語が不自由な学生を支援するため、「区役所手続きサポートサービス」及び「ゆうちょ銀行口座開設サポートサービス」を提供している。これらのサービスは在学生が支援を担うことで、交流の機会を創出している。

- ・「外国人留学生ピアサポート制度」

外国人留学生ハンドブック2025 P55: <https://ois.doshisha.ac.jp/ois/support/peer.html>

この制度は、入学後の社会生活及び大学生活を継続的に支援する制度であり、「ピアサポーター」を本学正規学生から募集し、サポートを希望する外国人留学生とマッチングすることにより、1対1の交流及び支援を実施するものである。2025年度秋学期は67名の支援希望者に対し、68名のピアサポーターが活動を行っている。

- ・外国人留学生用宿舎の提供

交換留学生及び海外から新たに渡日する外国人留学生に対する住居支援として、外国人留学生用の宿舎を今出川校地で352室、京田辺校地で81室（2025年12月現在）確保している。現状では8割程度の入居率である。2022年度からは大学寮として継志寮が開設され、留学生用に32部屋分確保しており、5割程度の入居率である。当該宿舎においては、大学による管理費の負担や必要最低限の備品の貸与等の便宜を図るとともに、個人で借りる場合と比較して、安価な宿泊費用で提供している。また民間の住宅の賃貸契約時に必要となる「連帯保証人」への対応として、「株式会社グローバルトラストネットワークス」と提携することで、本学の学生は特別料金で保証を受けられるようにしている。

[進路支援]

就職等のキャリア支援については、キャリアセンターで一元的に対応している。

<倫理審査室>

【確認項目】

- 各種ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制を整備し、学生の生活を適切に支援していることを確認する

【確認項目】

- ①各種ハラスメント防止のための制度や体制の概要がわかる資料を提示し、本学が重視している事項等、制度やその運用における特色を記入してください

【資料】

- ・同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規

- ・同志社大学キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドライン:

<https://www.doshisha.ac.jp/students/harassment/index.html>

- ・キャンパス・ハラスメント防止パンフレット「キャンパス・ハラスメント防止のために」（日・英あり）:

https://clf.doshisha.ac.jp/files/kyoik/page/2025_campus harassment prevention.pdf

本学では、2025年度に「キャンパス・ハラスメント」の定義の見直しがあり、本学が使用する「キャンパス・ハラスメント」には、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント、その他のハラスメントに、性暴力等が加えられたが、これは大きな特色であるといえる。また、同時に、適用範囲についても見直しがあり、学外での実習、ゼミ合宿、就職活動、本学の公認団体又はそれに準じる団体におけるサークル・部活動等の課外活動における行為も対象とすることが明確にされたが、これもまた大きな特色である。このように特色に溢れた制度の見直しは、「キリスト教主義教育を実践している教育・研究機関として、全ての本学構成員等の安全と尊厳を脅かすいかなる人権侵害も容認せず、全ての本学構成員等が協力しつつ、キャンパス・ハラスメントが発生しない大学を目指す」としている本学の基本方針に沿った地道な取組が積み上げられてきたことによる成果である。

評価項目② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。 <評価の視点> ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。 ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。
--

【確認項目】

- ①学生の修学支援が、「同志社大学学生支援に関する方針」、学生の傾向や社会的要請等に照らして、また、教職員の負担に基づく持続性も考慮し、適切な内容、程度であるかを確認する
- ②検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学生の修学支援が、「同志社大学学生支援に関する方針」、学生の傾向や社会的要請等に照らして、また、教職員の負担に基づく持続性も考慮し、適切な内容、程度である方針等に照らし、また設置科目（提供科目）・クラス及びその数の適切性並びに大学全体の教員数・バランスを勘案しながら教員組織の編制が適切である	全ての学部等において確認できた。
②検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいる	二つの学部、二つの研究科を除く全ての学部等において確認できた。詳細は以下の通り。

【改善すべき課題の確認】

少数の学部等においては、課題への対応や情報共有は行われているものの、定期的な点検・評価とその結果を活用した組織的な改善サイクルの構築が課題として確認された。今後は、点検・評価結果を継続的な改善につなげる体制の充実を図る。

【実効性、実質性の確認】

多くの学部・研究科等において、主任会、教授会、FD委員会、研究科委員会等を通じて学生支援に関する課題や学生の状況を組織的に共有し、改善・向上に取り組んでいることが確認された。

具体的には、成績不振学生への履修指導や面談の実施、学生の修学状況や生活状況の把握と情報共有、奨学金制度の運用・見直し、学習・研究環境の整備、留学支援やキャリア支援の充実等に取り組んでいる。また、学生アンケートや学習相談等を通じて学生の意見や実態を把握し、教育・学生支援環境の改善につなげる事例も確認された。

大学院においては、研究指導の進捗確認や中間発表、教育環境評価アンケート等を活用しながら、学生の研究活動や学生生活に関する課題を把握し、必要な支援や環境改善を実施している。

一方で、学生が抱える課題の多様化・複雑化が進んでおり、発達特性やメンタルヘルスに関する支援など、専門的な知見を要するケースへの対応の重要性も認識されている。今後も全学的な支援体制との連携を図りながら、より効果的な学生支援の充実に努める。

■学部・研究科以外の担当組織

<学生支援機構>

【確認項目】

- 学生支援に係る各種取組が、「同志社大学学生支援に関する方針」、学生の傾向や社会的要請等に照らして、ま

た、教職員の妥当な負担に基づく持続性や大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮し、大学として総合的に判断した場合に適切な内容、程度であるかを確認する

○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学生支援機構の各種取組における改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができている	確認できた。

<上記評価項目①の担当組織>

【確認項目】

○学生支援に係る各種取組が、「同志社大学学生支援に関する方針」、学生の傾向や社会的要請等に照らして、また、教職員の妥当な負担に基づく持続性や大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮し、大学として総合的に判断した場合に適切な内容、程度であるかを確認する

○検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認する

<教育支援機構>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育支援機構の各種取組における改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができている	確認できた。

<国際連携推進機構>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①国際連携推進機構の各種取組における改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができている	確認できた。

<キリスト教文化センター>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①キリスト教文化センターの各種取組における改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができている	確認できた。

<情報化推進部>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①情報化推進部の各種取組における改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができている	確認できた。

<倫理審査室>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①倫理審査室の各種取組における改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができている	確認できた。

基準8 教育研究等環境

評価項目② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室>

【確認項目】

○教育研究等における環境や条件の整備に関する方針を明示していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育研究等における環境や条件の整備に関する方針を明示している	確認できた。
「同志社大学教育研究等における環境・条件の整備に関する方針」 https://www.doshisha.ac.jp/images/kikak/page/03kyouiku_kankyo.pdf	

<教育支援機構（教務部）>

【確認項目】

○校地及び校舎面積が、大学設置基準等を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①【別紙Ⅰ】（公財）大学基準協会「大学基礎データ」（表Ⅰ）組織・設備等を作成のうえ、確認できた	確認できた。

<教育支援機構（学習支援・教育開発センター）>

【確認項目】

○学生の自主的な学習を促進するための施設や環境を整備していることを確認する

点検項目	点検・評価結果
①学生の自主的な学習を促進するための施設や環境を整備している	確認できた。

<学生支援機構>

【確認項目】

○学生の正課外活動を支援するための施設や環境を整備していることを確認する

【点検項目】

①学生の正課外活動を支援するための施設や環境の整備状況を簡潔に記入してください

課外活動を支援するための施設として、両校地に学生会館（課外活動団体のBOX、会議室、練習場等）やスポーツ施設を整備している。施設利用要領や施設付帯設備についても、硬直的な運用とせず、年度ごとに「課外活動関連施設使用状況」をとりまとめ、各施設の年間使用数や行事名、使用団体等の情報を累積して記録し、順次設備改修・運用変更等を実施している。最新の施設利用要領等については、「課外活動の手引き」にまとめ、すべての課外活動団体に周知している。

課外活動の手引き：<https://student-support.doshisha.ac.jp/files/gakse/page/tebiki2026.pdf>

コロナ禍以降、学生が正課授業及び正課外活動にて、ICT機器を使用する頻度が増えているため、学生の正課授業及び正課外活動を支援するため、各キャンパスにモバイルバッテリーのチャージスポット（今出川校地4台、京田辺校地2台、合計6台）を設置した。

お知らせ：<https://student-support.doshisha.ac.jp/s-support/news/detail/010-PQHrJI.html>

<情報化推進部>

【確認項目】

- 教育の情報化への取組、情報通信技術（ICT）等機器・備品等の整備状況を確認する
- 本学が保有する各種情報をより有効かつ安全に利用するため、情報セキュリティポリシーを策定していることを確認する
- ネットワーク利用資格認定試験を義務付け学生及び教職員の情報倫理の確立に取り組んでいることを確認する
- 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し、ITサポートオフィスによる技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進していることを確認する
- 各種提供ソフトウェアやアプリケーションについて利用支援、利用促進をしていることを確認する

【点検項目】

- 教育の情報化への取組、情報通信技術（ICT）等機器・設備等の整備状況を簡潔に記入してください

学生によるBYODが一般化していることに対応し、全教室に無線LAN接続環境を用意している。LMSのリプレースを行い、機能強化を図った。また、PCコーナーでは BYOD 端末を活用した自習環境を提供するため、既存の PC を一部撤去し、空いたスペースに USB-C ケーブルでディスプレイに接続できる環境を整備した。動画収録・配信システム及びLMSを適切に整備・運用し、新学年暦における授業動画配信や授業利用を支援した。

点検項目	点検・評価結果
①本学が保有する各種情報をより有効かつ安全に利用するため、情報セキュリティポリシーを策定している	確認できた。
>その具体的な内容を示す根拠資料の名称、URL等を記入してください 同志社大学情報セキュリティ基本規程 他 https://www.doshisha.ac.jp/information_security_policy/index.html	
②ネットワーク利用資格認定試験を義務付け学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいる	確認できた。
>その具体的な内容を記入してください 全新入生を対象に、情報倫理講座としてe-learning教材による自己学習を課し、成果確認のためにネットワーク利用資格認定試験の受験、合格を求めている。同試験に合格しない限り、学内ネットワーク接続他、ネットワーク利用サービスが利用できない体制となっている。	

<施設部>

【確認項目】

- バリアフリーへの対応、アクセシビリティやダイバーシティに配慮した施設・設備、キャンパス環境を整備している状況を確認する
- 各種施設・設備が、法令等に適合しており、安全管理が万全であるかを確認する

【点検項目】

- ①バリアフリーへの対応、アクセシビリティやダイバーシティに配慮するために、施設・設備、キャンパス環境の整備において重視している事項や整備状況を記入してください（整備状況は資料の別添による説明も可）

建築や改修等においては、該当する法令や条例を遵守するとともにすべての利用者によって利用しやすい環境であることを重視した整備を行っている。また、SDA室とも連携をすることで、キャンパス環境の現状把握に努め、キャンパス及び学習環境のさらなる向上を目指し整備に努めている。近年の具体的な取組としては、建物におけるアクセス方法や各設備のバリアフリー化をはじめ、ホール内車椅子用スペース拡充、多目的トイレ設備改修、各設備サイン（ピクトサイン）改修、また、一部授乳室やユニバーサルトイレ、シャワー室等の設置を行っている。

また、本学では建学の精神と歴史を踏まえ、自身と異なる価値観や境遇を持つ他者を理解し、共生、共存する中で、その違いを新たな創造へ導く力を持つ人物を養成するため、「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」に定める各種推進事項を行っている。さらに、推進宣言のもと関連部署との連携をより一層深めることにより、本学の施設・設備及びキャンパス環境の改善を進めていくこととしている。

②各種施設・設備が、法令等に適合していることを確認し、適法化が必要な事項やその他改善点がある場合はその内容と改善状況を記入してください

各校地において法令適合状況の確認を行うとともに、必要な施設整備・環境改善を計画的に進めている。

〔今出川校地〕

・明徳館中央南側リフト及び明徳館南側空調機置き場については、リフト代替設備として明徳館中央北側にエレベーターを設置済みである。当該リフト及び空調機置き場の撤去には大型重機が明徳館南側に入構する必要がある。なお、関連設備の撤去については、新図書館建設工事との工程調整を踏まえ、2027年度に実施する予定である。

・有終館西側博物館学実習室及び溪水館横簡易物置については、施設整備計画に基づき解体・撤去を完了した。

・厚生施設である晩晴草堂及びシーモアハウスについては、それぞれ必要な改修を行い旅館業法上の許可を取得し運用を開始している。

〔京田辺校地〕

・渡り廊下屋根については、京田辺キャンパスリニューアル事業と連携しながら、法令適合及び施設環境の向上に向けた整備を進めており、2025年度から工事に着手し、2026年度中の完了を予定している。

③防災や防火に係る安全管理体制と取組の概要を示し、改善点がある場合はその内容と改善状況をあわせて記入してください（安全管理体制の概要は資料の別添による説明も可）

〔安全管理体制〕

「同志社大学緊急対策本部内規」に基づき、災害発生時、消防隊が到着するまでの間、本学職員で組織する自衛消防隊が主となり、人命救助とともに学内での被害を最小限に抑える役割を担う。一方、大規模災害が発生し緊急かつ重大な事態が発生又はその発生が予想される場合、大学全体の危機管理体制として緊急対策本部が設置され、その被害を最小限にとどめるため又は未然に防止するために、可及的速やかにその事態に対処することとなる。また、危機事象発生時の初動や行動対応要領として、「危機管理マニュアル」を整備しており、当該マニュアルに事象ごとの対応事例を挙げ、マニュアルとして全学に周知している。

自衛消防隊については、本部隊の班長が自衛消防業務講習に参加し、実務訓練を行っている。また、防災備蓄品として、災害発生1日目に全学生数の8割、2日目に全学生数の5割、3日目に全学生数の3割が学内に避難していることを想定した数の整備が完了している。また、備品についても、近年の災害を参考にしながら、必要とされる備品を順次追加整備している。

〔改善点〕

本学が所在する関西エリアにおいて、1995年の阪神淡路大震災以降も大阪北部地震をはじめ幾度となく、地震、暴風や豪雨等の自然災害により被害を被ってきた経緯がある。いつ何時に発生するかもしれないこのような災害発生時に、我々には被害を最小限にするため適切かつ迅速な対応と判断が求められている。そのため

に、本学構成員である教職員や学生には、防災という側面からの意識付けと訓練が必要であり、これまで課題であった全学防災訓練（安否確認システムも構築済み）も2021年度から毎年、今出川と京田辺両校地で実施をしている。引き続き、本学構成員一人ひとりが防災意識を高める機会の提供や情報発信を継続していくことが重要であり、消防法に基づく消防訓練や全学防災訓練のさらなる充実についても課題である。今後もより良い防災意識向上施策のあり方を絶えず検討していく必要があると考えている。

<環境保全・実験実習支援センター>

【確認項目】

○実験実習の安全及びセキュリティ教育を行い、安全・衛生の確保に努めている状況を確認する

【点検項目】

①実験実習の安全及びセキュリティを確保するための制度や体制の概要を示し、改善点がある場合はその内容と改善状況を記入してください（制度や体制は資料の別添による説明も可）

環境保全委員会及び各運営委員会のもとで実験実習に係る安全管理体制を整備するとともに、「教育研究における防災安全の手引き」の配付や各種講習会の実施により安全教育を行っている。また、薬品管理システム（CRIS）、安全点検、作業環境測定及び化学物質リスクアセスメント等を通じて、安全及びセキュリティの確保に努めている。

②実験実習の安全及びセキュリティ教育に係る取組の実施状況を記入してください

以下の講習会を実施している。

- ・実験室等の安全に関する新任教員向け説明会
- ・薬品管理に関する講習会
- ・実験廃液・排水の取り扱い説明会
- ・廃液処理方法について
- ・高圧ガス安全講習会
- ・放射線装置使用者講習会
- ・遺伝子組換え生物等使用実験従事者講習会
- ・実験動物取扱講習会
- ・医心館特殊実験棟動物実験施設利用者講習会
- ・訪知館動物実験施設利用者講習会

評価項目② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか

■学部・研究科以外の担当組織

<図書館>

【確認項目】

- 図書、学術雑誌、電子資料等の学術情報資料の体系的な整備状況を確認する
- 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他の図書館とのネットワークの整備状況を確認する
- 図書館利用環境（座席数、開館時間、レファレンスサービス、オンラインサービス、各種講習会等）を確認する
- 蔵書管理や学術情報サービスの提供等、図書館スタッフの配置状況を確認する
- 施設環境が適切であるか確認する

【点検項目】

- ①図書、学術雑誌、電子資料等の学術情報資料の整備状況がわかる資料を提示し、本学が学術情報資料を整備する上で重視している事項や本学の蔵書の特色等を記入してください

本学図書館は、学習図書館としての機能に重点を置いた資料整備を行っている。同志社大学図書館資料収集方針においては、「カリキュラムに沿った学習用資料」を第1優先順位として位置づけている。毎年度の収集計画（2025年度学術資料の収集計画）は、当該方針に基づき図書館において策定し、全学学術資料政策会議（「同志社大学全学学術資料政策会議内規」に基づく）にて審議している。

資料の収集・選択作業は、収集方針及び収集計画に基づき、専任職員で構成する資料収集作業部会（「資料収集作業部会についての申合せ」に基づく）において行い、必要に応じて全学学術資料政策会議に諮っている。

学部・研究科、研究所、センター等に設置される図書室は、研究図書館としての機能を担い、両校地図書館と有機的に連携することで、本学構成員に対する学術情報基盤を形成している。

2025年4月1日現在の蔵書数は、図書約288万冊（図書館約111万冊）、定期刊行物約5.9万タイトル（図書館約1.6万タイトル）（『同志社大学基礎データ集』10-1「蔵書数」参照）である。

電子資料については、図書館では、各分野に共通する又は専門分野の教育・研究に必要な基本的・標準的な電子資料を中心に導入している。学部・研究科、研究所、センター等に設置される図書室では、専門分野の研究に必要な電子資料を導入している。図書館契約分と学部・研究科、研究所、センター等に設置される図書室契約分は、デジタルライブラリーウェブサイトで、一律に一覧表で提示し、利用しやすい環境を整えている。

電子ジャーナルは、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）を通して提案された包括パッケージを導入・維持している。恒常的な価格高騰のもと、限られた財源で電子ジャーナルの提供を維持し、発展させるために、電子ジャーナルの契約方針を定め、方針に基づき、毎年度契約商品の見直しを行い、契約手続を進めている。またデータベースにおいても同様にデータベースの契約方針を定め、方針に基づき契約手続を進めている。電子書籍は、和書・洋書のDDA（Demand-Driven Acquisition）を導入し、利用者からの購入リクエストや利用統計に基づき、購入を進めている。

2025年4月1日現在の電子資料の提供数は、デジタルライブラリーウェブサイトで公開している契約データベース159種、JUSTICE契約分の電子ジャーナル約9,700タイトル、図書館契約分の電子書籍約11,400タイトルである。

また、本学の機関リポジトリである「同志社大学学術リポジトリ」では、本学が生成した電子的形態の研究成果・教育資源等の学術コンテンツ（紀要論文19,816件・報告書594件・学位論文（博士）1,170件）を一元的に収集・蓄積・保存している。加えて、本学のデジタルアーカイブシステムである「同志社大学デジタルコレクション」において、本学所蔵の貴重資料等の電子化データ1,598件を公開し、学内外に発信している。

■学術リポジトリ・デジタルコレクション コンテンツ数

<2025年4月1日現在>

	本文データ	メタデータ
紀要論文	19,816	23,628
報告書/研究報告書	594	811
学位論文（博士）	1,170	1,170
図書館関連アーカイブ	4,345	4,483

	画像コマ数	書誌データ数
同志社大学デジタルコレクション	185,475	1,598

➤ 学術情報資料の整備において、特に教育に寄与している内容（選書作業、多読用資料（ESL）等）について記入してください

シラバスに掲載されている参考書・テキストについては、毎年度調査を行い、入手可能な資料を計画的に購入している。また、語学教育支援として、多読用資料（ESL）の収集・整備を継続的に進めており、外国語学習に資する資料を体系的に提供している。さらに、教員からの推薦資料を随時受け付け、カリキュラムとの関連性を考慮した選書を行うことで、教育課程と連動した蔵書構築を行っている。

電子書籍においても、シラバスに記載されている参考文献のうち、電子化されている書籍を対象に購入を進め、授業の予習・復習での利用に寄与している。また、音声付きの電子書籍も一部購入しており、特に語学分野における自学自習の用途に供している。

➤ 学術情報資料の整備において、特に研究に寄与している内容（本学独自のコレクション構築等）について記入してください

研究活動を支える学術基盤として、本学の歴史や学術的特色を反映した独自のコレクション構築を行っている。明治期から現代に至るまでに形成された新島記念文庫、徳富文庫、ケーリ文庫をはじめとする特別コレクションは、本学の歩みや研究の蓄積を示す重要な学術資源であり、関連分野の研究に広く活用されている。これらの資料については、体系的な整理・目録作成を行うとともに、近年はデジタルアーカイブ化を進め、学内外の研究者が利用しやすい環境整備を図っている。

また、電子ジャーナルの価格高騰により包括パッケージ維持が困難な場合においても研究に必要な文献を手続きできるよう、オンラインの学術文献複写サービスの導入に続き、2027年度に新たなオンラインILLシステムを導入することを決定しており、研究活動の継続性と利便性の確保に努めている。

加えて2025年度より、学術雑誌等に掲載された査読済み研究論文を「同志社大学学術リポジトリ」に登録し、研究成果を体系的に蓄積・発信している。

② 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他の図書館とのネットワークの整備状況がわかる資料を提示し、利用者にどのようなサービスを提供できているかを記入してください

本学の蔵書は、国立情報学研究所（NII）が提供する総合目録データベース（NACSIS-CAT）に全件登録する方針としており、登録件数は、参加機関1,792館中、図書・雑誌ともに1位（2024年度末）となっている。これによりNACSIS-CAT/ILL参加館における目録作成負担の軽減や書誌情報の充実に寄与するとともに、互恵的な相互貸借システムの円滑な運用に貢献している。利用者に対しては、図書館間相互貸借（ILL）を通じて、国内外の教育研究機関が所蔵する資料へのアクセスを提供している。また、本学が生成する電子形態の学術コンテンツは、国立情報学研究所（NII）が提供するJAIRO Cloudを用いて構築した「同志社大学学術リポジトリ」に登録している。同リポジトリは、OAI-PMHに対応しており、IRDB（学術機関リポジトリデータベース）を通じて、CiNii、国立国会図書館、ジャパンリンクセンター等と連携するとともに、OAIsterやOpenAIRE等の国際的な検索ポータルとも連携している。これにより、研究成果の国内外への発信及び資料発見可能性の向上を実現している。さらに、一部コンテンツには、DOI（デジタルオブジェクト識別子）を付与し、永続的なアクセスを確保している。

③ 図書館利用環境（座席数、開館時間、レファレンスサービス、オンラインサービス、相互利用、各種講習会等）の概要がわかる資料を提示し、提供しているサービスの特色等、本学図書館が特長としている事項を記入してください

本学の図書館利用環境は、今出川校地及び京田辺校地に設置の2館により提供している。京田辺校地ラーネッド記念図書館は、総延面積5,465㎡、収容可能冊数約26万冊であり、2017年度の全面改修以降、安定的なサービス提供を行っている。一方、今出川校地図書館は、2023年度まで総延面積10,523㎡、収容可能冊数約109万冊の環境（博達館書庫含む）を有していたが、現在は新図書館建設事業にともなう建て替え期間

中であり、規模を縮小した形でサービスを継続している（現在の今出川校地図書館（寧静館）は、総延面積2,025㎡、収容可能冊数約65万冊）。両館合計の座席数は855席であり（『同志社基礎データ集』資料編「学生閲覧室等一覧表」）、建て替え期間中の今出川校地では、同一建物内に別途自習室567席を確保することで学習環境を補完している。

開館時間は、両校地それぞれの授業時間帯に対応するとともに、日曜日は通年、祝日も授業日にあわせて開館しており、学生の多様な学習スタイルに対応している。2024年度の利用実績は、入館者数約389,630人、貸出図書約29万冊、レファレンスサービス受付約17,000件であった。

オンラインサービスとして、蔵書検索システムでは本学蔵書に加え、同志社女子大学、CiNii Research、NDL Search等への横断検索を実現している。また、電子資料提供システム（リンクリスト、リンクリゾルバ、ディスカバリーサービス）を導入し、多様な資料発見環境を提供している。ディスカバリーサービスでは、書誌情報（二次情報）と、コンテンツ本文（一次情報）を包含した一括検索を実現している。また、蔵書検索システムに有償の書誌データベース（MARC）を搭載しており、より詳細な情報からの電子資料の検索を可能としている。蔵書検索システムと電子資料提供システムを連携し、蔵書検索システムの検索結果で関連する電子資料がある場合は、レコメンド表示を行い、電子資料の利用促進につなげている。さらに、文献管理ツールを導入しており、レポート、論文執筆の際の文献管理に寄与している。

両校地図書館ともに、卒業生、地域利用者、公開講座受講者等にも利用を認めており、本学の学術情報基盤を一般社会にも提供している。2024年度の卒業生及び一般市民の利用者数は約6,000名であった（今出川校地においては新図書館建設事業にともない、現在は地域利用者の受け入れを見合わせている）。また、同志社女子大学、関西四大学（関西大学・関西学院大学・立命館大学）、早稲田大学、立教大学、及び、大学コンソーシアム京都加盟校と協定を結び、相互利用を可能としている。

各種講習会は対面及びオンライン双方で提供しており、2024年度の参加者は約3,600人であった。講習内容は、図書館利用リテラシーをレベル別に設定して実施しているほか、外部講師による情報検索や資料活用に関する講習会も展開している。

- ④蔵書管理や学術情報サービスの提供の体制、状況を、図書館スタッフ（図書館の機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員を含む）の配置状況とあわせて記入してください（資料の別添による説明も可）

今出川校地図書館は81名（専任職員8名、非専任職員11名、業務委託スタッフ62名）、京田辺校地ラーネット記念図書館は26名（専任職員5名、非専任職員3名、業務委託スタッフ18名）のスタッフを配置している。両校地図書館には、司書資格を有するスタッフ54名（非専任職員3名、業務委託スタッフ51名）を配置し、専門的知識を活かしたレファレンスサービスや各種講習会等を展開している。

また、資料の受け入れ・整理・データ入力業務については、両校地図書館と学部・研究科、研究所、センター等に設置される図書室の業務を集約して行っており、業務委託を活用することで、学内での処理に加え、学外拠点を併用した安定的な資料整理体制を構築しており、特殊言語資料への対応等も可能としている。

- ⑤図書館の施設環境（ネットワーク環境、非図書資料の再生機器、グループワークスペース、バリアフリー環境等）の概要を記入し、本学図書館が特長としている事項を記入してください

本学図書館では、全館に無線LAN（Wi-Fi）を整備するとともに、電源コンセントを各所に設置し、利用者が持参する情報機器を活用しやすい環境を確保している。目録検索用PC23台、用途を限定していないPC16台を配置し、資料探索から情報収集までを円滑に行える環境を整えている。

非図書資料への対応としては、両校地図書館合計でマイクロリーダー3台、マルチメディアライブラリーブース21ブースを設置し、マイクロフィルム及び映像資料等の利用に対応している。これらの機器は、オンラインで事前予約が可能であり、計画的かつ効率的な利用を支援している。

また、両校地図書館合計でグループ学習室（計3室）を整備し、ディスカッションや共同作業に対応している。一方で、図書館全体としては静穏性を重視し、個人学習に適した環境の維持を基本方針としており、ラーニング・

コモンズとは役割を分担した空間構成としている点を特長としている。
 バリアフリー環境の整備として、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等を両校地図書館で613点所蔵するとともに、両校地とも対面朗読室を設置し、障がいのある利用者の学習・研究を支援している。

評価項目③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組の整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取組を行っているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<研究開発推進機構>

【確認項目】

- 研究活動を促進させるための条件の整備状況を下記の着眼点に沿って確認し、効果的で制度の目的を果たす運用ができていないかを確認する
 - ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示
 - ・研究費の適切な支給
 - ・研究活動の支援（体制整備を含む）
 - ・研究時間の確保、研究専念期間の保障（各種の研究員制度の整備も含む）
 - ・専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援及び若手研究者育成の施策及び体制
 - ・研究を補助するリサーチ・アシスタント等の研究補助者の体制
- 研究の健全性・公正性に関する確認、また安全保障輸出管理に対する取組が整備できていることを確認する

※上記については、基準12-⑤で点検・評価

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づいて、全学的な研究の実施体制及び支援体制を担うことができていない	確認できた。
②個人研究の奨励のために研究費を適切に支給できている	確認できた。
③研究活動の支援（体制整備を含む）ができていない	確認できた。

<倫理審査室>

【確認項目】

- 個人情報の保護に関する法律に則った個人情報保護に関する規則を定め、学生及び教職員の個人情報の取得、利用、保管・管理及び開示請求等への対応が適切であることを確認する
- 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程を整備していることを確認する
- コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施していることを確認する
- 研究倫理に関する学内審査機関を整備していることを確認する
- その他、利益相反マネジメント、生命科学に関する倫理に対する取組が整備できていることを確認する
- 各種倫理に関する啓発を行っていることを確認する

【点検項目】

- ①個人情報の保護に関する制度や体制の概要を示し、改善点がある場合はその内容と改善状況をあわせて記入してください（制度や体制は資料の別添による説明も可）

本学では、「個人情報の保護に関する法律」及び同志社個人情報保護規程に基づき、個人情報の適正な取扱いを行っており、教育・研究、学生支援、大学運営等の目的に限定して、個人情報を必要最小限の範囲で取得・利用し、目的外利用や不適切な第三者提供を原則として禁止している。また、本人による個人情報の開示や訂正、利用停止等を請求できる制度を整え、透明性と権利保障を確保している。

体制面では、各部署に個人情報管理者及び取扱責任者を配置するとともに、全学的な監督組織として同志社大学個人情報保護委員会を設置し、制度の適切な運用と個人情報保護に関する事項の事故時の対応を行っている。これにより、本学は、制度と体制の両面から個人情報保護の実効性を確保している。

さらに、従来は各学部・研究科において個別に第三者提供に関する同意を取得していたが、法令遵守の徹底及び事務手続の効率化を図るため、2025年度入学生からは入学時に個人情報の取扱いに関する同意書を取得し、全学的に予定される第三者提供についても包括的に同意を得る運用へと見直した。これにより、適正な個人情報管理の強化と各学部・研究科事務室の業務負担軽減を両立している。

②研究倫理、研究活動の不正防止に関する制度や体制の概要を示し、改善点がある場合はその内容と改善状況をあわせて記入してください（制度や体制は資料の別添による説明も可）

本学では、研究の信頼性と公正性を確保するため、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準拠し、「同志社大学研究倫理規準」及び「同志社大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程」（以下「規程」という。）を定め、組織的な研究倫理体制を構築している。その体制では、学長を最高責任者とし、その補佐として副学長が研究倫理・不正防止の統括的役割を担っており、全学的な審議・調査機関として同志社大学研究倫理委員会を設置している。

研究倫理規準では、捏造・改ざん・盗用の特定不正行為をはじめ、二重投稿、不適切なオーサiership、論文査読における不正な行為等が禁じられている。この規準では、研究データの保存管理、研究費の取扱規準についても規定されており、さらに、研究者の研究倫理意識高揚のため、研究倫理教育の計画策定、実施を本学の責務と規定されている。

また、不正行為が疑われる場合には、規程にもとづき、告発・相談窓口を設置し、告発者及び被告発者双方の人権と秘密に配慮しながら、予備調査・本調査を段階的に実施する体制が整っている。

加えて、近年、生成AIの活用など研究環境の変化に伴い、新たな研究倫理上の課題への対応が求められている。こうした環境変化に対応しながら研究の信頼性及び公正性を一層確保するため、新たな研究倫理上の課題への対応について継続的な検討を進める。

③コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施状況を記入してください

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施規準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を継続的に実施している。

具体的には、教職員・大学院生・公的研究費に関与する学部学生を対象として、研究倫理教育（日本学術振興会教材の通読、同振興会 e ラーニング、APRIN e-learning 等）及び本学独自教材によるコンプライアンス教育についての受講案内を行っており、教材内容に大幅な改訂がないことから、2022年度以降の受講修了者については再受講を原則不要とする一方、必要に応じて復習を推奨し、公的研究費関係者にはモニタリング・内部監査指摘事項の確認を必須としている。

また、全構成員を対象に四半期に一度の啓発活動を実施し、不正防止の周知徹底と組織風土の醸成に努め、これらの教育及び確認書の提出状況を継続的に把握し、例年 100%の提出率を維持している。

④研究倫理に関する学内審査制度や体制の概要を示し、改善点がある場合はその内容と改善状況をあわせて記入してください（制度や体制は資料の別添による説明も可）

同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準に規定する研究計画等の科学的合理性及び研究実施上の倫理的妥当性を審査し、人を対象とする研究に関する倫理審査に係る事項について検討・審議するため、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置している。委員は学内委員と、学外の有識者の委員で構成されている。審査対象は人を対象とする倫理指針（以下「指針」という。）の対象となる医学系研究のみならず非医学系研究にも及ぶ。非医学系研究についても指針に準拠して審査を実施しているが、審査対象となる研究分野が多岐にわたることから、審査基準の一貫性の確保、審査手続の複雑化・長期化への対応、リスク評価基準の整理等が課題となっている。現在、指針の見直しに関する検討が進められている。また、個人情報の保護に関する法律との整合性についても改めて整理が求められており、今後は倫理審査に係る実務の一層の高度化・複雑化が見込まれる。このような状況を踏まえ、委員会の適切な運営を維持・強化するため、専門的知見を有する人材の確保及び体制の充実が望まれる。

⑤利益相反マネジメント、生命科学に関する倫理に対する制度や体制の概要を示し、改善点がある場合はその内容と改善状況をあわせて記入してください（制度や体制は資料の別添による説明も可）

本学は、産官学連携活動の推進に伴って発生し得る利益相反（COI）問題を適切に管理するために、同志社大学利益相反委員会を設置しており、委員会は学内委員と学外の有識者の委員で構成されている。本学のCOI管理方針においては、次の3点を特に重視している：

1. 教職員個人の利益を優先されていると見做されないこと（狭義の利益相反）
2. 本学以外の活動へ時間配分を優先させていると見做されないこと（責務相反）
3. 本学以外の活動を優先させることによって、教育面での支障が生じていると見做されないこと（責務相反）

なかでも、研究成果活用企業は大学の研究成果を社会実装する重要な仕組であるが、大学・教員・企業との関係が密接なため、利益相反（COI）が複雑になりやすい特徴があり、当該企業特有の利益相反マネジメントのあり方の検討が進められている。

本学における動物実験は、「同志社大学動物実験等の実施に関する規程」に基づき、科学的観点と動物愛護・環境保全・安全確保の観点を踏まえて、同志社大学動物実験委員会により法令と国の指針に基づき運営されている。当該委員会は、同志社大学研究倫理委員会の下に設置され、動物実験計画書の審査、実施状況や結果の点検・検証、施設の管理状況確認等を行っている。委員は動物実験に関する専門家や、学識経験者などで構成されている。学内には複数の動物実験施設があり、「同志社大学動物実験施設等の管理運営に関する内規」に基づき、施設ごとに運営責任者を置いている。なお、動物実験従事者に対しては、教育訓練を実施している。

本学の動物実験に関する規程は、国の基本指針に適合した内容となっている。病原体等の管理については、研究環境の変化や研究実施状況を踏まえながら、適切な管理体制の維持・充実に向けて検討を行う。

⑥各種倫理に関する啓発活動の実施状況を記入してください

同志社大学研究倫理規準に規定されているとおり、研究者の研究倫理意識を高揚するために、啓発、倫理教育の計画を作成、実施している。

啓発活動として、特に特徴的なのが、「研究倫理向上月間（旧：研究倫理向上ウィーク）」の実施である。期間中には、学外講師による講演会、研究倫理関連図書フェア、オンデマンド教材の紹介などのプログラムを提供し、研究倫理意識の向上を図っている。これらの企画は、研究者だけでなく学部生・大学院生も気軽に参加できる形式で構成されており、学内全体に倫理意識を浸透させる取組となっている。

また、JST（科学技術振興機構）の研究倫理映像教材を広く学生、教職員を対象として学内への案内を実施している。当該教材は、多様な研究分野の研究倫理について、ケース毎に作成された映像として見やすく編集されたものであり、研究指導の一環として、ゼミの学生や大学院生を対象に講義等での利用も可能となっている。

また、専任教員には、剽窃検知ツール「iThenticate2.0」の導入について案内し、論文投稿前のチェックや学位論文指導の過程における剽窃・盗用等の不正行為の防止を支援している。

評価項目④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へつなげているか。学生も含めて研究倫理の遵守を図る取組を行っているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室>

【確認項目】(企画課)

○教育研究等環境や条件の整備に係る各種施策が、教育研究等の環境・条件の整備に関する方針や時代の趨勢等に照らして、また、大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮し、大学として総合的に判断した場合に適切な内容、規模であるかを確認する

○検証結果に基づき、改善・向上に向けた組織的対応に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育研究等環境や条件の整備に係る各種施策が、教育研究等の環境・条件の整備に関する方針や時代の趨勢等に照らして、また、大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮し、大学として総合的に判断した場合に適切な内容、規模である	確認できた。
➤その妥当性を記入してください 本学における教育研究等の環境・条件整備に係る各種施策については、以下の三点を基軸として総合的に検証した。 (1) 教育研究環境の整備に関する大学としての基本方針 (2) 高等教育を取り巻く社会的・技術的变化をはじめとする時代の趨勢 (3) 中長期的な財政運営の見通しに基づく持続可能性 その上で、個々の施策が本学の教育研究力向上に資するものであるか、事業規模や投資水準が適切であるか、また将来にわたり継続可能な運営を担保できるかについて、客観的な指標および内部評価に基づき点検・評価を実施した。 その結果、本学における教育研究等の環境・条件整備に係る各種施策は、大学の方針との整合性(教育研究の質向上・安全安心な環境整備・DX推進など)を十分に満たしていること、社会的要請や高等教育政策の動向(学修者本位の教育、学内外連携、デジタル活用、研究環境強化等)に適合していること、大学財政の健全性を損なうことなく、中長期的に持続し得る規模・内容であることが確認された。	

基準9. 社会連携・社会貢献

評価項目① 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取組を行っているか。

・社会連携・社会貢献に関する取組により、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①「同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針」に基づき、学部・研究科独自の教育面・研究面における産官等社会との組織的な連携状況を確認し、学部・研究が生み出す知識、技術等を社会に還元できているかを確認する

【点検項目】

- ①学部・研究科独自で行っている、教育面・研究面における産官等社会との組織的な連携状況を記入してください

本学では、[社会連携・社会貢献に関する方針](#)に基づき、教育及び研究の両面において、企業、自治体、地域団体、専門機関、教育機関等との多様な連携を組織的に推進している。

【教育面】

寄付講座や実務家による特別講義、インターンシップやエクスターンシップ、自治体や企業と連携した教育活動等を実施している。例えば、企業法務プロフェッショナル育成プログラムやリーガルフィールドワーク、寄付講座を開設して企業・団体と連携する取組、自治体との連携事業等を通じて、学生が実社会や専門的な実務に触れながら学ぶ機会を提供している。また、連携大学院方式による協定により、企業や研究機関と連携した高度な教育研究指導にも取り組んでいる。

【研究面】

共同研究、受託研究、奨学寄付及び寄付教育研究プロジェクト等を通じて、企業、研究機関及び学外組織との連携を推進している。例えば、文化情報学分野における共同研究・受託研究、生命医科学分野における企業や研究機関との共同研究、理工学及び生命医科学分野における連携大学院方式による協定を活用した教育研究活動などを展開している。また、愛知県東三河県庁との連携協力や、デジタル・ヒューマニティーズコンソーシアムへの参画など、学外機関との連携を通じて研究活動の充実・高度化を図っている。

【地域連携・社会貢献活動】

自治体や地域団体との連携のもと、多様な社会貢献活動を実施している。例えば、京田辺市との連携による小学生向け科学イベント「同志社大学サイエンスアカデミー」や、女子中高生の理系進学を支援する、実験体験や交流イベント、サマーキャンプを行う「わたしのサイエンス」を実施している。また、留学生と地域社会が協働するイベントや、[心理臨床センター](#)における一般市民を対象とした心理相談・支援活動を通じて、教育・研究成果を地域社会へ還元している。

【教育研究成果の社会還元】

公開講座、シンポジウム、セミナーの開催に加え、オープンコースウェアによる授業コンテンツの公開や、研究科教員による一般向け講演会の開催等を通じて、教育研究成果を広く社会に発信している。

【その他の特色ある取組】

企業との包括連携協定に基づく海外事業展開に関する実践的な教育活動、高校生模擬裁判大会の共催、教会や障がい者支援団体との連携活動など、各学部・研究科の専門性や教育研究上の特色を生かした多様な社会連携・社会貢献活動を展開している。

以上のように、本学では学部・研究科の特性に応じた多様な社会連携・社会貢献活動を実施しており、教育研究成果の社会還元を通じて、地域社会及び産業界との連携強化と社会的課題の解決に貢献している。これらの取組は、本学の社会的使命の遂行と大学の存在価値の向上につながっていると評価できる。

- 上記の連携が、学部・研究が生み出す知識、技術等を社会に還元できている場合、どのような形で還元できているか。具体例を記入してください。

本学では、産官学連携や地域連携を通じて得られた教育研究活動の成果を、人材育成、技術開発、地域支援及び知見の発信等の形で社会に還元している。

教育面では、企業法務プロフェッショナル育成プログラムやリーガルフィールドワーク等を通じて実務的能力を身につけた学生が、企業法務担当者や高度専門職人材として活躍している。また、公認会計士や税理士等の専門人材を輩出するとともに、企業や監査法人への就職へとつながっている。

研究面では、共同研究や受託研究等を通じて得られた知見が、医療機器開発、ヘルスケア分野への応用、企業との共同研究による技術開発や特許取得等につながっている。また、文化情報学分野では、地方自治体への文化・地域資源に関するVRシステムの提供、プロスポーツにおけるデータマネジメント支援、高齢者支援に関する技術的助言等を通じて、研究成果が社会で活用されている。

地域社会への還元としては、心理臨床センターにおける一般市民への心理相談・支援活動や、学校現場での心理教育活動を通じて、人々の心の健康の維持・向上に貢献している。また、小学生向け科学イベントや女子中高生向け理系進学支援事業、出前講義等を通じて、次世代人材の育成や科学技術への理解促進にも寄与している。

さらに、公開講座、シンポジウム、セミナー、オープンコースウェア等を通じて教育研究成果を広く発信しているほか、宗教研究やグローバル・ジャスティス研究に関する講演会や公開セミナーを開催し、学術的知見を社会へ還元している。

このように、本学の教育研究活動を通じて創出された知識、技術及び研究成果は、人材育成、技術開発、地域支援及び学術知見の普及等の多様な形で社会に還元されている。

■学部・研究科以外の担当組織

<教育支援機構><高等研究教育院>

【確認項目】

- 「同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針」に基づき、教育面における産官等社会との組織的な連携状況を確認し、教育内容の重層化、社会の教育力の大学への取り込み等に寄与できているかを確認する

<教育支援機構(教務部)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針」に基づき、教育面における産官等社会との組織的な連携状況を確認し、教育内容の重層化、社会の教育力の大学への取り込み等に寄与できている	確認できた。
➢産官学等の社会との連携の具体例、大学への取組等にどのように寄与できているかについて記入してください	
・同志社大学歴史資料館の全面的な協力により、一般市民を対象とした「同志社大学公開講座」を実施し、社会における生涯学習への貢献を実現、「同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針」に沿った事業のひとつになっている。	
・「同志社大学学外者への大学施設貸出しに関する内規」に基づき、本学の授業、諸行事並びに本学の学生及び教職員の活動に支障のない範囲で、教務部が所管する教室及び会議室を学外者へ貸出すことにより、施設の有効活用を図り、もって地域連携推進等に貢献している。2026年度からは大学HPで広く周知する。	
・「同志社大学寄付教育研究プロジェクト規程」に基づき、学部・研究科・センター等において、法人、団体及び	

その他学外機関からの寄付金等による寄付講座を開設している。 ・社会との連携を目的としたプロジェクト・ベースド・ラーニング(PBL)を基本とする全学共通教養教育科目「プロジェクト科目」は2024年度をもって開設を取りやめた。2026年度以降、規模や運営形態等は大幅に改編されるが、全学共通教養教育科目「トピック科目」が開設される。
--

<高等研究教育院>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針」に基づき、教育面における産官等社会との組織的な連携状況を確認し、教育内容の重層化、社会の教育力の大学への取り込み等に寄与できている	確認できた。
➤産官学等の社会との連携の具体例、大学への取組等にどのように寄与できているかについて記入してください 高等研究教育院ではアドバンス・リベラルアーツ科目群において、正課教育に関連させた組織的産官学連携による社会人の学びを支援する教育プログラムを構築している。2025年度までにダイキン工業株式会社、TOYO TIRE株式会社から科目等履修生として受け入れた社員との共修が実現しており、2026年度からは新たに包括的連携協力協定を締結する島津製作所社員との共修も実現する予定である。京都クオリアフォーラム参画企業の社員や自治体職員等も受け入れており、大学院生と社会人の共修が実現している。大学院生、社会人ともに広い視座、深い専門性、柔軟な発想等の気づき等があり、互いにより刺激を受けている。	

<研究開発推進機構>

【確認項目】

○研究面における産官等社会との組織的な連携状況を確認し、研究活動を通じた教育の充実、在学生が研究補助等を通して社会を見る機会の提供等に寄与できているかを確認する

【点検項目】

基準12参照のこと。

<学生支援機構(キャリアセンター)>

【確認項目】

○地方自治体との就職協定締結による連携状況を確認し、学生の就職活動支援に寄与できているかを確認する

【点検項目】

①地方自治体との就職協定締結の状況を一覧にし、それぞれについて、連携関係に基づく活動(就職説明会の実施状況、企業紹介の実績等)やUターン就職実績等を記入してください(資料の別添による説明も可)

●都道府県との就職支援に関する協定締結状況(2026年1月現在26の都道府県と協定締結) ●Uターン就職実績 協定に基づく2025年度活動実績については、以下のとおり。 【UIターン支援プログラム】 ・6月 都道府県別UIターンセミナー ・6月 地元・地方就活 UIターンセミナー ・6月 しがプロ説明会(滋賀県) ・10月 北陸三県UIターンセミナー(富山県・石川県・福井県) ・11月 ひろしま業界研究会(広島県) ・2月 九州三県合同個別相談会(熊本県・宮崎県・鹿児島県)
--

【大学と企業との情報交換会（協定締結自治体）】

- ・6月 京都府
- ・7月 新潟県
- ・8月 和歌山県
- ・9月 長野県
- ・10月 福井県、香川県、福岡県
- ・11月 石川県

点検項目	点検・評価結果
②上記の連携が、学生の就職活動支援に寄与できている	確認できた。
➤学生の就職活動支援にどのような形で寄与できているか具体例を記入してください ・地域企業とのマッチング機会の提供 UIターン支援プログラムを通じて、地方企業の合同説明会やオンライン面談を実施。学生の選択肢が広がり、地域での就職希望者が増加することに寄与。 ・インターンシップの斡旋 地方企業での短期・長期インターンシップを紹介し、実際の業務体験を通じて地域で働くイメージを具体化することに寄与。 ・生活・移住支援情報の提供 就職活動だけでなく、住居や生活環境に関する情報を提供することで、UIターンに伴う不安を軽減することに寄与。 ・キャリア相談の充実 地方でのキャリア形成に関する個別相談を実施。地域産業の特徴やキャリアパスを説明し、学生が自分の将来像を描きやすくなることに寄与。 ・地域ネットワークの構築 地方自治体や企業OBとの交流イベントを開催し、人脈形成や就職活動時の情報収集に寄与。	

<学生支援機構（地域連携推進室）>

【確認項目】

- 担当している地域貢献・地域交流活動の状況を確認し、地域との関わりを通じた学生の成長、本学の諸活動に対する地域の理解の深まりに寄与できているかを確認する

【点検項目】

- ①地域貢献・地域交流活動の状況を記入してください（資料の別添による説明も可）

継志寮におけるRLPの実施にあたっては、継志寮が地域コミュニティの中に存在していることを自覚しながら、当事者として地域共生という課題に向き合えるよう、「地域共生・地域創生」をテーマに、地域理解促進を目的としたプログラムと継志寮まつりを積極的に実施した。2022年度～2024年度は継志寮夏まつりとして実施したが、毎年200名程度の近隣住民が訪れる行事となり、地域の方が本学のことを身近に感じる機会であると同時に、学生が異世代との出会いや交流の架け橋となるきっかけになることができる行事になっている。また、これらの取組は行政（上京区）にも認知され、2025年度には、上京区が主催している「上京区民ふれあいまつり」と継志寮まつりを共催することにもつながり、上京区内における区民交流にも大きく貢献している。

さらに、2025年9月からは地域連携コーディネーターを雇用し、地域連携推進室の実質化を図るとともに、学生支援センター内のボランティア支援室とも有機的な連携を図り、地域と大学をつなぐ窓口としての役割を果たしている。例えば、寒梅館夏まつりや寒梅館クリスマスウィークなどでは、大学の地域開放を目指すとともに、小学生や地域住民など多様な世代と大学生との「心の通い合い」を大切に交流の機会を創出している。こうした交流は、学生にとって地域社会とのつながりを実感し、多様な価値観に触れながら成長する契機となる。

これらの企画では主に課外活動団体に所属する学生が自身のスキルを披露することで地域交流活動の一端を担う仕組みが構築されており、異世代との交流を通じて新たな視点や気づきを得るなど、学生の成長にもつながっている。

今出川地域連携推進室：

https://www.doshisha.ac.jp/information/collaboration_imadegawa/index.html

点検項目	点検・評価結果
②地域貢献・地域交流活動が、学生の成長、本学の諸活動に対する地域の理解の深まりに寄与できている	確認できた。 (詳細は①の通り)

<京田辺校地総務部>

【確認項目】

○地方自治体等との連携状況を確認し、産官等社会との連携による取組を通じた学生の成長、本学の諸活動に対する地域の理解の深まりに寄与できているかを確認する

【点検項目】

①地方自治体等との連携状況等を記入してください(資料の別添による説明も可)

➤同志社ローム記念館プロジェクトと地方自治体との連携の状況、本学が重視している事項等、連携の特色を記入してください

◆ローム記念館プロジェクト

- ・けいはんなアバターチャレンジプロジェクト
- ・カインズ「くみまち」プロジェクト(仮称)】

◆京たなべ・同志社スポーツクラブ(KDSC)

平成20年度から、本学と京田辺市の連携によるスポーツクラブとして活動を開始した。京田辺キャンパスの豊かなスポーツ施設と、スポーツ競技能力に優れた学生資質といった特徴を活かして地域貢献を行い、社会との接点を設けることによる学生への教育的効果を目的としている。

本スポーツクラブの特徴は、地元自治体と大学が共同で設立・運営している点です。大学単独のスポーツクラブを運営しているところは全国に見受けられるが、自治体との地域連携という体制をとっているところは、極めて珍しい。平成30年度には設立10周年を迎え、会員数や受講者数、大学体育会の協力クラブ数も年々増加しており、単にスポーツを楽しむだけではなく、2024年には、全国大会で優勝をしたサークルもある。

京たなべ・同志社スポーツクラブ(KDSC)：<https://www.kdsc.jp/nc33/index.php>

◆京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ

地域と大学との連携を目的として、1993年から、京田辺市と同志社大学の共催により、長年にわたり実施している事業で、地域の方のみならず、遠方から参加される受講生もおられるなど、生涯学習の場として多くの方に親しまれている。

2025年度の参加者数等は次のとおり。

5/24:147名、5/31:184名、6/7:206名、6/14:166名、6/21:219名

◆同志社大学サイエンスアカデミー

◆やましろ未来っこサイエンスラー

◆けいはんな市民公開講座

◆京田辺市・同志社大学・JICA関西 多文化理解のための交流プログラム

Ⅰ 目的

小学校における外国語教育入門期に、実際に、他者に英語が伝わる喜びを知り、英語圏以外の国の人々と

もコミュニケーションが取れることで、積極的に外国語を学ぶ実践的意欲を育む。
JICAの活動を知り、グローバルサウスとSDGsについて学ぶ。
「大学のあるまち」京田辺の特徴を生かして、大学生と一緒に学び、大学に関心を持つ。

2 事業主体

主催 京田辺市、協力 同志社大学、JICA関西

点検項目	点検・評価結果
②地域貢献・地域交流活動が、学生の成長、本学の諸活動に対する地域の理解の深まりに寄与できている	確認できた。
➤学生の成長、本学の諸活動に対する地域の理解の深まりにどのような形で寄与できているか具体例を記入してください 上記のすべての取組において、学生の成長、地域貢献などに大変良い形で寄与できている。 ローム記念館プロジェクトでは、毎年、さまざまな取組を通して、地域を盛り上げるだけでなく、学生も、企画力・行動力・交渉力・コミュニケーション能力等社会人としても必要なスキルを着実につけている。 KDSCや同志社サイエンスアカデミー等は毎年すぐに定員になるほどの盛況ぶり、長年継続しているヒューマンカレッジ等の生涯学習の講座も、地域にしっかりと根づいている。 「京田辺市・同志社大学・JICA関西 多文化理解のための交流プログラム」については、天理市と天理大学の例を参考に、今年度から取り組み始めたプログラムである。子供達にとっては、プログラムを通して、真の学びの時間を通じて、未来への選択肢が増える経験となり、大学生にとっては、学んできたことをアウトプットすることで、着実に自分のものにすることができた。今年度は、京田辺市内の一小学校での実施であったが、京田辺市内の多くの子供達に同じ機会を与えるべく、現在、前述の三者による協定の締結に向けて調整中である。	

<人事部>

【確認項目】

○教職員の行政等の公的機関における役職や委員等への就任状況を把握し、教育、研究、学術、文化等の発展に貢献していることを確認する

【点検項目】

①教職員の行政等の公的機関における役職や委員等への就任状況を把握するうえで課題がある場合、その内容を記入してください。また、これらの情報を、必要に応じて大学の社会貢献実績として社会に示す場合に克服しなければならない課題があれば、その内容を記入してください

大学においては「同志社大学教職員の兼職・兼業に関する内規」に基づき、教職員が学校法人同志社以外の職務又は業務に従事する場合、または営利を目的に個人が事業を営む場合に、所属長に申請を行い承認することとしており、社会貢献活動の状況を適切に把握している。一方で、教職員が有する専門的知見や社会的ネットワークを大学の教育研究活動や社会連携の推進に一層活用するとともに、それらの活動実績を大学の社会貢献の成果として効果的に発信していくことが今後の課題である。

<学長室>

【確認項目】(企画課)

○教育研究活動の推進との連関、教育研究成果の社会還元、学外機関との連携体制等を踏まえた組織的かつ恒常的な社会連携及び社会貢献に関する大学としての方針を明示していることを確認する

○各組織が恒常的に実施している公開講座等の状況を確認し、教育研究成果の社会への還元に寄与できているかを確認する

○「同志社大学リカレント教育に関する方針」に基づき、全学的な取組を踏まえて社会人の学びを支援できている

かを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①教育研究活動の推進との連関、教育研究成果の社会還元、学外機関との連携体制等を踏まえた組織的かつ恒常的な社会連携及び社会貢献に関する大学としての方針を明示している	確認できた。
➤明示している方針について、公開URL（パンフレット等）を記入してください 「同志社大学社会連携及び社会貢献に関する方針」 https://www.doshisha.ac.jp/images/kikak/page/04shakairenkei.pdf ➤産官等社会との総合的、組織的連携の実績内容を記入してください 産学官連携による 次世代教育（AI・データサイエンス分野）として、本学は、NTT西日本および株式会社NTT EDXと共同で、生成AIアシスタント「DAIB（Doshisha AI Buddy）」を用いた学習支援の実証事業を実施している。この取組は、大学が企業と協働し、教育DXを推進する代表的な産学連携の事例である。 このほか、ダイキン工業との環境・エネルギー分野の大規模な共同研究、TOYO TIREとの次世代タイヤ技術・人材育成を軸とした組織対組織の連携など多様な産官社会との総合的・組織的なパートナーシップを構築している。これらはリカレント教育推進や大学の社会貢献方針とも整合し、教育・研究・社会連携の相互強化に寄与する取組となっている。	
②各組織が恒常的に実施している公開講座等の状況を確認し、教育研究成果の社会への還元に寄与できている	確認できた。
➤各組織が恒常的に実施している公開講座等の状況を記入してください（資料の別添による説明も可） ・同志社講座【東京サテライト・キャンパス】： https://tokyo-office.doshisha.ac.jp/course/course.html ・同志社大学公開講座： https://www.doshisha.ac.jp/admissions_continuing/open_lecture/open_lecture.html ・キリスト教文化センターオープン・プログラム https://christian-center.doshisha.ac.jp/cc/op/ ・オープンコースウェア：https://opencourse.doshisha.ac.jp/opc/ その他京田辺市との連携による取組として ・京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ https://www.doshisha.ac.jp/information/approach/collaboration/college.html ➤上記の公開講座等が、教育研究成果の社会への還元に寄与できているか具体例を記入してください 東京サテライト・キャンパスでの同志社講座では、首都圏の卒業生や一般市民に向けて、教員による最新研究（政治学・経済学・文学など）をテーマにした講演を提供しており、知の循環と社会実装の促進につながっている。また、同志社大学公開講座では、文学・歴史・哲学・国際関係など多様な分野の講座を開講し、一般市民が大学レベルの学術知に触れられる機会を提供している。また、キリスト教文化センターオープン・プログラムではキリスト教文化や人権、難民・移住者など多文化・倫理に関わるテーマを取り上げており、市民が宗教・文化・人権に関する学術的知見に触れられる機会を提供している。また、オープンコースウェアを通じて授業内容を国際的に公開し、学術成果の広範な共有を行っている。 これらは、高大連携・地域連携プログラムとしても機能しており、高校生や社会人の学び直しの機会を生むことで、広義の生涯教育推進にも寄与している。	
③「同志社大学リカレント教育に関する方針」に基づき、全学的な取組を踏まえて社会人の学びを支援できている	確認できた。

➤社会人の学びの支援に関する具体的取組を記入してください。

「同志社大学リカレント教育に関する方針」

<https://www.doshisha.ac.jp/images/kikak/page/14recurrent.pdf>

本学では、「同志社大学リカレント教育に関する方針」の下、社会人の多様な学び直しニーズに応える仕組を全学的に整備している。具体的には、社会人学生が受講しやすいよう、科目等履修生制度の柔軟な運用、オンライン授業やハイブリッド型授業の拡充、夜間・集中講義の提供など、ライフステージに応じた履修環境を整えている。

評価項目② 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室>

【確認項目】(企画課)

○社会連携及び社会貢献に係る各種取組が、社会連携及び社会貢献に関する方針等に照らして、また、社会的要請への配慮や大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮し、大学として総合的に判断した場合に適切な内容、規模であるかを確認する

○検証結果に基づき、改善・向上に向けた組織的対応に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①社会連携及び社会貢献に係る各種取組が、社会連携及び社会貢献に関する方針等に照らして、また、社会的要請への配慮や大学財政の裏付けに基づく持続性も考慮し、大学として総合的に判断した場合に適切な内容、規模である	確認できた。
➤その妥当性を記入してください 社会連携・社会貢献に係る取組について、以下の三点を基軸として総合的に検討した。 (1) 大学方針との整合性 取組は同志社大学の社会連携・社会貢献に関する方針に適合するのみならず、生涯学習や学び直しの機会を提供することを掲げる「リカレント教育に関する方針」とも整合して実施されている。 (2) 社会的要請への対応 地域や社会の課題、人材育成ニーズを踏まえて企画されており、同方針が示す社会の変化に応じた学びの提供にも寄与していることから、社会的役割を適切に果たしていると評価できる。 (3) 財政的持続可能性 実施に必要な予算・体制が確保されており、無理のない規模で運営されている。 以上より、本評価は総合的に判断して妥当性を有するといえる。	
○検証結果に基づき、社会連携及び社会貢献に係る各種取組における改善点や、更なる向上策について、組織的に取り組むことができているかを検証のうえ、対応状況を記入してください	
点検結果のとおり学部・研究科においても、各組織においてもそれぞれの役割に応じた社会連携・社会貢献を展開できている。また、大学の本分に基いた妥当な内容、範囲で社会連携・社会貢献できている、今後も社会連携及び社会貢献自体が目的化することなく、適正な規模で展開している。	

一方で、18歳人口の減少を見据え、マイクロレデンシャル、リカレント教育、リスキリング等の新たな社会的ニーズへの対応も求められている。このため、これまで継続的に実施してきた取組についても、その目的や成果を改めて検証し、社会的要請や大学の教育研究資源との整合性を踏まえながら、自己点検・評価活動の中で事業内容の充実や再構築を促進していく必要がある。

基準10. 大学運営・財務

(1) 大学運営

評価項目① 大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規定し、明文化しているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室>

【確認項目】(企画課)(庶務課)

- 大学運営に関する考え方を明示し、学内構成員に周知していることを確認する
- 大学運営に関する方針や関係規則等に則った大学運営であることを下記の着眼点に沿って確認する
 - ・大学の意思決定システム(プロセス)、教学組織と法人組織の権限と責任(両者の関係性)
 - ・大学の管理運営が、学長をはじめとする所要の職を置き、権限と責任を明文化した規程に則っていることの確認(大学役職者の配置状況、役職者の権限と責任を明文化している規程類の明示)
 - ・学部・研究科の管理運営が、教授会等の会議体を設け、権限と責任を明文化した規程に則っていることの確認(学部・研究科の教授会、研究科委員会、研究科教授会等の規程の明示)
 - ・学長と学部長・研究科長の権限と責任が明確であることの確認(学長、学部長・研究科長それぞれの権限と責任の明示)
 - ・学長及び学部長・研究科長の選出が、明文化された規程に則っていることの確認(同志社大学学長候補者選挙規程、学部長・研究科長の選出に関する規程類の明示)
- リスク管理体制が整っており、対策を講じているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①大学運営に関する考え方を明示し、学内構成員に周知している	確認できた。
> 明示している方針について、公開URL(パンフレット等)を記入してください 「同志社大学の大学運営に関する方針」 https://www.doshisha.ac.jp/images/kikak/page/05daigakuunei.pdf	
○大学運営に関する方針や関係規則等に則った大学運営であることを確認してください	
> 学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示したうえで、これらに基	

づいた適切な大学運営ができていることを、上記の【確認項目】の着眼点を踏まえて現状を記入してください 1. 大学の意思決定システム 「同志社大学の大学運営に関する方針」において、学部・大学院の教育理念・人材養成目的を実現するための運営のあり方を明示し、運営組織は「同志社大学事務機構規程」ほか諸規程に定めると位置づけている。また、教授会等の意見を聴取しつつ、大学評議会・部長会・主任会議（教務・入学・国際・学生・研究）を通じて全学調整を図る意思決定プロセスを構築している。 2. 教学組織と法人組織の関係 学校法人同志社（以下「法人」）の管理運営は、理事会が法人として取り扱うべき調達の承認（一定額以上の工事、請負、物件取得、機器の賃借）、予算編成方針を審議・決定する一方で、大学をはじめとする各設置学校の意思決定を最大限尊重している点に特徴がある。また、各学校には独立採算を原則として、経営面を含めた学校運営の責任を担うことを求めている。 大学における教学運営については、学則・大学院学則及び専門職大学院学則等に基づき、学長のリーダーシップのもとで行われる。一方、法人は総長・理事長・理事会・評議員会を中心としたガバナンス体制を構築し、内部統制・コンプライアンス及び役員報酬等に関する規程を整備している。さらに、2024年度には「内部統制システム整備の基本方針」を決定し、続く2025年度には、理事会・評議員会運営規則の策定し、管理・監督機能の強化が進められている。 3. 学長など所要の職の設置と権限・責任の明確化 学長は学則に基づき校務統括・所属職員の統督を行う中心的役職として規程化されている。 副学長・学部長なども必要職として学則・大学運営の方針に明確に定められ、副学長の職務は「同志社大学副学長規程」に明示されている。役職者配置は毎年度公表され、透明性を確保している。 4. 学部・研究科の管理運営（教授会の設置と規程化） 教授会・研究科教授会又は研究科委員会の審議事項は、学則・大学院学則に規定されており、教育・研究・人事等の重要事項を審議する機関として位置付けられている。また、また、学部・研究科では主任会や各種委員会を配置し、組織運営に係る役割及び責任の明確化を図っている。 5. 学長と学部長・研究科長の権限・責任の明確性 学長：全学的な校務統括・方針策定・調整の責任（学則、大学運営の方針、経営情報にて確認）。 学部長・研究科長：教授会の議長として部局の教育・研究運営の責任を負い、主任会や委員会を通じて管理運営。 6. 学長および学部長・研究科長の選出手続の明文化 学長：選出は「同志社大学長候補者選挙規程」に基づくと大学運営の方針に明記している。選出結果は公表されている。 学部長・研究科長：選任は各学部・研究科の定める規程による。毎年度の役職者一覧で就任者を確認できる。	
②リスク管理体制が整っており、対策を講じている	確認できた。
➤リスク管理体制の下で対策を講じている事例を記入してください ・2020年度から2022年度の間、新型コロナウイルス感染症への対応のため、「同志社大学緊急対策本部内規」に基づき緊急対策本部を立ち上げ、対策を講じた。 ・「同志社大学リスク管理本部内規」に基づき常置されているリスク管理本部において、全学防災訓練の実施概要を決定し、2021年度以降年1回防災訓練を実施している。 ・学内への防犯カメラ設置にあたっては、「防犯カメラ設置及び管理・運用に関する申合せ」に基づき、学長が設置を決定するにあたり、リスク管理本部においてその必要性を検討している。	

<法人事務部>

【確認項目】

○大学運営に関する方針や関係規則等に則った大学運営であることを下記の着眼点に沿って確認する

- ・法人組織の適切な大学の管理、組織内のチェック機能の確認
- ・大学の意思決定システム（プロセス）、教学組織と法人組織の権限と責任（両者の関係性）

【点検項目】

- ①法人組織の適切な大学の管理、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能について、制度、体制を記入してください（資料の別添による説明も可）

1. 業務執行の監督

非業務執行理事や監事は、理事長や常務理事の業務執行の適切性について監督する役割を持つ。

2. 意思決定の透明性と情報共有

理事会資料は事前に理事や監事に提供され、十分な情報に基づいた議論が行われる。また、理事会では、議案の背景や経緯などの説明が行われ、理解を深めるための事前説明も実施。

3. 実効性評価と改善

本学の諸活動について強固なガバナンス体制を構築するとともに、本学の経営状況や意思決定の仕組等について透明性を確保するために、本学が加盟する日本私立大学連盟が定める私立大学ガバナンス・コードに基づき、点検・分析を行い、理事会はそれを踏まえて継続的な改善に取り組む。

4. 担当理事会の活用

理事会は、理事会に付議する事項についての事前協議及び調整を行うことで、チェック機能の質を高めている。

5. 内部統制の遵守

理事の職務執行が法令及び学校法人同志社寄附行為に適合することを確保するための体制並びに法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関し、法人の内部統制システム整備の基本方針を理事会において制定。

- ②大学の意思決定システム（プロセス）、教学組織と法人組織の権限と責任について記入してください

①：同志社職務権限規程

②：同志社理事長の決裁権限の委任に関する規程

③：同志社における規則等の制定及び改廃に関する規程

④：同志社大学事務機構規程第5条第2項

を参照のこと。

※同志社大学事務機構規程第5条第2項

第5条 部長、所長、館長、機構長及び学長室長は、学長の命を受けそれぞれ所管の事務を統括掌理する。

2 前項にかかわらず、人事部長、財務部長及び施設部長は、常務理事の命を受けそれぞれ所管の法人に関する事務を統括掌理する。

<法務室>

【確認項目】

- 規程の制定や改廃、契約書その他法的文書、訴訟等法的問題等について、点検及び助言する体制を整え、コンプライアンス体制が確立していることを確認する

【点検項目】

- ①コンプライアンスを徹底するための制度、体制を記入してください（資料の別添による説明も可）

法人部に法務室事務室を設置し、事務スタッフのほか、専門職として駐在弁護士（原則週3日勤務1名 ※2名による交代勤務 ※リモート含む）を配置することにより、法人内における規程の制定・改廃時や各種契約締結時には、事前に当該関連文書のリーガルチェックを行う体制を整えている。

※一部の契約書のリーガルチェックは当該契約の所管部課において別途個別に契約する顧問弁護士に依頼するケースがあるが、その場合でも契約済のデータを法務室事務室において二次的に確認する体制としてい

る。

また、法務室では、随時各部課からの法務相談を受け付けており、上記文書点検に付随した助言のほか、紛争、事件・事故、行政指導等、各部課において業務上発生した法的課題への対応に関する助言を行っている。

<コンプライアンス推進室>

【確認項目】

○コンプライアンスを徹底するための取組を推進し、また公益通報制度を整え、法令違反の発生と被害の防止を図っていることを確認する

【点検項目】

①コンプライアンスを徹底するために、当該年度はどのような取組を推進しているかを、公益通報制度の整備状況も含めて記入してください（資料の別添による説明も可）

法人部コンプライアンス推進室では、未然にコンプライアンスリスクを防止・軽減するために、コンプライアンスに関する制度・体制の整備の一環として、法人内だけでなく匿名等での通報がしやすいように法人外にも公益通報等受付窓口を設置し、運用している。また、各学校から法令遵守の状況を定期的に収集するなどコンプライアンス状況の情報収集を行っている。法人全体としては、管理・監督職を対象として、コンプライアンス研修を毎年1回は実施している。

以上を含むコンプライアンス推進状況については、年数回開催しているコンプライアンス推進委員会において、法令遵守の観点から契約書の点検、法人内の規程等の点検、法務相談等法務室での取組状況や、各学校での法令遵守状況、あるいは、コンプライアンス研修等の報告を行っている。

評価項目② 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<財務部>

【確認項目】

○予算編成及び予算執行の規則等（物品購入と役務受領も含む）を明文化し、予算執行プロセスが規則等に則っており透明性が高いことを確認する（予算編成の仕組、予算執行の規則等、予算執行に伴う効果の分析及び検証等の状況の明示）

【点検項目】

①予算編成の仕組を、簡潔に記入してください（資料の別添による説明も可）

本法人では、理事会が決定する予算編成方針に基づき、各設置学校がそれぞれの予算編成方針を定めている。

法人の予算編成方針では、「学校法人同志社の中期財政計画」及び収支均衡の予算編成を基本とした予算編成を前提としている。また、学生生徒等納付金の安定的な確保に向けて、入学定員どおりの学生・生徒・児童・園児の確保を重点項目に位置付けるなど、財政の健全性確保を重視した基本方針を示している。

大学では、各組織（部・館・所）を予算管理単位とし、その長を予算管理責任者として、予算の執行及び管理に関する責任を明確にしている。また、経理責任者である学長を委員長とし、各予算管理責任者で構成する予算委員会を設置している。予算委員会では、大学の予算編成方針案及び予算案を審議し、大学評議会の議を経て決定する。なお、近年は予算編成方針の策定に先立ち、部長会において予算編成に関する基本的な考え方や重点事項を示す「予算編成大綱」を策定することとしている。

大学の予算は、事業計画に基づき必要な経費を計上する事業予算と、一定の積算基準に基づいて配分する教育研究費予算から構成されている。教育研究費予算の積算基準には、教員数や学生数を基礎とするものと、

学部・研究科単位に積算額を定めるものがあり、これら基準は毎年度、予算編成方針が定まった後、部長会で審議決定している。

予算編成にあたっては、毎年10月に各部課の予算担当者を対象とした予算担当者説明会を開催し、予算編成方針の趣旨及び予算要求手続について周知している。各予算管理単位は、事業計画に基づき、予算要求を行うが、新規事業に加え、既存事業であっても大幅な拡充を伴うものは特定事業と位置づけ、事業の目的・内容、期待される効果等を記した計画明細書の提出を求めている。

提出された予算要求書及び事業計画については、財務部が中心となり、各予算管理単位の担当者とのヒアリングと折衝を11月中旬から約2か月をわたり実施する。また、予算案の策定に当たっては、1月下旬に大規模建設事業について部長会で審議するとともに、2月下旬には特定事業の内容について部長会の意見を求めることにより、事業計画の方向性について組織的な意思統一を図っている。こうして編成された予算案は、3月上旬に予算委員会において審議した後、大学評議会の審議を経て決定される。このように、大学では明確な責任体制の下で、事業計画との整合性及び財政の健全性を踏まえた予算編成を行っている。

②予算編成及び予算執行に関して明文化している規則等を列記してください

【予算編成関連】

(法人)経理規程、経理規程取扱細則

(大学)同志社大学予算委員会内規、予算管理に関する取扱要項

【予算執行関連】

(法人)経理規程、経理規程取扱細則

(大学)予算管理に関する取扱要項、研究費等の管理に関する取扱要領

同志社大学会計等職務の権限に関する規程、同志社大学会計等職務の権限に関する取扱要領

DERAM-同志社大学経費執行関連ポータルサイト-

③予算執行に伴う効果を分析、検証した結果、効用や課題が明らかになった場合、その内容を記入してください

本学の財政基盤確立に向け、大学基準協会の機関別認証評価を一つの契機として、2020年度以降、前年度決算を踏まえての事業計画の成果検証を行っている。具体的には、「予算編成に係る特定事業」を対象とし、①執行金額の確認、②執行結果の分析、③効果・成果の認識、④今後の展望を予算申請部課から報告してもらっている。予決算差異から見た執行状況や事業実施結果から見た執行状況を財務部で取りまとめ、部長会で報告を行い、次年度の予算編成に活かしている。

2024年度の事業計画の成果検証の結果としては、経常勘定において執行率80.4%、建設勘定において100.4%であり、高い執行率となった。他方、当初事業計画どおりの成果が得られなかった、また大きく課題が残っている事業が、経常勘定で4件、建設勘定で3件あり、予算申請時及び予算折衝時における事業実施可能性の綿密な見極めが課題となった。

評価項目③ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。

■学部・研究科

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①当該年度に組織的なSDを実施かつ所属の全構成員が参加しており、その客観的資料（議事録等）を提出することができる。	全ての学部等において、開催日付、参加率、開催テーマを確認できた。

■学部・研究科以外の担当組織

<人事部>

【確認項目】

- 学校法人及び大学の管理運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学の諸活動に必要な事務等を行うために必要な事務職員を配置していることを確認する（事務組織の構成と人員配置の明示）
- 業務内容の多様化、専門化、グローバル化に対応するため、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置、職員体制の整備等への配慮状況を確認する
- 職員の採用及び昇格等が、明文化された規程に則っていることを確認する（同志社大学職員人事に関わる委員会内規等の規程類の明示）
- 職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施し、参加率を適切に管理していることを確認する

【点検項目】

- 事務組織の構成と人員配置の方針、仕組について簡潔に記入してください（資料の別添による説明も可）

本学が設置する事務組織は、「同志社大学事務機構規程」に規定しており、また同規程では各事務組織の分掌を定めている。人員配置については、当該時点で各事務組織に必要な人員数を「必要要員」と定義し、職員人事に関する学長の諮問にこたえるための機関である職員人事委員会第一委員会（以下「第一委員会」という。）にて審議の上、配置を行っている。なお「必要要員」は、事務組織の変更や各職場の業務分析結果をもとに第一委員会にて検証し、適宜、見直しを行っている。

- 業務内容の多様化、専門化、グローバル化に対応するため、どのように職員体制を整備しているかを、職員の育成、配置等の観点を踏まえて簡潔に記入してください

専任職員については資質の向上及び職務遂行能力の向上を目的とする職員研修制度を通して業務内容の多様化、専門化、グローバル化に対応するべく資質と能力の向上を図っている。職員研修は、「同志社大学職員研修内規」に基づき、必修である階層別研修に加え、選択により受講する経営課題・業務課題研修（部門別研修）、目的別研修、キャリアデザイン研修の4つに区分し体系的な研修体系を構築している。また役職者については「役職者人事に関する申合せ」により知識、能力等を勘案して配置を決定しており、一般職については「一般職員の配置転換に関する申合せ」に基づき定期的な配置転換を実施している。特に2024年度からは文部科学省、2025年度は公益財団法人大学基準協会への出向を新たに実施し、学外で職務経験を持つキャリアプランの強化やEUキャンパスに常駐する職員制度を構築することで、チュービンゲン大学との安定したプログラム運営を目的とした整備を行った。

専任職員以外の職員体制として特定の技術・資格等を有する専門業務においては、特定業務職員（有期職員）や学外資金により雇用される専門的知識・技術・経験等を必要とする特定の研究支援業務に従事する研究支援員を配置している点が特長としてあげられる。

○職員の採用、昇格及び異動に関する制度、仕組を簡潔に記入してください(資料の別添による説明も可)

大学においては「同志社大学及び同志社香里中学校・高等学校職員人事委員会内規」にて、第一委員会と、学長から委嘱された人事部長の諮問にこたえるための職員人事委員会第二委員会(以下「第二委員会」という。)を置くことを定め、それぞれの委員会の役割、権限等を明確にしている。

職員採用に関しては、2024～2027 年度までの職員採用計画を定めており、第二委員会において、採用方針・求人方法・日程・選考方法等を審議し、採用活動を行っている。学長任命の事務局長、部長、所長、室長、次長の任用手続や退任後の配置・待遇等は、「職員人事第一委員会了解事項」に明文化しており、課長、事務長及び係長職への昇格については、「役職者人事に関する申合せ」に昇進要件や昇進手続等を明確に定めている。

配置転換については、課長、事務長及び係長職にある者の配置転換の基準を「役職者人事に関する申合せ」に、一般職員の配置転換の基準を「一般職員の配置転換に関する申合せ」に規定しており、申合せには配置転換の目的・在任期間・配置転換場所・手続等を明示している。また、一般職員の配置転換においては「配置転換に関する異議調停の申合せ」に基づき、異議の申立てを認めている。

点検項目	点検・評価結果
○職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD) 活動を組織的に実施し、参加率を適切に管理している	確認できた。

➤参加率と開催テーマを記入してください。

年度	テーマ	参加率
2021 年度	・専任職員(管理職:1～4 級職) 「労務管理上のリスクマネジメント～労働時間及び非専任職員のマネジメントにかかる法的リスクの観点から～」 ・専任職員(監督職:3・4級職) 「学生支援の視角からダイバーシティの推進を考える～ステューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室を起点として～」	-
2022年度	・専任職員(管理職:1～4 級職) 「これからの大学事務組織を考える 一個人と組織の成長をめざして～」 ・専任職員(監督職:3～7 級職及び常勤嘱託職員) 「データで見る同志社大学の現在(いま)―エビデンスに基づく業務遂行のあり方―」 ・契約職員及び特定業務職員(月給者) 「同志社大学のキリスト教主義に対する理解促進のための研修会」	87.9%
2023年度	・専任職員(管理職:1～4 級職) 「私立学校法の改正とガバナンス改革への対応」 ・専任職員(監督職:3～7 級職及び常勤嘱託職員) 「「同志社人」の育成 ―「人一人ハ大切ナリ」」 ・契約職員及び特定業務職員(月給者) 「同志社大学 VISION2025 と大学近況について」または 「同志社大学のキリスト教主義に対する理解促進のための研修会」	83.9%
2024年度	・専任職員(管理職:1・2 級職) 「立教学院の150 年と現在地～「同志社大学と立教大学の相互協力・連携協定」の展開に向けた理解促進のために～」 ・専任職員(監督職:3・4級職) 「自分事として考える!効率アップに挑戦する業務改善研修」	92.5%

	・専任職員（一般職：5～7級職）及び常勤嘱託職員 「なぜ大学で学生支援業務が必要なのか」、「株式会社エンタープライズ」のいずれか一つ ・契約職員、特定業務職員（月給者） 「なぜ大学で学生支援業務が必要なのか」、「株式会社エンタープライズ」、「キリスト教の人間理解と同志社におけるキリスト教主義」のいずれか一つ	
2025年度	・専任職員（管理職：1・2 級職） 「仕事と介護の両立支援制度について」 ・専任職員（監督職：3・4級職） 「職場のメンタルヘルスの基礎知識とケーススタディ」 ・専任職員（一般職：5～7級職）及び常勤嘱託職員 「私立学校の管理運営」、「DDX 宣言と同志社大学における情報化推進」のいずれか一つ ・契約職員、特定業務職員（月給者） 「私立学校の管理運営」、「DDX 宣言と同志社大学における情報化推進」、「キリスト教の人間理解と同志社におけるキリスト教主義」のいずれか一つ	100%

<学長室>

【確認項目】

- 教員と事務職員が連携、協働して大学の管理運営にあたっていることを確認する
- スタッフ・ディベロップメントの実施に関する方針、体制を確認する（関連規程類の明示）
- 同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規に基づき、スタッフ・ディベロップメント（SD）の推進に係る研修等を企画及び実施し、参加率を適切に管理していることを確認する（スタッフ・ディベロップメントA及びBの実施記録の明示）

【点検項目】

- ①教員と事務職員が連携、協働して大学の管理運営にあたっている特徴的な事例を簡潔に記入してください

本学では教員が所属長の事務組織が数多く存在し、当該部課の職員は、所属長の指示のもとで業務を遂行している。日常の大学運営において教員と事務職員が連携、協働する典型的な事例である。

また、大学の意思決定においては、副学長のうち1名を事務職員（事務局長）が担い、教員とともに部長会及び大学評議会の構成員となり審議に加わり協働している。その他、主任会議（教務、教務〔国際〕、学生及び研究）に、それぞれの部門の事務部長が教員とともに構成員となり審議に加わり協働している。

さらに入学試験業務、とりわけ一般選抜入学試験の実施において、教員と事務職員が連携し、協働している。

- ②スタッフ・ディベロップメントの実施に関する方針、体制について記入してください

以下を参照のこと。

- ・同志社大学スタッフ・ディベロップメントの実施に関する基本方針
- ・同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規
- ・同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進委員会申合せ

<https://www.doshisha.ac.jp/information/accredit/iqa/index.html>

- ③スタッフ・ディベロップメントの実施状況（参加率を含む）を記入してください（スタッフ・ディベロップメントA及びBの実施記録の明示）

毎年度執行部向けには春学期、秋学期の2回のSD研修会（企画課所管）を実施している。教職員ページでオンデマンド配信をしており、教員の受講率は99.1%であった。また、職員向けのSD研修会（人事課所管）も別

途実施しており、契約職員を含めて職員の受講率は100%を達成した。

教員受講率:99.1%

職員受講率:100%

合計受講率:99.5%

<執行部向けSD研修会【スタッフ・ディベロップメントA】>

春学期:多様で柔軟な学位プログラムへの転換ー人口減少社会と単線的年齢主義を超えてー

吉見 俊哉 先生(國學院大學教授・東京大学名誉教授)

秋学期:ZEN大学の取組ー多様化する教育環境の視点からー 若山 正人 先生(ZEN大学学長)

いずれも教職員のページに掲載しており、専任教職員は全員視聴することができる。

<職員向けSD研修会【スタッフ・ディベロップメントB】>

「仕事と介護の両立支援制度について」:マネージャー集合研修(1・2級職)

「職場のメンタルヘルスの基礎知識とケーススタディ」:マネージャー集合研修(3・4級職)

「私立学校の管理運営」、「DDX宣言と同志社大学における情報化推進」のいずれか一つ:専任職員(一般職:5~7級職)及び常勤嘱託職員

「私立学校の管理運営」、「DDX宣言と同志社大学における情報化推進」、「キリスト教の人間理解と同志社におけるキリスト教主義」のいずれか一つ:契約職員、特定業務職員(月給者)

評価項目④ 大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか

■学部・研究科以外の担当組織

<人事部>

【確認項目】

- 事務職員の業務評価と処遇改善を図っていることを確認する(目標管理制度の明示)
- 体系的な職員研修により事務職員の資質向上を図っていることを確認する(職員研修制度の明示)
- その他の各種制度により事務職員の意欲及び資質向上を図っていることを確認する(職員メンター制度、人事異動体制、ストレスチェック体制の明示)

【点検項目】

- ①事務職員の業務評価と処遇改善に取り組んでいることを、目標管理制度を踏まえて簡潔に記入してください

2022年度に京田辺校地総務部長を委員長として職員評価委員会の下に職員評価検討ワーキンググループを設置し、2012年以来、見直しを行っていなかった職員評価制度について見直しを行った。具体的には、所属長による面談方法の再確認と標準化、各資格等級における評価基準の見直し、4級職以上(管理監督者)にかかる評価項目の見直し及び評価者の事務的な負担軽減を行った。

また2024年度からは人事評価に係る情報を一元的に管理することを目的として専任職員を対象にタレントマネジメントシステムを導入した。当該システムの導入により評価結果を含めた人事情報を職制に応じて容易かつ経年的に参照できる仕組みが整い職員評価制度運用にかかる業務全般の効率化が実践できた。

②体系的な職員研修制度を設けて事務職員の資質向上を図っていることを簡潔に記入してください

専任職員については資質の向上及び職務遂行能力の向上を目的とする職員研修制度を通して業務内容の多様化、専門化、グローバル化に対応するべく資質と能力の向上を図っている。職員研修は、「同志社大学職員研修内規」に基づき、必修である階層別研修に加え、選択により受講する経営課題・業務課題研修（部門別研修）、目的別研修、キャリアデザイン研修の4つに区分し体系的な研修体系を構築している。（再掲）特に専任職員の資質向上に向けた具体的な取組として、2024年度からはコロナの影響もあり募集停止していた在外研修制度を再開した。また全学共通教養教育科目「データサイエンス概論」のオンデマンド履修や、職員研修委員会での審議を経て、専任職員を一般社団法人日本私立大学連盟が主催する各種研修へ組織的に送り出している。

③目標管理制度や職員研修のほか、事務職員の意欲及び資質向上のための取組について、職員メンター制度、配置転換、ストレスチェック体制の整備等を踏まえて簡潔に記入してください

目標管理制度については、2022年度に職員評価検討ワーキンググループを設置し、2012年以来、見直しを行っていなかった職員評価制度について見直しを行い、2024年度からはタレントマネジメントシステムを導入している。（再掲）また新入職員に対しては職員メンター制度を導入しており、新入職員が可能な限り早期に職場に順応するとともに、各自がもつ能力を十分に発揮し、同志社人として活躍してもらえるように先輩職員がサポートする制度を構築している。メンターは社会人・職業人としての基礎作りをサポートするキャリアサポートや、業務だけに偏らない幅広い分野での相談相手となるような心理的・社会的サポートを行っている。これらに加えて2023年度には休職期間が原則として6カ月以上に亘るメンタルヘルスの不調を理由とする休職から復職へのアクションプランを定め円滑な職場復帰へのプロセスを明確化した。さらに2024年度からは教職員を対象としてパフォーマンス改善、生産性向上を目的としてEAP（Employee Assistance Program）サービスを導入し、心身の健康からモチベーションの向上、職場環境の改善まで幅広く教職員を支援するサービスを導入している。

<学長室>

【確認項目】（企画課）

- 大学の管理運営が、高等教育の動向や教育研究の更なる発展等に照らして、また、大学財政の裏付けに基づく永続性も考慮した場合に、適切な規模であり、迅速な意思決定が可能で正確に浸透、共有できる体制であるかを確認する
- スタッフ・ディベロップメントにおいて、点検・評価の結果を踏まえた知識及び技能の習得、並びに能力及び資質の向上を図っているかを確認する
- 検証結果に基づき、改善・向上に向けた組織的対応に取り組んでいるかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①大学の管理運営が、高等教育の動向や教育研究の更なる発展等に照らして、また、大学財政の裏付けに基づく永続性も考慮した場合に、適切な規模であり、迅速な意思決定が可能で正確に浸透、共有できる体制である	確認できた。
➤進捗及び達成状況の検証方法を記入してください（資料の別添による説明も可） 大学の管理運営体制について、提案から意思決定までの期間、会議体の整理状況、決定事項の周知と現場での実施状況、財政面の妥当性を指標として定期的に確認する。財政指標については、基礎データ集「第14章 財政」の「14-1 事業活動収支計算書関係比率の推移」および「14-2 貸借対照表関係比率の推移」を用いて、運営体制が財政の健全性・永続性を損なっていないかを検証する。これらのデータに基づき毎年度自己点検・評価を実施し、必要な改善を加えることで、迅速で適切かつ持続可能な大学運営体制の維持と最適	

化を継続的に図る。 ■ 検証に使える財政データ(基礎データ集 第14章) 14-1:事業活動収支計算書関係比率の推移 経常収支比率・人件費比率など、大学運営の健全性と持続性を示す基礎指標として有効。 14-2:貸借対照表関係比率の推移 自己資本比率など、大学財政の安定性や長期的な持続性を検証する際に重要。 ➤今年度検証した結果について記入してください 自己点検・評価結果において、特段問題ない。よりスピーディーな意思決定と各種事業の推進力の向上に向けて、総合企画部の新設など事務機構改編が行われた。	
②スタッフ・ディベロップメントにおいて、点検・評価の結果を踏まえた知識及び技能の習得、並びに能力及び資質の向上を図っている	確認できた。
➤点検・評価の結果を踏まえた知識及び技能の習得、並びに能力及び資質の向上を図るための仕組みを記入してください 毎年度の自己点検・評価結果をまとめて内部質保証推進会議で懇談、協議し、学長への提言をしている。また、内部質保証推進会議の副委員長である学長室長(副学長)がスタッフ・ディベロップメント推進委員会の委員長を務めており、執行部向けのスタッフ・ディベロップメントAでは、自己点検・評価結果を踏まえ、それに加えて、ビジョンや中期目標実現も視野に、複数のテーマ案をあげて研修会の内容を決定している。	

<監査室>

【確認項目】

- 監事が、私立学校法第52条及び第56条の規定に基づいて、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査し、監査を行ったときは、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出していることを確認する(同志社監事監査規程及び監査報告書の記載内容の明示)
- 私立学校法第86条の規定に基づいて、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査を実施し、監査を行ったときは、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出していることを確認する(会計監査人による会計検査の実施状況の明示)
- 内部監査の体制や手続が整っていること及びその実施状況を確認する(同志社内部監査規程の明示)

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①監事が、私立学校法第52条及び第56条の規定に基づいて、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査し、監査を行ったときは、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出している ※ただし、2024年度の報告等については、旧法に基づいて行われていることを確認する	確認できた。 根拠資料:監査報告書 (2025年5月21日付)
②私立学校法第86条の規定に基づいて、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査を実施し、監査を行ったときは、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している ※ただし、2024年度の報告等については、旧法に基づいて行われていることを確認する	確認できた。 根拠資料:監査結果概要書 (令和7年6月2日付) 独立監査人の監査報告書 (令和7年6月2日付)
③内部監査の体制や手続が整っている	確認できた。
➤その概要を示し、根拠資料を記入してください 例年、4月の定例理事会で了承された「内部監査計画」、「同志社内部監査規程」及び「同志社内部監査ガイドライン(実施要領)」に基づき、内部監査を実施している。	

根拠資料:

2024年度 内部監査計画、2025年度 内部監査計画

同志社内部監査規程

同志社内部監査ガイドライン(実施要領)

(2) 財務

評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<財務部>

【確認項目】

○中期計画期における予算・収支等の財政計画を策定し、財務関係比率に関する指標又は目標を設定していることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①中期計画期における予算・収支等の財政計画を策定し、財務関係比率に関する指標又は目標を設定している	確認できた。
➢根拠資料を提出してください 中・長期財政計画(2026年度～2030年度)及び当該期間中の財務関係比率上の指標・目標の設定について(2025年2月20日部長会資料)	

評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

■学部・研究科以外の担当組織

<財務部>

【確認項目】

- 教育研究を安定して遂行し、かつ大学を維持していく上で必要な財政を確立していることを確認する(学校法人の財政運営体制と資金運用、大学の財務状況、大学の事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の確認)
- 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入していることを確認する(一般会計の「経常勘定」と「建設勘定」との区分立て、事業計画に基づく事業費計上と積算基準を設けた予算額の配分等の制度、措置の確認)
- 学生生徒等納付金収入への過度の依存を避けるため、それ以外の収入を得て財源を確保できていることを確認する(文部科学省科学研究費補助金等の公的研究資金、その他の外部研究資金(奨学寄付金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、補助金の受給状況の確認)

【点検項目】

- ①大学の財政基盤の確立状況について、学校法人の財務運営や資金運用の体制、大学の財務状況、事業活動収

支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を踏まえて記入してください

【学校法人の財務運営体制】

学校法人同志社（以下「本法人」）は、14学校を設置し、2024年度の事業活動収入が652億5,500万円におよぶ総合学園である。本法人では、いわゆる独立採算を原則とし、理事会が設置学校各々に対して学校運営の責任を持つことを求めているため、財政運営の方針として、各学校に執行権限と責任を委譲している。そのため本法人は、14学校を9つの経理単位（大学2、中学校及び高等学校4、小学校2（うち1校に各種学校を含む）、幼稚園1）に分けて各経理単位に経理責任者を置き、各学校の長をその任に充てている。各経理単位、すなわち各学校に財政運営を委ねることによって、それぞれの意思決定を最大限尊重しながら、学校経営に対する責任を明確にしている。

また、建設事業の財源を外部借入金に頼らないことを方針とし、一時に多額の事業費を要する校舎の新築や増改築等において資金確保が間に合わない場合に備えて、その1/2以上を各経理単位が自己資金で用意したうえで、必要に応じて不足資金を法人内で融通する「法人内資金調達」制度を設けている。本制度を利用した経理単位は、5年を目処に調達した資金を内部勘定で計画的に返済することとしている。各経理単位には、法人内資金調達制度の利用や第2号基本金の組入計画を含め、財源確保のための計画立案が求められる。なお、本法人における2025年3月末時点の外部借入金はない。

さらに、寄付金増収の取組については、法人の同志社創立150周年記念事業募金、大学の同志社大学2025ALL DOSHISHA募金を主軸に、募金事業は各学校で行っている他、法人が全額出資の事業会社（株式会社同志社エンタープライズ）から毎年継続的に寄付金を受領している。

【学校法人の資金運用体制】

本法人は資金運用委員会を設置し、「資金運用委員会規程」及び「資金運用事務取扱細則」に基づいて安全・確実な資金運用を行ってきた。運用体制の充実を図るため、2019年度から運用助言会社と契約し、その助言を踏まえて運用利回り目標や委託運用の導入・管理方法等を定めた「同志社資金運用基本方針」を策定した。同方針に基づき、2020年度から第3号基本金引当特定資産と減価償却引当特定資産の一部について委託運用を開始し、毎年度60億円、2024年度までの5年間で計300億円を拠出した。

2024年度決算における金融資産（引当特定資産、有価証券、現預金の合計）は約1,510億円となっているが、金融資産全体の含み益は約11億円、運用益は約8億円となっている。今後も、方針に基づき、リスク管理に留意しながら適切な資金運用に取り組み、安定的な運用収入の確保に努める。

【大学の財務状況】

事業活動収支計算書により2020年度と2024年度を比較すると、学生生徒等納付金収入は学費改定により、約330億円から約345億円へと増加している。事業活動収入全体では、経常費等補助金・施設設備補助金や主に受取利息・配当金の増収等により、約414億円から約454億円へ増加となっている。人件費は約206億円から約219億円で増、事業活動支出全体では、約377億円から約405億円と増加しており、収入と支出の伸びが拮抗している状態である。基本金組入においては、大学教学施設設備整備資金12億円（経常勘定2億円、建設勘定10億円、2026年度以降は経常勘定5億円）で大学教学施設設備整備資金は15億円と情報基盤整備資金2億円を第2号基本金として、同志社大学奨学金基金5億円（2025年度以降は6億円）を第3号基本金として、毎年度計画的に組入れ、年度予算の収支均衡と中・長期的な財政基盤の安定化の両立を図っている。

【大学及び法人の財務関係比率】

大学では、部長会（2019年2月21日開催）「中・長期財政計画（2019年度～2025年度）及び当該期間中の財務関係比率上の指標・目標の設定について」が審議され、「事業活動収支差額比率について、10%以上を目指す。ただし、当面の間は8%を維持することを目指す。」が承認された。法人では、理事会（2019年10月26日開催）において、「学校法人同志社の中長期財政計画について」が審議され、「事業活動収支差額比率については、8%を目標とする。収入の拡大、事業活動の見直し等により、事業活動収支差額の確保を目指す。将来は10%以上を目指す。」、また、「減価償却額の累計額に対する自己資金の充足率について、80%以上を目標とする。これまで、充足率を高めてきたが、引き続き充足率を向上させ、将来は繰越収支差額の解

消を目指す。」という方針が承認された。

事業活動収支差額比率

(単位:%)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
大学	8.4	8.8	6.3	6.2	11.1	15.1
法人	7.5	7.9	4.9	5.2	8.4	10.5

減価償却額の累計額に対する自己資金の充足率

(単位:%)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
大学 (参考)	68.6	73.5	77.4	80.9	85.0	85.7
法人	72.7	76.7	79.3	81.9	85.1	85.3

事業活動収支関係比率では、事業活動収支差額比率は、全国平均（日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」）の4.6%を上回る水準を維持しており、2024年度決算においては、大学で10.8%、法人で8.4%となり、財政目標を達成している。その他の比率においては、寄付金、補助金に関する比率が全国平均を少し下回り、学生生徒等納付金への依存度が比較的高い状況にあることを確認している。他方、支出面については、人件費、教育研究経費、管理経費とも全国平均水準で推移しているが、人件費については給与改定等の影響を踏まえ、今後も継続的に動向を確認していく。

貸借対照表関係比率では、流動資産が比較的多いという特長を持ち、各指標とも概ね全国平均を上回る項目が多い。法人が目標設定している減価償却累計額に対する自己資金の充足率については、支出超過の解消に務め、2023年度に目標の80%を超え、85%台へと推移し、着実に目標を達成して改善している。

大学においては、2025年1月15日付財務部会答申「中・長期財政計画の策定及び財務関係比率上の指標・目標の設定について（答申）」に基づき、2025年2月20日部長会において、「中・長期財政計画（2026年度～2030年度）及び当該期間中の財務関係比率上の指標・目標の設定について」が審議、承認された。当該計画では、「事業活動収支差額比率8%を目標とし、将来的には10%を目指す。減価償却額の累計額に対する自己資金の充足率90%以上を目標とする。」としている。

法人においては、2025年9月27日理事会において、「学校法人同志社の中期財政計画について」が審議、承認され、大学と同様に「事業活動収支差額比率8%を目標とし、将来的には10%を目指す。減価償却額の累計額に対する自己資金の充足率90%以上を目標とする。」としている。

②教育研究活動の遂行と財務確保の両立を図るための仕組みについて、学校法人の財務運営の特徴を踏まえて記入してください

法人及び各学校では、学校法人会計基準に基づく計算書とは別に、一般会計を「経常勘定」と「建設勘定」に区分して管理する独自の会計制度を用いている点を特徴としている。経常勘定は、学校運営のために恒常的に必要とする取引を、建設勘定は学費のうち教育充実費や建設事業宛寄付金等を収入源とし、土地、建物等の取得にかかる取引とそれによって生じる経費に関する取引を扱う。「経常勘定」と「建設勘定」に区分することにより、年度により事業規模が大きく異なる建設事業が日常的な教育研究活動の収支に影響を与えることのないようにするとともに、中・長期的に見た施設設備整備の規模の妥当性に対するチェック機能を働かせている。

また、大学では、前述の通り、事業計画に基づく事業費計上とは区分して、教員数や学生数等、一定の積算基準を設けて学部・研究科・研究所等に予算額を配分する教育研究費予算を設け、弾力的な執行による教育研究活動の活性化と限られた財源の中での効率的な予算編成の両立を図っている。

② 外部資金の獲得状況について記入してください

外部資金のうち特に科学研究費助成事業については、大学全体として応募を奨励しており、下表の通り8億円から9億円程度で推移している。同志社大学産官学連携ポリシーの下、奨学寄付金、受託研究費、共同研究費及び学術指導費についても積極的な受け入れを進め、各種補助金事業についても継続的に獲得に向けた取組を進めている。受託研究費・共同研究費及び奨学寄付金も堅調に推移しており、詳細は下表の通りである。研究資金を中心として、外部資金の受入額増大により、学生納付金に過度に依存しない財務構造に一定程度寄与する状況が定着しつつある。

外部資金の獲得状況(2020年度～2024年度)

科学研究費助成事業(単位:千円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
金額(千円)	833,222	813,940	883,607	838,440	900,566
件数(金額)	441	462	494	489	471

受託研究費・共同研究費(単位:千円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
金額(千円)	804,620	754,893	757,248	962,822	1,032,268
件数(金額)	255	232	222	231	209

奨学寄付金(単位:千円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
金額(千円)	89,637	103,388	88,556	153,580	71,084
件数(金額)	85	93	96	99	91

出典:学校法人同志社 事業報告書2024

<学長室>

【確認項目】(募金課)

- 募金の進捗状況を確認し、学生生徒等納付金以外の収入獲得に貢献できているかを確認する
- 大学運営に関する方針に基づき、「同志社大学2025ALL DOSHISHA募金」においては50億円の募金目標額を達成できたか確認し、その結果を確認する

【点検項目】

- ①募金の進捗状況を確認し、学生生徒等納付金以外の収入獲得に貢献できているか以下の2点を確認してください

➤「2025 ALL DOSHISHA募金」の進捗状況を具体的に記入してください

2025年12月末現在、本募金事業の累計寄付金額は26.5億円となり、目標金額50億円に対し達成率は53.1%となっている。

とりわけ、2025年度は寄付実績のない卒業生を中心に、寄付の手続きが容易なコンビニエンスストア専用の払込取扱票を添えて、寄付を依頼したことが利便性を高め、単年度の新規寄付者は2,614名と大幅に増え、卒業生の支援者が実人数で累計1万人を越えた。企業等法人への寄付依頼については、企業訪問を重点強化したことで、今年度は新たに49社からの寄付に繋がり、累計470社からの支援に至った。また、企業との連携強化を目的として、ダイキン工業、TOYO TIRE、ロゴスコポーレーションとの包括連携協定を締結し、部門の連携にとどまらず、新たなアライアンス計画を推進している。これらの取組を通じて、教育・研究活動の充実や学生の成長機会の創出を図るとともに、産学連携や外部資金獲得を推進するための基盤形成を進めている。

➤寄付金収入が、学生生徒等納付金以外の収入獲得にどの程度貢献できているかを簡潔に記入してください

寄付金収入が学生生徒等納付金以外の財源としてどの程度貢献しているかは、基礎データ集「14-1 事業活動収支計算書関係比率の推移」の[大学部門]「9. 寄付金比率」で事業活動収入に占める寄付金収入の割合として年度ごとの推移を把握している。

寄付金収入の貢献度を、「14-1 事業活動収支計算書関係比率の推移」の指標等から総合的に評価した結果、寄付金比率（1.5%2024年度実績）は全国平均をやや下回るものの事業活動収入の一端を担っており、学生生徒等納付金以外の安定的財源として一定の役割を果たしている。また、寄付金は補助金や受託研究費等とともに財源の多様化に資する重要な収入となっている。また、基礎データ集「14-13 寄付金受入れの推移」からは、寄付金収入がおおむね安定的に推移しており、本学の教育・研究活動を支える財源の多様化に寄与していることが確認できる。

②大学運営に関する方針に基づき、「同志社大学2025ALL DOSHISHA募金」においては50億円の募金目標額を達成できたかその結果を簡潔に記入してください

また、達成できなかった場合はその要因を分析して簡潔に記入してください

2025年12月末現在、「同志社大学2025 ALL DOSHISHA募金」の累計寄付金額は26.5億円となり、目標額50億円に対する達成率は53.1%となっている。目標額には達していないものの、卒業生や企業・団体等に対する募金活動を継続的に展開することにより、着実に寄付実績を積み上げている。一方で、卒業生との接点強化や寄付文化の更なる醸成、企業・団体との組織的な関係構築については、引き続き取組を充実させる必要がある。

特に、卒業生については連絡先情報の把握・更新や継続的なコミュニケーションの強化、企業・団体については教育・研究活動を通じた連携の深化や組織間の関係強化を進めることが課題となっている。今後は、これらの取組を通じて支援基盤の拡充を図り、外部資金の獲得につなげていく。

基準11. 国際連携（本学独自項目）

評価項目① 「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、多様な教育分野の提供や多様な学生の受け入れにより開放性の高い教育を展開できているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①学部・研究科間協定を締結し学生交換を行っている場合、その内容及び運用状況を確認する
- ②ダブル・ディグリー・プログラム等を展開している場合、その内容、登録・履修状況を確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①学部・研究科間協定を締結している ※「はい」の場合、以下の回答を記入してください	以下の通り。
1. 学部・研究科間協定の締結状況 多くの学部・研究科において、海外大学との学部・研究科間協定を締結し、学生交換、教員交流、共同研究、学術資料の交換等を実施している。また、一部の学部・研究科ではダブル・ディグリー・プログラムを展開し、国際的な教育研究交流の推進を図っている。	
2. 協定に基づく過去5年間の学生交換状況 過去5年間に於いて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間もあったものの、多くの学部・研究科で学生の受入及び派遣が実施されている。特に、一部の研究科では継続的かつ活発な学生交流が行われ	

ており、国際的な学習・研究機会の提供につながっている。一方で、交流実績が限定的な協定や、受入・派遣のいずれかに偏りがみられる事例も確認された。 3. 運用状況の確認と改善に向けた取組 協定の運用状況を点検した結果、一部の協定において交流実績の停滞や受入・派遣人数の不均衡がみられた。また、派遣実績がない協定や、受け入れ学生への支援体制の充実が課題として認識されている。これらに対し、協定内容や運用方法の見直し、協定校との協議の実施、交流機会の拡充、履修支援体制の改善等を進めており、今後も協定の実効性向上に取り組む予定である。	
②ダブル・ディグリー・プログラム等を展開している ※「はい」の場合、以下の回答を記入してください	以下の通り。
1. ダブル・ディグリー・プログラム等の実施状況 一部の学部・研究科において、海外協定校と連携したダブル・ディグリー・プログラム等を実施している。主な内容として、海外大学への留学を通じて本学と協定校双方の学位取得を目指すプログラムや、海外協定校における履修科目を双方の学位取得要件に組み込むプログラムを展開している。 2. ダブル・ディグリー・プログラム等における過去5年間の履修及び学位取得状況 過去5年間に、複数の学部・研究科で継続的に学生の派遣及び受入が行われている。特に法学及び理工学分野では一定数の受入・派遣実績があり、生命医科学分野においても学生の国際的な学習・研究機会の提供につながっている。これらのプログラムを通じて、学生が海外大学の教育研究環境で学びながら双方の学位取得を目指す機会を提供している。 3. 運用状況の確認と改善に向けた取組 プログラムの運用状況を確認した結果、一部では留学に伴う経済的負担や、受け入れ学生に対する研究指導体制の確保が課題として認識されている。また、法曹養成課程では司法試験制度との関係から、中長期的海外派遣プログラムへの参加が難しい状況もみられる。これらの課題に対し、奨学金制度による経済的支援や、指導教員とのマッチング方法の改善などを進めており、今後もプログラムの利用促進と教育効果の向上に取り組む予定である。	

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室>

【確認項目】（企画課）

- 大学の国際連携に関する方針が、本学が学長のリーダーシップの下でグローバル化とどのように向き合うかや国際連携において重視する点を示し、それに応じた教育研究や学生支援、管理運営等におけるグローバル化への対応のあり方を明示していることを確認する
- 社会から大学の実情の正確な理解に基づいた評価を得るため、世界大学ランキングのデータ等のランキングデータを把握し、推移を確認の上、必要に応じて対応策を検討する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①大学の国際連携に関する方針が、本学が学長のリーダーシップの下でグローバル化とどのように向き合うか国際連携において重視する点を示し、それに応じた教育研究や学生支援、管理運営等におけるグローバル化への対応のあり方を明示している	確認できた。
➤明示している方針について、公開URL（パンフレット等）を記入してください 「同志社大学国際連携に関する方針」 https://www.doshisha.ac.jp/images/kikak/page/07kokusairenkei.pdf	

<教育支援機構（教務部）>

【確認項目】

○全専任教員数に占める外国人教員比率を、本学の教員数規模及び学生数規模と照らして確認する

【点検項目】

①全専任教員数に占める外国人教員比率を、本学の教員数規模と照らして分析した結果を記入してください

本学における全専任教員(772名)に占める外国人教員(86名)の比率(外国人教員比率=在籍外国人教員数÷専任教員数)は、11.13%である。専任外国人教員は、特定の学部集中して在籍しているわけではなく、政策学部、スポーツ健康科学部、心理学部、脳科学研究科を除く、多くの学部・研究科等に在籍しており、様々な分野の多様な人材が採用されていると言える。

また、参考までに、嘱託講師(1,508名)に占める外国人教員(192名)の比率は12.73%であり、専任教員及び嘱託講師全体(2,280名)のうち外国人教員(278名)の比率は12.19%となっている(以上、「同志社大学基礎データ集 12-1教員数」より)。

全国的な平均を2025年度学校基本調査(25職名別 教員数、26 職名別 外国人教員数)の数字をもとに算出すると、大学全体(国公私立)の教員数192,823名のうち外国人教員数は、10,740名であり、比率は5.56%、私立大学全体では、教員数114,181名に対して外国人教員数5,898名で比率は5.16%である。これら他大学の状況を見れば、本学の外国人教員比率は決して低い比率ではない。

建学の精神として「国際主義」を掲げ、国や文化の違いを超え「共に知る」能力を備えた真の国際人を育て、幅広い国や地域から多様な人々を迎え入れた世界の縮図となる多文化共生キャンパスを形成する本学において多様な人材の確保という視点からも外国人教員増加の検討が望まれる。

<教育支援機構(全学共通教養教育センター)>

【確認項目】

○外国語の教育課程の整備状況を確認し、学習成果の獲得において適切で有効な教育課程であるかを確認する

○外国語の修得能力に応じて、基礎から応用的な外国語の科目が提供されていることを確認する

○外国語の語学能力のみならず、それを活用して学ぶ科目が提供されていることを確認する

○外国語のみで運用している科目が提供されていることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①外国語の教育課程の整備状況を確認し、学習成果の獲得において適切で有効な教育課程である	確認できた。
②外国語の修得能力に応じて、基礎から応用的な外国語の科目が提供されている	確認できた。
③外国語の語学能力のみならず、それを活用して学ぶ科目が提供されている	確認できた。
④外国語のみで運用している科目が提供されている	確認できた。

<国際連携推進機構(国際センター)>

【確認項目】

○全学生数に占める外国人留学生数の割合について、本学の学生数規模や共修する学生の学力、大学財政の裏付けに基づく持続性に照らして適切な状態であるかを確認する

○全学生数に占める海外への長期留学及び短期渡航による学びの経験を持つ学生数の割合について、本学の学生数規模と照らして適切な状態であるかを確認する

○受験生や学校教員に対して、教育理念に基づき、真のグローバルマインドを持つ人物を養成する教育内容、環境を整備している大学であることを多言語で発信できているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①全学生数に占める外国人留学生数の割合について、本学の学生数規模や共修する学生	確認できた。

の学力、大学財政の裏付けに基づく持続性に照らして適切な状態である	
②全学生数に占める海外への長期留学及び短期渡航による学びの経験を持つ学生数の割合について、本学の学生数規模と照らして適切な状態である	確認できた。
③受験生や学校教員に対して、教育理念に基づき、真のグローバルマインドを持つ人物を養成する教育内容、環境を整備している大学であることを多言語で発信できている	以下の通り。
➤不足している事項や課題とその改善状況を記入してください 新任教員研修会においては、本学の国際主義をテーマとして説明を行っている。また、日本語を第一言語としない教員への理解促進を図るため、2026年度からは研修資料の英語版を併せて配付している。一方で、教育理念に基づき、真のグローバルマインドを育成する本学の教育内容や学習環境について、受験生や学校教員を含む学外のステークホルダーに対して、多言語で体系的に発信するための取組には更なる充実の余地がある。加えて、国際課が発行する冊子やウェブサイトにおける多言語化も改善の余地があり、発信力の強化が課題となっている。今後は、受験生や学校教員をはじめとする国内外の多様な対象者に対し、本学の教育理念及び国際教育の特色をより効果的に発信できるよう、多言語による情報発信の充実に取り組む。	

<国際連携推進機構 (ILA) (国際教養教育院)>

【確認項目】

○多様な国籍の学生が共修可能な授業科目・クラスを提供できていることを確認する

【点検項目】

①多様な国籍の学生が共修可能な授業科目・クラスの数及びそれらの登録・履修状況を記入してください

【ILA】 すべて英語で履修することが可能なプログラムを提供していることから、多様な国籍の学生を受け入れており、約200名を30か国から受け入れている。											
【国際教養教育院】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>科目数・クラス数</th><th>登録者数(のべ人数)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2025 年度春学期</td><td>34 科目 45 クラス</td><td>1069 名</td></tr> <tr> <td>2025 年度秋学期</td><td>29 科目 39 クラス</td><td>963 名</td></tr> </tbody> </table> ※ただし、各学期エラー修正後の登録者数 国際教養教育院は、全学共通教養教育科目として留学生と国内学生が共に学ぶ科目を提供している。対象となる科目には、英語で開講する科目と日本語で開講する科目があり、それぞれ以下のような特色がある。英語で開講する科目は留学生と国内学生が少人数クラスで学び、グループワークやディスカッションを中心とした対話型授業である。異なるバックグラウンドを持つ学生が意見を交換することで、言語・文化の相違を超えて活発に交流できる力の育成を目指している。日本語で開講する科目は、日本の伝統文化について学ぶ科目や、日本とアジアとの関わりについて学ぶ科目で、海外に向けた日本文化の発信や相互的な国際理解の促進を図ることを目的とした共修科目として提供している。				科目数・クラス数	登録者数(のべ人数)	2025 年度春学期	34 科目 45 クラス	1069 名	2025 年度秋学期	29 科目 39 クラス	963 名
	科目数・クラス数	登録者数(のべ人数)									
2025 年度春学期	34 科目 45 クラス	1069 名									
2025 年度秋学期	29 科目 39 クラス	963 名									

評価項目②「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、研究機関や企業との世界規模での組織的連携、研究者交流による活発な研究活動を展開できているか。
--

■学部・研究科以外の担当組織

<研究開発推進機構>

【確認項目】

○プロジェクト型研究(研究センター群)や研究拠点(プラットフォーム、先端的教育研究拠点)において、それぞれ

の研究分野や研究課題に応じて、独立行政法人日本学術振興会の各種事業の活用等により海外の大学や研究機関との国際共同研究を展開できているか、国際共著論文の成果の状況とあわせて確認する

○プロジェクト型研究（研究センター群）や研究拠点（プラットフォーム、先端的教育研究拠点）において、カンファレンスやシンポジウム、講演会等で招聘した外国人研究者及び研究者交流の状況を把握し、本学の概要、教育や研究の特色等の理解促進に努めることができているかを確認する

○独立行政法人日本学術振興会の各種事業の活用等、社会的評価の高い制度を通じた外国人研究者招聘、海外特別研究員派遣による研究者交流の状況を分析できているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①プロジェクト型研究（研究センター群）や研究拠点（プラットフォーム、先端的教育研究拠点）において、カンファレンスやシンポジウム、講演会等で招聘した外国人研究者及び研究者交流の状況を大学として把握している	確認できた。
②本学の概要、教育や研究の特色等を積極的に発信できている	確認できた。
③独立行政法人日本学術振興会の各種事業の活用等、社会的評価の高い制度を通じた外国人研究者招聘、海外特別研究員派遣による研究者交流の状況を分析できている	確認できた。

評価項目③「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、一般学生と外国人留学生の共修、共生、交流等による多様性の理解や享受に資する取組を展開しているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構（国際センター）（国際教養教育院）>

【確認項目】

○一般学生と外国人留学生の共修環境が整備できているかを確認する

○正課外活動における一般学生と外国人留学生の交流状況の分析ができているかを確認する

【点検項目】

①一般学生と外国人留学生が共修する環境の整備状況を記入してください

【国際教養教育院】

国内学生と外国人留学生が共修可能な科目を全学共通教養教育科目として41科目87クラス提供している（2025年度実績）。

【国際センター】

日本人学生と外国人留学生が共修可能な授業科目としてSAP（スタディー・アブロード・プログラム）センターが提供する科目（以下、SAP科目）が挙げられる。SAP科目は本学に拠点を置くAKP/KCJS/スタンフォード日本センター/チュービンゲン同志社日本研究センターの授業のうち、いくつかの科目が本学学生にも開放され、外国人留学生と共修できる科目である。SAP科目にはそれぞれ定員（各クラス2名）があり、また、登録可能科目数も年度・学期によって異なる。全学的な会議での周知依頼や各種媒体を活用した広報により、学生への積極的な周知と履修促進に取り組んでいる。一方で、本学とSAPセンターとの学年暦の違いにより履修しにくい場合があり、一部のクラスでは定員を満たさない状況が生じており、引き続き周知方法の工夫や履修促進策の充実を図っていく。SAP科目は日本にしながら、海外の大学の授業を体験できる貴重な機会であり、「国内型留学」の一環として位置付けている。

②正課外活動における一般学生と外国人留学生の交流状況の分析結果を記入してください

【国際教養教育院】

国際教養教育院が提供する日本語・日本文化教育プログラム科目では、年間通して「日本語授業ボランティア」を募集している。日本語授業ボランティアは日本語の授業に参加し、留学生の会話やディスカッションの練習相手を担当する。また、夏期に実施するサマーセッション（日本語・日本文化研修）でも、スタディパートナーと

して留学生の日本語授業のサポートや、日本文化とともに学ぶ役割を担うボランティア学生を募集している。いずれの取組も、留学生と国内学生が授業を通じて出会い、多様な価値観を相互に学ぶ機会となっている。

【国際センター】

正課外活動において国内学生と外国人留学生の交流が生まれる複数の機会が確保されている。

そのひとつである Go Global Assistant (GGA) は、本学の協定大学等から来日している留学生で構成され、留学希望者や国際交流に関心のある学生の相談対応、学内イベントの企画補助、語学交流等を担うプログラムである。国内学生は英語で相談を行う場面が多く、留学生との対話を通じて実践的なコミュニケーション経験を得ることができる。一方、留学生側にとっても日本人学生との継続的な交流機会となっている。

また、アーモストフェロー・オフィスアワーでは、アーモスト大学から派遣されたフェローが学生の個別相談や自由談話を行い、本学学生との語学・文化交流の場が形成されている。

さらに、Association of Christian Universities and Colleges in Asia (アジア・キリスト教大学協会、ACUCA) オンライン Micro Degree Program は、アジア各国の学生が英語で学ぶオンライン講座であり、本学学生が海外大学の学生と共に受講することで、渡航を伴わずに国際的な相互交流が生じる正課外型の取組として一定の役割を果たしている。

全体として、正課外活動では一定の交流が生まれているが、参加者が国際交流に関心を持つ学生に偏りやすい傾向がある。今後は、より多様な学生が参加しやすい周知と参加導線の強化が課題である。

加えて、学生が運営する課外活動も存在している。留学生課の下に「SIED (シード Student Staff for Intercultural Events at Doshisha)」を組織し、学生スタッフが主体となって国内学生と外国人留学生の国際交流イベントを開催している。

SIDE: https://ois.doshisha.ac.jp/ois/international_exchange/sied.html

様々な国籍の学生が企画・運営を担う点において、本学の教育理念である「自由主義」に基づき、自発的体験として国際的視野及び異文化理解を培う機会となっている。昼食をとりながら、特定の言語で交流する「Lunch Talk」や「Speak Up!」は、開催頻度が高く、気軽に参加できる企画として、国際交流を促進している。これらの取組は、外国人留学生支援にとどまらず、学内の国際化、多文化共生意識の醸成、外国語運用能力の向上にも有効に機能している。2024年度の開催イベント総数は155回で、参加者総数は、国内学生約1400名、外国人留学生約1,500名、延べ約29,000人に上る。

ボランティア系の活動で共修する機会もある。受け入れている海外の有名大学による本学での短期プログラムにおいて、本学学生がスタディパートナー、聴講生、交流ボランティアとして参加する機会を設けている。2024年度は高麗大学19名、ノースイースタン大学10名、ニューオリンズ大学19名、ハーバード大学13名、合計61名の学生を受け入れた。2025年度はノースイースタン大学5名、オースティンピー州立大学12名、ハーバード大学12名の計29名である。本プログラムにより、授業内で外国人留学生とのディスカッションや交流を通じて、国内学生と留学生の親交を深め、国際的視野及び異文化理解を培う機会となっている。近年、海外大学側の予算都合により実施困難なケースが増加し、受入人数は減少傾向にある。プログラム内授業への国内学生の参加は、時間割調整や英語力の課題により限定的であり、交流機会として十分に機能させるための工夫に取り組んでいく。

(まとめ)

本学の国内学生・外国人留学生は、各種支援を通じて国内学生や多様な国からの留学生との交流機会を持ち、相互理解を深めている。各種の活動を通じて、異なる文化・社会・思想・宗教などの背景を理解し、世界各地域への関心を高めている。また、SDA室を中心に、学生相談やハラスメント相談窓口を日本語だけでなく英語でも対応し、安心して学べる環境を整備している。

こうした取組は、外国人留学生が学内での交流や授業を通じて多様な価値観を理解し、人権尊重の重要性を認識することを促し、ダイバーシティの視点を持った人物の養成に貢献している。

一方で、これらの取組の効果をより広く学生に行き渡らせるためには、参加機会の更なる拡充が求められる。ダイバーシティに対する意識の啓発を推進するためには、正課授業のみならず正課外活動においても、様々な学生が共に学ぶ環境をさらに強化する取組が必要である。

<学生支援機構>

【確認項目】

○継志寮のコンセプトに基づき、一般学生と外国人留学生の共生環境が整備できているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①継志寮のコンセプトに基づき、一般学生と外国人留学生の共生環境が整備できている	確認できた。

評価項目④「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、海外渡航や国内型留学の取組を展開しているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構(国際センター)>

【確認項目】

○海外渡航や「国内型」留学(国内疑似留学体験)等による多様な学びを提供できているか確認する

○大学のグローバル化推進に対する学外支援の範囲や大学財政の裏付けに基づく持続性を考慮し、海外事務所や協定大学内拠点について、国・地域ごとに拠点の機能を分化できているかを確認する

○大学が重点を置き教育や研究等の多様な活動を展開する海外拠点(海外事務所及び海外キャンパス)を、大学全体を俯瞰した調整及びコーディネートにより円滑に運営できているかを確認する

点検項目	点検・評価結果
①大学が重点を置き教育や研究等の多様な活動を展開する海外拠点(海外事務所及び海外キャンパス)は、大学全体を俯瞰した調整及びコーディネートにより円滑に運営できている	確認できた。

評価項目⑤「同志社大学国際連携に関する方針」に基づき、チュービンゲン EU キャンパスで更なる教育研究プログラムを展開しているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<国際連携推進機構(国際センター)(EU キャンパス支援室)>

【確認項目】

○チュービンゲン EU キャンパスでの教育プログラムを確認する

○両大学共催の国際シンポジウムの実施等の研究交流について確認する

【点検項目】

①チュービンゲン EU キャンパスでの教育プログラムについて記入してください

■ドイツ語・異文化理解EUキャンパスプログラム(春学期開講)

全学共通教養教育科目として提供される「セメスタープログラム・ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」「Intercultural Studies」「EUキャンパス特別講義」の4科目(合計14単位)で構成され、本学学生が約1セメスター(約5か月間)チュービンゲン大学内に設置された本学のEUキャンパスで学ぶ機会を提供している。同志社大学科目のうち「セメスタープログラム・ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」は語学研修を基盤とし、「Intercultural Studies」はチュービンゲン大学日本学科の学生と共修する科目、「EUキャンパス特別講義」はドイツ及びヨーロッパにおける先進的な課題を扱った講義群として構成されている。

■ヨーロッパ・スタディーズEUキャンパスプログラム(秋学期開講)

チュービンゲン大学が提供する T-IES(Tübingen International and European Studies)科目及び本

学学部が設置する科目から成り立っており、本学のEUキャンパスにおいて、英語を用いながら多国籍の学生とともに文化・宗教・社会・政治・法律・経済・環境・人権・ジェンダー・移民・難民など複合領域的な観点からドイツ・ヨーロッパの歴史、現状、そして諸課題を学ぶことを目的としている。

②両大学共催の国際シンポジウムの実施等の研究交流について記入してください

本学とチュービンゲン大学は、2018年に第1回目を開催して以来、学術連携の強化を目的として国際シンポジウムを継続的に共催している。本シンポジウムは、両大学の戦略的協力協定に基づき、学際的な議論を通じた学術交流の深化を目的としている。開催地は、同志社大学とチュービンゲン大学が交互に務める形をとっており、両大学が相互に役割を担いながら運営していることに特徴がある。

2025年3月には、本学において第5回国際シンポジウムが開催され、「Humans and AI: Coexistence and Conscience」をテーマに、本学学長及びチュービンゲン大学副学長による基調講演、両大学の研究者による分科会など多層的な学術交流が実施された。

基準12. 研究開発(本学独自項目)

評価項目① 「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づき、学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を機軸に大学の独自色を大きく打ち出すことができているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室>

【確認項目】(企画課)

○「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づき、全学的な研究の実施及び支援体制、学長のリーダーシップの下で実施する研究事業に係るPDCAサイクルの整備等がなされていることを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づき、全学的な研究の実施及び支援体制、学長のリーダーシップの下で実施する研究事業に係るPDCAサイクルの整備等がなされている	確認できた。
➢「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づき、全学的な研究の実施及び支援体制、学長のリーダーシップの下で実施する研究事業に係るPDCAサイクルの整備について簡潔に記入してください 「同志社大学研究事業の実施に関する方針」 https://www.doshisha.ac.jp/images/kikak/page/08kenkyu.pdf 本学では、学長のリーダーシップの下、「研究事業の実施に関する方針」に基づき、全学的な研究推進体制とPDCAサイクルの整備を進めている。2026年4月には研究開発推進機構をリサーチ・イノベーション推進機構へ改組し、研究推進部とリエゾンオフィスを統合してイノベーションクラスターを設置することで、研究支援機能の一元化と研究組織間連携の強化を図る。また、京田辺市・日産自動車との包括連携によるスマートモビリティ実証や脱炭素に向けた取組など、重点領域を設定した社会貢献型研究を推進し、計画立案から成果検証まで一体的に管理している。さらに、組織再編に伴い産官学連携推進課に起業支援係を設置し、JST「KSAC」やINPIT事業等を活用した知財活用支援、起業家教育イベント、ベンチャーコンテスト再開、D-egg内シェアオフィス設置など、アントレプレナーシップ支援体制の拡充も進めている。	

評価項目② 「同志社大学研究事業の実施に関する方針」に基づき、研究活動の状況(学内研究費、学外研究費を含む)及び研究力の分析を行っているか。

■学部・研究科

【確認項目】

- ①採用や昇任、大学院任用の審議において、各教員の研究力を十分に分析できているかを確認する
- ②科学研究費の申請と採択状況を分析できているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①採用や昇任、大学院任用の審議において、各教員の研究力を十分に分析できている	確認できた。
②科学研究費の申請と採択状況を分析できている	以下の通り。
ほとんどの学部等において、科学研究費の申請状況及び採択状況を適切に把握し、研究活動の分析に活用していることを確認した。一方で、一部の組織においては、申請・採択状況の共有にとどまっている場合も見受けられたことから、研究力の強みや課題の把握に向けた分析を更に充実させる余地がある。今後も、申請・採択状況の継続的な分析を通じて、研究支援の充実や研究活動の活性化につなげていくことが望まれる。	

■学部・研究科以外の担当組織

<研究開発推進機構>

【確認項目】

- 学内の研究助成を得て行われている研究の活動状況を分析できているかを確認する
- 科学研究費の申請と採択状況を分析できているかを確認する
- 科学研究費以外の学外資金の獲得状況を分析できているかを確認する

【点検項目】

- ①学内の研究助成による本学教員の研究活動について、どのように把握、分析しているかを記入してください

・個人研究費、在外研究及び国内研究については成果報告書により研究経過ならびに成果を把握している。
・外国旅費補助については出席する学会や国際会議のプログラムにより成果発表の状況を把握している。

- ②科学研究費の申請と採択状況を記入してください

直近の2025年度実績では、新規応募が304件に対して採択は93件であった。応募件数は過去5年間で40件程度増加しているが、採択件数は100件前後を推移し、応募件数増に連動していない。
※大学基礎データ集「9-6 科学研究費補助金採択件数推移」

- ③科学研究費以外の学外競争的研究費の獲得状況を記入してください

直近の2024年度実績では、経済産業省、厚生労働省、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等の配分機関から合計37件、総額420,851,957円の研究費を受け入れた。
（内訳）
経済産業省：5,346,835円、厚生労働省：24,536,000円、JST：276,921,300円、AMED：27,165,930円、NEDO：82,062,892円、その他：4,819,000円

- ④今後本学が学外競争的研究費の獲得に向けて取組を強化していく事業等があれば記入してください

研究者の事由な発想に基づく研究を支援する科学研究費助成事業の申請・採択とともに、創発的研究支援事業への申請奨励と支援を行い、その採択による若手研究者の育成を強化する。

評価項目③ 大学の特色を発揮するため、基礎研究、応用研究及び文理融合や領域横断による融合研究の創出を支援しているか。
--

■学部・研究科以外の担当組織

<研究開発推進機構>

【確認項目】

○他者又は他機関と協働し、人文・社会・自然科学分野における新たな価値または公共的価値の創造に取り組む研究プロジェクトの創出支援ができているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①他者又は他機関と協働し、人文・社会・自然科学分野における新たな価値または公共的価値の創造に取り組む研究プロジェクトの創出支援ができている	確認できた。
➤その概要を記入してください(資料の別添による説明も可) カーボンリサイクル教育研究プラットフォーム、エネルギー変換教育研究センター、国際的教育研究拠点形成支援事業等を通じて、国内外の研究機関や企業との連携を推進した。また、COVID-19研究やSDGs研究などの分野横断的プロジェクトを実施し、社会課題の解決と新たな公共的価値の創出に貢献した。 <教育研究プラットフォーム> ・カーボンリサイクル教育研究プラットフォーム: https://crpf-doshisha.com/ <先端的教育研究拠点> ・エネルギー変換教育研究センター: https://www1.doshisha.ac.jp/~ene-cent/ <国際的教育研究拠点形成支援事業> https://rd.doshisha.ac.jp/rd/reactivities/kokusai_eandr_project.html <ALL Doshisha Research Model>(事業終了) ・COVID-19 Research Project https://rd.doshisha.ac.jp/rd/reactivities/covid-19research.html ・「諸君ヨ、一人ハ大切ナリ」同志社大学SDGs研究」プロジェクト https://rd.doshisha.ac.jp/rd/reactivities/sdgs_research_pj/project.html	

評価項目④ 研究機関、企業、自治体等との組織的連携に関する支援をしているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<研究開発推進機構>

【確認項目】

○プロジェクト型研究や研究拠点において、それぞれの研究分野や研究課題に応じて、大学その他企業研究機関との共同研究、産業界との連携による研究、地域と連携した社会貢献に繋がる研究等、組織的な連携による研究支援が展開できているかを確認する

※国際的な共同研究、研究者交流の状況は、基準11-②で点検・評価

○産官学連携に求められる機能を整理し、科学技術・イノベーション施策に基づく外部資金を活用した産官学連携事業に対する行動指針を策定していることを確認する

【点検項目】

➤プロジェクト型研究や研究拠点において、組織的な連携により展開している研究の概要を記入してください(資料の別添による説明も可)

大学と企業等との包括連携協定に基づく連携事業において、新たな価値、公共的価値の創造に取り組む研究プロジェクトを展開している。

<同志社大学ーダイキン工業株式会社>

<https://next-env.doshisha.ac.jp/ne/>

<同志社大学ーTOYO TIRE 株式会社>

①新たな共同研究の創出、②技術相談対応を含めた学術指導、③学生と社員の共修（教育）、④学生のキャリア形成支援を柱として、4つの共同研究の推進、研究室訪問による共同研究の創出、高等研究教育院及びビジネス研究科科目における共修、各種キャリア形成支援（長期インターンシップ、就職活動セミナー、OB/OB交流会、大学内企業説明会）に取り組んでいる。

<同志社大学－京田辺市－日産自動車株式会社>

<https://rd.doshisha.ac.jp/rd/reactivities/corporate-partnerships/D-NISSAN-Kyotanabe.html>

点検項目	点検・評価結果
①産官学連携に求められる機能を整理し、科学技術・イノベーション施策に基づく外部資金を活用した産官学連携事業に対する行動指針を策定している	確認できた。
>そのエビデンス資料を提出してください（URLの入力も可） <同志社大学産官学連携ポリシー> https://rd.doshisha.ac.jp/rd/collab/policy.html	

評価項目⑤ 安全保障輸出管理の規程に従い、運用状況を確認できているか

■学部・研究科以外の担当組織

<研究開発推進機構>

【確認項目】

○組織として所属する研究者の健全性・公正性について確認する

○「同志社大学安全保障輸出管理規程」に基づき、安全保障輸出管理の適切な実施ができていることを確認する

【点検項目】

①組織として所属する研究者の健全性・公正性（研究インテグリティ）を下記の着眼点に沿って確認してください

点検項目	点検・評価結果
①-1 公的研究費の運営・管理に関する規程に従い、公的研究費を適切に運営・管理している	確認できた。
>その制度や体制の概要を示し、本学が重視している事項等、制度やその運用における特色を記入してください 文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、公的研究費に係る不正を防止するために年度ごとに「不正防止計画」を策定し、研究における適正な研究費の運用および管理、そして監査体制において万全を期している。加えて、本学WEBサイトで、公的研究費の不正防止体制と不正防止計画を公表している。 <公的研究費の不正防止体制と不正防止計画の策定について> https://www.doshisha.ac.jp/research/research_funding/index.html	
①-2 所属する研究者が研究活動に伴うリスクを懸念する場合に、相談する窓口がある	確認できた。
>そのエビデンス資料を提出してください（URLの入力も可） <安全保障輸出管理に関する相談窓口> https://rd.doshisha.ac.jp/rd/inside/anzen/security-export-control.html <研究インテグリティリスク対応・相談窓口> https://rd.doshisha.ac.jp/rd/inside/anzen/research-integrity.html	
①-3 所属する研究者・職員に対して、組織として研究活動に伴うリスクに関する研修等を行っている	確認できた。

①-4組織として研究活動に伴うリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みがある	確認できた。
>その仕組みについて記入してください(エビデンス資料の提出、URLの入力も可) 本学所属の研究者に対し、毎年度、個人研究費交付申請書を通して「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティに関する自己申告書」に記載の項目に該当する可能性があるか否かを確認し、該当する場合には、当該申告書の提出により情報を把握している。	
①-5科研費論文は機関リポジトリ等の情報基盤に掲載し、オープンアクセス化に対応している ※ただし、2025年4月以降に行う公募から	確認できた。
>その仕組みについて記入してください(エビデンス資料の提出、URLの入力も可) <同志社大学学術リポジトリへの研究論文の掲載> https://www.doshisha.ac.jp/research/research_funding/index.html	

点検項目	点検・評価結果
②安全保障輸出管理の規程に従い、運用状況を確認できている	確認できた。
>具体的な取組状況、運用状況を簡潔に説明してください(資料の別添による説明も可) <安全保障輸出管理について> https://rd.doshisha.ac.jp/rd/inside/anzen/security-export-control.html	

評価項目⑥ 全学的な研究に関し、2025 年度までに達成すべき目標として、次の目標を達成できたか。 ・科学研究費助成事業の申請率を向上させるとともに、現在高い水準を保っている採択率を維持すべく、申請時の支援体制を充実させることにより、採択件数の増加を目指す。 ・科学研究費助成事業の年間における保有課題件数を、450 件とする。 ・産官学連携プロジェクトの契約締結件数を、350 件とする。
--

■学部・研究科以外の担当組織

<研究開発推進機構>

【確認項目】

- 科学研究費助成事業の年間における保有課題件数が450件となったか確認し、申請時の支援体制の充実等の観点を含めてその結果を確認する
- 産官学連携プロジェクトの契約締結件数を、350件となったか確認し、申請時の支援体制の充実等の観点を含めてその結果を確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①科学研究費助成事業の年間における保有課題件数が450件となり、目標を達成できた	以下の通り。
>達成に至らなかった理由を分析し、改善策を記入してください 科研費に申請する研究者が特定の者に限定しており、新規応募件数が300件程度で頭打ちとなっているため。今後は若手研究者を中心に新規応募者の掘り起こしを進める。	
②産官学連携プロジェクトの契約締結件数が350件となり、目標を達成できた	以下の通り。
>達成に至らなかった理由を分析し、改善策を記入してください 2024年度は337件、2025年度は12月4日時点で311件となった。 企業側の研究投資が次世代技術領域や早期事業化案件へシフトしており、大学とのマッチングが十分に進まなかったことや、学内の研究シーズ発信や企業へのアプローチ不足、さらには研究者の負担増による新規開拓の停滞、他大学との外部資金獲得競争の激化の影響もあったと考えられる。	

評価項目⑦ 研究成果及びコンテンツを社会に対して魅力的かつ明瞭に情報発信しているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<研究開発推進機構><附置研究所(人文科学研究所)(アメリカ研究所)(ハリス理化学研究所)>

【確認項目】

○学術論文、学会発表及び社会活動による研究成果の可視化に取り組み、本学の研究活動が学内外にどのような貢献をもたらしているのか、どのような融合、創造を生み出しているのか等、その実績をわかりやすいコンテンツで発信できているかを確認する

<研究開発推進機構>

【チェック項目】

①研究開発推進機構が本学の研究活動、研究成果、研究実績等を、どのような内容、手段で社会に発信しているかを記入してください(資料の別添による説明も可)

研究開発推進機構ウェブサイト、研究ポータルサイト、研究者データベースを通じて研究情報を公開するとともに、記者懇談会やEurekAlert!を活用した国際広報により、本学の研究成果を国内外へ積極的に発信している。

<研究開発推進機構のWEBサイト>

<https://rd.doshisha.ac.jp/rd/>

<https://research.doshisha.ac.jp/>

<研究者データベース(教員情報)>

<https://kendb.doshisha.ac.jp/search/index.html?lang=ja>

<けいはんな広報ネットワーク記者懇談会での情報発信>

<https://www.kri.or.jp/project/kishakon.html>

<研究成果の国際広報>

https://rd.doshisha.ac.jp/rd/inside/research/international_publicity.html

EurekAlert! <https://www.eurekalert.org/>

<附置研究所(人文科学研究所)>

【チェック項目】

①人文科学研究所の研究活動、研究成果、研究実績等を、どのような内容、手段で社会に発信しているかを記入してください(資料の別添による説明も可)

学術雑誌、研究叢書、人文研ブックレット等の刊行や学術リポジトリでの成果公開に加え、公開講演会・連続講座の開催、研究所ホームページでの情報発信を通じて、研究活動及び研究成果を広く社会に発信している。

1. 『キリスト教社会問題研究』の刊行(第74号:年1回)

2. 『社会科学』の刊行(第55巻:年4回)

3. 同志社大学人文科学研究所研究叢書の刊行(65~67巻:不定期)

4. 同志社大学学術リポジトリからの発信 <https://doshisha.repo.nii.ac.jp/>

1) 『キリスト教社会問題研究』1-73+(1958-2025)

2) 『社会科学』1-86;40-55(1-3)+(1965-2010;2010-2025)

5. 人文科学研究所報の刊行(年報:年1回)

6. 同志社大学人文科学研究所公開講演会の実施(第111~112回:年2~3回)

7. 同志社大学人文科学研究所連続講座の実施(連続講座2025:年1回)

- 8.『人文研ブックレット』（公開講演会・連続講座・80周年記念シンポジウムの記録）の刊行
 9. 人文科学研究所HPからの発信 <https://jinbun.doshisha.ac.jp/>
 1) 人文科学研究所概要、2) 研究所の活動、3) 部門研究会の活動、4) 公開講演会・連続講座、5) 出版物、
 6) 資料の収集、7) 図書利用案内、8) 教員紹介

<附置研究所（アメリカ研究所）>

【チェック項目】<附置研究所（アメリカ研究所）>

- ①アメリカ研究所の研究活動、研究成果、研究実績等を、どのような内容、手段で社会に発信しているかを記入してください（資料の別添による説明も可）

本研究科が主催する講演会やコロキウム等については、本研究所並びに大学HPを通じて積極的に情報を発信している。また、部門研究の成果等については「同志社アメリカ研究」に掲載している。

アメリカ研究所：<https://america-kenkyusho.doshisha.ac.jp/ak/>

【チェック項目】<附置研究所（ハリス理化学研究所）>

- ①ハリス理化学研究所の研究活動、研究成果、研究実績等を、どのような内容、手段で社会に発信しているかを記入してください（資料の別添による説明も可）

研究発表会の開催に加え、研究所ホームページや動画配信を活用して研究活動・研究成果・研究実績を広く発信している。また、研究報告書の刊行や科学教育事業を通じて、研究成果の社会還元と普及に努めている。

- (1) 京都市内のホテルや教室を利用した大規模な研究発表会を行っている。

<https://harris-riken.doshisha.ac.jp/hr/event/detail/046-q7L7uG.html>

- (2) ホームページを利用して研究活動、研究成果、研究実績等を社会に向けて広く発信している。詳細は下記参照のこと。

【ハリス理化学研究所】

<https://harris-riken.doshisha.ac.jp/hr/index.html>

【研究室への扉】

<https://www.youtube.com/@doshisha-harris>

【部門研究】

https://harris-riken.doshisha.ac.jp/hr/research/division_research.html

【研究助成】

https://harris-riken.doshisha.ac.jp/hr/research/research_grant.html

【ハリス理化学研究報告】

https://harris-riken.doshisha.ac.jp/hr/publication/research_report.html

【創造科学教育夏期研修】

https://harris-riken.doshisha.ac.jp/hr/creation_science/summer_training.html

【加藤与五郎実験教室】

https://harris-riken.doshisha.ac.jp/hr/creation_science/katoyogoro.html

<広報部>

【確認項目】

- 学長のリーダーシップの下で実施する研究事業を通したブランディング戦略について、下記事項を確認する
- ・当該事業で打ち出す独自色の内容の設定
 - ・当該事業を通して浸透させたい本学のイメージの整理ができているかの確認
 - ・分析結果を踏まえた効果的な情報発信手段・内容の検討状況の確認
 - ・ブランディング戦略の工程、工程ごとの成果指標及び達成目標を策定できているかの確認

【点検項目】

- ①当該事業（事業の実施や事業成果）を通して、本学の独自色としてどのような内容を打ち立てるかを記入してください

VISION2025では創造と共同による研究力の向上を目標の一つと掲げ、14学部（1インスティテュート）16研究科を擁する総合大学としての特色を最大限に活かすべく、文理融合や領域横断による融合研究を創出することとしている。また、2025年度に公表した同志社大学VISION「共に知る、共に変わる ―With a Good Conscience―」においても「京都との共創から生み出される新たな社会貢献」や「多元的イノベーションを引き起こす研究基盤の形成」を掲げ、人類の知の地平を広げる基礎研究と、現代社会が直面する課題の解決を目指す応用研究を共に推進し、「多元的イノベーション」を生み出すことを使命として掲げている。

カーボンリサイクル等の環境に係る課題や宇宙（宇宙開発）での様々な課題（居住等）を研究する国内外の企業・研究機関との共同研究に加え、スポーツ科学や脳科学等、14学部（1インスティテュート）16研究科において多方面に亘る研究活動が行われている。諸研究においては、テクノロジー（技術開発）の課題だけでなく、研究倫理や国際協力を実現するためのグローバル化の課題、地球上での健康維持や健康寿命のための社会実装に必要な心理・社会トリートメントなど心と行動に関する課題、社会福祉や産業創出につながる社会学と経営学の課題なども密接に関わっているため、人文社会系の研究領域との連携が必須であり、総合大学として多様な学問体系を有する本学においては、本事業の成果創出を支え、かつ創出された成果をそれらの学問体系の教育へと循環させることが可能である。

具体的には、下記の広報活動を通じて、本学が長い歴史の中でこれまでに蓄積・継続してきた豊富な研究資源（紀要や論文、書籍、独自に収集した貴重資料等）に基づく研究や本学に設置されている学部・研究科・センター等の組織を基盤とする研究、他大学や企業・団体・政府機関等との共同研究など、本学独自の特色的かつ多彩な研究者・内容や体制、成果をアピールしている。

①公式ホームページ、オウンドメディア、公式SNS等での研究の発信

公式ホームページや公式SNS、オウンドメディアの「Opinion」を通じて、様々な社会の課題に対して、先進かつ意欲的な研究を行っている教員や大学院生・学部生の受賞や研究活動を紹介・発信している。2023年度に開設したオウンドメディアでは、研究の意義や社会課題に対する見解・意見等を、分かりやすく一般の方に紹介・解説し、研究の喜びや葛藤、悩み等も併せて紹介している。これらのストーリーを通じて、当該研究への理解や興味関心を高め、本学へのプレゼンスの向上をはかっている。なお、オウンドメディア「”D”iscover」の内容は、「フクロナビ（<https://fukurou-navi.jp/>）」にも転載を許可し、本学の研究力のアピールに繋がっている。

②KBS京都ラジオ「さらピン!キョウト」（2021年度～2024年度）への研究者（専任教員）の出演

ラジオ放送を通じて、幅広い職業や年齢層のリスナーに対し、DJが研究者に質問をしながら、研究内容を噛み砕いて分かりやすく紹介し、研究内容への理解や興味関心を高め、本学のプレゼンスの向上をはかった。

③京都のフリーマガジン「ハンケイ500m」（2022年度～。1年間に6号を発行）での研究者の紹介

「踏み出せ!「ガクモン」の未来～大学ラグ最前線～」のコーナーを活用し、京都市民や京都市への観光客なども含め、広く一般に本学の研究者の研究活動を紹介し、研究の意義や社会課題に対する見解・意見等を発信している。京都市営地下鉄や京都市バスの停留所等で配布される紙媒体の冊子（バックナンバーは、「ハンケイ500m」の公式サイト（下記参照）でもPDFファイルで閲覧可能）と「ハンケイ京都新聞」公式サイトにおいてテキストと動画で発信されている。

●ハンケイ500mの公式サイト（冊子の紹介、バックナンバー）

<https://hankei500.com/>

●ハンケイ京都新聞の公式サイト

<https://hankei500.kyoto-np.jp/>

④広報誌、新聞、TV、書籍等による研究（研究者）の紹介

本学の広報誌「One Purpose」（在学生、在学生の保護者、卒業生（修了生）、校友を対象）や「同志社時報」（学校法人同志社の関係者、購読希望者を対象）、東洋経済ACADEMIC等のムック本、冊子、雑誌、TV

局への執筆や出演等を通じて、研究者や研究内容、研究プロジェクト等を紹介し、研究の意義や社会課題に対する見解・意見・解説等を、分かりやすく一般の方に紹介している。

⑤プレスリリース・記者会見、メディア懇談会

先進的な研究など、教員の要請に応じて、プレスリリースや記者会見、メディア懇談会の開催を通じて、教員（共同研究含む）の研究成果を発信している。

- ②当該事業（事業の実施や事業成果）を通して、本学のイメージとしてどのようなものを社会に浸透させるかを記入してください

VISION2025や新VISIONで掲げている使命を基に、研究活動における「社会貢献」、「創造と共同」、「共創」、「多元的イノベーション」を推進、社会に広報し、本学の研究活動への理解、支援へと繋げていくことが求められる。

具体的には、新型コロナウイルス感染症に関する緊急研究課題プロジェクト(COVID-19 Research Project)や「同志社大学SDGs研究プロジェクト」の実施、「同志社大学カーボンリサイクル技術フォーラム」の発足などを通じて、大学の責務である「社会貢献」の一翼を担い、責任を果たすとともに、社会の課題解決に取り組む研究内容や成果を分かりやすく、広く国内外に公開・発信していくことで、教育活動だけでなく研究活動にも重点を置き、注力している大学であることを強くアピールしている。

また、「創造と共同」、「共創」、「多元的イノベーション」に関しては、他大学や企業（ダイキン工業、TOYO TIRE、日産自動車、ENEOS、NTT西日本、ロゴス等）・政府機関（JAXA）・地方自治体（京都府・京都市・京田辺市等）・団体等との研究連携をニュースリリースや記者会見等を通じて広報し、これらの機関との活発な連携・共同研究が行われている大学であることをアピールしている。

- ③当該事業（事業の実施や事業成果）を通して、本学のブランドを構築するにあたり、どのような対象をターゲットとするかを記入してください

主たるターゲットは、以下の4つである。

(1) 学部への受験生（高校生等）やその保護者、大学院の受験生（大学生、社会人等）

14学部1インスティテュート16研究科の研究に加え、総合大学の強みでもある学部・研究科の垣根を越えた共同研究、さらには、他大学（国内のみならず、ドイツのテュービンゲン大学などの海外の大学を含む）や企業・政府機関・地方自治体・団体との研究など、広範な教育・研究分野から総合的な智識やスキルを獲得・享受できる本学の魅力を広報することで、同志社ブランドを強化するとともに志願者の確保と増加に繋げる。

(2) リカレント教育の対象となる卒業生・修了生、社会人

昨今は、人生100年時代の到来に向けた社会人のリカレント・リスキリング教育（学び直し）が厚生労働省等、政府からも求められている。本学では、企業との連携による大学院教育や研究活動を展開しており、大学院生と企業人材がともに学ぶ機会の創出に取り組んでいる。双方での学び・研究開発の相乗的な効果が期待される。また、成長分野であるAI・データサイエンスの分野についても、社会人教育のターゲットとなりうるため、本学での最先端の取組を広報することで、学び直しの場としての同志社大学をアピールする。

(3) 一般の方

研究活動への関心が高まることで、本学や本学の研究活動への寄附等の支援を期待でき、プレゼンス・ブランディングの強化にも繋がる。

(4) 国内外の大学や企業・団体

本学が推進する研究プロジェクトや研究成果を発信することで、新たな共同研究や研究ネットワークの形成を促進し、寄附講座、研究助成、産学連携事業等への発展を目指す。また、本学の研究力や教育力への理解を深めることで、人材交流や採用等を含む多様な連携機会の創出につなげる。

- ④当該事業（事業の実施や事業成果）を通して本学のブランドを構築するにあたり、社会における本学のイメージ及び認知度がどのような状況であるかを、どのように把握しているかとあわせて記入してください

広報部門において研究の認知度に関わるアンケート調査等は実施していないが、当該研究のニュースリリースや記者会見への反応（出席したマスコミ関係者の数、新聞への掲載数やTVでの報道数、ネット記事の掲載数など）のモニタリングや公式ホームページで展開しているオウンドメディアや公式SNS、デジタル冊子、動画の閲覧・視聴者数・リアクション数などで、関心度・認知度をチェックしている。

- ⑤当該事業（事業の実施や事業成果）によるブランディング戦略の工程、工程ごとの成果指標及び達成目標を記入してください（工程は資料の別添による説明も可）

認知度に応じて、主に広報対象を4つの層に分類し、効果的な情報発信手段を検討・実施している。

(1)同志社大学を認知していない層

(2)同志社大学に対する理解が限定的な層

(3)同志社大学が教育活動に熱心な大学であると認識している層

(4)同志社大学が教育活動だけでなく、研究活動にも注力している大学であると既に認識している層

まずは、本学及び本学の研究活動を認知して頂くために、全ての層に対し、多様な媒体（公式ホームページ・オウンドメディア、公式SNS、新聞、ラジオ、TV、広報誌、冊子、学内デジタル・サイネージ等）を通じて広報し、ニュースリリースや記者会見、メディア懇談会なども開催し、研究者や研究の内容、意義、成果（受賞・表彰等）を丁寧に広報・発信している。

(4)の層に対しては、研究者向けの公開シンポジウムやフォーラムの開催案内等をニュースリリースし、その内容を大学ホームページのオフィシャルサイトの「ニュース」に掲出したり、「イベント」情報に掲出したり、新聞で告知するなどして、間接的にサポートしている。公式大学ホームページでは、オリジナルサイトを提供し、研究に関する情報発信をサポートしており、2026年度のサイトリニューアルにも協力している。

広報部においては、ホームページやオウンドメディアの閲覧数、公式SNSのフォロワー数、各コンテンツへのリアクション数、記者会見へのマスコミ関係者の参加数等を指標とし、これらを増加させていくことを目標としている。研究・研究者への認知が確立してくれば、マスメディアに対して継続的な取材依頼を促し、取材依頼（受諾）の数、マスコミ（新聞・雑誌、TV、インターネット記事）への掲載の数を指標としてモニタリングし、大学の強みである分野や推進している分野（カーボンリサイクルや宇宙開発等）を、メディア懇談会等の機会を通じて積極的にアピールしていく。

最終的には、世界ランキング（THE、QS等）における論文引用数や「トップ2%の科学者」（エルゼビア社・スタンフォード大学）の数、ネイチャー等への論文掲載数等の上位へのランキングやノーベル賞等の世界的な賞・名誉の受賞を通じて、国内外のプレゼンスを上位に位置付けていくことが大きな目標である。

基準13. ダイバーシティ推進（本学独自項目）

評価項目①「同志社大学ダイバーシティ推進に関する方針」に基づき、様々な背景を持つ本学構成員が、共生できる教育研究環境の整備や職場環境を充実できているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室><京田辺校地総務部>

【確認項目】

- 本学が、多様な価値観を認め合う他者や異文化に開かれた大学であり、将来にわたっても、そのような大学であり続けることを社会に高らかに宣言するため「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」を策定、公開し、それに基づく同志社大学ダイバーシティ推進に関する方針と合わせて組織的に共有していることを確認する
- 様々な背景を持つ本学構成員が、共生できる教育研究環境の整備や職場環境を充実できているか、制度の整備や啓発活動等を基に確認する

<学長室(企画課)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」を策定、公開し、それに基づく同志社大学ダイバーシティ推進に関する方針と合わせて組織的に共有している	確認できた。
➤組織的に共有する仕組みを記入してください 同志社大学ダイバーシティ推進宣言 https://www.doshisha.ac.jp/information/diversity/index.html 本学は「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」を策定し、全学的な分析・改善・施策検討のためにダイバーシティ推進委員会を設置して組織的推進体制を構築している。また、宣言や関連方針、各種取組を学内外で共有するために、大学公式ホームページ内に「ダイバーシティ推進」のページを開設し、情報発信と理解促進をはかっている。毎年の自己点検・評価では、各組織での取組を把握して取りまとめている。	
②様々な背景を持つ本学構成員が、共生できる教育研究環境の整備や職場環境を充実できている	確認できた。
➤制度の整備や啓発活動等を記入してください ダイバーシティに関する啓発活動として、意識向上を目的とした教育・研修、ダイバーシティ関連科目の提供、コラムの発信、シンポジウムの開催など、多面的な取組を実施している。さらに、学内外への理解促進を目的として、大学公式ホームページ内に「ダイバーシティ推進」のページを開設し、制度・取組・支援情報を一元的に公開し、広く共有している。これらの取組により、多様性を尊重し、共生できる教育研究環境および職場環境の実現が着実に進展している。 学生、教職員の様々な困難を解消するため、「フリーアクセスマップ」「生理用品配置MAP」を作成し、ホームページ上で公開している。 ダイバーシティ推進の取組:https://www.doshisha.ac.jp/information/diversity/projects.html <具体的な取組> ■男女共同参画・ライフサポート https://www.doshisha.ac.jp/information/diversity/gender_equality.html ■多文化共生・国際理解 https://www.doshisha.ac.jp/information/diversity/coexistence.html ■障がい者支援 https://www.doshisha.ac.jp/information/diversity/disability_support.html ■SOGI理解・啓発 https://www.doshisha.ac.jp/information/diversity/sogi.html	

<京田辺校地総務部>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」を策定、公開し、それに基づく同志社大学ダイバーシティ推進に関する方針と合わせて組織的に共有している	確認できた。
➤組織的に共有する仕組みを記入してください 「同志社大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、全学的なダイバーシティ推進に係る分析、改善及び施策の検討を目的に、2021年度に「ダイバーシティ推進委員会」が発足した。当課では2025年度から、当委員会事務局を担当している。本委員会では、実務を担っている、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室	

だけでは対応が難しい全学的な案件に関して協議を行い、オーソライズする仕組みを構築しているが、これまで、リサーチライフ支助成事業の促進やダイバーシティメンター制度導入に向けた懇談、オールジェンダー対応トイレやピクトグラムの設置、改正障害者差別解消法への対応に関するリーフレットの作成等様々な取組を行っている。	
②様々な背景を持つ本学構成員が、共生できる教育研究環境の整備や職場環境を充実できている	確認できた。
➤制度の整備や啓発活動等を記入してください 当課では、人事業務の一環として、障がいのある方を対象雇用機会の創出及び就業支援に取り組んでいる。受入部課との調整等を行っており、京田辺キャンパスの主要部課に電話でニーズを把握したうえで、応募があれば、採用時には受入部課との調整や受入体制の整備を支援し、採用後も継続的なフォローを行うとともに、必要に応じて学外の支援機関と連携している。こうした取組を通じて、多様な背景を持つ構成員が安心して活躍できる職場環境の充実に努めている。	

<学生支援機構>

【確認項目】

- 継志寮が「国内学生と留学生が区別なく生活を共にし、学びあえる寮」として機能し、人種、性別、障がいの有無、文化等の様々な違いや背景を持つ学生が混住・交流する環境のもと、多文化共生、地域社会との異世代共生を实践する生活を通して多様な価値観を理解し合い、その違いを新たな創造へ導く力を持つ人物の養成に寄与できているか確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①継志寮が「国内学生と留学生が区別なく生活を共にし、学びあえる寮」として機能し、人種、性別、障がいの有無、文化等の様々な違いや背景を持つ学生が混住・交流する環境のもと、多文化共生、地域社会との異世代共生を实践する生活を通して多様な価値観を理解し合い、その違いを新たな創造へ導く力を持つ人物の養成に寄与できている	確認できた。
➤どのような形で寄与できているか具体例を記入してください 継志寮は、共有ユニットは5部屋につき1ユニットとしている。1ユニットは一般学生3名、外国人留学生2名の割合で部屋割りを行っているため、普段の寮生活の中で一般学生と外国人留学生が自然と共修、共生、交流できる環境になっている。 また、寮生は入寮オリエンテーションや各種イベント（新入寮生歓迎会、七夕イベント、ハロウィンパーティー、クリスマス会）を自主的に企画、開催して交流を深めている。その準備・実施過程において、寮生への告知方法や参加者増加に向けた方策など文化等の様々な違いや背景を持つ学生の価値観や意見を取りまとめるため、寮生同士が密にコミュニケーションをとり、相手と自分のギャップを埋め合わせる努力や、相手の意見を尊重しお互いが納得できるような案を探ることなどの経験をしている。この他にも寮生は「上京区民ふれあいまつり」に参加し、学区や地域、大学、区役所が一体となって幅広い地域社会の住民や世代と交流する場を得ている。 さらに、寮の円滑な運営を補助する学生（ドミトリーアシスタント（DA））は、留学生の生活サポート、イベントの企画・運営、寮内共用部の清掃、寮内での問題・課題の解決等を大学・管理会社と話し合い実行する必要があることから自身が多様な立場を調整する経験を通してリーダーとしての素養を身につけている。 継志寮は「国内学生と留学生が区別なく生活を共にし、学びあう寮」として機能している。他者と関わり、違いを調整・受容しながら生活する経験を積んでおり、多文化共生や地域社会との共生を实践する力の涵養に寄与している。	

評価項目② 本学構成員が、各種情報に平等にアクセスできるよう整備できているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室>

【確認項目】（庶務課）

○大学の意思決定に関わる情報に関する本学教職員への情報共有が適切にされるよう整備できているかを確認する

○大学が発信する重要な情報について、本学学生への情報提供が適切にされるよう整備できているかを確認する

点検項目	点検・評価結果
①大学の意思決定に関わる情報に関する本学教職員への情報共有が適切にされるよう整備できている	確認できた。
➤整備状況等を記入してください 本学教職員を閲覧対象とする「教職員のページ」において、全学的な意思決定機関である大学評議会、部長会、各主任会議はもとより各委員会の会議記録及び会議資料を公開し、情報共有を図っている。会議記録及び会議資料のアップロードについては、庶務課のほか、各種会議・委員会を所管する各部課が随時行っている。なお、2024年度には、従来の教職員のページに代えてMicrosoft社のSharePointを導入し、情報セキュリティ上の脆弱性の低減及び視認性・操作性の向上を図った。	
②大学が発信する重要な情報について、本学学生への情報提供が適切にされるよう整備できている	確認できた。
➤整備状況等を記入してください 本学学生を対象とする、大学が発信する重要な情報については、本学公式ホームページの「重要なお知らせ」や同志社大学ポータル、学修支援システム「DUET」等を活用し、情報発信手段を運営・管理する各部課及びコンテンツを作成する各部課において業務を切り分け、適切に情報提供を行っている。	

評価項目③ 合理的配慮を要する本学構成員に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できているか
--

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室><京田辺校地総務部><人事部>

【確認項目】

○合理的配慮を要する本学教職員に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できているかを確認する

○本学の各学部・研究科、センター、部課ないしは教職員等を主催者として行われる公式行事、講演会、シンポジウム、イベント等において、合理的配慮が適切に提供できているかを確認する

<学長室（企画課）>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①合理的配慮を要する本学教職員に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できている	確認できた。
➤合理的配慮を要する本学教職員に対する支援体制および社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進する取組について記入してください。 ■合理的配慮を要する教職員への支援体制	

宣言において「合理的配慮を要する本学構成員に対する支援体制を整備し、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進する」と明確に掲げており、制度的な支援体制の整備を進めている。 障がいのある学生・教職員を支援するため、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA室）が設置されており、支援ニーズに応じた合理的配慮の提供や情報保障の導入（例：字幕表示システムの導入）などが行われている。また、「同志社大学文書作成要領」において、文書の書体は、ユニバーサルデザインフォントを用いることとなっている。 ■社会的障壁の除去に対する理解醸成の取組 理解促進のための啓発活動として、差別問題や人権、SOGI、多様性理解に関する研修・講演会・FD（教職員研修）などを継続的に実施し、教職員の意識向上を図っている。 さらに、映画上映やセミナー、体験講習会、レインボー関連イベントなど、構成員が当事者視点を学ぶ機会も提供されており、多様な背景をもつ人々を理解するための教育活動として機能している。 加えて、大学公式ホームページ内に「ダイバーシティ推進」のページを通じ、合理的配慮の考え方や支援制度をわかりやすく公開し、学内外へ広く情報を発信することで、社会的障壁への理解を深める取組を展開している。	
②主催者として行う公式行事、講演会、シンポジウム、イベント等において、合理的配慮が適切に提供できている	確認できた。
➤具体的な合理的配慮の告知、事例等について記入してください。 リーフレット「イベントやセミナーの広告に合理的配慮に関する告知文が入っていますか?」を作成、学内の教職員に配付して啓発を行っている。また、当課が事務局であるイベントにおいては、託児、合理的配慮が必要な対象者向けの告知を入れる等の対応をしている。	

<京田辺校地総務部>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①合理的配慮を要する本学教職員に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できている	確認できた。
➤合理的配慮を要する本学教職員に対する支援体制および社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進する取組について記入してください。 当課では、障がい者雇用を推進するとともに、合理的配慮を必要とする職員が安心して就業できる環境の整備に努めている。障がい者枠で採用した職員については、本人との面談等を通じて特性やニーズを把握し、業務内容の調整や必要な支援を行っている。	
②主催者として行う公式行事、講演会、シンポジウム、イベント等において、合理的配慮が適切に提供できている	確認できた。
➤具体的な合理的配慮の告知、事例等について記入してください。 ・当課が運営する、「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」では、受講者募集時に「特別な配慮が必要な方はご連絡ください。」と記載し、座席の確保や車椅子の誘導等可能な範囲で対応を行っている。託児スペースも準備している。 ・ダイバーシティ推進委員会事務局として、合理的配慮に関するリーフレットを再度作成し、2026年4月に配布を予定している。	

<人事部>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①合理的配慮を要する本学教職員に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する	確認できた。

理解の醸成を促進できている	
➤合理的配慮を要する本学教職員に対する支援体制および社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進する取組について記入してください。 2023年11月には職員向けに精神・発達障害に関する基礎的な知識や情報を得る機会として「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」をハローワーク主催にて開催し、精神・発達障害についての正しい知識と理解促進に努めた。	
②主催者として行う公式行事、講演会、シンポジウム、イベント等において、合理的配慮が適切に提供できている	以下の通り。
➤不足している事項の改善状況を記入してください 職員採用活動においては、学外事業者が主催する合同説明会や、本学キャリアセンターと連携して実施する職員採用説明会等に参加している。一方で、説明会や講演等における情報保障や合理的配慮の提供については、さらなる充実の余地があると認識している。	

<学生支援機構>

【確認項目】

- 合理的配慮を要する本学学生に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できているかを確認する

【確認項目】

- ①合理的配慮を要する本学学生に対する支援体制を記入してください

SDA 室では、身体、精神・発達等に障がいのある学生が、障がいの種別にかかわらず、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、合理的配慮について、コーディネーターとの面談を通じて考えていく。面談では、根拠資料を元に、障がいの状況等について確認し、授業を受けるにあたって必要かつ合理的であると判断した項目について、コーディネーターが配慮提案書を作成しており、これを科目担当者、及び申請者（学生）の間で確認し、合意する配慮内容は、大学と申請者が建設的な対話を行いながら、双方に十分な共通理解を図ったうえで決定する。配慮の内容によっては、本学の「学生が学生を支援する」という体制のもと、サポート学生が付く場合もある。 さらに、SDA 室内に留まらず、保健センター、カウンセリングセンター、キャリアセンターが連携し、それぞれの障がい学生の状況に応じて支援をしており、また、学生が所属する学部・研究科とも連携し、より効果的な支援を行う体制を整えている。 2024 年度からは合理的配慮義務化と同時に「合理的配慮としての遠隔授業」も実施している。 同志社大学学生支援センター スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室 案内パンフレット： https://www.doshisha.ac.jp/file/shien/page/sda_panf.pdf 障がい学生への合理的配慮に関するガイド（教職員用）： https://www.doshisha.ac.jp/files/shien/page/gouritekihairyo_panf.pdf
--

点検項目	点検・評価結果
②合理的配慮を要する本学学生に対する支援体制を整え、社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できている	確認できた。
➤どのように社会的障壁の除去に対する理解の醸成を促進できているかを記入してください 毎年秋学期に教職員を対象とした研修会の開催、教職員・学生を対象とした身体障がい体験講習会、発達障がいの対する理解啓発のイベントを継続的に実施している。 また、学生が学生を支援するという体制のもと、障がい学生を支援する「サポート学生」の育成にも注力している。	

評価項目④ ダイバーシティに対する意識の啓発を推進し、あらゆる人びとの人権を尊重できるダイバーシティの視点に立った人物を養成できているか。

■学部・研究科以外の担当組織

<学長室><京田辺校地総務部>

【確認項目】

○ダイバーシティに対する意識を啓発するためのシンポジウム・講演会や研修等を実施し、ダイバーシティの視点に立った人物を養成できているかを確認する

<学長室(企画課)>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①ダイバーシティに対する意識を啓発するためのシンポジウム・講演会や研修等を実施し、ダイバーシティの視点に立った人物を養成できている	確認できた。
➢具体的な取組、研修等について記入してください。 ■ シンポジウム・講演会による意識啓発 ● ダイバーシティシンポジウム 『大学におけるダイバーシティ教育の意義と課題～私たちは何を「教える」のか～』 開催日:2026年3月28日(土) 内容:基調講演(他大学教員)、本学のダイバーシティ関連科目に関するパネルディスカッションを通し、大学におけるダイバーシティ教育の意義と課題を問い直す。 基調講演では「マジョリティの特権を可視化する」をテーマに差別を自分事として捉える重要性を提示している。 ● 大学コンソーシアム京都共同研究調査事業報告会 『高等教育における障害学生支援の包括的実態調査と「学びのユニバーサルデザイン」構築に向けたコンソーシアム型支援モデルの提案』 開催日:2025年3月7日 内容:本学ダイバーシティ研究センターが研究代表者となり、大学コンソーシアム京都加盟大学の研究者と実施してきた共同研究の成果の報告会。基調講演では「障害のある生徒・学生の高大移行における現状と課題—その先に繋がる支援に向けて—」をテーマに支援のバトンが繋がれる重要性を説く。 ● 身体障がい体験講習会・発達障がいパネル展 開催日:2025年10月27日(月)～31日(金) 内容:身体障がい体験講習会では、全盲体験(点字体験、アイマスク)を実施し、関連企画として、全盲、羞明、視野狭窄など、視覚障がい者の見え方や困り感について紹介するポスターを展示した。「発達障がいパネル展」では、パネル展示のほか、コーディネーターによる個別説明会を実施した。 ■ 学生等に向けた講習会・勉強会 ● ガイドヘルプおよび車いす介護講習会 開催日:2025年9月25日(木) 内容:本学の各種ホール等を利用する車いすユーザーや視覚に障がいのある来場者に、気持ちよく楽しんでもらえるよう、ホールの運営補助をする学生アルバイトやホールを利用する学生団体を対象に、講習会を実施した。 ● ノートテイク勉強会 開催日:2025年7月10日(木)	

内容：ノートテイクサポートを利用している利用学生、ノートテイクサポート経験のあるサポートスタッフが講師となり、聴覚障がいや、読みやすいノートの書き方を説明した。

■ ダイバーシティ教育

全学共通教養教育科目（同志社科目）において、「同志社の良心とダイバーシティ」を提供している。

●ダイバーシティ関連科目: <https://www.doshisha.ac.jp/information/diversity/education.html>

●ダイバーシティ推進委員会推薦電子書籍:

<https://library.doshisha.ac.jp/library/dl/news/detail/037-3FOmbb.html>

<京田辺校地総務部>

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①ダイバーシティに対する意識を啓発するためのシンポジウム・講演会や研修等を実施し、ダイバーシティの視点に立った人物を養成できている	確認できた。
➤具体的な取組、研修等について記入してください。 ◆ダイバーシティ推進委員会では、2026年1月19日（～2月3日）に、全教職員を対象に、「同志社大学のダイバーシティ推進に関するアンケート調査」を実施した。2022年度にも同様のアンケートを実施したが、その後の意識や環境の変化を定量的に把握するデータが不足しており、特に、男女共同参画や障がい者支援、育児・介護サポート、手話施策など、分野ごとに制度整備の進捗が異なっていることから、今後の重点化に向けた客観的指標を策定するため、再度実施することになった。 ◆ダイバーシティ推進委員会では、2026年3月28日に「ダイバーシティシンポジウム」を開催した。当日は、上智大学の出口真紀子氏による基調講演「マジョリティの特権を可視化する」、パネルディスカッション「同志社の良心とダイバーシティ」の実践から見える課題と展望」を実施した。また、会場での参加とzoomによるハイブリット開催とし、会場では文字保証を行い、託児スペースも準備する等多様な参加者に配慮した運営を行った。	

<教育支援機構（全学共通教養教育センター）>

【確認項目】

○本学の学生に対して、ダイバーシティに対する意識の啓発を推進し、あらゆる人びとの人権を尊重できるダイバーシティの視点に立った人物を養成できているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①本学の学生に対して、ダイバーシティに対する意識の啓発を推進し、あらゆる人びとの人権を尊重できるダイバーシティの視点に立った人物を養成できている	確認できた。
➤その根拠となる科目提供や学生調査結果等を記入してください（資料の別添による説明も可） 全学共通教養教育科目（同志社科目）「同志社の良心とダイバーシティー性の多様性・ジェンダー平等・多文化共生・障がい者支援」の提供。 【概要】 ・2023年度から曜日・講時を指定しないネット配信授業（オンデマンド型）で実施。 ・全学様々な専門の見地を持つ教員がリレー講義を行っている。 ・2025年度は受講生が6,018人に上る。	

<国際連携推進機構（国際センター）（ILA）（国際教養教育院）>

【確認項目】

○本学の留学生に対して、ダイバーシティに対する意識の啓発を推進し、あらゆる人びとの人権を尊重できるダイバ

ーシティの視点に立った人物を養成できているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①本学の留学生に対して、ダイバーシティに対する意識の啓発を推進し、あらゆる人びとの人権を尊重できるダイバーシティの視点に立った人物を養成できている	確認できた。
>その根拠となる科目提供や学生調査結果等を記入してください(資料の別添による説明も可) 【ILA】 新入生を対象とした同意ワークショップは、特に人権尊重を促進することを目的として実施しており、Student HandbookにもConsentの項目を設け、学生たちに意識づけをしている。また、ILAで開講する多くの科目は人権と多様性に焦点を当てており、関連する活動も行われている。 【国際教養教育院】 国際教養教育院設置科目のうち、全学共通教養教育科目として提供している科目は国内学生と外国人留学生の共修科目として提供している。共修科目の履修を通じて、留学生のみならず国内学生に対しても言語・文化の相違を超えて活発に交流し、協働できる能力の育成を図っている。	

評価項目⑤ 同志社大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、男女共同参画・ライフサポート、多文化共生・国際理解、障がい者支援、SOGI 理解・啓発の 4 つの中心課題に対する具体的対応策について検討できているか。
--

■学部・研究科

【確認項目】

- ①男女共同参画・ライフサポート、多文化共生・国際理解、障がい者支援、SOGI 理解・啓発の4つの中心課題に対する各組織独自の具体的対応策を確認する

【点検項目】

- ①4つの中心課題に対する各組織独自の具体的取組があれば記入してください

男女共同参画・ライフサポート	教職員の育児・介護等と教育研究活動との両立を支援するため、会議運営や業務分担への配慮、育児時間・介護時間取得への対応、長期履修制度の活用等を通じて、ライフイベントに応じた柔軟な教育研究環境の整備に取り組んでいる。また、女性の理系進路選択支援や女性志願者の増加に向けた取組、教員公募における男女共同参画の推進など、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めている。
多文化共生・国際理解	教職員の育児・介護等と教育研究活動との両立を支援するため、会議運営や業務分担への配慮、育児時間・介護時間取得への対応、長期履修制度の活用等を通じて、ライフイベントに応じた柔軟な教育研究環境の整備に取り組んでいる。また、女性の理系進路選択支援や女性志願者の増加に向けた取組、教員公募における男女共同参画の推進など、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めている。
障がい者支援	Student Accessibility 支援室(SDA 室)やカウンセリングセンターと連携し、合理的配慮が必要な学生に対する支援体制を整備している。授業運営上の配慮、情報共有体制の構築、施設・設備のバリアフリー化、障がい特性に応じた個別支援等を実施し、学生が安心して学習できる環境づくりを推進している。
SOGI 理解・啓発	SOGI やダイバーシティに関する授業、講演会、人権研修等を実施し、多様な性や生き方への理解促進に取り組んでいる。また、刊行物や各種様式における性別表記の見直し、卒業生の多様性を意識した広報、ジェンダーやセクシュアリティをテーマとした研究・教育活動の推進などを通じて、多様性を尊重する学習・研究環境の醸成を図っている。

■学部・研究科以外の担当組織

<内部質保証推進会議>

【確認項目】

○男女共同参画・ライフサポート、多文化共生・国際理解、障がい者支援、SOGI 理解・啓発の4つの中心課題に対する具体的対応策について検討できているかを確認する

【点検項目】

点検項目	点検・評価結果
①男女共同参画・ライフサポート、多文化共生・国際理解、障がい者支援、SOGI 理解・啓発の4つの中心課題に対する具体的対応策について検討できている	確認できた。
>4つの中心課題に対する具体的対応策について、次年度以降に向けて改善すべき事項があれば具体的に示し、改善の見通しを記入してください 本学はダイバーシティ推進宣言(2021年)に基づき、4つの中心課題を軸に、制度整備、教育、支援技術の導入、啓発活動を全学的に展開していることが毎年度の自己点検・評価によって確認できている。	

以上

③同志社大学自己点検・評価規程、同志社大学内部質保証推進規程

同志社大学自己点検・評価規程

1994年7月7日

制定施行

改正	1995年4月1日	1995年12月1日
	1996年4月1日	1997年5月20日
	1999年4月1日	1999年7月15日
	2001年3月31日	2002年5月1日
	2003年2月1日	2003年2月22日
	2004年1月31日	2004年4月1日
	2004年5月1日	2007年3月31日
	2011年7月30日	2014年10月25日
	2015年3月28日	2017年3月25日
	2018年7月28日	2021年6月26日
	2026年3月5日	

(趣旨及び目的)

第1条 本学は、教育研究水準の向上を図り学術の中心として社会の発展に寄与するため、同志社大学学則第1条の2第1項、同志社大学大学院学則第1条の2第1項、同志社大学専門職大学院学則第2条第1項及び同志社大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という。）第2条第4項の規定に基づき、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行う。

2 この規程は、本学の自己点検・評価において必要事項を定める。

(自己点検・評価の体制)

第2条 本学の自己点検・評価活動は、内部質保証推進規程第4条第7号の規定に基づき、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）が統括する。

2 学部及び大学院研究科は、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うため、当該組織名を付した個別の自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

3 学部及び大学院研究科は、前項の自己点検・評価委員会に関する申合せを別記様式第1号又は別記様式第2号のとおり定める。

4 本学を構成する機構、学長室、部、所、センター、院、インスティテュート、クラスター、館及び室は、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(自己点検・評価項目)

第3条 本学は、次の項目について毎年度重点項目を定めて自己点検・評価を行う。

- (1) 大学の理念・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織

- (4) 教育課程・学習成果
- (5) 学生の受入れ
- (6) 教員・教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等環境
- (9) 社会連携・社会貢献
- (10) 大学運営・財務
- (11) 国際連携
- (12) 研究開発
- (13) ダイバーシティ

2 前項の各号に係る点検及び評価項目等は、内部質保証推進規程第4条第4号の規定に基づき、内部質保証推進会議が設定する。

(自己点検・評価の実施方法)

第4条 学部及び大学院研究科その他の組織は、内部質保証推進規程第4条第5号に基づき策定された自己点検・評価実施要項に則って自己点検・評価を行う。

2 学部及び大学院研究科は、自己点検・評価結果を内部質保証推進規程第2条第3項に基づき設置する各組織の質保証委員会に報告する。

3 各組織の質保証委員会は、内部質保証推進規程第7条第3号及び第4号の規定に基づき、自己点検・評価結果に基づく改善策又は向上策を策定及び実行し、自己点検・評価結果の内容を内部質保証推進会議に報告する。

4 学部及び大学院研究科以外の組織は、自己点検・評価結果を内部質保証推進会議に報告する。

(自己点検・評価結果に係る対応)

第5条 学長は、学校教育法が定める自己点検・評価結果の公表を、内部質保証推進規程第4条第9号に規定する自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報でもって行う。

2 前項の自己点検・評価報告書は、学校教育法が定める認証評価を受けるための調書とする。

(事務)

第6条 自己点検・評価活動の所管及びこの規程に関する事務は、学長室総合企画部企画課が取り扱う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別記様式第1号 省略

(学部及び学部を基礎とする研究科)

別記様式第2号 省略

(独立研究科及び専門職大学院)

同志社大学内部質保証推進規程

2017年3月25日

制定

改正 2018年7月28日

2024年3月30日

2026年3月5日

第1章 総則

(趣旨及び目的)

第1条 本学は、教育研究活動等において方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させて教育の充実及び学生の学習成果向上を図り、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを、本学自らの責任で説明する。

2 この規程は、本学における前項の過程（以下「内部質保証」という。）において必要な事項を定める。

(内部質保証の推進体制)

第2条 本学は、大学の自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）を置く。

3 学部及び大学院研究科は、それぞれの教育の質保証を行うため、当該組織名を付した個別の質保証委員会（以下「質保証委員会」という。）を置く。

4 第1項に規定する自己点検・評価活動に関する事項は、同志社大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）に定める。

5 学長は、本学の内部質保証について、同志社大学外部評価委員会を置き、学外有識者に意見を求めることができる。

6 前項に規定する同志社大学外部評価委員会に関する事項は、別に定める。

(内部質保証の推進方法)

第3条 本学は、内部質保証を推進するため、次の事項を設定する。

(1) 学部学科及び大学院研究科専攻における同志社建学の精神並びに大学の教育理念及び教育目標に基づく人材の養成に関する目的

(2) 学部学科及び大学院研究科専攻における前号の人材の養成に関する目的に基づく、「卒業の認定・学位の授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」（以下「3ポリシー」という。）

(3) 学部学科及び大学院研究科専攻を横断する教育プログラムを展開する組織における教育課程の編成及び実施に関する方針

(4) 大学の諸活動に係る次の方針及び計画

ア 中・長期の将来計画

イ 教育の3ポリシーを策定するための基本方針

ウ アセスメント・ポリシーに関する基本方針

エ 大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針

オ 学生支援に関する方針

カ 教育研究等における環境・条件の整備に関する方針

キ 社会連携及び社会貢献に関する方針

- ク 大学運営に関する方針
- ケ 中・長期の財政計画
- コ 国際連携に関する方針
- サ 研究事業の実施に関する方針
- シ ダイバーシティ推進に関する方針
- ス 高大接続に関する方針
- セ リカレント教育に関する方針
- ソ ファカルティ・ディベロップメントの実施に関する基本方針
- タ スタッフ・ディベロップメントの実施に関する基本方針

- 2 学長は、内部質保証推進会議を通して、学部及び大学院研究科その他組織における教育の質保証に係る取組を支援し、取組状況の確認及び取組結果の集約を行い、これらを検証する。
- 3 学長は、内部質保証推進会議から学部及び大学院研究科その他組織における教育の質保証に係る取組結果等について報告を受け、必要な措置を講じる。
- 4 学長は、内部質保証推進会議からその活動状況の報告を受け、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じる。
- 5 学長は、本学の内部質保証の状況を同志社大学評議会に報告する。
- 6 学長は、内部質保証の状況、自己点検・評価結果並びに本学の基本的情報及び資料を、本学ホームページや大学ポートレート等を活用して積極的に公表する。

第2章 内部質保証推進会議

(内部質保証推進会議の任務)

第4条 内部質保証推進会議は、次の事項を任務とし、本学の内部質保証の推進に責任を負う。

- (1) 大学、大学院及び専門職大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認
 - (2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーに関する事項
 - (3) 第3条第1項第4号に規定する方針及び計画の設定
 - (4) 自己点検・評価活動に係る点検及び評価項目等の設定
 - (5) 前号により設定した点検及び評価項目、自己点検・評価に係る手続等をまとめた自己点検・評価実施要項の策定
 - (6) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価
 - (7) 本学の自己点検・評価活動の統括
 - (8) 全学の自己点検・評価活動の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の立案
 - (9) 自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報の編纂及び学長への提出
 - (10) 前号に規定する自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報、第8号に規定する施策及び内部質保証状況の学長への報告
 - (11) 認証評価の受審に関する事項
 - (12) その他必要な事項
- (内部質保証推進会議の構成)

第5条 内部質保証推進会議は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 学長室長

- (2) 事務局長
- (3) 学部長及び研究科長から2名
- (4) 学生支援センター所長
- (5) 教務部長
- (6) 学習支援・教育開発センター所長
- (7) 入学センター所長
- (8) 国際センター所長
- (9) イノベーション創出クラスター所長
- (10) 総合企画部長

2 前項に規定する者のほか、学長が必要と認めた者を、委員として加えることができる。

3 第1項第3号及び前項に規定する委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(内部質保証推進会議の運営)

第6条 内部質保証推進会議には、委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進会議は、委員長が招集し、議長となる。

3 内部質保証推進会議は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

第3章 質保証委員会

(質保証委員会の任務)

第7条 質保証委員会は、次の事項を任務とし、当該組織における教育の質保証の取組に責任を負う。

(1) 第3条第1項第1号に規定する人材の養成に関する目的の設定

(2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーの設定

(3) 当該組織における自己点検・評価結果に基づく改善策又は向上策の策定及び実行

(4) 当該組織における自己点検・評価結果の内部質保証推進会議への報告

(5) 認証評価の受審に関する事項

(6) その他必要な事項

(質保証委員会の申合せ)

第8条 学部及び大学院研究科は、当該組織名を付した質保証委員会に関する申合せを定める。

2 前項の委員会に関する申合せの様式は、別記様式第1号又は別記様式第2号のとおりとする。

第4章 雑則

(事務)

第9条 本学の内部質保証の推進及び支援並びに内部質保証推進会議に係る事務は、学長室総合企画部企画課が取り扱う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別記様式第1号 省略

(学部及び学部を基礎とする研究科)

別記様式第2号 省略

(独立研究科及び専門職大学院)

④2025年度同志社大学内部質保証推進会議委員名簿

2025年度 同志社大学内部質保証推進会議 委員名簿

廣安 知之	学長室長
西岡 徹	事務局長
岡田 幸宏	教務部長
石倉 忠夫	全学共通教養教育センター所長
馬場 吉弘	学習支援・教育開発センター所長
小山田 英治	国際センター所長
川満 直樹	入学センター所長
飯田 健	学生支援センター所長
佐藤 健哉	研究推進部長
金津 和美	国際教養教育院所長

以 上